



Title	考慮の前提である余地と決定論の両立性
Author(s)	本間, 宗一郎
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第15991号
Issue Date	2024-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k15991
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/92375
Type	doctoral thesis
File Information	Souichiro_Honma.pdf



考慮の前提である余地と決定論の両立性

本間宗一郎

目次

序	4
1. 余地両立論と考慮	7
1.1 考慮における余地の前提	7
1.2 余地と決定論の両立問題	11
1.3 余地両立論とその意義	13
1.4 総括	19
2. 帰結論証	21
2.1 ヴァン・インワーゲンの第三の論証	22
2.2 推論規則 (β) への初期の批判と凝集律に基づく反例	25
2.3 反例の不適切さを示すことによる帰結論証の擁護	29
2.4 帰結論証の改定による帰結論証の擁護	34
2.5 総括	41
3. 過去や自然法則を変える能力としての余地への批判	42
3.1 過去を変える能力としての余地への批判	42
3.2 自然法則を変える能力としての余地への批判：局所的奇跡両立論	44
3.3 自然法則を変える能力としての余地への批判：ヒューム主義的両立論	47
3.4 総括	60
4. 非還元的物理主義に訴える余地への批判	62
4.1 リストによる余地両立論の擁護	62
4.2 可能性の個別化	66
4.3 物理主義と両立論	69
4.4 総括	72
5. 傾向性両立論による余地への批判	73
5.1 傾向性両立論とは何か	73
5.2 ヴィヴェリンにおける考慮の前提である余地	75
5.3 ヴィヴェリンによる議論への批判	78
5.4 総括	81
6. 信念的偶然性に基づく余地の擁護	82
6.1 考慮の基本的特徴と 2 つの両立論	82
6.2 信念的偶然性に基づく余地による 2 つの両立論の擁護	85
6.3 ヴァン・インワーゲンの例への応答	90
6.4 動物・幼児の考慮に訴える反論への応答	92
6.5 非決定論的な因果に訴える反論への応答	98

6.6 總括	102
結論	104
参考文献	108

序

我々は時折、同時には行えないような選択肢の中からどの行為を選ぶかについての考慮を行う。その際には、考慮中のどの選択肢も行うことができるということが前提されているように思われる。例えば、昼食をそばかうどんのどちらにするかという考慮の際には、そばを食べることもできるしうどんを食べることもできると前提されているし、意中の相手に告白するかどうかという考慮の際には、告白することもできるししないこともできるという前提がされているだろう。考慮は人間の生活において重要な役割を果たしているものの、他のようにすることもできるというこの前提は蔑ろにされるべきようなものではない。

しかし、他のようにすることができること、すなわち一般に「余地 (leeway)」と呼ばれるものは、世界の可能なあり様が自然法則と過去の状態によって 1 通りに定まるという決定論が正しい場合には、実在しないように思われる。なぜなら、余地とは実際にしたこととは異なる行為を行うことができるということなので、世界の可能なあり様が少なくとも 2 通り以上あることを要請するが、決定論が正しい場合には、世界の可能なあり様は 1 通りに限られるからである。よって、考慮の際に実在するものとして前提されている余地は、決定論が正しい場合には存在しないことになる。これはつまり、決定論が正しい場合には、我々は考慮をする度に、実在しないものが実在するという誤った信念を抱いてしまうということである。量子力学の進展によりミクロなレベルでは非決定論が成り立っているということは通説となっている。しかし、その量子レベルでの非決定性がマクロなレベル、とりわけ心理学的状態にどのように反映されるのかはまだ不透明である。そのため、選択肢のどれも行うことができるという考慮における前提は偽であるかもしれないという危険性が残されている。

本論文の目的は、そうした危険性から考慮の前提となっている余地を守るために、両立論を擁護することである。具体的に言うと、考慮の前提となっている余地は決定論と両立するという余地両立論（考慮の前提である余地に関する両立論）と、決定論が正しいという信念は合理性を保ったままでの考慮と両立するという両立論（考慮両立論）を擁護する。そして、この 2 つの両立論を擁護する上では、考慮において前提とされている余地を、考慮中の選択肢のどれを行うかが自分の持つ信念によっては特定されていないことだということに、信念に基づく余地として理解するのが望ましいと論じる。

本論文は大きく分けて 3 つの部分に分かれている。第 1 章と第 2 章では、議論の準備段階として、背景にある事柄や論証についての説明を行う。第 3 章から第 5 章にかけては、主要な余地両立論を取り上げ、それらが考慮の前提である余地を適切に説明できていないということを明らかにしていく。第 6 章では、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論を、考慮中に前提されている余地を信念に基づいて解釈することで擁護し、提示されている反論に対処する。

第 1 章では、考慮や余地、決定論、両立論、及びそれらにまつわる問題がどのようなものかを詳しく見ていく。1.1 では、考慮とその生活における重要性とはどのようなものかを確認した後、考慮における余地の前提を、もし考慮者が合理的であり、相互に排他的な行為について考慮しているならば、その考慮者は選択肢のいずれも行うことができると信じているという見解（能力についての信念説: BAT）として定式化する。その後、余地が自由意志の論争にとってどのような重要性を持つのかを、考慮の場面に即して示そうとする先行研究を通して確かめる。1.2 では、余地が決定論と両立しないように思われることを見るために、決定論の定義と、余地と決定論の非両立を示そうとする論証について確認する。1.3 では、余地と決定論の両立を否定する論証に対する立場として、どのような両立論・非両立論の形態があるのかを確認する。その後、考慮の前提である余地を一般の人々は非両立論的だと考えていることを示唆する実験結果について見た後、それでもなお余地両立論を擁護できるということを、余地についてどう考えるべきかの指令を与える改定主義と関連づけなが

ら示す。

第2章では、現代の余地両立論の様々な形態を批判的に検討する前に、余地と決定論の非両立性を示そうとする論証の中でも特に有名な帰結論証について詳しく概観する。その理由は、現代の余地両立論の擁護者はこの帰結論証を念頭に置きながら議論を展開させているため、背景知識として帰結論証がどのような前提を用いているかを見ておく必要があるからである。2.1では、帰結論証の最も標準的な定式化である第三の論証がどのようなものかを確認する。2.2では、帰結論証の推論規則の1つである (β) への批判の中でも、第三の論証の改良を促した凝集律に基づく反例を見る。2.3では、凝集律に基づく反例は推論規則 (β) を批判するには不適切であるとする反論を検討する。2.4では、凝集律に基づく反例に対して、帰結論証それ自体を改定することによって対応しようとする試みについて概観する。最後に、こうした帰結論証についての論争を踏まえて、この論文でどのように帰結論証を扱うかを確定する。

第3章から第5章にかけては、現代における余地両立論の様々な形態を取り上げ、それらは考慮の前提である余地を適切に捉えられていないことを示していく。第3章では、我々はある意味で過去の状態や自然法則を変えることができると論じる形式の余地両立論を批判的に検討する。3.1では、我々はある意味で過去の状態を変えることができると論じる引き返し余地両立論を取り上げる。そして、引き返し余地両立論は、考慮に際しては、考慮している事柄以外のことは所与とみなされ、特段の事情がない限りは変更がないものとして扱われるという考慮における所与テーゼと、考慮に際しては、現に生じたことを踏まえてどの選択肢を行うのが決められるのであって、現実には起きていないことは参考とされないという考慮における現実主義という、考慮の主要な特徴を捉える2つの見解を捉えられていないことを示す。3.2では、我々はある意味で自然法則を変えることができると論じる局所的奇跡両立論を取り上げ、この余地両立論も考慮における所与テーゼと考慮における現実主義を捉えることができていることを示す。3.3では、局所的奇跡両立論とは異なる仕方では我々は自然法則を変えられると論じるヒューム主義的両立論を取り上げる。そしてこの余地両立論は、考慮の前提である余地が決定論と両立することを示すのに失敗しており、この問題を回避するには、考慮における所与テーゼを否定したり、余地を極めて弱いものとして扱ったりするというように考慮の前提である余地を説明し損なうか、もしくはヒューム主義と物理主義のいずれか一方を捨て去るしかないことを明らかにする。

第4章では、心的なものは物理的なものに還元しきれないという非還元的物理主義に訴える余地両立論を批判する。4.1では、この見解の主要な擁護者であるC. リストがどのように決定論や非決定論、非還元的物理主義を定式化しているかを見る。そして、リストがどのように余地両立論を擁護しているかを確認する。4.2では、リストの議論は同一でない可能性を適切でない仕方ではひとまとめにしているという問題点があることを示す。4.3では、前節での問題を解決するための試みは、物理的なものは基本的な存在者であり、それ以外の存在者は存在しないか、派生的な意味で存在するにすぎないという物理主義の中心的主張に背くために、両立論と対立するリバタリアニズムに近づいてしまっているという難点があることを明らかにする。

第5章では、余地を、他のようにするように試みるという刺激に対して、他のようにするという行為を顕在化として返すような傾向性として理解しようとする傾向性両立論を批判的に検討する。5.1では、傾向性両立論とはどのような立場かを、傾向性とこの両立論の前身である古典的両立論を踏まえた上で概観する。5.2では、傾向性両立論の主要な擁護者であるK. ヴィヴェリンがどのように考慮の前提である余地を説明しているかを確認する。5.3では、傾向性両立論は、第3章で扱った余地両立論と同様に、考慮における所与テーゼや考慮における現実主義と相性が悪いという問題があると論じる。

第6章では、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論を、信念に基づいて理解された余地に訴えて擁護する。6.1では、考慮の基本的特徴とこの2つの両立論がどのようなものであるかを改めて確認する。6.2では、この2つの両立論の擁護に適した信念に基づく余地の定式化を与える。また、なぜこの余地に基づ

くと考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論が擁護されるのか、この余地はどのようにして考慮における所与テーゼや考慮における現実主義と親和的なのかを示す。6.3 から 6.5 では、信念に基づく余地に訴える考慮両立論の擁護に対して提示された反論に応える。6.3 では、信念に基づいて理解される余地に訴える考慮両立論の擁護は、決定論下における考慮と類似しているように見えるヴァン・インワーゲンが提示した例を適切に取り扱えないという反論を取り上げる。この反論に対しては、考慮が因果的効力性を有するという信念に訴えれば対処ができると論じる。6.4 では、信念に基づいて理解された余地と考慮の因果的効力性についての信念に訴える考慮両立論の擁護は、過剰な認知的・概念的要請をしているため、動物や小さな子どもが合理的に考慮するという事実を説明できないという反論を取り扱う。この反論に対しては、信念に基づく余地と考慮の因果的効力性についての信念を合理的考慮の必要条件とみなすのではなく、決定論が正しいという信念がもたらし得る矛盾した信念を考慮の際に抱かないようにするための条件とみなすのであれば、問題は生じないと応じる。6.5 では、考慮の前提である余地を非両立論的なものとして考えるのであれば、自身の考慮が行為の原因となっていることは信じられないという反論を取り上げる。この反論に対しては、決定論者であっても自身の考慮が行為を産出していると信じられると応答する。

以上の議論によって、考慮の前提となっている余地を信念に基づく仕方理解するのであれば、第 3 章から第 5 章で批判した余地両立論とは異なり、考慮の特徴を捉えた上で、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論を擁護できることが示される。

1. 余地両立論と考慮

この章では、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論を擁護するための準備として、考慮における余地の前提の重要性と、両立論を擁護することの意義とは何かを明らかにする。1.1 では、考慮や余地とは何か、考慮において余地が前提とされているとはどういうことか、それらがどう重要なのかの説明される。1.2 では、余地が決定論と両立しないように思われるという問題について確認する。1.3 では、余地両立論と余地非両立論がどのような見解かを見た後、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論を定式化する。そして、両立論を擁護する意義を改定主義に訴えて示す。

1.1 考慮における余地の前提

私が昼食をそばにするかうどんにするかについて迷っているとしよう。この内どちらか一方しか食べられないとしたら、私はどちらを昼に食べるかの選択 (choice) ないしは決定 (decision) をしなければならない。そこで行われるのが、どの選択肢を行うかについての考慮 (deliberation) である。まず考慮において行うのは、そばとうどん以外の余分な選択肢を排除することである*¹。昼食の例だと、昼食の候補からラーメンやカレーなどを選択肢から排除して、そばとうどんのことに集中できるようにする。次に行うこととしては、そばとうどんの内どちらを昼食にしたほうが良いかについての理由を突き止めるという作業が考えられる。自分の好みや体調、懐具合、店までの距離や混み具合などが鑑みられる理由の候補となるだろう。こうした理由についての検討を踏まえた上で、最終的にどちらを昼に食べるかを決めることになる*²。以上のことをまとめると、考慮とは次のような過程だと考えられる。

考慮 考慮とは、重要でない選択肢を排除した後、選択肢を選ぶべきか選ばないべきかに関する理由を突き止めるよう試みた上で、その理由を踏まえて実行する選択肢を選ぶないしは決めるように試みる過程である*³。

昼食の選択に限らず、考慮は様々な場面で行われるものである。例えば、贈り物を何にするか、いつ風呂に入るか、新公開の映画を見に行くか、どの会社のクレジットカードをつくるかといった日常的な選択だけでなく、どの学校の受験を受けるか、どの会社の面接を受けるか、誰かと付き合うか、付き合うとしたら誰とか、死ぬ間際をどう過ごすのかといった人生に大きな影響を及ぼす選択に際しても、考慮は行われる。このように、考慮は日常的な場面だけでなく、人生の重要な局面においても為される。そして、考慮の結果下された選択・決定は、どの行為が生じるかを左右することで、生活のあり様を大きく変える効果を持つ。そのため、考慮は人間の生活において大きな影響力を有する活動だと言える。

ところで、複数の選択肢についての考慮の際には、どの選択肢も行えるものだということが前提とされているように思われる。昼食の例だと、私がそばとうどんの内どちらを昼食にしようかと考慮している際には、そばを食べることもできるし、うどんを食べることもできるということが当然のことだとされている。もしそう

*¹ 考慮の特徴には重要でない選択肢の排除があるということを指摘したのは、H. サイモンである (Simon, 1997, ch.5)。

*² 考慮には、理由を突き止めるように試みる過程と、行う行為を選ぶように試みる過程が含まれているという点については、考慮についての文献の C. J. コフマンによるレビューを参照されたい (Coffman, 2017, pp.590-1)。

*³ ここで単に理由を突き止めたり選択肢を選んだりするのではなくて、突き止めるように試みる、選ぶように試みるとしているのは、たとえ考慮の際に理由を突き止めたり選択肢を選んだりすることに失敗したとしても、考慮を行っていることに変わりはないと考えられるからである。

したことを前提としていないならば、そばを食べるということやうどんを食べるということをまともな選択肢とはみなさないだろう。私が合理的でなければ、そば屋とうどん屋が今日は休みだと分かっているそばを食べるかうどんを食べるかの考慮をしてしまうかもしれない。しかし、私が合理的であるならば、そば屋とうどん屋が休みだと分かっているならば、そばとうどんは昼食の選択肢から外れる。こうした見解、すなわち合理的な者は、両立しない選択肢についての考慮に際しては、どの選択肢も実現できると信じているという見解は広く受け入れられている (cf. Taylor, 1964, p.74; Castañeda, 1975, p.134; van Inwagen, 1983, p.155; Kapitan, 1986, p.230; Clarke, 1992, p.101; Searle, 2001, p.15 (邦訳: pp.16-7); Nelkin, 2011, p.146; Pereboom, 2014, p.113)。ここでは、C. J. コフマンと T. ウォーフィールドにならって、この見解を「能力についての信念説 (Belief in Ability Thesis: BAT)」と呼ぶことにする^{*4}。

能力についての信念説 (BAT) もし S が合理的であり、(相互に排他的な) 行為 $A_1, \dots, A_n$ の内どれを行うかについて考慮しているならば、 S は $A_1, \dots, A_n$ のいずれも行いうことができると信じている。 (cf. Coffman and Warfield, 2005, p.26)^{*5}

なお、ある時刻のある行為者にとって、複数の行為が相互に排他的であるというのは、その行為者が与えられた状況において、それらの行為の内 1 つの行為のみを行うと決めること、もしくは 1 つの行為しか行い得ないということである (Coffman and Warfield, 2005, p.26)。よって、BAT における信念、すなわちどの相互に排他的な選択肢も実現できるという信念を持っている者は、仮にある 1 つの選択肢を選び取ったとしても、その選択肢とは両立しない選択肢も行いうることができたということもまた信じている。そのため、BAT に則っている考慮者は、他のようにすることができるということ、すなわち余地 (leeway) を持つことを信じている^{*6}。つまり BAT によれば、考慮に際しては余地が前提されているということになる。

考慮においてはどの選択肢も自分が選べると前提されているということからして、BAT が正しいということは当然のように思われる。加えて、先に確認したように、考慮は人間の生活において大きな影響力を有するものであった。そして、そうした影響力を持つ考慮において余地が前提とされているということを踏まえると、余地が人間の生活において重要だとみなされていることは否定できないだろう。

他のようにすることができるという余地は、源泉 (source)、すなわち、行為が他のものではなく自分によって引き起こされたということと並んで、自由意志 (free will) を行使するための必要条件ではないかと論じられている。なぜ余地が自由意志の行使に必要なと思われるのかを確かめるには、余地がない場合、すなわち他のようにすることができない場合について考えるのがよいだろう。そばを食べるかうどんを食べるかについての考慮をしている際に、私は知らなかったのだが、そば屋が臨時休業だったとしてみよう。時間の都合上、そのそば屋でしかそばは食べられないとする。このとき、私はそばを食べることができると信じているが、実の所そばを食べることはできない。こうした状況では、私はそばを自由に食べることができると信じている

^{*4} この定式化は、コフマンとウォーフィールドによる BAT の定式化に、「 S が合理的であるならば」という条項を付け足したものである。

^{*5} BAT における信念は、BAT の内容を持つ文が音声のイメージとして賛意と共に意識に現れるといった意識的なものであったり、顯在的なものであったりする必要はなく、意識にのぼらず暗黙の内に信じられている信念や、ある特定の仕方で振る舞ったり特定の過程を生じさせたりする傾向性を持つことであるという傾向的な信念であっても構わない (cf. Kapitan, 1986, p.235; Coffman and Warfield, 2005, p.27)。

^{*6} 私の知る限り、「余地 (leeway)」という用語が「他の可能性 (alternative possibilities)」を表すために最初に導入されたのは、Wyma (1997) においてである。その後、他のように行うことができることは「余地の自由 (leeway freedom)」と呼ばれ、D. ペレブームによって取り上げられた後 (Pereboom, 2000, 2001)、Levy and McKenna (2009)、Berofsky (2017)、Finch (2017)、Timpe (2017) のような入門的論文や、Beebe (2013) や McKenna and Pereboom (2016) といった入門書においても用いられることとなった。このことから窺えるように、近年自由意志の哲学では、他のようにすることができると「余地」と呼ぶ慣例が形成されつつある。

が、実際のところ、私にはそばを食べる自由はないだろう。このように、余地がなければ自由意志の行使はできないように思われる。

自由意志の哲学においては、余地の重要性は主に道徳的責任の正当な帰属と結び付けられて論じられてきた。余地は道徳的責任の正当な帰属にとって必要なのかという論争において、最も注目を集めてきたのは、その必要性を否定しようとするフランクファート型事例 (Frankfurt-type cases) である。

フランクファート型事例 神経科学者ブラックは、ジョーンズにある特定の行為をしてほしいと思っている。

ブラックはその為には相当のことをする用意はあるものの、不必要に手の内を見せたくはない。その為、ジョーンズが何をするかを決心するそのときまでブラックは待つ。その上で、ジョーンズがすることを決めようとしている行為がブラックのしてほしいものとは異なることが明らかにならない限りはブラックは何もしない(ブラックはそうしたことに關しては卓越した判定者である)。もしジョーンズが他の行為をすると決めようとしていることが明らかになったならば、ブラックはジョーンズの脳における関連する過程に直接介入するといった効果的な方法を用いて、ブラックがジョーンズにほしいことを確実にジョーンズが行うと決めるようにする。結果として、ブラックは自身の手の内を晒すことはなかった。なぜなら、ジョーンズは自分自身の理由に基づいてブラックがしてほしいかその当の行為をすることに決めたからである。(Sartorio, 2017, p.180; cf. Frankfurt, 1969[1988], pp.6-8 (邦訳: pp.91-3))

この事例において、ジョーンズは他のようにすることができないように思われる。というのも、ジョーンズが他の行為をするように試みた場合には、ブラックが介入し他の行為をすることを妨げるからである。それに関わらず、もしジョーンズの行った行為が不正なものであった場合には、その行為の道徳的責任を負うのはジョーンズのはずである。従って、道徳的責任の正当な帰属には余地が必要となるという他の可能性原理 (Principle of Alternative Possibilities: PAP) は誤っていると論じられる。フランクファート型事例をめぐっては、この事例を擁護して PAP は偽だと論じる者と、この事例に反対して PAP は真だと主張する者の間で論争が行われている^{*7}。だがここで確認しておきたいのは、こうした論争は余地の重要性が道徳的責任と結び付けられていることを示唆しているということである。実際、自由意志を道徳的責任の正当な責任の帰属に求められるコントロールの能力だというように定義することは主流の方針と言ってもよい (cf. Mele, 2006, p.17; Vargas, 2013, pp.10-1; McKenna and Pereboom, 2016, p.6)。

余地の重要性は、道徳的責任の正当な帰属に必要な否かに応じて定まると考える主流の傾向に反して、余地の重要性は、考慮の内に見出されると考える者もある (cf. Dennett, 1978; Nozick, 1981; Kane, 1996; Ekstrom, 2000; Vihvelin, 2013)。例えば、R. ケインは、選択や決定における非決定論的な余地が自由意志にとって重要だということを強調している。ケインは、自由意志と決定論は両立しないが、決定論が偽であることにより非決定論的な余地としての自由意志が実在すると論じる。ケインによれば、自由な行為とは、自己形成的な行為 (self-forming actions: SFAs)、すなわち、行為者が自発的に行うこともできるし行わないこともできるという意味で非決定論的である上、行為者以外のところに源泉を持たないという意味で退行を止めるような行為である (Kane, 1996, p.75)。こうした余地や源泉が自己形成的行為にとって必要とされているのは、自分の性格や動機づけなどに究極的責任 (ultimate responsibility) を負うためには、他でもない行為者自身が自分自身のあり方に違いをもたらすことができねばならないからである (ibid., p.35)。それに加えてケインは、自由意志とは単に行為の自由に尽きない文字通りの意志の自由であると主張する。自由な意志、すなわち自己形成的意志

^{*7} フランクファート型事例の主要な擁護としては、Fischer (1994, 2010) や McKenna (2003, 2008)、Pereboom (2014) などが挙げられる。その一方、フランクファート型事例への批判としては、Kane (1996) や Widerker (1995)、Ginet (1996, 2002) などが代表的なものである。

(self-forming willings: SFWs) であるような意志行為の中には、道徳や思慮に関わる選択・決定と、実践的な選択・判断が含まれるとされる。前者は、道徳的にすべきことと自己利益の対立や長期的利益と短期的満足の対立というように、すべきだと信じていることと欲求の衝突に際して下される選択や決定のことである (ibid., pp.126-8)。後者は、すべきという要請に縛られずに選択肢の中から最良のものを選ぶというように、対立のない中で下される選択や判断のことである (ibid., pp.158-69)。ケインによれば、非決定論的余地と源泉を伴う自己形成的意志は、自己形成的行為の実例の 1 つである。先の考慮の定式化によれば、考慮とは、重要でない選択肢を排除した上で、選択肢を選ぶべきか選ばないべきかに関する理由について吟味するよう試みた上で、その検討の末に実行する選択肢を選ぶないしは決めるように試みる過程のことであった。この考慮の定式化を踏まえると、ケインが自由意志にとって重要なものだと挙げていた選択や決定 — 道徳的に正しいことをするか自分の利益を優先するかや、長期的な利益と短期的な利益の内どちらを優先するかに関する選択や決定 — は、考慮を通して下されるものだと考えられる。つまり、ケインが自由な意志として重要視している自己形成的意志とは、考慮に際して下される選択や決定のことだと考えられるのである。

ケインは自由意志と決定論は両立しないと考える非両立論者であったが、自由意志は決定論と両立するという両立論の擁護者の中にも考慮において前提とされている余地を重要視する者はいる。K. ヴィヴェリンは、そうした両立論者の 1 人である。ヴィヴェリンは、考慮ないしは選択において余地が前提とされていることを、自由意志をもつ行為者に関する常識だと主張する。具体的には、次の選択に関する 5 つの主張がそうした常識に属するとヴィヴェリンは述べている (Vihvelin, 2013, pp.14-5)。

選択 (Choice)

- (1) 我々は選択肢 (他の行為) を持っている信じている。つまり、我々の行えることが少なくとも 2 つ以上あると信じている。その少なくとも 2 つある選択肢を *A* と *B* とする。
- (2) 我々は *A* と *B* についての考慮 (もしくは、熟考・反芻・思い巡らしなど) を行う。
- (3) 我々はある選択肢 (ここでは *A*) を行うことに決める (決心する、選択を下す、意図を形成する)。
- (4) 我々は *A* を行う。
- (5) 決心を固める前に持っていた信念 — 考慮しているとき、我々は本当に *A* することもできたし *B* することもできた — は真である*⁸。

この 5 つの主張は、先に定義した考慮と深く関連している。(1) は概ね BAT の内容に合致し、(2) は我々が考慮を行うという常識的事実を改めて明示的にしている。(3) では、考慮にはどの選択肢を行うかを選ぶないしは決めるように試みるという過程があることが示唆されている。(4) では、我々が考慮の末に行うと決めた行為は大抵の場合において実行されるということが述べられており、(5) では、BAT における信念は偽ではなく真だと述べられている。この 5 つの選択に関する主張から、ヴィヴェリンも考慮において前提とされている余地を重んじていることが窺える。

考慮において生じる選択や決定は特に意志と深い関係があると見込まれる。自由意志と考慮の関係を重要視する立場においては、決定や選択の場面において余地があるか、すなわち実際に行ったものとは異なる選択や決定を行うことができたのかという問いに関心が置かれている。決定や選択は、心的行為 (mental action)、すなわち必ずしも身体を動かさずとも実行できる行為の一種だと考えられる (cf. Peacocke, 2021)。加えて、決定や選択は意志の一種だとみなすことができる。1 つの捉え方によれば意志とは、物事のあり様を把握する理論

*⁸ ヴィヴェリンは、誤って本当はできないことも考慮の選択肢に含み入れてしまうことがあるので、(5) は常にではなく大抵の場合において真であると述べている (Vihvelin, 2013, p.15)。

的推論を実行する知性とは対比されるような、行う行為を決める考慮や実践的推論を実行するための能力である (cf. Kane, 1996, ch.2)。決定や選択は、能力としての意志によって実行されるものであるため、意志するという行為の一種とみなせる。もし意志するという行為は意志の一種であるというように意志を拡張して考えるのであれば、選択や決定の自由について考えることは、まさに意志の自由について考えるということになる。自由意志の哲学においては、意志という捉え難いものへの言及を避けて、身体行為の自由に着目されることがしばしばある (Mele, 2006, p.17; cf. Beebe, 2013, p.11; McKenna and Pereboom, 2016, pp.9-11)。こうした流れとは異なり、考慮において前提とされている余地を踏まえて自由意志を探究するときには、決定や選択といった意志の行為の自由が直接問われることになる。

このように、自由意志の哲学においては、正当な道徳的責任の帰属に求められるコントロールの能力としての余地に着目するというのが主流の方針ではあるが、我々の生活に大きな影響を及ぼす考慮において前提とされている余地を重んじる系譜も少なからずある。そしてその場合には、決定や選択といった意志の自由が直接取り扱われることになる。本論文でも、こうした考慮における前提である余地を重視して、自由意志の問題に迫っていく。次の節では、自由意志の問題の中でも特に集中して論じられてきた、余地と決定論の両立問題について確認する。

1.2 余地と決定論の両立問題

自由意志の脅威として最も哲学者の間で注目を集めてきたのは、決定論 (determinism) である。決定論にも宿命論^{*9}や神学的決定論^{*10}など様々な種類があるが、自由意志の哲学で特に論じられているのは、法則的決定論 (nomological determinism) である。

法則的決定論 ある世界が決定論的であるのは、任意の時点において、自然法則とある過去の時点での世界の状態が与えられたときに、それに引き続く時点での世界の可能な状態が一通りに定まるとき、そのときに限る。 (cf. van Inwagen, 1983, p.65, p.94; Hoefer, 2016)

この決定論の定義についてはいくつか説明すべきことがある。まず、この定義では世界全体が決定論的であるとされている。その理由は、ある特定の領域同士の相互影響を全て取り入れるためである (Hoefer, 2016)。例えば、地球周辺に領域を限定してしまうと、その領域外からの物理的影響が取りこぼされてしまう。こうした取りこぼしを防ぐために世界全体が決定論的かどうかが問題とされる。世界全体についての状態が採用されているのも同様の理由である。またこの定義では、世界の可能な状態が1通りに定まるのは、ある特定の時点ではなく、任意の時点においてだとされている。その理由は、ある特定の時点で非決定論が正しいことにより、

^{*9} 宿命論 (fatalism) とは、ある特定の論理的・概念的真理によって、現実には起きていない他の可能性は実現し得ないという見解である (cf. van Inwagen, 1983, p.23)。典型的には、ある文は真であるか偽であるかのいずれか一方であるという排中律が持ち出される。そして、ある時点で p であるならその時点において p ということはどの時点においても成り立ち、ある時点で p でないならその時点において p ということはどの時点においても成り立たないという時間と真理に関する形而上学的原理が打ち出される。この2つの真理より、 p がある時点で真である場合にはその時点で p を偽にすることができる時点は存在せず、 p がある時点で偽である場合にはその時点で p を真にすることができる時点は存在しない。従って、宿命論は正しいというような議論が為される (cf. Bernstein, 2002, p.71; 入不二, 2015, pp.83-5)。

^{*10} 神学的決定論とは、神の不可謬な知識、もしくは摂理によって現実には起きていない他の可能性は実現し得ないという見解である。広い意味で聖書に依拠する伝統における神は、全知かつ不可謬であり、全能であるとされる。全知であることにより、神は現に起きることがどのようなことかを全て知っている。そして、神は不可謬である、すなわち、神が誤り得る可能性は存在しないため、現に起きていること以外のは生じ得ないとされる (cf. Hasker, 2011; Hunt, 2017; Hunt and Zagzebski, 2021)。同様の結論は、神の摂理、すなわち最善かつ全知全能の神による最善世界の創造・維持に関する計画には、失敗の可能性はないということからも引き出される (cf. Perszyk, 2017)。

その時点における余地によって自由意志が確保されるという見解を排除するためである。そしてこの定義では、過去の時点での状態と自然法則が、それに引き続く時点での世界の可能な状態を1通りに定めるとされている。しかし、決定論の定義においては、過去の時点での状態ではなく、未来の時点での状態を用いてもよい。というのも、物理法則に代表される自然法則は時間対称的だと考えられるからである。ただ本論文では、過去の世界の状態によって法則的決定論を定義することとする。その理由は、考慮において前提とされている余地にとって特に問題となるのは、考慮の対象外となるような過去の時点での状態だからである。

法則的決定論は余地の脅威であると考えられてきた。つまり、次の論証は健全なものであるかのように一見すると思われる^{*11}。

余地と決定論の非両立

- (1) 私が自由意志を行使できるのは、私が他のようにすることができる時に限られる。
- (2) もし決定論が正しいならば、私は他のようにすることはできない。
- (3) 従って、もし決定論が真ならば、私には自由意志はない。

この論証をより厳密な仕方で定式化しなおしたのが帰結論証 (consequence argument) である。その詳細は第2章で検討するとして、ここではその基本的な発想を確認しておきたい。帰結論証の簡潔で有名な概要は次のものである。

もし決定論が真ならば、我々の行為は自然法則と遠い過去の出来事の帰結 (consequence) である。しかし、我々が生まれる前に起きたことは我々次第ではないし、自然法則がどのようなものであるかも我々次第ではない。従って、(我々の現在の行為を含む) これらの事柄の帰結は我々次第ではない。(van Inwagen, 1983, p.16)^{*12}

決定論が正しい場合には、もし過去のあり様と自然法則が定まれば、任意の時点における他の可能性はなくなる。だとしたら、過去のあり様や自然法則に介入できるのでなければ、他の可能性を確保することはできないだろう。しかし、過去のあり様も自然法則のどちらも我々がどうにかできることのように思われる。例えば、かつて犯してしまった重大なミスを取り消すかどうかというような考慮を我々はしない。また、自力で空を飛ぶために重力の法則を変えるかどうかというような考慮も我々はしない。そして、もしこのように過去のあり様を変えられず自然法則も変えられないのであれば、この2つの帰結も変えられないように思われる。しかし、もしこれらのことが正しいのであれば、決定論は他の可能性とは両立しないことになり、他の可能性を必要とする余地とも両立しないことになる。このように、帰結論証はなぜ決定論が余地にとっての脅威となるように思われるかをより詳細な形で示している。

こうした余地と決定論の両立問題は、考慮において前提とされている余地に関しても生じると考えられる。

^{*11} ヴァルガスやヴィヴェリンは、こうした論証が決定論と余地の両立不可能性を人々が信じていることの背景にあると主張している (Vargas, 2013, p.7; Vihvelin, 2013, p.2)。

^{*12} ヴァン・インワゲンはここで「我々次第 (up to us)」という表現を用いている。この表現は、自由意志の行使に欠かせないとされる要素の1つである源泉を我々が持つことを含意するとみなされることがある (cf. Kane, 2011, p.5; McKenna and Pereboom, 2016, p.39)。こうしたことから、ヴァン・インワゲンは余地を帰結論証で問題としていたというのは明確でないと論じられることもある (Campbell, 2017, p.151)。しかし、ヴァン・インワゲンは帰結論証を自由意志と決定論が両立しないという非両立論を支持する論証だとしている (van Inwagen, 1983, pp.13-6)。そしてヴァン・インワゲンは、自由意志を持つことを、2つ以上の相互に両立しない行為についての選択をしなければならないときに、そうした行為のそれぞれを行うことができることだということに、ある種の余地として定義している (ibid., p.8)。以上のことを踏まえると、帰結論証は余地と決定論の両立不可能性を示すために導入されたと考えられることはもっともらしい。

そのことを示す議論は次のようにまとめられる。

考慮の前提である余地と決定論の非両立

- (1) 相互に排他的な行為について考慮している際には、余地が実在することが前提されている (BAT)。
- (2) もし決定論が正しいならば、余地は実在しない。
- (3) 従って、もし決定論が正しいならば、相互に排他的な行為について考慮している際には、実在しないものが実在することが前提されている。
- (4) 従って、もし決定論が正しいならば、相互に排他的な行為について考慮している際には、偽なる信念が抱かれている。

この論証が健全なものであるならば、決定論が正しいときには、相互に排他的な行為について考慮しているときに前提される余地は実在しないことになる。しかし、そばを食べるかうどんを食べるかの考慮にせよ、どの企業に勤めるかの考慮にせよ、相互に排他的な行為についての考慮は日頃から行われるものである。そのため、決定論が余地と両立しない場合には、日頃から行う考慮において我々が自明の前提としている考えが決定論によって否定されてしまうのである。

ところで、現在においては量子力学の成果もあり、ミクロな領域では非決定論が成立していると考えられている。では、なぜ他でもない決定論が、余地と両立するのかという問題を重要視するのだろうか。それは、ミクロの領域における作用がマクロの領域における事象に影響を及ぼすのは当然としても、ミクロの領域における非決定論がマクロの領域、とりわけ神経系においてそのまま反映されるということは決して自明ではないからである^{*13}。また、仮にミクロの領域における非決定論がマクロな領域に反映されると見込まれるのとしても、我々が日常的に行う考慮の前提である余地が否定されてしまうことは、重大な懸念事項である。そのため、決定論が正しかった場合に備えて、余地両立論の擁護によって、考慮の前提である余地が実在することの保証を与えるのは、決して無駄ではない。

このように、決定論は一見すると余地と両立しないように思われることを示す論証が存在している。哲学者の間では、この問題にどう対応するかで意見が大きく分かれている。続く節では、決定論と余地の両立問題に対する立場としてどのようなものがあるか、またどの立場を擁護するべきかについて検討する。

1.3 余地両立論とその意義

決定論と余地の両立問題に対しては、余地両立論 (leeway compatibilism) と余地非両立論 (leeway incompatibilism) の立場が対立している。

余地両立論 決定論が真であることと、ある者が余地を持つことは両立する。

余地非両立論 決定論が真であることと、ある者が余地を持つことは両立しない。

余地両立論と余地非両立論はいずれも、決定論と余地が両立するか否かのみに関する主張であり、余地が実在するかどうかについては中立の立場をとる。とはいえ、一般に両立論者は自由意志の実在を擁護するので、余地両立論者も余地が実在すると主張するのが常である。その一方で、余地非両立論者の中には、自由意志の要件としての余地の実在を擁護する者もいれば、余地が要件となることを否定する者もいる。リバタリアニズム

^{*13} 神経系に量子レベルでの非決定論が反映されるかという点をめぐる議論のサーヴェイとしては、Bishop (2011) や Atmanspacher and Rotter (2011) を参照されたい。

(libertarianism) は、非両立論の中でも自由意志が実在すると論じる見解である。

リバタリアニズム 自由意志と決定論は両立しないが、決定論は偽であるため、ある者は自由意志を行使できる。

リバタリアニズムによれば、自由意志と決定論は両立しないが、決定論が偽であることにより我々は自由意志の行使ができる。現状、リバタリアニズムの主要な形態は大きく分けて3つある。非因果説 (non-causal theories) によれば、自由であるような行為は、単に決定論的ではないというだけでなく、何かによって引き起こされるというような因果関係に立つものではないとされる (Ginet, 1990; McCann, 1998; Goetz, 2008)。出来事因果説 (event-causal theories) によれば、自由である行為は因果関係に立ち、その原因は非決定論的に生じる信念や欲求、選択といった心的な出来事だとされる (Kane, 1996; Ekstrom, 2000; Balaguer, 2010; Franklin, 2018)。行為者因果説 (agent-causal theories) は、出来事因果説と同様に自由な行為は原因によって引き起こされるとするが、その原因は出来事とは存在論的に区別される行為者自身だとする (Chisolm, 1964; Taylor, 1966; O'Connor, 2000, 2009; Clarke, 2003)。これらのリバタリアニズムはいずれも非決定論が自由意志の行使のためには欠かせないと思う。その主要な理由の1つは、非決定論によって自由意志の要件である余地が得られるというものである。

その一方で、自由意志の実在を否定する非両立論も存在する。決定論が正しいことにより我々は自由意志を持たないと論じる固い決定論 (hard determinism) はその一例である (cf. Edwards, 1958; Honderick, 1993)。

固い決定論 決定論が真であるため、誰も自由意志を行使できない。

現在では量子力学の進展に代表される科学の状況を踏まえて、積極的に決定論が真であると主張する者は少ない。その代わりに、自由意志は決定論とも非決定論とも両立しないと論じる固い非両立論 (hard incompatibilism) が唱えられている (Pereboom, 2001, 2014; Caruso, 2012, 2021)。

固い非両立論 決定論が真であろうとも、非決定論が真であろうとも、誰も自由意志を行使できない。

固い非両立論者は、決定論が自由意志の行使と両立しないのは、決定論が余地に必要な他の可能性をなくすからではなく、むしろ決定論により行為の究極的な原因が、我々のコントロールを超えた遠い過去のあり様や自然法則になるからだと論じる。そして、非決定論が自由意志の行使と両立しないのは、非決定論によってもたらされる他の可能性が、ある行為を確実に行うということの妨げとなるからだと主張する。このように、固い非両立論者は、決定論と非決定論のいずれもが自由意志の脅威になると論じる。ただ、固い非両立論者は、非決定論が正しい場合には余地が実在することを認めた上で、その余地が自由意志を妨げるというように議論を進める。そして、余地による脅威が強調されるのは、非決定論が正しい場合だけに限られている。これはつまり、決定論下においては余地が生じないということを、固い非決定論者が暗に受け入れているということである。このことより、固い非両立論者は、余地を自由意志の構成要素とは考えていないが、余地非両立論は支持しているということが分かる。以上のように、余地両立論者と余地非両立論者の間には、両立性に関してだけでなく、余地が自由意志に欠かせないのか、むしろ否定的に働くのかという点に関しても、意見の違いがある。

余地両立論と余地非両立論は、余地そのものと決定論が両立するかに関する主張である。ただ、より考慮における余地の前提に即した形の両立論と非両立論も存在する。それが、考慮両立論と考慮非両立論である。

考慮両立論 S が考慮し合理的であることは、自身の行為が決定されていると S が信じるものと両立する。

(cf. Pereboom, 2014, p.106)*¹⁴

考慮非両立論 S が考慮し合理的であることは、自身の行為が決定されていると S が信じることに両立しない。(cf. Pereboom, 2014, p.106)*¹⁵

考慮両立論と考慮非両立論に関する論争においては、余地が決定論と両立するかということ自体ではなく、考慮をしているときに合理的であることが決定論は正しいという信念と両立するかということが問題となっている。この問題の背景には、BAT の存在がある。ある見解が真だと判明したらその見解を真だと信じるべきであるという原理に則って、決定論が真だと判明したときには決定論を信じるべきだとしよう。そして、実際に決定論が真であると判明したとしよう。このとき、考慮両立論によれば、決定論を正しいと信じたとしても、考慮と合理性は損なわれない。なぜなら、考慮において前提とされている余地は決定論と両立するため、たとえ決定論が正しいと信じたとしても、考慮における余地の前提に関して間違いを犯したことにはならないからである。その一方、考慮非両立論によれば、決定論が正しいと信じた場合には、考慮と合理性は損なわれることになる。なぜなら、考慮において余地を前提とした場合には、その余地は決定論と両立しないため、存在するとみなした余地は実在しないという矛盾した信念を抱くことになるからである。このように、考慮両立論と考慮非両立論は、BAT を背景として、決定論は正しいという信念を抱いたときに、考慮において前提される余地を受け入れられるか否かという点で争うのである。

こうした様々な立場の内、本論文では、余地両立論、より具体的には考慮の前提である余地に関する両立論と、考慮両立論の両方を擁護する。

考慮の前提である余地に関する両立論 決定論が真であることと、ある者が考慮において前提としている余地が実在することは両立する。

考慮両立論 S が考慮し合理的であることは、自身の行為が決定されていると S が信じることに両立する。

すなわち、考慮において前提とされている余地は決定論と両立する上、決定論が正しいという信念を持っていたとしても、合理性を保ったままで考慮ができるということを擁護する。そして、この2つの両立論の擁護においては、考慮中に前提されている余地とは、自分の持っている信念と照らしたときにどの選択肢を行うかが特定されていないことであるというように、信念的偶然性に基づいた仕方で余地を解釈する。具体的には、次の(S')によって、考慮の前提である余地を理解する。

(S') 相互に排他的な行為 $A_1, \dots, A_n$ について決定論に由来する矛盾した信念を抱かずに考慮するためには、任意の選択肢 A_i と A_j について、 A_i を行うことによる期待効用が A_j を行うことによる期待効用よりも高いということを考慮者 S が確からしいと思うことはあってはならないのに加えて、任意の選択肢 A_k について、(a) 私は A_k をするだろうという命題は、現在の文脈において、S にとって安定した全ての命題と整合的であるか、(b) もしそうした命題と整合的でないならば、不整合があることを S が信じるがあり得ないかの内、どちらか一方が正しいのでなければならない。

(S') の詳細については、第6章で論じる。ここでは、信念的偶然性に基づく余地がどのようにして考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論の擁護に貢献するのかを簡単に確認しておく。考慮中の行為を行うこ

*¹⁴ ペレブームは、「(自身のコントロールを超えた因果的先行条件によって) 因果的に決定されている」というように、因果的決定を用いて考慮両立論を定式化している (Pereboom, 2014, p.106)。しかし、ここでは決定論が因果的かどうかは問わないことにする。

*¹⁵ 考慮非両立論においても、決定論が因果的かどうかは問わない。

とが信念的に偶然であるとは、考慮者の信念に照らすと、どの行為を行うかが特定できないということである。例えば、そばとうどんのどちらを食べるかという考慮において、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であるとは、自分の好みや手持ちの金、店のメニュー、自分の現在の計画等についての信念によっては、そばを食べることとうどんを食べることのどちらが現実世界のあり様なのかを特定できないということである。ところで、こうした特定ができないということは、決定論が正しくても生じ得る。そのため、信念的偶然性に基づく余地は決定論と両立する。従って、考慮の前提である余地に関する両立論は擁護される。また、そばを食べることとうどんを食べることのどちらも信念的に偶然であるならば、そばを食べるという命題とうどんを食べるという命題のどちらも決定論と整合的になる。そのため、決定論が正しいと生じ得る可能性は1通りしかないということを信じたとしても、その信念は余地が存在するという信念と矛盾しない。よって、決定論者は考慮の際に矛盾した信念を抱くことがないため、決定論は正しいという信念が、考慮の時点における合理性の侵犯を引き起こすことはない。従って、考慮両立論は擁護される。このように、信念的偶然性に基づく余地に訴えれば、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論は擁護されるのである。

この論文では、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論を擁護するのだが、様々な立場の中から両立論を擁護する意義はどこにあるのだろうか。一般に両立論を擁護する理由の1つとして、自由意志の存在を非両立論よりも強く擁護できるというものを挙げられる。非両立論者の中にはリパタリアンのように、我々が自由意志を行使できるということを擁護する者もいる。しかし、非両立論は余地と決定論が両立しないと論じるが故に、決定論が正しいということが判明してしまった場合には、自由意志が実在することを断念してしまう。両立論は、決定論が正しくとも余地は実在すると論じる点で、我々は自由意志を行使できるという常識的な考えをより強固に保証するのである。

同様に、考慮両立論を擁護する動機づけとしては、考慮中の選択肢のどれも実現できるという考慮における前提を強く擁護できるということを挙げられる。BATによれば、相互に排他的な行為について考慮しているならば、その行為のいずれも実現できるということを考慮者は信じている。しかし、もし考慮非両立論が正しいのであれば、こうした信念を持っている者が決定論は真であるという信念もあわせて持っている場合には、その者の考慮と合理性が損なわれる。その一方で、考慮両立論が正しければ、たとえ決定論が正しいと判明したことを受けて決定論が正しいという信念を抱いたとしても、考慮の際に合理性が損なわれることはない。このように、考慮両立論の擁護は、考慮において合理的であることをより強固に保証してくれる。

しかしながら、一般の人々は考慮の際に前提としている余地を非両立論的なものだと考えている上に、そうした余地を信念に基づく仕方では捉えていないということを示唆する実験結果が存在する。もしこの実験結果を引き受けるならば、考慮の際に前提とされている余地を信念に基づく両立論的な仕方では解するという方針は、一般の人々が持つ考慮についての常識的な考えに背いてしまうことになる。この問題には、改定主義に訴えることで対処ができるということを示すのではあるが、その前にこの実験結果からまずは確認する。

ディーリーらは、一般の人々が考慮している際の経験が両立論的か非両立論的かを確かめるために次の3つの実験を行った (Deery et. al., 2013)。1つ目の実験においては、そりで左に行くか右に行くかについての想像上の決定が用いられた (ibid., pp.131-4)。条件1では未来における決定について、条件2では過去における決定についてのシナリオが提示された。そして、その想像上の決定に関するシナリオを読んだ後で、条件1の参加者は、他のようにする能力の感覚を持ったかを訊かれる。これに対して、条件2の参加者は、他のようにすることができたかについての回顧的な判断をするように求められた。この質問においては、他のようにする能力の感覚を得たかどうかを7点基準で示すよう求められた。(1点で、完全に同意しない。7点で、完全に同意する。)

この問いに5点以上の答えを返した参加者は、決定論の理解のための訓練へと移り、因果的完全性の定義を

見せられる^{*16}。その後、因果的完全性を理解しているかについての設問が提示され、その設問に正しく解答できるかが確かめられた。正答した参加者は、最初の想像上の決定における他のようにする能力についての経験を思い返すよう求められ、それが因果的完全性と整合的かを尋ねられる。(1点で、完全に両立する。7点で、完全に両立しない。)

この実験では、34人の参加者が条件1に割り当てられ、33人が完了した。その内、31人が他のようにする能力の経験を報告し、27人が決定論の訓練を通過した。両立可能性問題の解答の平均値は4.93であり、測定値と中点の差異の有意性については $t(26)=2.65$ 、 $p=.014$ であった。条件2は、50人の参加者から始まり、49人が完了した。その内、47人が他のようにする能力の経験を報告し、45人が決定論の訓練を通過した。両立可能性問題の解答の平均値は5.24であり、測定値と中点の差異の有意性については $t(44)=5.05$ 、 $p<.001$ であった^{*17}。この研究結果は、現在の決定においても過去の決定においても、参加者はその決定の際に経験された他のようにする能力を非両立論的なものであると判断することを示唆している。

2つ目の実験においては、想像上の選択だけでなく、実際の選択と道徳的に重大な帰結を持つ実際の選択について、同様の実験が為された (ibid., 135-9)。条件1では想像上の寄付に関する選択が尋ねられた。条件2では実際の選択について調べるために、参加者が寄付すると決めた団体に実際に寄付するということが告げられた。条件3では道徳的に重大な帰結を持つ実際の選択について調べるために、癌の子供を支援する団体への実際の寄付が選択肢に追加された。それ以外の条件は実験1と同様である。

条件1には50人の参加者が割り当てられ、42人が完了した^{*18}。その内、38人が他のようにする能力の経験を報告し、35人が決定論の訓練を通過した。両立可能性問題の解答の平均値は5.60であり、測定値と中点の差異の有意性については $t(34)=6.08$ 、 $p<.001$ であった。条件2は、48人の参加者から始まり、42人が完了した。その内、39人が他のようにする能力の経験を報告し、37人が決定論の訓練を通過した。両立可能性問題の解答の平均値は5.78であり、測定値と中点の差異の有意性については $t(36)=6.85$ 、 $p<.001$ であった。条件3は、57人の参加者から始まり、50人が完了した。その内、43人が他のようにする能力の経験を報告し、40人が決定論の訓練を通過した。両立可能性問題の解答の平均値は5.85であり、測定値と中点の差異の有意性については $t(39)=7.66$ 、 $p<.001$ であった^{*19}。これらの実験結果は、想像上の決定だけでなく、現実の決定や道徳的に重大な帰結を持つ選択においても、人々はその選択の際に経験されている他のようにする能力を非両立論的なものであると判断することを示唆している。

3つ目の実験では、選択中に経験されている他のようにする能力の経験が認識的不確実さとして理解されているのかが調べられた (ibid., pp.140-3)。この実験では、*H*と*V*というどちらかが当たりであるような2つのボタンの内一方を選ぶという選択が提示された。条件1では、この選択での他のようにする能力の経験を非両立論的だと判断するのがテストされた。一方条件2では、この選択で経験されている他のようにする能力が両立論的なものかどうか、具体的に言うと、どちらのボタンが当たりであるかを確実に知っている訳ではないというような認識的な仕方では理解されているのかが確かめられた。そして、この認識的な意味での経験が両立

^{*16} 示された因果的完全性の定義は次のようなものである。「因果的完全性とは、生じる全てのことがそれ以前に起きたことによって十全に原因づけられるということである。このことはまさに宇宙が始まったときから真であり、従って、宇宙が始まったときに生じた物事が次に起きることを十全に原因づける。そして、現在に至るまでそうである。因果的完全性により、人々の決定を含む全ての物事が十全に原因づけられる」なお、決定論ではなく因果的完全性であるのは、「決定論」という語に由来する望まれない連合を避けるためである (Deery et. al., 2013, p.133)。

^{*17} *t*検定による条件1と条件2の比較では、有意差は確認されず、 $p=.448$ であった (Deery et. al., 2013, p.135)。

^{*18} 以前によく似たサーヴェイを受けていた者の参加は見送られた。以降の実験においても同様である。

^{*19} ANOVA (分散分析) は、条件1、2、3による全体的効果を示しておらず、 $F(2, 111)=.254$ 、 $p=0.776$ であった。この結果は、選択の種類に基づいて生じた効果はないということを示唆している (Deery et. al., 2013, p.139)。

論的か否かも確かめられた。

この実験では、53 人の参加者が条件 1 に割り当てられ、47 人が完了した。その内、44 人が他のようにする能力の経験を報告し、41 人が決定論の訓練を通過した。両立可能性問題の解答の平均値は 5.34 であり、測定値と中点の差異の有意性については $t(40)=4.54$ 、 $p<.001$ であった。ここでも、参加者は他のようにする能力の経験を非両立論的なものとみなしていることが窺える。一方、条件 2 は、53 人の参加者から始まり、44 人が完了した。その内、39 人が他のようにする能力の経験を報告し、38 人が決定論の訓練を通過した。両立可能性問題の解答の平均値は 2.66 であり、測定値と中点の差異の有意性については $t(37)=-5.85$ 、 $p<.001$ であった。この実験結果は、他のようにする能力の経験は非両立論的であるが、未来についての不確実性という経験は両立論的であると参加者が考えていることが窺える。このことから、参加者は他のようにする能力を認識的な仕方では理解していないとディーリーらは結論づけた。^{*20}

以上のように、これらの実験結果からは、一般の人々は、考慮の際に経験されている余地は非両立論的なものであって、未来についての認識的な不確実性ではないと考えていることが示唆される。これらの実験で調べられたのは考慮の際の経験であったが、考慮の際に生じる余地の経験は、考慮の際に生じる余地がどのようなものかに関する信念を生じさせると考えられる。そのため、考慮の際に前提とされている余地を両立論的かつ信念に基づく仕方では解釈するという方針は、考慮についての日常的な考えとそぐわないのではないだろうか。

以上のような懸念の内、人々が考慮の際に前提している余地は信念に基づく仕方では理解できないのではないかという懸念については、3 つ目の実験で論じられている認識的不確実さは、この論文で擁護される信念に基づく不確実さとは異なるものだと思われられる。3 つ目の実験において持ち出された認識的不確実さというのは、どちらのボタンが正解か分からないというものであった。しかし、これは自分の行為によってどのような結果が生じるかは分からないということであって、自分の持つ信念に照らしてどの行為を行うかが特定されていないということではない。この意味での信念に基づく余地が経験されているかを調べるには、自分がボタンを押す際に、どのボタンについても確実に押すとは思われないという経験がされているかを尋ねる必要がある。それ故、人々は考慮の際に前提としている余地を認識的な仕方では理解していないということは、先の実験ではまだ検証されていない。

では、人々は考慮において前提している余地を非両立論的に解しているものであって、両立論的な仕方では理解しているのではないという懸念はどうであろうか。この懸念に対しては、少なくとも 2 つの対応が考えられる。1 つ目の対応は、人々が考慮の際に前提としている余地は、実の所信念に基づく両立論的なものであると論じるものである。先に論じたように、人々が考慮中に前提としている余地を信念に基づく仕方では理解するという方針は、ディーリーらの実験結果によって排除されている訳ではないのであった。ここで仮に、一般の人々が考慮中に前提としている余地が、信念に基づく両立論的なものだということが判明したとしよう。このとき、考慮中に経験されている余地は非両立論的なものだという考えは、間違っていることになる。そうした間違いが生じ得る要因はいくつか考えられる。例えば、考慮の経験の内容が極めて複雑であるために、その内容を経験できなかったり、たとえ経験できたとしても描写できないという可能性がある (cf. Nichols, 2012, pp.294-5)。また、考慮の経験やその経験を思い出すということに馴染みがないために、考慮の経験を考慮の際に生じている信念と取り違えてしまうという可能性が考えられる。もしこうした誤りを生じさせる要因が現実には生じているならば、一般の人々の判断に反して、信念に基づく両立論的余地が考慮の際に経験されているという可能性は残されている。

2 つ目の対応としては、たとえ考慮中の余地が厳密には信念に基づく両立論的なものではなかったとしても、

^{*20} t 検定による条件 1 と条件 2 の比較では、この条件は有意に異なり、 $t(76)=6.85$ 、 $p<.001$ であった (Deery et. al., 2013, p.142)。

そのような見解を擁護することは正当化されるというものが考えられる。そうしたことが許容される1つの場合は、考慮において前提されている余地の内容が、考慮中のどの選択肢も実現できるというような一般的なものでしかない場合である。こうした一般的な内容だけが与えられており、決定論と両立するということや、信念に基づく仕方では理解されないということのような、より具体的な内容が考慮の際に前提されていないのであれば、両立論を擁護するという名目の下、考慮において前提とされている余地を両立論的に解するということは許容されるだろう。もう1つの場合としては、現状の人々の考慮においては、非両立論的な余地が前提されているが、そうした前提の内容は変えられるという可能性があるときである。これはつまり、考慮中に前提されている余地がどのようなものであるかは、信念や考えによって変容する場合である。一般に、ある心的現象のあり様が信念の影響を受けて変化するということは「認知的侵入 (cognitive penetration)」と呼ばれる (cf. Stokes, 2013; Silins, 2016)。もし考慮中の前提に認知的侵入が起きるのであれば、信念に基づく両立論的余地を擁護することは正当化され得る。なぜなら、考慮において前提とされている余地は信念に基づく余地として理解されるという考えによって、考慮中に前提されている余地が実際にそうしたものと変化しうる可能性があるからである。以上のように、たとえ考慮中に前提とされている余地を一般の人々が非両立論的なものだと思っているのだとしても、信念に基づく余地を擁護することは可能なのである。

考慮中の余地を信念に基づく両立論的なものだと思える方針は、考慮の際に前提とされている余地に関して一般の人々が持っている常識的な考えを否定し、その考えを部分的に変更しようと目論んでいる。この点において、この方針は改定主義 (revisionism) に連なるものとも言える (cf. Vargas, 2013, p.85)^{*21}。改定主義の主要な特徴は、ある特定の事柄について我々が抱く直観や判断、概念を記述するという診断的 (diagnostic) な計画に携わるのではなく、全ての事柄を踏まえた上でその事柄についてどう考えるべきかという指令的 (prescriptive) な計画に携わるという点にある (ibid., p.85)。考慮において前提とされている余地は信念に基づく両立論的なものであるという見解を擁護することは、考慮の前提である余地は非両立論的であるという一般の人々が抱く直観的な考えを捉えようとするのではなく、両立論を擁護するという目的を踏まえると、考慮の前提である余地を信念に基づいた仕方では理解するのが望ましいという改定を提案するという点において、改定的である。

改定主義による指令が正当化される根拠は、常識的な見解には何らかの問題や不足が見出されるということに求められる。もし考慮の前提である余地が一般の人々の考えているように非両立論的なものだとしたら、決定論が正しいと判明した場合には、そうした余地は実在しないことになってしまう。このとき、考慮中に前提されている余地は実在するという常識的な考えが否定されてしまう。両立論的な改定は、決定論が真であったとしてもなお、考慮の前提である余地は実在するという常識的な考えを保つことを目指して改定を行う。実際、信念に基づく両立論的な余地が考慮において前提とされている余地として通用する限りにおいて、この前提である余地は実在することになる。そのため、こうした改定によって、考慮に関する常識的な考えの一部が保持される。このように、考慮における余地を信念に基づく両立論的なものだと思える改定は、余地を決定論の脅威から守るという観点から正当化される。

1.4 総括

本章では、考慮において前提とされている余地と、その余地が決定論と両立しないことを示そうとする論証、その論証に対する返答としての両立論・非両立論がどのようなものかについて確認した。そして、本論文

^{*21} ヴァルガスによる改定主義は、道徳的責任の正当な帰属にはどのような自由意志が求められるかに関してのものであり、考慮において前提されている余地についてのものである訳ではない (Vargas, 2013, p.2)。しかし、改定主義の発想は考慮における余地の議論にも適用できると考えられる。

では、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論の両方を、信念に基づいて理解された余地に訴えることによって擁護するという改定主義的な方針を採用することを確認した。後の章では、考慮の前提である余地を適切に説明できる余地両立論とはどのようなものかを検討していく。しかしその前に、余地と決定論の非両立性を示そうとする論証の中でも特に影響力の大きい帰結論証についてまずは確認する。というのも、主要な余地両立論の形態は、帰結論証に対抗するために提示されてきたものであるもので、背景として帰結論証の構造をおさえておく必要があるからである。

2. 帰結論証

帰結論証 (consequence arguments) とは、自由意志の行使に欠かせないとされる要素の中でも、余地、すなわち他のようにすることができることが決定論とは両立しないということを示そうとする論証である。そしてこの論証は、余地と決定論の両立不可能性を示そうとする論証の中でも、特に影響力があり盛んに論じられてきたものである。その簡潔で有名な概要は 1.2 で確認した次のものである。

もし決定論が真ならば、我々の行為は自然法則と遠い過去の出来事の帰結 (consequence) である。しかし、我々が生まれる前に起きたことは我々次第ではないし、自然法則がどのようなものであるかも我々次第ではない。従って、(我々の現在の行為を含む) これらの事柄の帰結は我々次第ではない。(van Inwagen, 1983, p.16)^{*22}

帰結論証は登場して以来、多くの批判にさらされてきた。特に、自由意志と決定論は両立するという両立論を支持する者の中でも、余地が自由意志の行使に欠かせないと考える余地両立論者は、帰結論証が健全な論証でないことを示そうとしてきた^{*23}。なぜなら、帰結論証は自由意志を行使するための必要条件とみなされている余地が決定論と両立しないと論じるが故に、余地非両立論を支持するからである。余地両立論者は、帰結論証において余地の否定を表すために用いられている演算子「N」(後述)を両立論的に再解釈することによって、帰結論証に対抗してきた。実際、この論文で批判的に検討する余地両立論の擁護者は帰結論証の批判に従事している。こうした批判にとどまらず、帰結論証で使われている推論規則の妥当性を否定しようとする批判もまた行われてきた。こうした批判を受けて、帰結論証を妥当にしようとする試みも進展しており、それに伴い帰結論証の定式化も改良されている。

この章では、本論文で吟味する余地両立論についての論争の背景となっている帰結論証が、形式的にどのようなものであるのかを確認する。ここでは形式的側面を捉えるために、主に演算子「N」に関する閉包律を表す推論規則 (β) の定式化の変遷と、その変遷の主要な要因となった演算子「N」の強弱の度合いについての論争に焦点を合わせる^{*24}。2.1 では、最も標準的な帰結論証とみなされているヴァン・インワゲンによる第三の論証がどのような論証かを説明する。2.2 では、現在論じられている推論規則 (β) への批判の背景となっている、初期の (β) に対する批判について確認した後、帰結論証の形式化や演算子「N」の再解釈に最も大きな影響を及ぼした、T. J. マッケイと D. ジョンソンによる凝集律 (principle of agglomeration) に基づく反例を見ていく。2.3 では、凝集律に基づく反例における状況を決定論的だとしようが非決定論的だとしようが問題が生じるのでこの反例は不適切であるという仕方でマッケイとジョンソンに反論しようとする試みについて検討する。2.4 では、凝集律に基づく反例に対処するために、推論規則 (β) や演算子「N」の強化が施された帰結論証について見ていく。最後に、こうした帰結論証についての検討を踏まえて、本論文で帰結論証をどのように

^{*22} 注 12 で見たように、ここでの「我々次第 (up to us)」という表現は余地を表していると考えるのがもっともらしい。

^{*23} 当然全ての両立論者が余地両立論者である訳ではない。とりわけ、自由意志とは道徳的責任の正当な帰属に必要とされるコントロールの能力だと考えるのに加えて、余地は道徳的責任の正当な帰属に必要ないとするフランクファート型事例を受け入れる両立論者は、余地ではなく源泉こそが自由意志に欠かせない要素だと考える。こうした源泉両立論者 (source compatibilists) の代表的な提唱者とみなされるのは主に、H. フランクファート (Frankfurt, 1971) や、G. ワトソン (Watson, 1975)、J. M. フィッシャーと M. ラヴィッツァ (Fischer and Ravizza, 1998)、I. ハジ (Haji, 1998)、M. マッケンナ (McKenna, 2013)、C. サルトリオ (Sartorio, 2016)、C. スリパダ (Sripada, 2016a) などである。

^{*24} 帰結論証の形式的な取り扱いについても触れているサーヴェイとしては、Speak(2011) や Pruss(2013)、Campbell(2017) などがある。

取り扱うのかを確定する*25。

2.1 ヴァン・インワーゲンの第三の論証

現在帰結論証と呼ばれている論証は、C. ジネットや D. ウィギンズ、P. ヴァン・インワーゲン、J. ラムといった者達によって与えられた (Ginet, 1966, 1980, 1983; Wiggins, 1973; van Inwagen, 1974, 1975, 1983; Lamb, 1977)*26。だが、これらの帰結論証の中で標準的な地位を占めることになったのは、「帰結論証」という名称の名付け親でもあるヴァン・インワーゲンによる定式化である (van Inwagen, 1983, p. 16)*27。もともとヴァン・インワーゲンは、先に引用した概略的な帰結論証をより詳細にした 3 つの帰結論証を提示した。その上で、これら 3 つの論証はお互いに支持し合う上、1 つの論証に対する特定の反論は他の論証への特定の詳細な反論へと転用できるし、転用できない反論は良い反論ではないと考えていた (ibid., pp.56-7)。だが、これら 3 つの帰結論証の中でも主要な検討対象となってきたものは、「第三の論証」とヴァン・インワーゲンによって呼ばれた論証である。この論証は、先に示した帰結論証の概要のように、決定論が正しいこと (下記の第三の論証の (1)) に加えて、我々が生まれる前のことは我々次第ではないということ (下記の (4)) と、自然法則は我々次第ではないということ (下記の (6)) を仮定して、余地の否定を表す NP (下記の (7)) の導出を、2 つの推論規則 (α) と (β) の助けを借りて果たそうとするものである。

以下に示すのが第三の論証である (ibid., pp.93-5)。なお、帰結論証に関する文献においては、論理学における慣例とは異なり、「 p 」や「 q 」が文スキーマとして用いられている。この論文でも、「 p 」や「 q 」を文スキーマとして用いていることに注意されたい。

第三の論証

推論規則 (α) $\Box p \vdash Np$

推論規則 (β) $Np, N(p \supset q) \vdash Nq$

- | | |
|---------------------------------------|---------------------|
| (1) $\Box((P_0 \& L) \supset P)$ | 決定論の定義 |
| (2) $\Box(P_0 \supset (L \supset P))$ | (1), 同値式の置き換え |
| (3) $N(P_0 \supset (L \supset P))$ | (2), (α) |
| (4) NP_0 | 仮定 |
| (5) $N(L \supset P)$ | (3), (4), (β) |
| (6) NL | 仮定 |
| (7) NP | (5), (6), (β) |

まずは、この論証で使われている記号の説明から始める。「 $\Box$ 」は論理的必然性を表す文演算子であり*28、「 $\supset$ 」は実質含意を表す記号、「 $\&$ 」は連言を形成する結合子である。「 N 」はある種の必然性を表すための文演算子であり、具体的には力能的必然性 (power necessity) ないしは実践的必然性 (practical necessity) を表すとされ

*25 この章は、本間 (2022a) の素材を流用している。

*26 帰結論証と類似する先駆的な論証としては、N. バイクによる神の不可謬の全知と自由意志の非両立性を示そうとする論証を挙げることができる (Pike, 1965)。

*27 帰結論証に関する議論では、ジネットやフィッシャーの定式化もしばしば言及される (Ginet, 1990; Fischer, 1994)。

*28 ヴァン・インワーゲンは、重要な可能性や不可能性の多くがその様相的地位を論理に依拠している訳ではないということから、こうした可能性を「論理的可能性」を呼ぶのは慣例上のことであり、端的に「可能性」と呼ぶ方が好ましいとしている (van Inwagen, 1983, pp.231-2)。よって、帰結論証における論理的必然性に関しても、特に論理的側面を重視しないこととする。

る^{*29}。「 Np 」は、「 p であり、 p であるかどうかについての選択は誰にとってもしようがないし、しようがなかった」という文を省略したものとなる (van Inwagen, 1983, p.93)。ただ、これから見ていく帰結論証に関する論争においては、まだ第三の論証が標準的な帰結論証とはなっていないということもあり、これ以外の演算子「 N 」の解釈が採用されることもあった。それぞれの議論でどのような演算子「 N 」の解釈が採用されていたかについては、その都度説明する。「 P_0 」はある遠い過去の時点 t_0 での世界の状態を表す文である^{*30}。「 L 」は自然法則を表す文の全てを連言にして1つの文にしたものであり、「 P 」は t_0 より遠い未来の時点である t での世界の状態を表す文である^{*31}。

記号についての説明も終えたので、この論証の(1)から(7)へといったステップについて順に確認する。(1) $\Box((P_0 \& L) \supset P)$ は決定論の定義であり、その意味は、ある遠い過去の時点 t_0 での世界の状態を表す文と全ての自然法則を表す文の連言が、 t_0 より遠い未来の時点である t での世界の状態を表す文を実質含意することは、論理的に必然であるというものである (van Inwagen, 1983, pp.69-70, p.94)。

(1) $\Box((P_0 \& L) \supset P)$ から (2) $\Box(P_0 \supset (L \supset P))$ は論理的に導かれる。証明は以下の通りである。まずは、(1) $\Box((P_0 \& L) \supset P)$ を仮定しよう。ところで命題論理においては、 $((P_0 \& L) \supset P) \supset (P_0 \supset (L \supset P))$ がトートロジーである。このトートロジーと必然化の推論規則より、 $\Box(((P_0 \& L) \supset P) \supset (P_0 \supset (L \supset P)))$ が導かれる。そして、論理 K を前提すれば、先程の式と推移律から $\Box((P_0 \& L) \supset P) \supset \Box(P_0 \supset (L \supset P))$ を導ける。この式と仮定(1)から、(2) $\Box(P_0 \supset (L \supset P))$ が導ける。このように、(1)から(2)は論理 K を認めさえすれば導かれる (cf. Pruss, 2013, p.431)。

(3) $N(P_0 \supset (L \supset P))$ は、(2) $\Box(P_0 \supset (L \supset P))$ と推論規則 $(\alpha) \Box p \vdash Np$ によって導かれる。この推論規則 (α) によれば、必然的に真であるような文については、その文を偽にするかどうかの選択はしようがない。実際、偽にできるような文は必然的に真であるような文ではないということは明らかなので、この推論規則は極めてもっともらしい。

(4) NP_0 は遠い過去の状態を表す文は偽にできないという仮定である^{*32}。なお、ここでの遠い過去とは、問題としている選択者が生まれる前の時点のことである^{*33}。ところで、 NP_0 は、単に任意の過去の時点における世界の状態について選択のしようがないということを表しているものと解釈されることもある (Campbell, 2017, p.156; cf. Campbell, 2011, p.50 (邦訳: pp.58-9))。その根拠は、何であれ過去に起こったことについては選択のしようがないというものである。過去の状態を表す文についての現在の時点における選択は、タイムトラベルでもない限り行うことができないので、現在の時点における他のようにもすることができるとしての余地は、この NP_0 の解釈でも否定することはできる。しかし、この NP_0 の解釈に基づくと、ある過去の

^{*29} 演算子「 N 」が力能的必然性を表していると解するのは、Ginet(1980, p.174)、O'Connor(1993, p.204)、Fischer(1994, p.8)、McKenna and Pereboom(2016, p.75)であり、実践的必然性を表すと解するのは Campbell(2017, p.152)である。

^{*30} このある時点 t_0 での世界の状態というのは、もとのヴァン・インワゲンの定式化では、「ある瞬間における物理的世界全体の状態 (the state of the entire physical world at an instant)」と呼ばれていたものである。ヴァン・インワゲンはこの状態に次の2つの条件を課している (van Inwagen, 1983, pp.59-60; cf. van Inwagen, 1975, pp.185-6 (邦訳: pp.130-1))。1つ目の条件は、世界がある瞬間においてある特定の状態にあるということが、別の瞬間におけるその世界の状態を導いてはならないというものである。ヴァン・インワゲンの例を挙げると、「 $\sim$ であり、 t において t より10秒後に誰かの手が上がっている」といった世界の状態の記述はこの条件により排除される。2つ目の条件は、高度に理論的でない観察できるような違いが、世界の状態の違いとして通用しなければならないというものである。再びヴァン・インワゲンの例を挙げると、白い服が青くなったり、暖かった所が寒くなったり、ある男が手を上げたりするといった違いが認められなければならない。

^{*31} 厳密に言うと、ヴァン・インワゲンは第三の論証において、「 P_0 」を t_0 での世界の状態を表す命題を表す文、「 L 」を全ての自然法則を連言にした命題を表す文、「 P 」を t での世界の状態を表す命題を表す文だということに、文と世界の表象関係の間に命題を挿入している (van Inwagen, 1983, pp.69-70, p.94)。

^{*32} NP_0 を否定する余地両立論としては、引き返し余地両立論がある (cf. Saunders, 1968; Narveson, 1977; Foley, 1982; Horgan, 1985; Dorr, 2016)。この両立論については、3.1で検討する。

^{*33} ヴァン・インワゲンは別の箇所では、遠い過去を全ての人間の誕生以前の時点だともしている (van Inwagen, 1989[2017b], p.65)。

時点における世界の状態を表す文についての選択をその過去の時点においては行うことができたという意味での余地は否定することができない。一方、 NP_0 を遠い過去の状態を表す文は偽にできないという仕方では解釈すると、そうした選択ができるという意味での余地も否定することができる。このように、 P_0 がどのような過去を表すかに応じて、帰結論証がどれほどの余地を否定できるかの強さが変わってくることになる。この論文では、帰結論証をより強い論証とするために、 P_0 を遠い過去の状態を表すものとする^{*34}。

(5) $N(L \supset P)$ は、(3) $N(P_0 \supset (L \supset P))$ と (4) NP_0 、推論規則 $(\beta) Np, N(p \supset q) \vdash Nq$ から導かれる。推論規則 (β) は「N」に関する閉包律を表し、移行原理 (transfer principle) とも呼ばれるものである (cf. Fischer, 1994, p.8; O'Conner, 2000, p.7; Speak, 2011, p.116)。少なくとも、 (β) は次のような推論を妥当にしてくれるという点ではもっともらしく思われる (Speak, 2011, p.116)。私は地球が地軸に沿って回り続けるということに関して選択のしようがないし、しようがなかった。そして、地球が地軸に沿って回り続けるならば、太陽が明日昇るだろうということに関して私は選択のしようがないし、しようがなかった。従って、太陽が明日昇るだろうということに関して私は選択のしようがないし、しようがなかった。しかし、 (β) はヴァン・インワゲンによって第三の論証の中でも最も擁護が難しいとされ、 (β) の擁護としては、 (β) は正しいように思われるという自身の直観と、 (β) への反例が見つけられないという2つの根拠しか挙げられないとされていたものである (van Inwagen, 1983, pp.96-8)。そのこともあり、 (β) には早い段階から疑惑の眼が向けられてきた。

(6) NL は自然法則を表す文は偽にできないという仮定である^{*35}。なお、帰結論証における議論においては、ヴァン・インワゲンが様々な物理法則を自然法則の例として出したことから、 L が表す自然法則としては、主に物理法則が念頭に置かれている (van Inwagen, 1983, pp.60-4; cf. Huemer, 2000, p.541)^{*36}。

(7) NP は、(5) $N(L \supset P)$ 、(6) NL 、推論規則 (β) から導かれる帰結論証の結論である^{*37}。この結論における P は、 P_0 が記述している時点よりも遠い未来の時点における任意の世界の状態を表す真なる文でよい。従って、例えば P を「私はアイスを買うのではなくアイスを買わないことに決めた」のような、任意の選択についての文としても構わない。しかしこの論証によれば、もし決定論と、 NP_0 や NL といった仮定が正しく、推論規則 (α) と (β) が妥当ならば、先程のアイスを買うのかどうかに関する選択を私はできないことになる。そして、この選択は任意の者の任意の選択としてもよいので、ある行為をするかしないかの選択を行える者はいないことになる。ところで、ある行為をするかしないかの選択ができないということは、他のようにすることができないということである。従って、この論証の結論は、我々が余地を持たないことを示していると考えることができる。以上が第三の論証のあらましである。

^{*34} J. キャンベルは、たとえ P_0 が遠い過去における世界の状態を表しているのだとしても、帰結論証は自由意志と決定論が両立し得ないという非両立論を確立しないと論じている (Campbell, 2007, 2011, 2017)。その根拠は、時間が循環する決定論的世界で、余地以外の自由が必要とされる条件を保ちつつ始まりも終わりもないままに年老いたり若返ったりを繰り返す振り子のアダム (Oscillating Adam) の存在が可能だというものである。振り子のアダムには遠い過去は存在しないので、帰結論証によっては振り子のアダムに余地がないことは示されない。つまり、帰結論証は我々には遠い過去があるという偶然的な見解と一緒にあったときのみ我々は余地がないことを示す。従って、帰結論証は非両立論を確立しないというのがキャンベルの主張である。この議論をめぐる論争としては、Campbell(2007, 2008, 2010, 2011, 2017) や、Brueckner(2008)、Loss(2009, 2010)、Speak(2011) を参照のこと。

^{*35} NL を否定する余地両立論としては、局所的奇跡両立論 (local miracle compatibilism) と (Lewis, 1981; cf. Beebe, 2003; Oakley, 2006; Graham, 2008; Pendergraft, 2011)、ヒューム主義的両立論 (humean compatibilism) が存在する (Beebe and Mele, 2002; Berofsky, 2012)。これらの両立論については3.2と3.3でそれぞれ検討する。

^{*36} この点を突き、自由意志と深く関わる心理学的法則を考えれば NL は偽となるという仕方でも余地両立論を擁護する試みとしては、Berofsky(2012) と List(2019) がある。ペロフスキーの議論は3.3で、リストの見解については第4章で検討する。

^{*37} NP を否定して余地両立論を擁護しようとする試みとしては、傾向性両立論 (dispositional compatibilism) が存在する (Smith, 1997, 2003; Fara, 2008; Vihvelin, 2004, 2013, 2017)。傾向性両立論については第5章で検討する。

2.2 推論規則 (β) への初期の批判と凝集律に基づく反例

この第三の論証に対しては、多くの批判が寄せられてきた。この節では、そうした批判の内、推論規則 (β) への批判を取り上げる。具体的には、現在の帰結論証に関する論争の背景となっている (β) への初期の批判を確認した後、(β) への批判の中でも特に重要な凝集律に基づく反例について概観する。

(β) に対する批判の始まりとしては、M. スロートによるものを挙げることができる (Slote, 1982)。スロートは、推論規則 (β) $Np, N(p \supset q) \vdash Nq$ に対して、間接的な批判と直接的な批判を行った。間接的な批判は次のようなものである。(β) は認識的必然性や義務的必然性、非偶然性、抵抗できない衝動による必然性といった必然性について考えると妥当でない。よって、演算子「N」によって表される必然性に関して (β) が妥当であるというのも疑わしい (ibid., pp.11-8)。その一方、直接的批判においてスロートは、演算子「N」によって表される必然性を、我々が現在持つ欲求や能力、信念、性格等が原因となれないということだと解釈できるということに訴えれば、(β) が妥当でないことを示せると論じている (ibid., p.19)。

しかし、こうしたスロートの批判は、帰結論証についての論争に大きな影響を及ぼすことはなかった。そして、このスロートの批判を改めて取り上げる必要がない理由を2つ挙げることができる。1つ目の理由は、スロートの批判の後に、推論規則 (β) への直接的な反例が提示されたため、わざわざ改めて間接的な批判に訴える必要がないというものである。2つ目の理由は、スロートの直接的批判における演算子「N」の解釈は、帰結論証が捉えようとする余地、すなわち他のようにすることができることではないため、帰結論証の支持者に訴えかけるところが少ないというものである。その一方で、スロートの議論以降に提示された (β) への直接的な反例は、演算子「N」をある種の余地を表すものとして解釈しているので、帰結論証の支持者にとっても問題となる。

D. ウィダカーは、推論規則 (β) への直接的な反例として、 Np と $N(p \supset q)$ が真であるが、 Nq が偽であるような例を2つ挙げた (Widerker, 1987, pp.38-9)*³⁸。この2つの例を順に見ていく*³⁹。ただ、ウィダカーによる演算子「N」の表記法は、若干複雑な点があるので、ここではT. オコナーによるこれらの例の再構成と、そこでの演算子「N」の解釈をもとにして話を進める*⁴⁰。以下で説明するのが、1つ目の例である (Widerker, 1987, pp.38-9; cf. O'Connor, 1993, pp.205-6)。時点 t_1 にラジウム r を破壊することで、 t_1 よりも後の時点 t_2 における r による亜粒子原子の放出という原因のないランダムな出来事の発生をサムが阻止したと仮定しよう。そしてこの破壊が、 t_2 に r からの放射が生じないようにすることをサムが確実にする唯一の方法であり、サムが存在する唯一の知性的存在者であったとも仮定する。そして、 p を「 r が t_2 に亜粒子原子を放出しない」という文、 q を「サムは t_1 に r を破壊する」という文だとしよう。このとき、 $N_{s,t_1}p$ と $N_{s,t_1}(p \supset q)$ は共に真である一方で、 $N_{s,t_1}q$ は偽である。なお、この例のオコナーによる再構築で使われている演算子「N」の解釈は、ジネットに由来するものであり、「 $N_{s,t}p$ 」は「 p であり、 $\neg p$ という事態を成立させることが時点 t における行為者 s の力能の範囲内にある」という文を短縮したものとなる (O'Connor, 1993, p.204; cf. Ginet, 1980, 1983)。ここでの、 p' という事態を成立させることが t における s の力能の範囲内にあるということは、 p' ということを保証する (assure)、ないしは確実にする (ensure) ことができるということであり、具体的には、 s は t において

*³⁸ 以下では、使用と言及の区別にこだわらず、「 p 」や「 Np 」は真であるという表現だけでなく、 p や Np は真であるという表現も用いることとする。

*³⁹ 同様の構造を持つ例は、L. ザグゼブスキによって非偶然性や因果的必然性に関して提示された (Zagzebski, 1991, pp.165-8)。

*⁴⁰ ウィダカーは、「 P^*x, t 」という文演算子を導入しており、「 $P^*x, t(p)$ 」で、「 p ということを生じさせることが t において x の力能の範囲内にある」という文を短縮したものとなる。そして、ウィダカーは「 $p \& \forall x \forall t \neg P^*x, t(p)$ 」を Np の解釈として提示している (Widerker, 1987, p.38)。

$\neg p'$ という可能性を確実に排除できるということである^{*41}。よって、 $N_{s,t}p$ であるのは、 p であり、かつ p という可能性を確実に排除できるということがないとき、すなわち、 $\neg p$ ということを保証できないとき、そのときに限る (cf. O'Conner, 1993, pp.205-6; Fischer, 1994, p.8)^{*42}。そして、ここでの演算子「N」の添字である「s」はサム、「t₁」は時点 t_1 を表している。以上のことを踏まえた上で、まず、 $N_{s,t_1}p$ が真であることから確認する。 $N_{s,t_1}p$ が真であるのは、 r が t_2 に亜粒子原子を放出しなかったのに加えて、サムは r が t_2 に亜粒子原子を放出することを保証できないので、その放出は t_1 におけるサムの力能の範囲内にはないからである。次に、 $N_{s,t_1}(p \supset q)$ が真であることを確かめる。まず、サムが t_1 に r を破壊しているのに加えて、 r は t_2 に亜粒子原子を放出していないことにより、 p と q が両方真なので、 $p \supset q$ は真である。そして、 t_1 に r を破壊しなかった場合には、 r が t_2 に亜粒子原子を放出しないことを保証できないので、 $p \& \neg q$ が真であることをサムは確実に成立させることができない。よって、 $p \supset q$ を偽にすることは t_1 におけるサムの力能の範囲内にはない。以上のことより、 $N_{s,t_1}(p \supset q)$ も真である。しかしながら、 $N_{s,t_1}q$ は偽である。なぜなら、サムが t_1 に r を実際に破壊していることにより q は真であるが、サムは t_1 に r を破壊しないことができるからである。

2つ目の例は、以下のようなものである (Widerker, 1987, p.39; cf. O'Connor, 1993, p.206)。ジムが時点 t_3 にクインシーの家を訪れ、クインシーは t_3 に玄関の鍵を閉めることでジムがその時点以降に外に出られないようにしたとしよう。そしてそのことによってのみ、ジムが t_3 より後の時点である t_4 に外に出られないようにすることをクインシーは保証できる。また、クインシーはジムが t_4 にクインシーと一緒に家にいるということを妨げることができず、 t_3 より以前にジムはクインシーの家を t_4 に出られるように手筈を整えることはできない。そして、ジムとクインシーだけが存在する。以上のことを仮定しよう。 p を「ジムは t_4 に外へ出ない」という文、 q を「クインシーは t_3 に玄関のドアを閉める」という文だとする。このとき、 $N_{s,t_3}p$ と $N_{s,t_3}(p \supset q)$ は共に真である一方で、 $N_{s,t_3}q$ は偽である。なお、演算子「N」の添字である「s」はクインシー、「t₃」は時点 t_3 を表すものとする。 $N_{s,t_3}p$ が真であるのは、ジムは t_4 に外へ出ていない上、クインシーはジムが t_4 にクインシーと一緒に家にいるということを妨げられないので、ジムが t_4 に外へ出るという事態を成立させることが時点 t_3 におけるクインシーの力能の範囲内にはないからである。次に、 $N_{s,t_3}(p \supset q)$ が真であることを確かめよう。まず、ジムは t_4 に外へ出ておらず、クインシーは t_3 に玄関のドアを閉めていることにより、 p と q が両方真なので、 $p \supset q$ は真である。そして、クインシーが t_3 に玄関のドアを閉めなかった場合には、ジムが t_4 に外へ出ないということをクインシーは保証できない。よって、 $p \& \neg q$ を保証できないことにより、 $p \supset q$ を偽にすることは t_3 におけるクインシーの力能の範囲内にはないこととなる。従って、 $N_{s,t_3}(p \supset q)$ である。しかし、 $N_{s,t_3}q$ は偽である。なぜなら、クインシーは t_3 に玄関のドアを実際に閉めている上、クインシーは t_3 に玄関のドアを閉めないことができるので、 $\neg q$ という事態を成立させることは t_3 におけるクインシーの力能の範囲内にあるからである。

このように、推論規則 $(\beta) Np, N(p \supset q) \vdash Nq$ には反例があるため、 (β) は妥当な推論規則ではないというのがウィダカーの議論である。

^{*41} 保証する (assure) という表現を用いたのはマッケイとジョンソンであり、確実にする (ensure) という表現を用いたのはフィンチとウォーフィールド、ヴァン・インワーゲン、そして E. カールソンである (McKay and Johnson, 1996, p.116; Finch and Warfield, 1998, p.529; van Inwagen, 2000[2017b], p.94; Carlson, 2000, p.284)。

^{*42} この $N_{s,t}p$ の詳細な解釈は、ジネットによる解釈とは異なる。まずジネットは、2つ以上の選択肢がある時点において自分にとって開かれている (open) のは、その選択肢の内どちらをするかが完全にその時点での私の選択次第であるときであるとする (Ginet, 1990, p.90)。その上で、 $O_{s,t}p$ 、すなわち、 S にとって t に p ということを作り立たせることが開かれていることを、もし仮に S が p ということを作り立たせるように行なったとしたら、そのことによって S が p ということを作り立たせるというようなことが S にとって t に開かれているとき、そのときに限ると定義する (ibid., p.102)。この $O_{s,t}p$ の否定が、ジネットにとっての $N_{s,t}p$ の解釈である。

この反例に対処するために、2通りの推論規則 (β) の修正が提案された。1つ目の修正案はウィダカー自身によって提案されたもので、 (β) を次の (β') に置き換えるというものである (Widerker, 1987, p.41)。

推論規則 (β') $Np, \Box(p \supset q) \vdash Nq$

この (β') は (β) に現れている力能的必然性を表す演算子「N」付きの文 $N(p \supset q)$ を、論理的必然性を表す演算子「 $\Box$ 」付きの文 $\Box(p \supset q)$ に置き換えることで強めたものである。そして、 (β) を (β') に置き換えた場合には、帰結論証は次のように簡略化されることになる (ibid., p.41)。

簡略化された帰結論証

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| (1) $\Box((P_0 \& L) \supset P)$ | 決定論の定義 |
| (2) $N(P_0 \& L)$ | 仮定 |
| (3) NP | (1), (2), (β') |

(β') は先の事例によってその妥当性を損なわれるということはない。なぜなら、 $p \supset q$ 、すなわち「 r が t_2 に亜粒子原子を放出していないならば、サムは t_1 に r を破壊している」という文や、「ジムが t_4 に外へ出ないならば、クインシーは t_3 に玄関のドアを閉めている」という文は、サムが t_1 に r を破壊していなくても、 r が t_2 に亜粒子原子を放出していない可能性や、クインシーが t_3 に玄関のドアを閉めていなくても、ジムが t_4 に外へ出ていないという可能性がある以上、論理的に必然ではないからである。よって、先の2つの事例では $\Box(p \supset q)$ が真でないことにより、これらの事例は Np と $\Box(p \supset q)$ が真であるのに Nq が偽であるという例ではないので、 (β') の妥当性は損なわれていないのである。

2つ目の修正案は、オコナーが提案したより穏当な改定案である。先の2つの事例にはある共通点がある。それは、 (β) 中の $N(p \supset q)$ の実例である条件文の後件が前件よりも先に真になっているということである (O'Conner, 1993, p.209)。しかし、選択に関して問題となるのは、未来に行う行為に関して他のようにすることができるといふことのはずである。こうした考えをもとに、オコナーは次の (β) の改定案を提示した (ibid., p.209)。

推論規則 (TNP') q が p より後に真になる全ての p と q について、 $N_{s,t}p, N_{s,t}(p \supset q) \vdash N_{s,t}q$ ^{*43}

この推論規則を帰結論証に用いれば、先のウィダカーの出した例は q が p より後に真になるという条件を満たしていないので、反例とはなっていないと応答できる^{*44}。

以上のように、ウィダカーは推論規則 (β) への反例を作った上で、その対策として (β) を強めた推論規則 (β') を提示した。しかし、ウィダカーの出した例はオコナーによる穏当な推論規則 (TNP') でも対処ができる以上、それほど大きな影響は及ばなかった。だが後に、このオコナーによる訂正でも対処できないような (β) に対する反例が提示された。そして、その反例以降、推論規則 (β) への修正はより大規模なものとなっていった。

推論規則 (β) への反例の中でも、最も大きな衝撃をもたらした帰結論証の再定式化を促したものは、マッケイとジョンソンによって提示された凝集律に基づく反例である。演算子「N」に関する凝集律とは、 $Np, Nq \vdash N(p \& q)$ という推論規則のことである。この凝集律は、推論規則 (α) と (β) を前提とすれば導くことができる。以下が

^{*43} もとの TNP は、 $N_{s,t}p, N_{s,t}(p \supset q) \vdash N_{s,t}q$ という推論規則である (O'Conner, 1993, p.204)。なお、「 TNP 」は“Transfer of Necessity Principle”の頭文字を取ったものである (O'Conner, 2000, p.7)。

^{*44} もし真理の無時制説を採用するが故に、ある文が別の文よりも後に真になるということはないと考えるのであれば、 q という事態が p という事態よりも後の時点で成立しているような全ての p と q についてという条件に変更すればよい。この理解でも (TNP') の要点は捉えられるだろう。

その証明である (McKay and Johnson, 1996, p.115)。

(1) Np	仮定
(2) Nq	仮定
(3) $\Box(p \supset (q \supset (p \& q)))$	トートロジー
(4) $N(p \supset (q \supset (p \& q)))$	(3), (α)
(5) $N(q \supset (p \& q))$	(1), (4), (β)
(6) $N(p \& q)$	(2), (5), (β)

しかし、ヴァン・インワーゲンによる演算子「N」の解釈、すなわち、 Np を「 p であり、 p であるかどうかについての選択は誰にとってもしようがないし、しようがなかった」という文の省略だとする解釈を採用するときには、凝集律は妥当ではなくなるのである。次にあげる例がマッケイとジョンソンによる有名な反例の要約である (ibid., p.115)^{*45}。コイントスをするかどうかの場面で、実際にはコイントスをすることはできたが、行わなかったとしよう。そして、 p を「コイントスの結果としてのコインの表が出るという事象は生じなかった」という文、 q を「コイントスの結果としてのコインの裏が出るという事象は生じなかった」という文だとして、このとき、 Np と Nq は真である。まず、 Np が真であることを確認しよう。実際にはコイントスをしていないことにより、コイントスの結果としてのコインの表が出るという事象は生じていないので、 p は真である。そして、コイントスをした場合に表を出さないようにすることはできないので、コイントスの結果としてコインが表が出るかどうかについての選択はできない。よって、 Np は真である。同様の理由から、 Nq も真である。しかしながら、 $N(p \& q)$ は偽である。 $p \& q$ は「コイントスの結果としてのコインの表が出るという事象は生じなかった、かつコイントスの結果としてのコインの裏が出るという事象は生じなかった」という文である。しかし、コイントスを行うことはできた上、コイントスをしさえすればほぼ確実に表か裏は出るため、 $p \& q$ を偽にするかどうかの選択は行うことができる。よって、 $N(p \& q)$ は偽である。

同様の問題が、ウィダカーやオコナーによるより具体的な演算子「N」の解釈、すなわち、 $N_{s,t}p$ であるのは、 p であり、かつ p という可能性を確実に排除できる訳ではないとき、すなわち、 $\neg p$ ということを保証できないとき、そのときに限るという解釈を採用しても生じる。コイントスをしていないことにより p が真であるのに加えて、コイントスをした場合に裏が出るという可能性を確実に排除できないことにより、表が出るということを保証できないので、 Np が真である。同様に、 Nq も真である。しかし、コイントスを行うことはできた上、コイントスをしさえすれば、ほぼ確実に表か裏は出るので、 $\neg p \vee \neg q$ 、すなわち、 $\neg(p \& q)$ が真であることの保証はできる。このように、ウィダカーやオコナーによる演算子「N」の解釈にとっても、この例は問題となる。

以上のように、ヴァン・インワーゲンのような演算子「N」の解釈や、ウィダカーやオコナーによる演算子「N」の解釈を採用する限り、演算子「N」に関して凝集律は妥当ではない。しかし、推論規則(α)と(β)を受け入れる限りは、演算子「N」に関して凝集律は妥当だということが導かれてしまうのである。

この凝集律に基づく批判を受けて、この例から帰結論証を擁護しようとする試みが活発になった。そうした試みは主に、(i) マッケイとジョンソンが提示した反例が不適切であることを示す、(ii) 帰結論証を改定する、という2つの方針に分けることができる。続く第3節では、(i)の方策について見ていく。

^{*45} 同様の例は、A. ガロワによって既に提示されていた (Gallois, 1977, p.101)。しかし、その時点ではまだ演算子「N」を用いる第三の論証は現れておらず、凝集律が推論規則(β)にとっての妨げとなることが明確となっていなかったため、この例が注目を集めることはなかった。

2.3 反例の不適切さを示すことによる帰結論証の擁護

この節では、凝集律の問題に対して、(i) マッケイとジョンソンが提示した反例の不適切さを指摘することを通して帰結論証を擁護しようとする方針について見ていく。まず、そうした試みを代表する T.M. クリスプと T. ウォーフィールドによる議論を確認する。その後、この 2 人の議論に対する反論として、E. カールソンによる議論を取り上げる。最後に、カールソンによる反論が失敗していることを明らかにする。その上で、この論争からは、余地両立論を推論規則 (β) への批判を通して擁護する場合には、決定論と両立し余地が担うべき仕事を遂行できる具体的な余地の解釈を提示する必要があることが示されると論じる。

マッケイとジョンソンが提示した反例では、コイントスを取り上げられていた。そしてコイントスは、ウィダカーの 2 つの例における過程と同様に、非決定論的な過程であるように思われる。だとしたら、決定論が正しいという仮定を導入したら、この例を不適切なものとして排除できるのではないだろうか。実際、決定論は帰結論証においても前提とされている上、決定論と余地は両立するという余地両立論を擁護するという目的を踏まえれば、この仮定を置くのはもっともらしい。こうした対応はマッケイとジョンソンによって示されたが、この方針をより詳しく展開したのはクリスプとウォーフィールドである (McKay and Johnson, 1996, pp.117-8; Crisp and Warfield, 2000)。クリスプとウォーフィールドは、推論規則 (β) への批判に際して満たされていないなければならない要請として次の 2 つのものを掲げた。

第一の要請 推論規則 (β) へと提示される反例は、自由と決定論の両立を前提するものであってはならない (Crisp and Warfield, 2000, p.175)^{*46}。

第二の要請 推論規則 (β) へと提示される反例は、非決定論が真であることを前提するものであってはならない (ibid., p.180)^{*47}。

第一の要請は、両立論は正しいという論点先取を避けるために導入されるものである。第二の要請は、両立論を擁護する上では非決定論が正しいという仮定を立てるのは不適切であるということから導入される。つまり、この 2 つの要請は帰結論証に対して両立論を擁護する際に課される要請である^{*48}。

そしてこの 2 人は、マッケイとジョンソンの提示する例は以下の 2 つのジレンマに直面すると論じる。1 つ目のジレンマは以下のようなものである (ibid., p.180)。この例におけるコイントスは決定論的であるか非決定論的であるかのいずれかである。非決定論的であるならば、第二の要請に抵触する。そこで、このコイントスを決定論的であると仮定しよう。ところで、この例においては、実際にはコイントスを行うことができたが行わなかったという前提が置かれていた。しかしこの前提は、決定論下においても他のようにすることができることを前提としている。よって、この場合には第一の要請に抵触することになる。従って、このコイントスを決定論的としようが非決定論的としようが、この 2 つの要請を両方とも満たすことはできない。

2 つ目のジレンマは以下のようなものである (ibid., pp.181-2)。コイントスは決定論的過程であるか、非決定論的過程であるかのいずれかである。なお、決定論的過程とは、過去におけるその過程の最初の出来事の発生

^{*46} ヴァン・インワーゲンも同様の要請を課している (van Inwagen, 1983, pp.102-3)。

^{*47} マッケイとジョンソンもこの要請を支持する (McKay and Johnson, 1996, p.118)。その上でこの 2 人は、提示された (β) への反例は決定論が真でも成り立つのでこの要請は満たされていると主張している (ibid., p.118)。

^{*48} M. ヒューマーは、マッケイとジョンソンによって提示されたような反例が非決定論的なものとしても、自由意志が存在し非決定論が正しいというヴァン・インワーゲンが受け入れるような想定には従っているので、推論規則 (β) が妥当ではないことを示すには十分だと論じている (Huemer, 2000, p.534)。実際、(β) が妥当でないことを示すだけなら、ヒューマーの方針に問題はない。第一と第二の要請はあくまでも帰結論証から余地両立論を擁護する場合にのみ課されるべきものである。

と自然法則によって、その過程中の他の全ての出来事が厳密に含意されるような過程であり、非決定論的過程とは、そうでないような過程のことである^{*49}。このコイントスが非決定論的過程であるならば、第二の要請が満たされない。そこで、このコイントスが決定論的過程であるとしよう。クリスプとウォーフィールドは演算子「N」を、ヴァン・インワーゲンによる第一の論証において演算子「N」が果たす役割を担っている「 s は p を偽にすることができる (s can render p false)」という文の定義に基づいて解釈している。すなわち、 s が p について選択のしようがある、もしくはしようがあったのは、 p であり、過去と自然法則が事実通りのままで p が真であるというときにある行為 A が行われることが広く論理的な意味で不可能であるというような行為 A を為すことが s の力能の範囲内にある、もしくはあったということだとこの 2 人は解している^{*50}。従って、ここでの Np とは「 p であり、過去と自然法則をそのままにした上で $\neg p$ ということを実際にするような行為 A を行うような力能を誰も持たない」という文、 Nq とは「 q であり、過去と自然法則をそのままにした上で $\neg q$ であることを実際にするような行為 A を行うような力能を誰も持たない」という文である。以上のことを踏まえると、決定論的過程であるようなコイントスを行った際には、 Np と Nq のいずれかが偽であることが分かる。決定論的過程であるようなコイントスを行うときには、最初の出来事がコイントスであり最後の出来事がそのコインの表が出ることであるような決定論的過程を始動することが力能の範囲内にあるか、最初の出来事がコイントスであり最後の出来事がそのコインの裏が出ることであるような決定論的過程を始動することが力能の範囲内にあるかのいずれか一方だけが成り立つ。これはつまり、過去と自然法則をそのままにした上で $\neg p$ であることを実際にするような行為を行うことが力能の範囲内にあるか、過去と自然法則をそのままにした上で $\neg q$ であることを実際にするような行為を行うことが力能の範囲内にあるか、どちらか一方だけが正しいということである。よって、前者の場合には Np が偽になるが、後者の場合には Nq が偽になる。しかし、マッケイとジョンソンによる反例は、 Np と Nq が両方真であるような事例であった。従って、コイントスが決定論的過程であるときには、マッケイとジョンソンが提示した反例は成立しない。まとめると、このコイントスを非決定論的過程だとすると第二の要請が満たされず、決定論的過程だとするとそもそもマッケイとジョンソンが提示した反例は成立しないのである。

このように、マッケイとジョンソンによる反例は先の 2 つのジレンマに直面するため、マッケイとジョンソンによる (β) への批判は失敗しているというのがクリスプとウォーフィールドによる議論である。

この 2 つのジレンマについては、E. カールソンが反論を行っている。まずは 1 つ目のジレンマへの反論から見ていこう (Carlson, 2003, p.733-4)。この例が非決定論的だとしよう。だとしても第二の要請に反したことにはならない。なぜなら、この例は原理的には決定論的な世界でも生じ得るからである。そこで、この例が決定論的だと仮定しよう。だとしても第一の要請に反することにはならない。なぜなら、実際にはコイントスを行うことができたが行わなかったということは、両立論が偽でも、すなわち他のようにすることができることが決定論と両立しなくても、非決定論下においては生じ得るからである。要するにこの反論は、最初の場合には第一の要請に反して両立論を、第二の場合には第二の要請に反して非決定論を前提とすることによって 1 つ

^{*49} ある世界 w におけるある出来事 $e1$ が w の過去と自然法則と一緒にあってある出来事 $e2$ の発生を厳密に含意するのは、 w における過去と自然法則がそのまま $e1$ が発生したときに $e2$ が発生することが広い意味で論理的に不可能であるとき、そのときに限る (Crisp and Warfield, 2000, p.181)。厳密に言えば、 w における過去と自然法則、 $e1$ の発生を表す文が $e2$ の発生を表す文を厳密に含意すると言うべきだろう。

^{*50} もともののヴァン・インワーゲンによる、「 s は p を偽にすることができる」という文の定義とは、 s のいる環境を構成する具体的な対象の調整や修正が s の力能の範囲内にあり、過去を正確に事実通りにしたままで p が真であるというときにそうした調整や修正を行うことが広く論理的な意味で不可能であるというものである (van Inwagen, 1983, p.68)。この 2 つの定義の違いは、クリスプとウォーフィールドが、自然法則も事実通りであるという条件を加えているということである。ヴァン・インワーゲンは自然法則を偽にすることはできないと考えているので、この条件の追加に賛同すると見込まれる (ibid., pp.60-3)。

目のジレンマを回避している。この反論は、次の第一と第二の要請を合わせた第三の要請には反している。

第三の要請 推論規則 (β) へと提示される反例は、決定論と非両立論の連言と両立するものでなければならない。

だが、この第三の要請には従う必要がない。もし決定論と非両立論が正しいならば余地は存在しない。そして、 Np と $N(p \supset q)$ が真であるときには p と $p \supset q$ も真であるため、 q が真である。しかし、決定論と非両立論が正しいことにより余地が存在しない場合には、 q が真である段階で Nq も真になってしまう。このように、決定論と非両立論が正しい場合には (β) が妥当であることがトリビアルになってしまう。いやしくも (β) への反例なるものがある限りは、それは両立論か非決定論のいずれかを前提としていなければならないのである。よって、 (β) への反例をあらかじめ封じることが避けるために第三の要請は退けなければならない。以上がカールソンによる 1 つ目のジレンマへの反論である^{*51}。

次に、2 つ目のジレンマへの反論を見ていこう。ただ、もともとカールソンは、マッケイとジョンソンによる例のアイデアをもとにして、オコナーによる (TNP') 、すなわち q が p より後に真になる全ての p と q について、 $N_{s,t}p, N_{s,t}(p \supset q) \vdash N_{s,t}q$ という推論規則への凝集律に訴えない反例を提示していた。そして、その反例もクリスプとウォーフィールドによる批判の対象となるということから、この 2 人に反論して自身が提示した反例を擁護しているという事情がある。そこでまずは、カールソンによる (TNP') への反例を確認しておく必要がある (Carson, 2000, p.284; Carlson, 2003, p.731)。時点 t_0 において行為者 s は、コイントスを行う機械についているボタンを押すこともできるし、押さないことも出来る。もし s がボタンを押せば、この機械は t_1 に 1 回、 t_2 に 1 回コイントスを行う。もし s がボタンを押さなければ、この機械は t_1 に 1 回だけコイントスを行う。 s だけがこの機械によるコイントスの回数を決められる者だとして。そして実際には、 s はボタンを押す、どちらのコイントスにおいても表が出たとして。 p を「コイントスが t_1 に行われ、表が出た」という文、 q を「コイントスが t_2 に行われ、表が出た」という文だとする。このとき、 $N_{s,t_0}p$ と $N_{s,t_0}(p \supset q)$ は真である。 $N_{s,t_0}p$ が真であるのは、コイントスが t_1 に行われ表が出た上、 t_0 に s が何をしようと、 t_1 のコイントスで裏が出ることを確実にできないからである。次に、 $N_{s,t_0}(p \supset q)$ が真であることを確認しよう。まず、コイントスが t_1 と t_2 に行われ、どちらのコイントスにおいても表が出たので、 p と q が両方真であることにより、 $p \supset q$ が真である。そして、 s が t_0 にボタンを押そうが押すまいが、 t_1 にコイントスは行われ、そのコイントスで裏が出る可能性がある以上、 s は p を真にすることを、すなわち $\neg p$ を偽にすることを確実にすることができない。 $\neg p$ が真であるならば $p \supset q$ も真なので、 $\neg p$ を偽にすることを確実にすることができないならば、 $p \supset q$ を偽にすることも確実にできない。以上のことより、 $N_{s,t_0}(p \supset q)$ も真である。しかし、 $N_{s,t_0}q$ は偽である。なぜなら、 s はボタンを押さないことができ、ボタンを押さないことで t_2 にコイントスが行われないようにすることができるため、 q を偽にすることを s は確実にできるからである。従って、 (TNP') は妥当な推論規則ではない。

こうした (TNP') への反例を踏まえた上で、カールソンによる 2 つ目のジレンマへの反論を見ていく。カールソンはこのジレンマを自身による (TNP') への反例に対するジレンマとして再構成した上で応答しているので、そのジレンマを示す (Carlson, 2003, p.735)。 p を「コイントスが t_1 に行われ、表が出た」という文、 q を

^{*51} このカールソンの反論には次のような問題があると考えられるかもしれない。クリスプとウォーフィールドは、「X を前提する」という語を、X という主張を論証の想定として置く、ないしは X という主張がその想定から含意されるというような意味で使っている。その一方カールソンは、「X を前提する」という語を、X という主張が真であることを必要とするというような意味で使っている。しかし、この 2 つの理解は一致しないので、この議論ではすれ違いが生じている。以上の指摘はこの章のもとになった論文の査読者に負う。

「コイントスが t_2 に行われ、表が出た」という文だとしよう。コイントスは、決定論的過程であるか非決定論的過程であるかのいずれかである。コイントスが非決定論的過程であるならば、第二の要請が満たされない。そこで、コイントスが決定論的過程であるとしよう。もし決定論が正しく、 s がボタンを押さないことができるのであれば、(a) 最初の出来事が s がボタンを押さないという出来事であり、間の出来事がコイントスが t_1 に行われ表が出るという出来事であり、最後の出来事がコイントスが t_2 に行われなかったという出来事であるような決定論的過程を始動することが s の力能の範囲内にあるか、(b) 最初の出来事が s がボタンを押さないという出来事であり、間の出来事がコイントスが t_1 に行われ裏が出るという出来事であり、最後の出来事がコイントスが t_2 に行われなかったという出来事であるような決定論的過程を始動することが s の力能の範囲内にあるかのいずれか一方だけが成り立つ。もし (a) だとしたら、 p が真で q が偽であるので、 $p \supset q$ が偽となる。一方、(b) の場合には、 p が偽である。従って、(a) の場合には、 $N_{s,t_0}(p \supset q)$ が偽であるが、(b) の場合には、 $N_{s,t_0}p$ が偽となる。しかしカールソンによる例は、 $N_{s,t_0}p$ と $N_{s,t_0}(p \supset q)$ が両方真であるような事例であった。従って、コイントスが決定論的過程であるときには、カールソンが提示した反例は成立しない。まとめると、コイントスを非決定論的過程だとすると第二の要請が満たされず、コイントスを決定論的過程だとするとそもそもカールソンが提示した反例は成立しないこととなる。

カールソンは第二の要請を否定するので、このジレンマの内コイントスが決定論的である場合に生じる問題だけに応答している (ibid., pp.735-6)*52。このジレンマにおいては、ボタンが押されていない場合には、決定論によって必ず $p \supset q$ が偽か p が偽かのどちらかだということが成り立っていた。よって、必要となる仮定は、「 s がボタンを押した」という文を r としたときに、 $\neg r \sqsupset P_0 \& L$ かつ $\Box((P_0 \& L \& \neg r) \supset \neg p) \vee \Box((P_0 \& L \& \neg r) \supset \neg(p \supset q))$ というように表される。なお、帰結論証における慣例通り、「 P_0 」はある遠い過去の時点での世界の状態を表す文であり、「 L 」は自然法則を表す文の全てを連言にして 1 つの文にしたものである。そして、「 $\Box$ 」は ‘would’ を伴う反事実的条件文を作るための文結合子であり、 $p \sqsupset q$ は、「仮に p ならば、 q だろう」という反事実的条件文である。しかしながらカールソンは、この必要となる仮定が、因果的決定論が正しいという仮定と s はボタンを押さないことができたという仮定の連言からは含意されないと主張する。理由は 2 つ挙げられている。1 つ目の理由は、 $\neg r \sqsupset P_0 \& L$ であるような $P_0 \& L$ がただ 1 つだけ得られるという根拠がないというものである。例えば、 $\neg r \diamond P_0 \& L$ かつ $\neg r \diamond P_0^* \& L^*$ であり、 s は $P_0 \& L$ と $P_0^* \& L^*$ のどちらが真なのかについて選択のしようがなく、 $\Box((P_0 \& L \& \neg r) \supset \neg p) \& \Box((P_0^* \& L^* \& \neg r) \supset \neg(p \supset q))$ という場合があり得る。なお、「 $\diamond$ 」は ‘might’ を伴う反事実的条件文を作るための文結合子であり、 $p \diamond q$ は、「仮に p ならば、 q かもしれない」という反事実的条件文である。状況がこうしたものである場合、 s は $\neg p$ ということと $\neg(p \supset q)$ ということのどちらも保証できないので、(a) でもなければ (b) でもないことになる。よって、 $N_{s,t_0}p$ と $N_{s,t_0}(p \supset q)$ はどちらも真となる。2 つ目の理由は、 s がボタンを押さなかった場合には、 L が非決定論的法則である可能性があるというものである。このとき、 $P_0 \& L \& \neg r$ は $\neg p$ や $\neg(p \supset q)$ を含意することはない。以上の 2 つの理由から、(a) か (b) のどちらか一方が成り立つというのは疑わしい。従って、2 つ目のジレンマは議論として失敗しているというのがカールソンの反論である。

しかしながら、このカールソンの反論は 2 つ目のジレンマに関しては成功しているものの、1 つ目のジレンマに関しては失敗していると考えられる。まずは失敗している 1 つ目のジレンマへの応答から見ていくことにしよう。このジレンマの応答において、カールソンは次の第三の要請を否定していた。

第三の要請 推論規則 (β) へと提示される反例は、決定論と非両立論の連言と両立するものでなければなら

*52 カールソンは、この 2 つ目のジレンマの再構成には否定的出来事という疑わしい存在者が現れているという問題もあると指摘している。ここではカールソン同様に、この点を追求することはしない (Carlson, 2003, p.735)。

ない。

第三の要請は、第一の要請と第二の要請を合わせたものである。そして、この2つの要請は、論点先取を避けた上で両立論を擁護するという目的のために導入されたのであった。しかし、カールソンが第三の要請に背く理由として挙げているのは、 (β) への反例は非決定論が正しいか両立論が正しいかのどちらかでなければ存在し得ないということだけである。しかし、これは (β) への反例は存在し得るという論点先取でしかない。事実、 (TNP') への反例では、マッケイとジョンソンが提示した反例と同様に、決定論下においても他のようにすることができるということがただ前提されているだけである。これでは、余地両立論の満足のいく擁護にはならない。 (β) への反例を通して余地両立論を擁護するには、ただその反例において決定論と余地は両立するという理論的可能性を示すのでは十分ではない^{*53}。その擁護のためには、その反例で用いられている余地が決定論と両立する上、余地が果たすべき役割を十分に果たすことを示すというように、具体的な余地の説明を与える必要がある。余地が果たすべき役割としては、第1章で見たように、少なくとも次の2つのものが考えられる。1つ目の余地の役割は、道徳的責任の正当な帰属を基礎づけるというものである。余地が道徳的責任の帰属に欠かせない要素だということの擁護としては、フランクファート型事例においても、例えば他のように意欲するというような余地が存在し、その余地が道徳的責任の帰属を正当にしていると論じる方針がある。こうした方針における余地は、フィッシャーによって「自由の微光 (flicker of freedom)」と呼ばれ、それらは道徳的責任の帰属を基礎づける自由意志として通用する程度には頑健 (robust) でなければならないと論じられた (Fischer, 1994, ch.7)。そして、この要請は共通了解となっている。もし余地の重要性を道徳的責任の内に見出すならば、余地両立論の擁護に使われる余地の説明は頑健でなければならない。

2つ目の余地の役割は、考慮における前提として機能するというこの論文でまさに論点に据えているものである。もしこの前提を重要視するならば、考慮中のどの選択肢も行うことができるということを説明できるような余地の説明が与えられなければならない。そうすることで初めて、満足のいく余地両立論を支持する議論が提示されたことになる^{*54}。

次に、2つ目のジレンマへの応答に移ろう。このジレンマへの応答の内、2つ目の理由である非決定論が正しい可能性があるというものについては、第一の要請が課すように、両立論を擁護する上では決定論が正しいという仮定は置かれるべきなので、失敗していると結論づけられる。ただ、1つ目の理由に基づく応答の方は成功していると考えられる。カールソンは、 $\neg r \Diamond \rightarrow P_0 \& L$ かつ $\neg r \Diamond \rightarrow P_0^* \& L^*$ であり、 s が $P_0 \& L$ と $P_0^* \& L^*$ のどちらが真なのかについて選択のしようがなく、 $\Box((P_0 \& L \& \neg r) \supset \neg p) \& \Box((P_0^* \& L^* \& \neg r) \supset \neg(p \supset q))$ という場合には、 $N_{s,t_0} p$ と $N_{s,t_0}(p \supset q)$ がどちらも真となると論じていた。もし s が $P_0 \& L$ と $P_0^* \& L^*$ のどちらが真なのかについ

^{*53} もし単に (β) への反例は存在し得るという理論的可能性を確保しただけなのであれば、そもそもこれらの要請に従う必要はない。なぜなら、これらの要請は余地両立論を帰結論証から守る際にのみ課されるべきものだからである。そして注 46 で触れたように、これらの要請に従わずに (β) への反例を提示することはできる。

^{*54} 当然、同様の要請は非両立論に基づく帰結論証の擁護にも課されてしかるべきである。すなわち、帰結論証の擁護に際しては、決定論が正しいという仮定を立てた上で、余地と決定論は両立しないということをただ前提とすることは禁じられているのでなければならない。決定論が正しいという仮定に関しては、帰結論証において既に置かれている。その一方で、余地非両立論をただ前提とすることの禁止に関しては、帰結論証では余地非両立論が正しくなるような演算子「N」の解釈が用いられていることにより、両立論的な演算子「N」の解釈があらかじめ封じられるという論点先取が為されているという批判がされている (cf. Lewis, 1981[1986], p.296; Hill, 1992, pp.53-5; Bok, 1998, pp.96-8)。こうした批判に対しては、帰結論証を擁護するには、非両立論にも両立論にも与していない不可知論者でも受け入れられるような、ある程度理に適った根拠さえ挙げられれば十分だと応答できる (cf. van Inwagen, 1992, p.58; Fischer and Pendergraft, 2013, p.584)。そして、そうした理に適った根拠としては、帰結論証における演算子「N」の解釈によって、 NP_0 や NL といった、過去や自然法則を表す文については選択のしようがないということを表す真であるように思われる文を、確かに真にすることができるということを挙げられる。なぜそうした文を真と扱うべきかという、我々が考慮するときには、過去や自然法則を固定された所与のものとして扱うからだ論じることができる (Fischer and Pendergraft, 2013, pp.586-90)。

て選択のしようがないということが、 $N(P_0 \& L)$ と $N(P_0^* \& L^*)$ が両方真であるということならば、確かに $N_{s,t_0} p$ と $N_{s,t_0} (p \supset q)$ のどちらも真であるということが導かれる。ただ、 $N(P_0 \& L)$ は $P_0 \& L$ を、 $N(P_0^* \& L^*)$ は $P_0^* \& L^*$ をそれぞれ含意するが、 $P_0 \& L$ と $P_0^* \& L^*$ は両方真にはならないので、 $N(P_0 \& L)$ は w_1 で真に、 $N(P_0^* \& L^*)$ は w_2 で真になるとしよう。なお w_1 と w_2 は、問題としているジレンマが発生している世界から到達可能で、 r が真であるどの可能世界よりもジレンマが起きている世界と類似しており、その類似性の度合いは同等であり、 r が偽である可能世界だとする^{*55}。決定論が正しいという仮定を置けば、 $P_0 \& L$ と $P_0^* \& L^*$ のどちらからでも $\neg r$ が導けるので、 $\Box((P_0 \& L \& \neg r) \supset \neg p) \& \Box((P_0^* \& L^* \& \neg r) \supset \neg(p \supset q))$ は、 $\Box((P_0 \& L) \supset \neg p) \& \Box((P_0^* \& L^*) \supset \neg(p \supset q))$ としても構わない。 $\Box((P_0 \& L) \supset \neg p) \& \Box((P_0^* \& L^*) \supset \neg(p \supset q))$ からは、 $\Box((P_0 \& L) \supset \neg p)$ と $\Box((P_0^* \& L^*) \supset \neg(p \supset q))$ を導ける。この2つの式に推論規則 $(\alpha) \Box p \vdash Np$ を適用することで、 $N((P_0 \& L) \supset \neg p)$ と $N((P_0^* \& L^*) \supset \neg(p \supset q))$ が導かれる。この2つの式より、 $N((P_0 \& L) \supset \neg p) \& N((P_0^* \& L^*) \supset \neg(p \supset q))$ が導ける。そして、 w_1 で $N(P_0 \& L)$ が真であり、 w_2 で $N(P_0^* \& L^*)$ が真であるため、推論規則 $(\beta) Np, N(p \supset q) \vdash Nq$ より、 w_1 で $N\neg p$ かつ w_2 で $N\neg(p \supset q)$ である。従って、問題としているジレンマが生じている世界から到達可能な可能世界である w_1 と w_2 に関して、 w_1 で $\neg p$ であり、 w_2 で $\neg(p \supset q)$ である。このとき、 w_1 では $p \supset q$ が真であり、 w_2 では $\neg(p \supset q)$ 、すなわち $p \& \neg q$ が真であるため、 p が真である。つまり、 p という可能性と $\neg p$ という可能性、及び $p \supset q$ という可能性と $\neg(p \supset q)$ という可能性が共にあることになる。よって、 $N_{s,t_0} p$ かつ $N_{s,t_0} (p \supset q)$ である。要するに、決定論が正しいことによって自然法則と過去の帰結が確実に成立するのだとしても、 $N(P_0 \& L)$ と $N(P_0^* \& L^*)$ 、推論規則 (α) や (β) といった帰結論証の支持者が認めるような前提や推論規則を受け入れるならば、その自然法則と過去についても選択のしようがあるのでない限り、それらの帰結についても選択のしようがあることにはならないということがクリスプとウォーフィールドの議論では見落とされている。このことをカールソンは示しているのである。

まとめると、カールソンの議論は2つ目のジレンマを退けるということには成功しているものの、1つ目のジレンマには対処できていないという点で、マッケイとジョンソンが提示した反例の不適切さを示すという (i) の方策を否定することには失敗している。その失敗は、余地両立論の擁護が満たすべき要請にカールソンの議論が違反しているということに由来する。余地両立論を擁護するには、決定論と両立する上、余地が担うとされる役割を果たせる具体的な余地の解明を提示し、その解明に基づく推論規則 (β) への反例を示す必要がある。そうした仕方では反例が提示されない限りは、マッケイとジョンソンが示した反例の不適切さを指摘するという (i) の方針の否定はできない。こうした状況からして、(i) の方針はまだその有効性は損なわれていないと考えて差し支えないだろう。続く節では、(ii) 帰結論証を改定することによって凝集律の問題を避けるという方針について検討していく。

2.4 帰結論証の改定による帰結論証の擁護

この節では、マッケイとジョンソンによる凝集律に基づく反例への対応の内、(ii) 帰結論証を改定するという方針について検討する。そうした改定には、(ii-1) ヴァン・インワーゲンによるものより強い演算子「N」の

^{*55} クリスプとウォーフィールドは Np を「 p であり、過去と自然法則をそのままにした上で $\neg p$ ということを確実にするような行為 A を行うような能力を誰も持たない」という文だとしていた。この解釈を踏まえると、 $N(P_0 \& L)$ は「 $P_0 \& L$ であり、(w_1 の) 過去と自然法則をそのままにした上で $\neg(P_0 \& L)$ ということを確実にするような行為 A を行うような能力を誰も持たない」という文、 $N(P_0^* \& L^*)$ は「 $P_0^* \& L^*$ であり、(w_2 の) 過去と自然法則をそのままにした上で $\neg(P_0^* \& L^*)$ ということを確実にするような行為 A を行うような能力を誰も持たない」という文になる。実際、過去や自然法則の否定を確実にするような行為は誰も行えないので、どちらの文も受け入れられるだろう。よって、現実とは異なる過去や自然法則について我々は選択のしようがないというカールソンの想定は、クリスプとウォーフィールドによる演算子「N」の解釈をとったとしても、受け入れられるものである。

解釈を採用する、(ii-2) 推論規則 (β) を強化する、という2つの方針がある^{*56}。

まずは、(ii-1) ヴァン・インワーゲンによるものとは異なる演算子「N」の解釈を採用するという方針から見ていく。マッケイとジョンソンは、自身が提示した反例には、次のような「N」の解釈を行えば対応できると論じた。

「N」の強い解釈 Np なのは、 p かつ Vp というとき、そのときに限る。 Vp であるのは、 x の持つどのような能力の行使の後でも p 、すなわち x が何をしても p であろう (it would be the case that p) とき、そのときに限る (McKay and Johnson, 1996, p.119)。

この p かつ Vp は、それ以前の帰結論証で使われていた演算子「N」の解釈よりも強いものとなっている。これまでの演算子「N」の解釈は次のようなものとして理解できる。

「N」の弱い解釈 Np なのは、 p かつ Mp というとき、そのときに限る。 Mp であるのは、 x の持つどのような能力に関してもある行使によって p 、すなわち x が何をしても p であるかもしれない (it might be the case that p) とき、そのときに限る (ibid., p.119)。

この p かつ Mp という Np の解釈は、これまでの Np の解釈である、 p という可能性があるので、 $\neg p$ ということを保証できないという特徴を捉えている。というのも、従来の Np の解釈も p かつ Mp に基づく Np の解釈も、何らかの行為を行ったとしても p という可能性が残るときに真になるからである。その一方で、 Vp と Mp には大きな違いがある。それは、 Mp が真になるためにはどのような行為をしようとも p という可能性が残る。つまり、 Vp は、単に p という可能性があるだけでなく、 $\neg p$ という可能性がない場合にのみ真になるというものである。つまり、 Vp は Mp よりも真になるための条件が厳しいので、 Vp に基づく Np の解釈は、 Mp に基づく Np の解釈よりも強い不可能性を表しているのである。

この違いによって、 p かつ Vp という Np の解釈は、凝集律の問題を避けることができる (ibid., 119-20)。 p かつ Mp という Np の解釈では、コイントスをした場合に表（や裏）を出さないようにすることを保証できないことによって、つまり裏（や表）を出さないようにする可能性を確実に排除できないことにより、 Np と Nq のどちらも真になるのであった。しかし、 p かつ Vp という Np の解釈では、 Np と Nq はどちらも偽になる。なぜなら、コイントスをしさえすれば、表や裏が出る可能性がある以上、何をしようともコイントスの結果としてのコインの表（や裏）が出るという事象は生じなかったということは成立しないからである。こうした対処が可能となるのは、従来の解釈では、表や裏が出る可能性があることによって Np と Nq は真になったのに対して、 p かつ Vp という解釈では、表や裏が出る可能性が確実に排除されるのでなければ、 Np と Nq は真にならないことに由来する。このように、 p かつ Vp という Np の解釈は、 Np と Nq が真になる可能性を狭めて演算子「N」を強化することにより、推論規則 (β) を凝集律の問題から救っているのである^{*57}。

同様に、 p かつ Vp という Np の解釈は、カールソンによる (TNP') への反例にも対処できる。なぜなら、この解釈を採用すると、カールソンの例において $N_{s,t_0}p$ と $N_{s,t_0}(p \supset q)$ がどちらも真でないことになるからである (cf. Speak, 2011, p.120)。 $N_{s,t_0}p$ 、つまり「 s が t_0 に何をしようとも、コイントスが t_1 に行われ表が出るだろう」という文は、コイントスの結果として裏が出る可能性がある以上真ではない。そして、ボタンを押したときに p が真である可能性があるのに加えて、 q 、すなわち「コイントスが t_2 に行われ、表が出た」という文

^{*56} 凝集律の問題への対応としては、推論規則 (α) $\Box p \vdash Np$ を改定するという方針も考えられる。しかし、推論規則 (α) は必然性の定義からしてほとんど自明とも思えるものであることから、帰結論証を擁護する方策としては採用されていない。

^{*57} ヴァン・インワーゲンも同様の改定案を提示している (van Inwagen, 2000[2017b], p.99)。その上、こうした必然性こそが自身が捉えようとしていたものだったとも述べている (ibid., p.100)。

が偽である可能性があるので、 $N_{s,t_0}(p \supset q)$ 、すなわち、「 s が t_0 に何をしようとも、 $p \supset q$ であろう」という文も真ではない。このように、演算子「 N 」を強化すれば、 (TNP') も救うことができる。

こうした「 N 」の強化によって、第三の論証はその妥当性を保つことができる。加えて、この p かつ $\forall p$ という Np の解釈にはもう1つの利点がある。それは、演算子「 N 」を、反事実的条件文の意味論と関連づけることで、より形式的に議論を進めることができるようになったということである。この点を、(ii-2) 第三の論証の推論規則 (β) を改定する方針を通して確認する。

(ii-2) 第三の論証の推論規則 (β) を改定する方針は、A. フィンチと T. ウォーフィールドが提案したものである (Finch and Warfield, 1998)。フィンチとウォーフィールドは、ウィダカーが提案した推論規則 (β') を用いれば、凝集律の問題に対応できると論じた (ibid., p.521)。 (β') とは以下のような推論規則であった。

推論規則 (β') $Np, \Box(p \supset q) \vdash Nq$

そして、この推論規則 (β') を用いて構築される帰結論証は次のものであった。

簡略化された帰結論証

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| (1) $\Box((P_0 \& L) \supset P)$ | 決定論の定義 |
| (2) $N(P_0 \& L)$ | 仮定 |
| (3) NP | (1), (2), (β') |

この簡略化された帰結論証は、第三の論証とは異なり、凝集律の問題に悩まされることはない。なぜなら、この論証では NP_0 と NL ではなく $N(P_0 \& L)$ が直に前提として使われているので、妥当でない推論規則である演算子「 N 」に関する凝集律 $Np, Nq \vdash N(p \& q)$ を利用して $N(P_0 \& L)$ を導いている訳ではないからである。

そして、演算子「 N 」をマッケイとジョンソンの提案通りに反事実的条件文の意味論と結びつけて、 Np を p かつ $\forall p$ と解釈したときには、推論規則 (β') $Np, \Box(p \supset q) \vdash Nq$ の妥当性を証明することができるのである。以下に示すのは、ブルスによる証明をより簡潔にしたものである (cf. Pruss, 2013, p.436; Huemer, 2000, pp.539-40; 本間, 2022a, p.28)*⁵⁸。 Np と $\Box(p \supset q)$ が現実世界で真であると仮定しよう。 $\forall p$ より、 p であり、誰が何をしても p であるだろう。この誰が何をしても p であるだろうということを、反事実的条件文の意味論に即して言い換えれば、任意の者 s について、 s が行う行為以外の条件が現実世界と最も類似している上、 s が行える行為のそれぞれが実現しているそれぞれ異なる可能世界の全てで p であるということになる。そうした可能世界の集合を Wp としよう*⁵⁹。現実世界は Wp の全ての要素と到達可能な上、 $\Box(p \supset q)$ なので、 Wp の要素全てで q が真である。従って、 s が行う行為以外の条件が現実世界と最も類似している上、 s が行える行為のそれぞれが実現しているそれぞれ異なる可能世界の全てで q である。ところでこれは、誰が何をしても q であるだろうということである。そして、現実世界では p が真であり、 $\Box(p \supset q)$ なので、現実世界では q が

*⁵⁸ 実の所、 Np を p かつ Mp と解釈した場合でも、 (β') の妥当性を証明できる (cf. Pruss, 2013, pp.433-4)。 Np と $\Box(p \supset q)$ が現実世界で真であると仮定しよう。 Mp より、 p であり、誰が何をしても p であるかもしれない。この誰が何をしても p であるかもしれないということを、反事実的条件文の意味論に即して言い換えれば、任意の者 s について、 s が行う行為以外の条件が現実世界と最も類似している上、 s が行える行為のそれぞれが実現しているそれぞれ異なる可能世界のどれかで p であるということになる。そうした可能世界の内 p が真であるような可能世界を w としよう。現実世界と w は到達可能な上、 $\Box(p \supset q)$ なので、 w で q が真である。従って、 s が行う行為以外の条件が現実世界と最も類似している上、 s が行える行為のそれぞれが実現しているそれぞれ異なる可能世界のどれかで q である。ところでこれは、誰が何をしても q であるかもしれないということである。そして、現実世界では p が真であり、 $\Box(p \supset q)$ なので、現実世界では q が真である。従って、 q であり Mq 、すなわち Nq である。

*⁵⁹ ここでは便宜上、 s による不作為も s の行える行為として扱うこととする。こうした処理を行うと、 s は現実世界において不作為でない行為にせよ不作為であるような行為にせよ、必ず何かしらの行為を行っていることになる。このことにより、現実世界を Wp の要素として扱えるようになる (本間, 2022b, p.28)。

真である。従って、 q であり $\forall q$ 、すなわち Nq である。

このように、演算子「N」を反事実的条件文の意味論と結びつけて解釈することにより、従来擁護が困難とされていた推論規則 (β) に近い (β') の妥当性を証明することができるのである。

こうした帰結論証の改訂をまとめ上げたものとしては、ヒューマーによる定式化があるので、それを確認する。以下がヒューマーによる帰結論証の定式化である (Huemer, 2000, p.540)。

ヒューマーによる帰結論証

推論規則 (α^*) $N_s p, p \rightarrow q \vdash N_s q$

推論規則 (β^*) $N_s p, N_s q \vdash N_s(p \& q)$

(1) $(P_0 \& L) \rightarrow P$	決定論の定義
(2) $N_s P_0$	仮定
(3) $N_s L$	仮定
(4) $N_s(P_0 \& L)$	(2), (3), (β^*)
(5) $N_s P$	(1), (4), (α^*)

この帰結論証において、演算子「N」はマッケイとジョンソンによる改定案に則って定義されている。すなわち、 $N_s p$ は、「 s が何をしようとも p 」、つまり、「 p 、かつ s が行うことができる全ての行為 A について、仮に s が A を行ったとしてもなお p であるだろう (it would still be the case that p)」という文だとされる (ibid., p.538)。 $p \rightarrow q$ は、 p から q への含意 (entailment) を表しており、 p のときに q でないことはあり得ないということを表している。具体的には、 $p \rightarrow q$ から $\Box(p \supset q)$ への導出と、 $\Box p$ から $q \rightarrow p$ への導出が認められている (ibid., pp.527-8)。従って、推論規則 (α^*) $N_s p, p \rightarrow q \vdash N_s q$ は推論規則 (β') 、 $Np, \Box(p \supset q) \vdash Nq$ と同様のものとみなすことができる。よって、推論規則 (α^*) の妥当性は証明されていると考えられる。推論規則 (β^*) は演算子「N」に関する凝集律である。ヒューマーによる帰結論証では、強化された演算子「N」の解釈が使われている。そして、演算子「N」を強化した場合には、演算子「N」に関する凝集律を証明できる (Huemer, 2000, p.539)。以下がその証明である。 $N_s p$ と $N_s q$ が共に真であると仮定する。 $N_s p$ と $N_s q$ が共に真なので、任意の者 s について、 s が行う行為以外の条件が現実世界と最も類似している上、 s が行える行為のそれぞれが実現しているそれぞれ異なる可能世界の全てで p であり、 q である。そうした可能世界の集合を W_{pq} としたときに、その要素全てで $p \& q$ が真である。従って、 s が行う行為以外の条件が現実世界と最も類似している上、 s が行える行為のそれぞれが実現しているそれぞれ異なる可能世界の全てで $p \& q$ が真である。よって、 $N_s(p \& q)$ は真である。このように、演算子「N」を強化すれば演算子「N」に関する凝集律が妥当になる。このことにより、ヒューマーによる帰結論証では、ウィダカーによる簡略化された帰結論証のように $N_s(P_0 \& L)$ を直の前提とはせず、 $N_s P_0$ と $N_s L$ をこれまでの帰結論証同様に前提として利用できるようになっている。

こうした改定によって、帰結論証は凝集律の問題に対処できるようになっている。しかし、演算子「N」を強化することによって、帰結論証における演算子「N」を伴う文に関して何か問題が生じるということはないのだろうか。少なくとも、帰結論証の結論である $N_s P$ 、すなわち「 s が何をしようとも P 」に関しては、なお余地の否定を表現しているので、帰結論証は余地両立論に反対する論証のままであり続けている。しかし、 $N_s P_0$ や $N_s L$ といった前提についてはどうだろうか。我々が何をしても遠い過去における世界の状態を表す文や自然法則を表す文は真であるというのは本当だろうか。この点に関しては、グスタフソンによる議論が参考となる。

グスタフソンは、従来の演算子「N」の解釈と、それを強化した解釈を次のように表記する (Gustafsson,

2017, p.706)。

$N_W p$ なのは、 p 、かつ p が偽であるだろう (p would be false) ということを成立させるような行為をすることは誰にもできないし、できなかったとき、そのときに限る。

$N_M p$ なのは、 p 、かつ p が偽であるかもしれない (p might be false) ということを成立させるような行為をすることは誰にもできないし、できなかったとき、そのときに限る。

グスタフソンの中心的主張は、帰結論証の前提全てを強い仕方で解釈する必要はないというものである。そのことを示すために、次の3つの推論規則が妥当であるとグスタフソンは論じる (ibid., p.707)*⁶⁰。

推論規則 (α_M) $\Box p \vdash N_M p$

推論規則 (β_{MW}) $N_M(p \supset q), N_W p \vdash N_W q$

推論規則 (β_{WM}) $N_W(p \supset q), N_M p \vdash N_W q$

推論規則 (α_M) についてはもとの推論規則 (α) 同様問題はないだろう。推論規則 (β_{MW}) と推論規則 (β_{WM}) については、グスタフソンはその妥当性を背理法によって証明している。以下に示すのが、推論規則 (β_{MW}) の証明である (ibid., p.708)。

- (1) $N_M(p \supset q)$ 仮定
- (2) $N_W p$ 仮定
- (3) $\neg N_W q$ 背理法の仮定
- (4) q (1), (2)
- (5) q が偽であるだろうということを成立させるような行為を行える、もしくは行えた誰かがいる。 (3), (4)
- (6) s が t に ϕ するという条件を満たすような任意の人 s 、任意の可能な行為 ϕ 、任意の過去や現在の時点 t に関して、もし仮に s が t に ϕ したならば、 s は t に $p \supset q$ が真であるだろうということを成立させていだろう。 (1)
- (7) $\neg q \& (p \supset q)$ が真であるだろうということを成立させるような行為を行える、もしくは行えた誰かがいる。 (5), (6)
- (8) p が偽であるだろうということを成立させるような行為を行える、もしくは行えた誰かがいる。 (7)
- (9) $\neg N_W p$ (8)
- (10) $N_W p \& \neg N_W p$ (2), (9)
- (11) $N_W q$ (3), (10)

この (β_{MW}) の証明でのポイントは、(6) を (1) から導くステップで、 $p \supset q$ が偽であるかもしれないということを成立させるような行為を誰も行えないならば、誰が何をしようとも $p \supset q$ であるだろうということが導かれているという点にある。つまりここでは、 $\neg(p \Diamond \neg q) \vdash p \Box \supset q$ という反事実的条件法に関する推論規則が用いられている。そして、この推論規則は D. ルイス流の反事実的条件文の定義より自明である (Lewis,

*⁶⁰ 推論規則 (β_{MW}) は (β_2)、推論規則 (β_{WM}) は (β_1) と、マッケイとジョンソンによって呼ばれていた推論規則である (McKay and Johnson, 1996, p.119)。

1973[1986], p.2 (邦訳:p.3))。また、(5) と (6) から (7) を導く際には、 $r \Box \rightarrow p, r \Box \rightarrow q \vdash r \Box \rightarrow p \& q$ という推論規則が用いられているが、この推論規則はルイス流の反事実的条件文の意味論でもストールナカー流の意味論でも妥当である^{*61}。次に示すのが、推論規則 (β_{WM}) の証明である (Gustafson, 2017, p.709)。

- (1) $N_W(p \supset q)$ 仮定
- (2) $N_M p$ 仮定
- (3) $\neg N_W q$ 背理法の仮定
- (4) q (1), (2)
- (5) q が偽であるだろうということを成立させるような行為を行える、もしくは行えた誰かがいる。 (3), (4)
- (6) s が t に ϕ するという条件を満たすような任意の人 s 、任意の可能な行為 ϕ 、任意の過去や現在の時点 t に関して、もし仮に s が t に ϕ したならば、 s は t に p が真であるだろうということを成立させていただろう。 (2)
- (7) $p \& \neg q$ が真であるだろうということを成立させるような行為を行える、もしくは行えた誰かがいる。 (5), (6)
- (8) $p \supset q$ が偽であるだろうということを成立させるような行為を行える、もしくは行えた誰かがいる。 (7)
- (9) $\neg N_W(p \supset q)$ (8)
- (10) $N_W(p \supset q) \& \neg N_W(p \supset q)$ (1), (9)
- (11) $N_W q$ (3), (10)

この (β_{WM}) の証明での (6) を (2) から導くステップでは、 p が偽であるかもしれないということを成立させるような行為を誰も行えないならば、誰が何をしようとも p であるだろうということが導かれている。要するにここでは、 $\neg \Diamond \neg p \vdash \Box p$ という推論規則が暗に使われている。(5) と (6) から (7) を導く際に、 $r \Box \rightarrow p, r \Box \rightarrow q \vdash r \Box \rightarrow p \& q$ という推論規則が用いられているのは、先の証明の場合と同様である。

この2つの推論規則 (β_{WM}) と (β_{MW}) を踏まえると、次のように前提の1つを弱めた帰結論証をそれぞれ構築できる (ibid., 2017, p.710)。

過去を弱く固定した帰結論証

- (1) $\Box((P_0 \& L) \supset P)$ 決定論の定義
- (2) $\Box(P_0 \supset (L \supset P))$ (1), 同値式の置き換え
- (3) $N_M(P_0 \supset (L \supset P))$ (2), (α_M)
- (4) $N_W P_0$ 仮定 (過去を弱く固定)
- (5) $N_W(L \supset P)$ (3), (4), (β_{MW})
- (6) $N_M L$ 仮定 (法則を強く固定)

^{*61} この証明は演算子「N」を強化した場合の演算子「N」に関する凝集律の証明とほぼ同様だが、一応示しておく。 $r \Box \rightarrow p$ と $r \Box \rightarrow q$ を仮定して、 $r \Box \rightarrow p \& q$ を示す。 r が現実世界と最も類似した可能世界で偽であるときには、これら3つの式は全て空虚に真なので、 $r \Box \rightarrow p \& q$ である。そこで、 $\neg r$ が真であるようななどの可能世界よりも現実世界に類似して r が真であるような可能世界を考えよう。そうした可能世界の集合を Wr とする。 $r \Box \rightarrow p$ と $r \Box \rightarrow q$ より、 Wr の全ての要素で p かつ q である。従って、 Wr の全ての要素で $p \& q$ である。よって、 $r \Box \rightarrow p \& q$ である。ストールナカー流の意味論とルイス流の意味論の違いは、 Wr の要素をただ1つとするか複数あり得るとするかという点にある (Stalnaker, 1968; Lewis, 1973)。そして先の証明は、 Wr の要素が1つでも複数でも成り立つ。よって、 $r \Box \rightarrow p, r \Box \rightarrow q \vdash r \Box \rightarrow p \& q$ という推論規則はストールナカーの意味論においてもルイスの意味論においても妥当である。

(7) $N_W P$

(5), (6), (β_{WM})

法則を弱く固定した帰結論証

(1) $\Box((P_0 \& L) \supset P)$

決定論の定義

(2) $\Box(L \supset (P_0 \supset P))$

(1), 同値式の置き換え

(3) $N_M(L \supset (P_0 \supset P))$

(2), (α_M)

(4) $N_W L$

仮定 (法則を弱く固定)

(5) $N_W(L \supset P)$

(3), (4), (β_{MW})

(6) $N_M P_0$

仮定 (過去を強く固定)

(7) $N_W P$

(5), (6), (β_{WM})

グスタフソンは、この2つの帰結論証はどちらも元の帰結論証よりも良い論証だと論じている (ibid., p.710)。まずは、法則を弱く固定した帰結論証を支持する根拠から見ていこう。グスタフソンの挙げる根拠は、法則とは世界がいかに進展するかを単に記述するだけの偶然的なものだと捉える法則についてのヒューム主義が正しかった場合には、 L が偽であるかもしれないということを成立させるような行為をすることができるので、 $N_M L$ は否定されるというものである (ibid., p.710)。その上で、グスタフソンは法則の弱い固定である $N_W L$ を否定することには2つの問題が生じると主張する。1つ目の問題は、運の問題である (ibid., pp.711-2; cf. Beebe and Mele, 2002, pp.218-21)。 $N_W L$ が偽だとしよう。このとき、ある者 s がある時点 t に L が偽であるだろうということを成立させるような行為を行うことができる。そういう行為が行える最初の時点 t_1 として、 P_0 を t_1 より前だが t_1 に十分近い時点での世界の全体的状態を表す真なる命題としよう。 $N_M P_0$ を仮定するならば、 t_1 より以前の世界の全体的状態は強く固定されていることになる^{*62}。ここで、 s が t_1 に L が偽であるだろうということを成立させる行為を行わなかったと仮定しよう。このとき、 t_1 より前の時点での s の性格や考慮、心的状態を含む世界の全体的状態は、 s がそうした行為を行うことを確実にしはしてくれない。しかしだとしたら、 s がそうした行為をしたときに一体何がその違いを説明するのかわからなくなる。この場合、その違いは運によって説明されるより他はなくなってしまうだろう。2つ目の問題は、 $N_W L$ を偽だとすると、法則を破るという信じがたい能力を帰属させることになってしまうという問題である (Gustaffson, 2017, p.712)。 $N_M P_0$ を仮定すれば、 t_1 より前の時点での世界の全体的状態は固定されている。それ故、 t_1 での法則破りは、過去における局所的奇跡による法則の侵犯によって生じるのではなくて、 s の行為によって生じることになる。このように、 t_1 での $N_W L$ の拒絶は、 s の行為が自然法則を破るようなものとなるというような能力を s に帰属させることになるという結論が導かれてしまう。

それに加えて、グスタフソンは、過去を弱く固定する帰結論証を支持する根拠も2つ挙げている (ibid., pp.713-4)。1つ目の根拠は、反事実的条件文の真偽を評価する際には、我々は過去をできる限り固定しようとするというものである。ただ、この考えが正しいならば、過去を弱く固定する帰結論証だけでなく、過去を強く固定する帰結論証も支持されることになる。2つ目の根拠は、過去は現在のコントロールの範囲にはないので、 P_0 は真であるかもしれないし偽であるかもしれないことになるため、 $N_W P_0$ ではあるが $N_M P_0$ ではないというものである。

いずれにせよ、過去や法則を弱く固定した帰結論証は、両方を強く固定する帰結論証よりも欠点が少ないより強力な論証であるというのがグスタフソンの結論である。このように、帰結論証における演算子「N」を強

^{*62} この著述からわかるように、グスタフソンは遠い過去について選択のしようがないということではなく、過去一般について選択のしようがないことを前提としている。

くして帰結論証をより強固な論証にしようとする際には、前提の全てを強くする必要はない。そして、その結果としてできた帰結論証の妥当性は、反事実的条件文の意味論の助けを借りれば示することができるのである。

2.5 総括

これまで、帰結論証がどのように改善されてきたかを、主に推論規則 $(\beta) \text{ } Np, N(p \supset q) \vdash Nq$ の妥当性についての論争に焦点を合わせて確認してきた。そこでは、マッケイとジョンソンが提示した反例に対処するために、次のような改善案が提示されてきた。(i) 決定論が正しいという仮定をせよという要請と、両立論が正しいという論点先取を避けよという2つの要請を課す。(ii-1) 演算子「N」を、 Np であるのは、 p であり、かつ何をしようとも p であろうとき、そのときに限るというように、より強い仕方で解釈する。(ii-2) 推論規則 (β) を推論規則 $(\beta') \text{ } Np, \Box(p \supset q) \vdash Nq$ に強化する。こうした修正を施すことで、第三の論証や簡略化された帰結論証、ヒューマーによる帰結論証は妥当な論証となる。さらに、演算子「N」を強化する場合には、 NP_0 と NL という前提の内どちらか一方を強化するだけでも、帰結論証をより強力にできることも示された。

こうした推論規則 (β) に関する論争からは、少なくとも以下の教訓を引き出せる。その教訓とは、帰結論証から余地両立論を擁護する際には、決定論が正しいという仮定を置いた上で、両立論が正しいという論点先取を避けるという要請に従う必要があるというものである。余地両立論というのは決定論と余地が両立するという見解であるが故に、その擁護に際しては決定論が正しいという仮定を置かねばならない。そして、帰結論証を批判する際には、単に両立論が正しいということを根拠とするのでは不十分である。もし推論規則 (β) の妥当性を否定することによって余地両立論を擁護しようとするならば、余地が果たすべき仕事を遂行できる両立論的な余地に基づく反例を実際に示す必要がある。そして、そうした課題を達成するには、両立論的な余地の解明を具体的に追求していかなければならない。この論文において取り扱われる余地両立論は、いずれも具体的な余地の解明を提示している。そして、余地と決定論の両立を擁護しようとするのがこれらの両立論の目的であるため、決定論が正しいという仮定は実際に置かれている。よって、これから吟味していく余地両立論は先の教訓に則っているため、帰結論証に反対する要件を満たしていると言える。

なおこの論文では、主に演算子「N」を強化した形での第三の論証及びヒューマーによる帰結論証を用いる。その理由は、これらの論証はマッケイとジョンソンによる反例に対処している上、この論文で検討する余地両立論が批判の対象としている前提や推論規則を直に用いているからである。

帰結論証についての確認を終えたため、続く第3章から第5章にかけて、余地両立論の様々な形態を批判的に吟味していく。

3. 過去や自然法則を変える能力としての余地への批判

この章では、過去や自然法則を変える能力であるような余地を我々は持っているとする両立論について検討し、そうした余地は考慮中に前提とされているものとはみなせないと論じる。3.1 では、我々はある意味で過去の状態を変えることができると論じる引き返し余地両立論を取り扱う。そして、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義を導入し、引き返し余地両立論を批判する。3.2 と 3.3 では、我々はある意味で自然法則を変えることができると論じる余地両立論を取り扱う。3.2 では局所的奇跡両立論を、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義に訴えて批判する。3.3 では、ヒューム主義的両立論は、ヒューム主義と物理主義の両方を維持しようとする限り、考慮の前提である余地を説明できないという問題を抱えていることを示す。

3.1 過去を変える能力としての余地への批判

帰結論証の前提 (4) NP_0 は、遠い過去の状態を表す文は真であり、その文を偽にすることはできないというものであった。余地両立論の中には、この前提を否定して、我々は遠い過去の状態を表す文を偽にすることができるというものがあ (cf. Saunders, 1968; Narveson, 1977; Foley, 1982; Horgan, 1985; Dorr, 2016)。具体的には、この余地両立論は、次の引き返しの (backtracking) 反事実的条件文が真であるということに訴えて、余地と決定論の両立を擁護する。

引き返しの反事実的条件文 「もし仮に現に行った行為とは異なる行為をしていたならば、過去は異なっていただろう」

以下では、こうした両立論を「引き返し余地両立論」と呼ぶことにする^{*63}。ここでは、引き返し余地両立論について詳細に論じているソーンドースの主張をもとにして検討する。

ソーンドースは、たとえ決定論が正しかったとしても我々は他のようにすることができるので、ある意味で過去に起きたことを変える能力を持っていると論じる (Saunders, 1968, p.101)。ソーンドースは例として、大学で通りかかった友達に挨拶をするという行為を取り上げている。決定論が正しい場合には、自然法則と一緒にあって、私を友達に挨拶させるようにする先行条件 — 友達の挨拶に私が気づいたこと、私の友達への態度、好まれたいという私の欲求など — が存在する。ここで、決定論が正しく、そうした先行条件が生じたとする。こうした状況であっても、私は挨拶をしないことができるとソーンドースは主張する。その理由は、私は口を閉ざして歩き去ることができる上、催眠や脅迫、薬物、暴行などの影響がないというように、状況が正常 (normal) だからである (ibid., pp.100-1)。そして、私がこの能力を行使して友達に挨拶をしなかったとしたら、例えば、友達が私に挨拶をしなかったり、私が友達に気づかなかったりするというように、先行条件のいずれかが満たされていないことになる。つまり、私が他のようにすることができる場合には、仮に他のようにしたときには、過去の状態が変わっていることになる (ibid., p.101)。こうした過去の変更は、先行条件に影響を与えるような遠い過去の変更にも原理上及んでもよい。従って、遠い過去の状態を表す文は真であり、その文を偽にすることはできないという帰結論証の前提 (4) NP_0 は誤っていると論じられる。

この両立論による余地の理解によれば、我々が他のようにした場合には、過去の状態が変わっていることになる。ここでの過去の状態の変化は、他のようにした行為によって因果的に引き起こされたというような法外

^{*63} ホーガンはこうした余地両立論を「変えられた過去両立論 (altered-post compatibilism)」と呼んでいる (Horgan, 1985, p.343)。

なものではない。あくまでも、他のようにしたときには過去の状態に何らかの違いが起きているということが述べられているにすぎない (Saunders, 1968; Horgan, 1985)。そして、そこでの過去の変化は考慮者によって引き起こされている必要はない。例えば、友達が私に挨拶しなかったということは、私が引き起こしたことである必要はない。そして、「もし仮に現に行った行為とは異なる行為をしていたならば、過去は異なっていただろう」という引き返しの反事実的条件文が真であることは決定論と両立する。なぜなら、決定論は過去と自然法則が与えられた場合には可能な状態がある特定の1つの状態に定まるという見解であるため、過去が異なっている場合であってもその特定の状態が必ず生じるということは述べていないからである。このように、引き返し余地両立論は、余地の行使に法外な能力を要請することなしに、決定論と余地の両立を確保する。

また、こうした過去の状態が変わっていたならば他のようにしていただろうという仕方では理解される余地は、賢慮 (prudence) にとっても重要だと考えられる (Saunders, 1968, p.107)。というのも、賢慮を働かせているかどうかは、様々な違いに応じて適切な行為を行うかということに照らして判断されるからである。ソーンドースは、突進してくる雄牛に気づかなかったり、その強烈な突進を恐れなかったときのみ、雄牛の通り道に留まっていたらという主張を引き合いに出している。これはつまり、賢慮の評価に際しては、雄牛に気づいていたらどうするかや、恐れがなかったらどうするかといった、様々な仮定上の考察が決め手になってくるということである。このように、過去の状態が変わっていたならば他のようにしていただろうという仕方では理解される余地は、賢慮といった合理性の評価にとって重要な役割を果たしている。だとしたら、引き返しの反事実的条件文が真であるという意味での余地は、我々にとって疎遠なものではないように思われる。

しかしながら、他のようにしていた場合には過去の状態に変化が生じていただろうという意味での余地は、考慮に際して前提とされている余地だとみなすことはできない。その主要な理由は、考慮においては、考慮されている事柄以外のことは変更を受け入れない所与だとみなされているということにある。

考慮における所与テーゼ 考慮に際しては、考慮している事柄以外のことは所与とみなされ、特段の事情がない限りは変更がないものとして扱われる。

この見解を支持する根拠としては、1.1 で論じた考慮の1つ目の特徴である重要でない選択肢の排除を挙げることができる。例えば、昼食を何にするかを決める際に、そばかうどんの2つに候補が絞られたならば、ラーメンやカレーについては、割引があるとか、そば屋とうどん屋が休みであるというようなことがない限りは、省みられることはなくなる。これはつまり、一度選択肢が定まったならば、その選択肢への検討に集中するために、それ以外の事柄は考慮においては無視されるということである。そして、ここで無視されている事柄は、考慮に際しては変更がないものとして扱われているはずである。なぜなら、もし何かしらの変更が生じているというように考えるのであれば、その変更された事柄を考慮において念頭に置く必要が生じてしまい、考慮において現に生じている選択肢への集中が妨げられてしまうことになるからである。

NP_0 を否定する余地両立論は、他のようにしていた場合には過去の状態に変化が生じていただろうという意味で余地を理解する。そばとうどんのどちらを食べるかという考慮において、実際に食べたのがそばだったとしよう。このとき、引き返し余地両立論によると、うどんを食べることもできたということは、もしそばの代わりにうどんを食べていたならば、例えば考慮のときにうどんの方がより魅力的に見えていただろうというような引き返しの反事実的な事態に訴えて理解される。しかし、うどんの方がより魅力的に見えていたという現に生じていない可能性は、考慮している事柄に含まれないように思われる。なぜなら、考慮においては現に行う行為を決定することが目指されているのであって、現に行うことが異なっていたらどうだろうかという仮想上の決定を下すことは目指されていないからである。昼食をそばにするかうどんにするかについて考慮している場合には、今分かっていることをもとにして、そばを食べるかうどんを食べるかを決めようとしているので

あって、仮に現状とは異なることが成り立っていたらどうだろうかということが考えられている訳ではない。そうした仮定に基づく考察の末にどういう行為を行うのかが判明したとしても、そうした考察は実際に行う行為を決めることとは関わりのないことである。実際、そうした仮想上の考慮まで行うことは選択肢への集中を妨げることになるだろう。このように、過去の状態に変化が生じていたならばどうなるかという考察は、考慮の最中には為されない。従って、他のようにしていた場合には過去の状態に変化が生じていたであろうという意味での余地は、考慮において前提とされている余地とはみなせない。以上の考察から、次のような考慮の特徴を引き出せる。

考慮における現実主義 考慮に際しては、現に生じたことを踏まえてどの選択肢を行うのかが決められるのであって、現実起きていないことは参考とされない。

では、他のようにしていたならば過去の状態が異なっていたであろうという余地が賢慮の評価に用いられるという主張はどうなるだろうか。こうした余地が考慮において前提とされていないということは、考慮が賢慮に関する評価を拒むということだろうか。そのようなことはない。ソーンドースは、突進してくる雄牛に気づかなかったり、その強烈な突進を恐れなかったときのみ、雄牛の通り道に留まっていたであろうという主張を引き合いに出していた。こうした賢慮を働かせているか否かの判断は、その判断される者が合理的かどうかという理論的な判定に属する事柄であり、どのような行為を行うかという実践的な判定とは異なるものである。他のようにしていたならば過去の状態が異なっていたであろうという余地は、様々な状況の変化に応じて適切な行為を行えるかということの評定に用いられるため、ある者が賢慮に従う合理性を有しているかということと深い関わりがある。しかし、ある者が合理的かどうかを見定めるということと、どのような行為を行うのかを決めることは全く異なる。というのも、ある者が合理的かどうかを見定める際に考えられている対象はその当の者であるのに対して、考慮の際に考えられている対象は行為だからである。当然、考慮者が賢慮を働かせていたかどうかや考慮が合理的かどうかの評価はできるし、その評価において他のようにしていたならば過去の状態が異なっていたであろうという余地に訴えることはできる。しかし、そうした評価において用いられる余地と、考慮の際に前提とされている余地は異なる。前者は合理性に関する理論的判定に関わるものであり、後者は合理的な行為に関する実践的判断に関わるものなのである。

まとめると、引き返し余地両立論が提唱する余地、すなわち、「もし仮に現に行った行為とは異なる行為をしていたならば、過去は異なっていたであろう」という反事実的条件文が真であることは、賢慮に適っているかの評価には使えても、考慮において前提とされている余地とはみなせない。なぜなら、過去が異なっていたらどうだろうかというような反事実的な想定は、現に与えられていることをもとにして何をするかを決めようとする考慮の最中においては、省みられないからである。

3.2 自然法則を変える能力としての余地への批判：局所的奇跡両立論

帰結論証の前提 (6) NL は、自然法則を表す文は真であり、その文を偽にすることはできないというものであった。この前提を否定する余地両立論の一種としては、D. ルイスによって唱えられた局所的奇跡両立論 (local miracle compatibilism) がある (Lewis, 1981; cf. Beebe, 2003, Oakley, 2006; Graham, 2008; Pendergraft, 2011)*⁶⁴。この両立論の主要な特徴は、自然法則を表す文を偽にすることができるということに関して、強い

*⁶⁴ ルイス以前には、Saunders (1968) が同様の考えを述べていた。

能力と弱い能力を区別する点にある^{*65}。

弱い能力 私が命題を弱い意味で偽にすることができたのは、もし私が何かをしたらその命題が偽になっていたであろうというような何かを行うことができたとき、そのときに限る。(必ずしも私の行為や私の行為が引き起こしたことによってである必要はない。)

強い能力 私が命題を強い意味で偽にすることができたのは、もし私が何かをしたら私の行為それ自体か私の行為が引き起こしたことによってその命題が偽になっていたであろうとき、そのときに限る。

ルイスによれば、我々は決定論下において、自然法則を表す文を強い意味で偽にすることはできないが、弱い意味で偽にすることはできる。帰結論証によれば、もし決定論と、 NP_0 や NL といった仮定が正しく、推論規則 (α) と推論規則 (β) が妥当なものならば、ある時点で任意の行為を行ったとしたら、その時点でその行為以外の行為を行うことはできない。よって、例えば昼食にそばを食べたのだとしたら、そばの代わりにうどんを食べることはできない。帰結論証に反対する局所的奇跡両立論によれば、そばの代わりにうどんを食べることはできた。なぜ食べることができたかという、我々が弱い意味で自然法則を表す文を偽にできるからである。そばの代わりにうどんを食べた場合には、そばを食べるようにさせている自然法則が破れているということが起きている。こうした自然法則の侵犯は、昼食をとった者が行った行為そのものでもなければ、その者の行為によって引き起こされたものでもない。そうではなくて、うどんを食べる行為を可能にし、それ以外の事柄をそのままにしておくという形で自然法則が破れるという局所的奇跡が起きているのである。こうした局所的奇跡の発生は、決定論と両立する。なぜなら、決定論は過去と自然法則が与えられた場合には可能な状態がある特定の1つの状態に定まるという見解であるため、自然法則が異なる場合であってもその特定の状態が生じる必ず生じるとは述べていないからである。このように、局所的奇跡によって自然法則が破られているので、我々は弱い意味で自然法則を表す文を偽にすることができる。その上、自然法則を破る弱い能力は決定論と両立する。よって、帰結論証の前提 (6) NL は偽であり、我々は決定論下でも余地を持つというのが、局所的奇跡両立論の主張である。

では、こうした自然法則を破る弱い能力を持っているということは、考慮の際に前提とされている余地とみなすことはできるのだろうか。できないように思われる。3.1での考慮における所与テーゼを再び確認しよう。

考慮における所与テーゼ 考慮に際しては、考慮している事柄以外のことは所与とみなされ、特段の事情がない限りは変更がないものとして扱われる。

考慮における所与テーゼによれば、考慮において所与とみなされていることは、変更がないものとして扱われる。そして、考慮においては、自然法則は所与とみなされ変更がないものとして扱われている。なぜなら、我々は自然法則を変えることができないものとして扱っているからである。例えば、そばとうどんの内どちらを昼食にするかを悩んでいるときに、うどん屋が遠すぎることから、そばに気持ちが傾いているとしよう。このとき、物理法則が変更しさえすれば、距離の問題を無視してうどん屋まで行くことができるとしよう。たとえ事情がこうしたものであったとしても、うどんが昼食のまともな選択肢とみなされることはないだろう。なぜなら、考慮においては我々が変えることのできないと考えていることは、考慮の対象外とされるため、そうしたことは変更のない所与とみなされるからである (cf. van Inwagen, 2008[2017b], pp.146-7)。このように、考慮において自然法則は変更できない所与としてみなされているため、自然法則を破る弱い能力は、考慮にお

^{*65} ルイスはこの2つの区別を弱い見解と強い見解というように分けている (Lewis, 1981[1986], p.297)。この強弱に関する区別を能力に変更したのはビービーである (Beebe, 2003, p.262)。

いて前提とされている余地ではないように思われる。

これに対して、局所的奇跡両立論の擁護者は、局所的奇跡によって確保される余地はあくまでも我々が通常持つとみなしているものに留まると反論するだろう。先の例は、遠すぎるうどん屋に時間内に行けるように物理法則が変更されるというものであった。しかし局所的奇跡両立論者は、我々が通常できないと考えていることが局所的奇跡によって実現され得るということに反対できる。局所的奇跡によって確保することが目指されている余地は、我々が通常持つと考えている余地である。それは例えば、そば屋とうどん屋のどちらも時間内に行ける距離にある場合に、そばの代わりにうどんを食べることができたというような余地である。こうした余地を擁護するために局所的奇跡両立論の擁護者は、例えば時間を無視した移動は人間の身体的能力からして不可能であるというように、両立論的な別の根拠を持ち出すことができる。つまり、局所的奇跡両立論者は、両立論の擁護において局所的奇跡にしか訴えられないという訳ではないのである (cf. Pendergraft, 2011, pp.255-62)。それ故、遠くて行くことのできないうどん屋まで物理法則を変更して行くというような法外な能力は、局所的奇跡両立論によって認められている訳ではないと応じられるだろう。

この反論に対しては、我々が通常持つとみなしている余地に限定したとしてもなお、局所的奇跡が起きることは考慮においてはあてにされないと論じられる。局所的奇跡とは、他のようにするという行為を可能にしつつ、それ以外の事柄をそのままにしておくという形で自然法則が破れるという事象であった。つまり、単に我々が通常行えるとみなしている余地を確保する程度にのみ自然法則が変わりつつ、かつそれ以外の事柄には影響を与えないというような侵犯でなければならない。そして、局所的奇跡は相互に排他的な行為についての考慮の際に常に生じて、考慮の前提である余地を保証するものとみなされている。しかし、自然法則が都合良くほんの僅かに変わるということは、考慮において余地を前提している際に常になしは大抵の場合生じるというほど、起こりやすいことだとは思われない。加えて、局所的奇跡は単に起きればよいというのではなく、我々が通常持つと考慮の際に前提としている余地のみを成立させる仕方で生じるのでなければならない。しかし、局所的奇跡がそのような仕方で生じるということははっきりしない。つまり、余地を擁護する上で、他でもない局所的奇跡に訴える積極的理由がないのである。

また、たとえ局所的奇跡が我々が通常持つと前提している余地を成立させるようにしか働かないのだとしても、それでもなお、局所的奇跡両立論は考慮における現実主義に反しているように思われる。考慮における現実主義とは次のようなものであった。

考慮における現実主義 考慮に際しては、現に生じたことを踏まえてどの選択肢を行うのが決められるのであって、現実起きていないことは参考とされない。

そばとうどんのどちらを食べるかという考慮において、実際に食べたのがそばであったとしよう。局所的奇跡両立論によれば、そばの代わりにうどんを食べることができたということは、もしうどんを食べていたならば、局所的奇跡が起きていただろうというように理解される。しかし、考慮の際には現実が生じていることを踏まえてどの選択肢を行うのが決められるため、もしうどんを食べていたら局所的奇跡が起きていただろうというような、現実と異なることが起きていたらどうなるだろうかという仮想上の考察は、考慮の最中には行われぬ。そうした考察は、選択肢の吟味を妨げ考慮を不毛なものとしてしまうだろう。

このように、たとえ局所的奇跡両立論が日常的な余地のみを擁護しようとするのだとしても、そのために自然法則を破る弱い能力に訴えてしまうと、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義に反してしまうのである。

3.3 自然法則を変える能力としての余地への批判：ヒューム主義的両立論

帰結論証の前提 (6) NL を否定する余地両立論には、H. ビービーと A. ミーリー、B. ベロフスキーに代表されるヒューム主義的両立論 (humean compatibilism) も存在する^{*66}。ヒューム主義的両立論によれば、法則は必然性を伴わないある種の規則性であるにすぎないという法則に関するヒューム主義 (humeanism about laws)^{*67}が正しいため、我々は自然法則についての選択ができないという帰結論証の前提は間違っている (Beebee and Mele, 2002; Berofsky, 2012)^{*68}。もし自然法則が必然性を伴わない規則性に尽きるのであれば、自然法則は必然性を持たないので、自然法則は変えることのできないものという訳ではなくなる。

ヒューム主義的両立論を検討するにあたって、まずはベロフスキーによる議論から取り上げる。ビービーとミーリーの議論は、ヒューム主義的両立論への批判に対する反論を考察する際に言及する^{*69}。

ベロフスキーは、帰結論証を批判してヒューム主義的両立論を擁護するにあたって、帰結論証は物理的なものと心的なものの関係を見落としているという指摘を行い、その関係を明示化した拡張された帰結論証 (the expanded consequence argument) を提示した。その上で、我々は心理学的法則に従わないという選択を行うことができるので、拡張された帰結論証も結局のところ健全ではないと論じている (Berofsky, 2012)。こうした議論を展開する一方でベロフスキーは、自然法則の必然性を否定するためのヒューム主義者の基本的な道具立てである法則についてのヒューム主義的付随 (humean supervenience about laws) と、物理主義の最低要件とされる心的性質の物理的性質への強い付随を合わせて受け入れている。

そこで、ベロフスキーによる議論を検討する前に、拡張された帰結論証がどのような論証かを確認する。標準的な帰結論証である第三の論証とは、次のようなものであった。

第三の論証

推論規則 (α) $\Box p \vdash Np$

推論規則 (β) $Np, N(p \supset q) \vdash Nq$

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------|
| (1) $\Box((P_0 \& L) \supset P)$ | 決定論の定義 |
| (2) $\Box(P_0 \supset (L \supset P))$ | (1), 同値式の置き換え |
| (3) $N(P_0 \supset (L \supset P))$ | (2), (α) |
| (4) NP_0 | 仮定 |
| (5) $N(L \supset P)$ | (3), (4), (β) |
| (6) NL | 仮定 |

^{*66} 「ヒューム主義的両立論」という名称は、ヒュームによる必然性の否定に由来している (Beebee, 2002, p.202; Berofsky, 2012, p.3)。この論文では、ヒューム自身がヒューム主義的両立論者であったかという問いについては検討しない。

^{*67} ビービーとミーリーは、法則とは単純性と強さのバランスが最も良い演繹体系の定理が表す規則性であるという、法則についての最善のシステム説を受け入れている (Beebee and Mele, 2002, p.203; cf. Mill, 1843[1974]; Ramsey, 1928; Lewis, 1973b, 1983, 1994)。一方ベロフスキーは、単純性や強さを客観的な仕方では特定するのは困難だとして、そうした条件を取り除いた体系性分析 (systematicity analysis) を提案し擁護している (Berofsky, 2012, p.193, pp.235-6)。ただ、ヒューム主義的両立論が余地と決定論の両立を擁護できているかということの評価において重要となるのは、法則についてのヒューム主義が自然法則の様相的特徴をどのように扱うかということである。だが、これらの見解それ自体は、決定論が正しいという想定の下では自然法則の様相的特徴については何も述べないので、これらの見解についての検討はここでは行わない。

^{*68} もともとヒューム主義的両立論というアイデアは K. ヴィヴェリンが取り上げたものである (Vihvelin, 1988, p.231)。しかしヴィヴェリンは、自然法則は何らかの意味では必然的であるということを根拠にして、この見解を支持しなかった。

^{*69} 3.3 は、本間 (2022b) の素材を流用している。

(7) NP

(5), (6), (β)

この標準的な帰結論証に対してペロフスキーは、この論証は物理的なものと心的なもの間の関係を見落とし
ているという指摘を行った。そしてこの問題に対処するために、その関係を明示化した拡張された帰結論証
(the expanded consequence argument) を構築した。ただ、ペロフスキーはヴァン・インワーゲンによる帰結論
証ではなく、M. ヒューマーによって定式化された帰結論証をもとにして拡張された帰結論証を構築している
ので、ヒューマーによる帰結論証も改めて確認する (Huemer, 2000, p.540)。

ヒューマーによる帰結論証

推論規則 (α^*) $N_s p, p \rightarrow q \vdash N_s q$

推論規則 (β^*) $N_s p, N_s q \vdash N_s(p \& q)$

(1) $(P_0 \& L) \rightarrow P$

決定論の定義

(2) $N_s P_0$

仮定

(3) $N_s L$

仮定

(4) $N_s(P_0 \& L)$

(2), (3), (β^*)

(5) $N_s P$

(1), (4), (α^*)

なお、 $p \rightarrow q$ は、 p から q への含意 (entailment) を表しているが、ペロフスキーは $p \rightarrow q$ を論理的含意だと解
している (Berofsky, 2012, p.126)^{*70}。「N」の解釈はヴァン・インワーゲンによる解釈を強化したものであり、
 $N_s p$ で、「S が何をしようとも p 」、すなわち、「 p であり、S が行うことができる全ての行為 A について、S が
 A を行ったとしてもなお p である」という文を省略したものになる (Huemer, 2000, p.538)。

ペロフスキーによる標準的な帰結論証への主要な修正は、決定論の仮定 $(P_0 \& L) \rightarrow P$ における L が、たと
え化学や生物学の法則を含むような広い意味での物理法則を表す文だとしても、 P が心理学的なものについ
ての文であって物理的なものについての文ではない場合には、 P を含意しないという点に関わるものである
(Berofsky, 2012, p.127)。ペロフスキーは、 P が心理学的なものについての文である場合に P を P_0 と L から
含意させるためには、 P という文を性質化したものである心的性質 P^* が世界の物理的な状態に強く付随して
いるという仮定が必要だと論じる^{*71}。文を性質化した性質の例としてペロフスキーは、「ディアナはポール・
テイラーのダンスコンサートのチケットを購入することに決めた」という単称文 P を性質化すると、ディアナ
はポール・テイラーのダンスコンサートのチケットを購入することに決めるという心的性質 P^* になると述べ
ている (ibid., p.127)。以下では、こうした単称文 P の性質化である心的性質は、ディアナのような性質の担い
手までは含まないこととする。

以上のことを踏まえて、ペロフスキーは以下の拡張された帰結論証を提示した (ibid., pp.127-8)。この論証
は、ヒューマーによる帰結論証での決定論の仮定を物理的性質に関する決定論に変えた上で、心的性質が物理
的性質に強く付随するという仮定と、演算子「N」付きの文と付随関係を表す文とを結びつける推論規則 (α^*)
を加えることで、どんな者が何をしようとも、その者自身における心的性質の例化は実現するというを示
そうとするものである。なお、表記法はペロフスキーによるものから変更している。

^{*70} ヒューマーは、 $p \rightarrow q$ から $\Box(p \supset q)$ への導出と、 $\Box p$ から $q \rightarrow p$ への導出を認めている (Huemer, 2000, pp.527-8)。

^{*71} ペロフスキーは心的性質の物理的性質への強い付随を、いかなる心的性質 M^* についても、 Phy^* という物理的性質の例化であ
り、あるものが Phy^* ならばそのものは M^* であることが必然的であるような Phy^* が存在するようように定式化しており、強
い付随が必然的に成り立つとはしていない (Berofsky, 2012, p.127)。強い付随をどのように定式化すべきかについては、第4節で
詳しく論じる。

拡張された帰結論証

推論規則 (α^*) $N_s p, p \rightarrow q \vdash N_s q$

推論規則 (β^*) $N_s p, N_s q \vdash N_s(p \& q)$

推論規則 ($\alpha^\star$) $N_s q, p^\star \Rightarrow q^\star \vdash N_s p$

(1) $(P_0 \& L) \rightarrow Phy$	物理的決定論
(2) $N_s P_0$	仮定
(3) $N_s L$	仮定
(4) $N_s(P_0 \& L)$	(2), (3), (β^*)
(5) $N_s Phy$	(1), (4), (α^*)
(6) $M^\star \Rightarrow Phy^\star$	強い付随の仮定
(7) $N_s M$	(5), (6), ($\alpha^\star$)

推論規則 ($\alpha^\star$) は、「 S が何をしようとも q 」という文と「 $p^\star \Rightarrow q^\star$ 」、すなわち p の性質化である性質が q の性質化である性質に強く付随するということを意味する文からは、「 S が何をしようとも p 」という文が導かれるという推論規則である。(1) $(P_0 \& L) \rightarrow Phy$ は、遠い過去のある時点での宇宙における瞬間的な状態を完全に記述する文と、自然法則全てを表す文全てから成る連言が真であるときには、 P_0 が記述する時点よりも遠い未来のある時点における何らかの物理的性質の例化を表す文が偽であることはあり得ないという物理的性質に関する決定論を表している (cf. Berofsky, 2012, p.126)。ただし、この Phy という文の性質化である物理的性質は、拡張された帰結論証の結論に現れるある者 S が例化しているような性質である。(2) $N_s P_0$ と (3) $N_s L$ はヒューマーの帰結論証と同様に、遠い過去における世界の状態や自然法則を表す文は何をしようとも真であるという文である。(4) $N_s(P_0 \& L)$ と (5) $N_s Phy$ は、上述の仮定と推論規則 (α^*)、(β^*) によって導かれる。仮定 (6) $M^\star \Rightarrow Phy^\star$ は、拡張された帰結論証の結論 (7) $N_s M$ における文 M の性質化である心的性質が (1) の後件 Phy という文の性質化である物理的性質に強く付随することを表す文である。結論である (7) $N_s M$ は、誰が何をしようとも、自身における心的性質の例化を表す文は真であるということを表す文である。よって、「私は哲学を専攻することに決めた」という文のようなある心的性質の例化の一種である選択を行うことに関する文は真であり、私がどのようなことをしようとも真である。そして、こうしたことは全ての者の全ての選択に関して成り立つ。このことは、我々が余地を持つことを否定するのに十分である。

この拡張された帰結論証に反対してペロフスキーは、ヒューム主義的両立論者として、拡張された帰結論証の前提 (3)、すなわち、自然法則を表す文は真であり、 S が行うことができる全ての行為 A について、 S が A を行ったとしてもなお自然法則を表す文は真であるという主張を否定している。具体的には、たとえガリレオの運動法則や知覚に関する心理学的法則を破ることができないのだとしてもこの事実は一般化できず、心理学的法則、特に余地と深く関わる選択についての法則である合理的な意思決定に関する法則については、従わないことができると論じる (Berofsky, 2012, p.145)^{*72}。そうした法則の候補としてペロフスキーが挙げるものは、次のような意思決定の戦略の選択に関する心理学的法則である^{*73}。

^{*72} ヴァン・インワゲンはかつて、自然法則は誰かが偽にできるようなものではないが、合理的行為者の自発的な行動に関する心理学的法則については事情は異なると述べていた (van Inwagen, 1983, pp.63-4)。しかし後に、ヴァン・インワゲンはそうした心理学的法則についても NL は成り立つという立場へと転向した (van Inwagen, 1989[2017b], pp.67-8; cf. van Inwagen, 2017a, p.5)。

^{*73} ペロフスキーは、G. ギーゲレンツァーによる限定合理性の理論を念頭に置いている (Berofsky, 2012, pp.119-20)。この理論は、(1) 現実の種が持つ情動的・社会的・行動的レパートリーによって決定を理解しようとする心理学的妥当性、(2) 特定の課題に特化したヒューリスティックスの集まりから成る適応的道具箱に訴えるという領域特定性、(3) 最大化や全知、整合性よりも物理的・社会

Lw 状況 *C* において目標 *G* を持ついかなる意思決定者についても、*C* における意思決定の戦略を決める合理性そのものとは関係のない要素の和が A_n ならば、その意思決定者は WADD に則った基礎的な情報過程を遂行する (cf. *ibid.*, p.120, p.149)。

なお、ここでの意思決定の戦略 WADD(Weighted Adding Strategy) によれば、まず意思決定をする者は、選択肢の属性の主観的な価値と重要度の重み付けを積として出した上で、その積の総和を求めて選択肢の全体的な価値を求める。そして、その求めた価値を最大化するような選択肢を選ぶことになる。ペロフスキーは、仮にこうした合理的な意思決定の戦略の選択に関わる心理学的法則があるとしても、そうした法則を表す文については行うことで偽にできるような行為があると主張する (*ibid.*, p.146)^{*74}。その根拠としてペロフスキーが訴えるのは、我々は *Lw* の前件が真であるような状況においても、WADD とは異なる意思決定の原則に従おうと試みればその原則に従うような反事実的能力 (counterfactual power) を持っているということである^{*75}。こうしたこと、すなわち、何かをするよう決めるように努力したならば、妨げがないときにはその何かをするよう決定するだろうという反事実的能力を我々が持っているということは、我々のそうした努力は成功してきたという数多くの事例によって確証されている (*ibid.*, p.145, pp.245-6)^{*76}。そして、こうした反事実的能力は決定論下でも持つことができる。なぜなら、自然法則のヒューム主義が正しいことにより、自然法則は本性上必然性を伴わないため、決定論は他の可能性の脅威とはならないからである (*ibid.*, p.239)。このように、合理的な意思決定の戦略の選択に関わる心理学的法則については、それを偽にする行為を行う反事実的能力を我々は持っている。そして、こうした心理学的法則は基本的でない物理法則によって下支えされているので、合理的な意思決定に関する心理学的法則に従わない能力を持っているならば、ある特定の物理法則に従わないことができるということになる (*ibid.*, p.153)。よって、拡張された帰結論証の前提 (3) N_sL は偽であるとペロフスキーは主張する。

これまでの所、ペロフスキーによるヒューム主義的両立論の擁護を確認してきた。ペロフスキーは、ヒューム主義のみならず物理主義 (physicalism) も擁護しようとしているために、法則に関するヒューム主義的付随と心的性質の物理的性質への強い付随も合わせて受け入れている。法則に関するヒューム主義的付随についてペロフスキーは、「法則に関する事実は全て法則的でない事実に付随する」というキャロル由来の緩やかな定義を受け入れている (Berofsky, 2012, p.190; cf. Carroll, 1994, p.51)^{*77}。この定義は、次の広く受け入れられている D・ルイス流の法則に関するヒューム主義的付随の定義とは異なっている。

的環境への適応によって成功や失敗を評価するという生態学的合理性を標榜するものである (Gigerenzer, 2001, p.38)。

^{*74} ペロフスキーは、行為へと向かう意志を決める考慮と、意志を支持するか否かについて考察する反省を、自由意志の行使に欠かさない自律の要素だと考えている (Berofsky, 2012, pp.23-6)。だとしたら、合理的な意思決定の戦略の選択に関する心理学的法則に背いて余地を確保しようとすることは、自由意志の行使に求められる自律を否定することにならないだろうか。考えられる対応は2つある。1つ目の対応は、こうした心理学的法則は自律を確保する程の規範性は有していないので、背いたとしても自律は損なわれないとするものである。2つ目の対応は、仮にこうした心理学的法則が自律を保障する程の規範性を十分備えていたとしても、状況次第ではその戦略に従わなかったとしても自律は保たれると論じるものである。いずれの対応でも、心理学的法則に背くことと自律を両立させることはできるだろう。

^{*75} ペロフスキーは反事実的能力を、消極的自由 (外的妨げがないことと行為の機会があることによってもたらされる開かれ) と積極的自由 (消極的自由を活かすための様々な能力・知識・技能、さらには感情的成熟と道徳的要求に気づき反応する能力の所有) の総和だとしている (Berofsky, 2012, p.16)。つまり、ペロフスキーにとっての反事実的能力とは、自由意志として通用する余地以上のものではないだろう。

^{*76} ペロフスキーは、反事実的能力は個別的な選択に関わるものであり、ある種の条件文で表されるものに還元できないということから、自身の見解を、余地とはある種の条件文で表される傾向性としての一般的能力であるとする傾向性両立論から区別している (Berofsky, 2012, pp.77-8, p.83)。

^{*77} ビービーもこのキャロル由来の定義を受け入れている (Beebe, 2000, pp.571-2)。

法則に関するヒューム主義的付随の標準的定義 もし世界 w_1 と w_2 が同一のヒュームの基盤 (humean bases) を持っているならば、 w_1 と w_2 は同じ法則を持つ。(cf. Lewis, 1986, pp. ix-x; Earman, 1984, p.195; Roberts, 2007, p.354; Weatherson, 2015, p.101)。

このルイス流の定義におけるヒュームの基盤とは、顕在的 (occurrent) で独立した時空の点における性質とそれらの間に成り立つ関係である。顕在的なものそれ自体は必然性や可能性といった様相を持たないので、このテーゼに訴えることで、法則についてのヒューム主義者は法則が必然性を持たないということを擁護できるようになる。しかし、キャロル流の緩い定義では、法則がヒュームの基盤以外のものに付随することが許されているので、たとえば力能や傾向性のような還元されない様相を備えているようなものへの法則の付随も認められる。この不備を補うためにペロフスキーは、因果や傾向性に関する事実を法則的でない事実として認めないという処置を施している (Berofsky, 2012, p.192)。こうした処置によりペロフスキーは、法則の必然性をもたらし得る因果や傾向性に関する事実への法則の付随を回避できるようになる。ところで、ペロフスキーは還元できない反事実的力能の存在は受け入れていた。もしこうした還元できない反事実的力能が法則の必然性を保証するならば、ペロフスキーは法則に関するヒューム主義者ではあり得ないことになってしまう。だが、この還元できない反事実的力能は、自然法則の必然性を確保するような傾向的な本質だとはされていない (cf. Ellis, 2001; Bird, 2007)。確かにヒュームの基盤に還元できない様相の存在を認めている点では、ペロフスキーは様相に関するヒューム主義者ではない。しかし、還元できない反事実的力能が傾向的な本質でない限りは、法則の必然性をもたらされない。以上のことから、ペロフスキーを法則に関するヒューム主義者とみなすことは、部分的には許容されるだろう。

物理主義に関してペロフスキーは、心的性質が物理的性質に強くグローバルに付随するということと^{*78}、心的出来事が物理的基盤を通して別の心的出来事を引き起こすということは、物理主義者であるためには最低限受け入れなければならないとして認めている (Berofsky, 2012, p.165, p.168)。実際、心的性質の物理的性質への付随を認めることは、物理主義の最低要件だと考えられる (Stoljar, 2021; Tiehen, 2018)。ただペロフスキーは、心理学的法則が物理法則に還元できるということや、心理学的状態を含む全ての状態が基本的な物理的状态に付随するという強い物理主義と呼ぶものは拒否する (Berofsky, 2012, p.154, p.172)。心理学的法則が物理法則に還元できないとするペロフスキーの根拠は、物理的概念によって合理性のような心理学的概念は定義できないことにより概念的還元は失敗している上、高階の法則の具体的実現に際して役割を果たしている現実の物理的メカニズムは個別科学においては何の役割も果たしておらず、仮に $M_1 \rightarrow M_2$ といった心理学的法則が $P_1 \vee P_2 \vee P_3 \vee \dots \vee P_n \rightarrow P'_1 \vee P'_2 \vee P'_3 \vee \dots \vee P'_n$ といった真なる物理的性質に関する一般化であったとしても、後者の一般化は選言的要素を含んでいるので、物理的な自然種を捉えられていないというものである (ibid., pp.154-5)。また、全ての状態が基本的な物理的状态に付随しないことの根拠として、現状の物理学においてすら、基本的でない物理法則の探求に基礎的な物理的法則が使われていないということも根拠として挙げている (ibid., p.173)。

まとめると、ペロフスキーによれば、合理的意思決定の戦略の選択に関する心理学的法則については、我々

^{*78} グローバルな付随とは、単なる個体の持つ性質の付随関係を越えた、世界への性質割り当て全体に関して成り立つ付随関係のことである。

グローバルな付随 性質 A が性質 B にグローバルに付随しているのは、いかなる世界 w_1 と w_2 についても、もし w_1 と w_2 が正確に同じ性質 B の世界に渡る分配のパターンを持っているならば、 w_1 と w_2 が正確に同じ性質 A の世界に渡る分配のパターンを持っているとき、そのときに限る (McLaughlin and Bennett, 2019; cf. Kim, 1984[1993], p.68; Leuenberger, 2008, p.750)。

はそうした法則に従わないことができるという反事実的能力を持っているので、我々が何をしようとも自然法則を表す文は真であるという拡張された帰結論証の前提は間違っている。加えてペロフスキーは、ヒューム主義と物理主義に従うために、法則の必然性を否定するためのヒューム主義者の基本的な道具立てである法則に関するヒューム主義的付随と、物理主義の最低要件とされる心的性質の物理的性質への強い付随を受け入れている。

これまでの所、ペロフスキーによるヒューム主義的両立論の擁護を確認してきた。ペロフスキーによれば、法則に関するヒューム主義的付随と心的性質の物理的性質への強い付随を受け入れたのだとしても、 $N_x L$ を拒絶することはできる。しかしながら、この2つの見解が正しいならば、いくつかの穏当な仮定と推論規則が妥当であり、物理的決定論が真であるときには、ペロフスキーの主張に反して、心理学的法則を偽にするような余地を我々は持てないということが示せるのである。以下では、そのことを示す論証を与える。

まずは、心的性質が物理的性質に強く付随していることを仮定しよう。ここでは、広く受け入れられている J. キムによる定義を採用することとする (Kim, 1984[1993], p.65; cf. Leuenberger, 2006, p.750; McLaughlin and Bennett, 2019)。この定義に従うと、心的性質が物理的性質に強く付随しているということは、全てのもの x と全ての心的性質の集合 M の要素である任意の心的性質 F について、もし x が F を持っているならば、 x が持っており、必然的に、全ての y について、もし y が持っているならば、 y は F を持っているというような物理的性質の集合 P の要素である物理的性質 G が存在するということは、必然的であるというように表される (Kim, 1984[1993], p.65)。この仮定を論理式で表すと、 $\Box \forall x \forall F \in M (Fx \supset \exists G \in P (Gx \& \Box \forall y (Gy \supset Fy)))$ となる^{*79}。この強い付随の定義には、必然性を表す演算子が2つ現れている。この2つの演算子をどう解釈するかということに関しては、物理主義は全ての可能世界で成り立つという意味で形而上学的に必然なのか、現実世界と同じ自然法則を持つ可能世界でのみ成り立つという意味で法則的に必然なのかという問いが生じる。例えば、もしこの必然性が形而上学的なものであるならば、現実世界と違う自然法則を持つ可能世界にいるあるものが、現実世界にいる意識を持つものと同じ物理的状況にあるにも関わらず、意識を持たない現象ゾンビであるといったことはあり得ない。一方、もしこの必然性が法則的なものとしたら、そのものが現象ゾンビであるという可能性は自然法則が違うことによりあり得ることとなる。ここでは、現実世界と同じ自然法則を持つような可能世界でのみ現象ゾンビの存在は否定されるという物理主義を許容するために、この2つの演算子はどちらも法則的必然性を表すこととする (cf. Lewis, 1983[1999], p.35 (邦訳: pp. 180-1); Jackson, 1998, p.12)。そして、このことを明確にするために、この2つの演算子に Nomic の N をつけることとする。以上のことから、仮定される心的性質の物理的性質への強い付随は

$$(1) \Box_N \forall x \forall F \in M (Fx \supset \exists G \in P (Gx \& \Box_N \forall y (Gy \supset Fy)))$$

というように表される。この定式化を、物理主義の最低要件とすることは許容されるだろう。

(1) に $\Box$ 除去を適用し、(2) $\forall x \forall F \in M (Fx \supset \exists G \in P (Gx \& \Box_N \forall y (Gy \supset Fy)))$ を得る。そして、(2) の変項 x に任意の者を表す文字 s を代入して、(3) $\forall F \in M (Fs \supset \exists G \in P (Gs \& \Box_N \forall y (Gy \supset Fy)))$ を得る。(3) の変項 F に心的性質を表す文字 F' を代入して $\forall$ 除去を行うことで、(4) $F's \supset \exists G \in P (Gs \& \Box_N \forall y (Gy \supset F'y))$ が導かれる。そして、心的性質 F' がある者 s によって例化されていること、(5) $F's$ も仮定しよう。(4) と (5)、MP より (6) $\exists G \in P (Gs \& \Box_N \forall y (Gy \supset F'y))$ が導かれる。(6) に $\exists$ 除去を適用して、(7) $G's \& \Box_N \forall y (G'y \supset F'y)$ が得られる。連言の除去により、(8) $\Box_N \forall y (G'y \supset F'y)$ である。 $\forall y (G'y \supset F'y) \supset (G's \supset F's)$ はトートロジーであり、この

^{*79} ここでの物理的性質 G は任意に選ばれた心的性質 F が付随している性質なので、 F が外的な心的性質を表す場合に備えて、 G は外的環境の物理的性質も含むものとする必要がある。

式に推論規則 K、Nec、推移律を適用することで、 $\Box_N \forall y (G'y \supset F'y) \supset \Box_N (G's \supset F's)$ が導ける。この式と (8) に MP を適用することで、(9) $\Box_N (G's \supset F's)$ を導ける。

ところで、両立論が正しいことを示すには、物理的決定論が真であっても自由意志の行使ができるということを示さなければならない。そこで、物理的決定論を仮定しよう^{*80}。もし物理的決定論が正しいのだとしたら、 P_0 を遠い過去のある時点での宇宙における瞬間的な状態を完全に記述する真なる文だとし、 $Lphy$ を物理的法則を表す文全てを連言にしたものだとしたときに、(10) $\forall s \forall G \in \mathbb{P} (Gs \supset ((P_0 \& Lphy) \rightarrow Gs))$ が正しい。これは要するに、現実任意の s によってある物理的性質 G が例化されているならば、その例化を表す文は $P_0 \& Lphy$ によって論理的に含意されるということである。なお、 $Lphy$ はベロフスキーの主張に合わせて、基本的でない物理法則や他の条件が等しいならばという条項がついた物理的法則も含んでいるものとする (Berofsky, 2012, p.133)。 (10) に $\forall$ 除去を行うことで、(11) $G's \supset ((P_0 \& Lphy) \rightarrow G's)$ が得られる。ところで、(7) $G's \& \Box_N \forall y (G'y \supset F'y)$ からは (12) $G's$ が導ける。そして、(11) $G's \supset ((P_0 \& Lphy) \rightarrow G's)$ と (12) $G's$ に MP を使うことで、(13) $(P_0 \& Lphy) \rightarrow G's$ が得られる。

以上のことに加えて、(14) $N_s P_0$ と (15) $N_s Lphy$ 、すなわち、遠い過去における世界の状態を表す文や物理法則を表す文は真であり s が何をしようとも真であるということも仮定しよう。(14) $N_s P_0$ と (15) $N_s Lphy$ 、推論規則 $(\beta^*) N_s p, N_s q \vdash N_s (p \& q)$ により、(16) $N_s (P_0 \& Lphy)$ が導かれる。また、(13) $(P_0 \& Lphy) \rightarrow G's$ と (16) $N_s (P_0 \& Lphy)$ 、推論規則 $(\alpha^*) N_s p, p \rightarrow q \vdash N_s q$ より、(17) $N_s G's$ が導かれる。ここでさらに、 $N_s p$ と $\Box_N (p \supset q)$ からは $N_s q$ が導けるという推論規則 (Nomic) を導入しよう。もしこの推論規則が妥当ならば、この推論規則と (17) $N_s G's$ 、(9) $\Box_N (G's \supset F's)$ から (18) $N_s F's$ が導ける。

ここで、選択に関する心理学的法則に関して、法則に関するヒューム主義的付随が成り立つということを仮定しよう。このとき、(19) $Lpsy' \star \Rightarrow F's \star$ 、すなわち、 $\Box_N \forall x \forall L \in Lpsy' \star (Lx \supset F \in \mathbb{M} (Fx \& \Box_N \forall y (Fy \supset Ly)))$ である。なお、 $Lpsy' \star$ は、ベロフスキーが性質化される文を単称文としていることから、選択に関する心理学的法則の実例がある者によって実現していることを表す単称文 $Lpsy'$ を性質化したものだとする。つまり、この単称文 $Lpsy'$ は、全ての x についてある特定の条件 C を x が満たしたならば x は M という選択を行うというある選択に関する心理学的法則 $Lpsy$ を表す文 $\forall x (Cx \supset Mx)$ が、この法則に服する s によって満たされているという文 $Cs \& Ms$ である。よって、 $Lpsy' \star$ は単称文 $Cs \& Ms$ を性質化した性質の集合 $\{(Cs \& Ms) \star \mid s \text{ は } \forall x (Cx \supset Mx) \text{ という文で表される心理学的法則に服する } \}$ である。要するに、ここで置かれている仮定は、選択に関する心理学的法則の実例を満たしているという性質は心理学的性質に付随するというものである。(19) $Lpsy' \star \Rightarrow F's \star$ を成立させるには、予め (3) に移行する段階で F' を選択に関する心理学的法則についてのヒューム主義的付随を満たすように決めておけばよい。そして、(18) $N_s F's$ と (19) $Lpsy' \star \Rightarrow F's \star$ 、推論規則 $(\alpha \star) N_s q, p \star \Rightarrow q \star \vdash N_s p$ より、(20) $N_s Lpsy'$ である。ここでの $Lpsy'$ は先程述べたように、 $Lpsy$ という全称文が誰かによって満たされていることを表す単称文である。よって、 $N_s Lpsy'$ はある選択に関する心理学的法則の実例が任意の者において実現しており、その者が何をしようともその法則の実例は成り立つということを表している。しかし、この結論はベロフスキーの主張と反するものである。以上の議論をまとめると以下のようなになる。

- | | |
|--|-------------------|
| (1) $\Box_N \forall x \forall F \in \mathbb{M} (Fx \supset \exists G \in \mathbb{P} (Gx \& \Box_N \forall y (Gy \supset Fy)))$ | 強い付随の定義 |
| (2) $\forall x \forall F \in \mathbb{M} (Fx \supset \exists G \in \mathbb{P} (Gx \& \Box_N \forall y (Gy \supset Fy)))$ | (1), $\Box$ 除去 |
| (3) $\forall F \in \mathbb{M} (Fs \supset \exists G \in \mathbb{P} (Gs \& \Box_N \forall y (Gy \supset Fy)))$ | (2), $\forall$ 除去 |

^{*80} 帰結論証から余地両立論を擁護する際には、決定論が正しいという仮定を置かなければならないという点については、第 2 章で確認した。

(4) $F's \supset \exists G \in \mathbb{P}(Gs \& \Box_N \forall y(Gy \supset F'y))$	(3), $\forall$ 除去
(5) $F's$	仮定
(6) $\exists G \in \mathbb{P}(Gs \& \Box_N \forall y(Gy \supset F'y))$	(4), (5), MP
(7) $G's \& \Box_N \forall y(G'y \supset F'y)$	(6), $\exists$ 除去
(8) $\Box_N \forall y(G'y \supset F'y)$	(7), $\&$ 除去
(9) $\Box_N(G's \supset F's)$	(8), K, Nec, 推移律, MP
(10) $\forall s \forall G \in \mathbb{P}(Gs \supset ((P_0 \& Lphy) \rightarrow Gs))$	物理的決定論の帰結
(11) $G's \supset ((P_0 \& Lphy) \rightarrow G's)$	(10), $\forall$ 除去
(12) $G's$	(7), $\&$ 除去
(13) $(P_0 \& Lphy) \rightarrow G's$	(11), (12), MP
(14) $N_s P_0$	仮定
(15) $N_s Lphy$	仮定
(16) $N_s(P_0 \& Lphy)$	(14), (15), (β^*)
(17) $N_s G's$	(13), (16), (α^*)
(18) $N_s F's$	(9), (17), (Nomic)
(19) $Lpsy' \star \Rightarrow F's \star$	法則に関するヒューム主義的付随
(20) $N_s Lpsy'$	(18), (19), $(\alpha \star)$

このように、心的性質が物理的性質に強く付随しており、法則に関するヒューム主義的付随が正しいならば、(I) 付随の定義とその展開において使われている論理的導出を受け入れることができ、(II) $F's$ という仮定が正しく、(III) 物理的決定論 $(P_0 \& Lphy) \rightarrow G's$ や、 $N_s P_0$ 、 $N_s Lphy$ という仮定、拡張された帰結論証の推論規則 (α^*) 、 (β^*) 、 $(\alpha \star)$ を受け入れることができ、(IV) $N_s p, \Box_N(p \supset q) \vdash N_s q$ という推論規則 (Nomic) が妥当であるときには、ペロフスキーの主張に反して、 $N_s Lpsy'$ が導かれてしまうのである。

そしてさらに悪いことに、(18) $N_s F's$ における心的性質 F' は、(3) の式の全称量子子を除去する際に得られるものなので、任意の心的性質で構わない。よって、 F' を選択についての心的性質とすれば、 $N_s F's$ は我々が何をしようとも自身の選択を表す文は真であるということを表すと解釈でき、このことは余地の否定に十分である。つまり、(18) の段階で既に決定論と余地の両立を擁護する上での困難が生じているのである。

この議論に対して、ペロフスキーのようなヒューム主義的両立論者、すなわち、法則に関するヒューム主義的付随と心的性質の物理的性質への強い付随を受け入れるという条件の下で、 $N_s L$ を否定することにより余地と決定論の両立を擁護しようとする者はどのように反論できるだろうか。以下では、ペロフスキーだけでなく、ピービー・ミーラーによるヒューム主義的両立論の擁護も踏まえた上で、可能な反論について考察していく。ただまずは、そうした擁護からは独立であるような (I) と (II) の論点から検討する。

(I) の論点に関しては、(2) から (4) の段階と、(6) から (9) の段階が関連している。(2) から (4) のステップについては付随の基本的な定式化をもっともらしい推論規則によって展開したにすぎないのだから、誰もが受け入れなければならない。(6) から (7) のステップに関しても同様のことが言える。(8) から (9) のステップに関しては、問題としている可能世界の両方に s が存在しないとしたらその移行には問題があることになる。しかし、余地と決定論の両立を擁護するという目的に照らせば、関連する可能世界で s が存在しない場合は検討する必要がない。何故なら、余地と決定論の両立において問題となっているのは、決定論が正しくても、ある選択肢を選ぶことと別の選択肢を選ぶことの両方を行うことができるかどうかということであり、この問題の検討においてはどちらの場合でも同一の選択者 s が存在するということが前提とされているからである。よっ

て、こうした考慮者の可能世界における存在に基づく批判はこの議論の問題とはならない。

(II) と関わる (5) $F's$ という前提は、ある物理的性質に付随しており、問題としている任意の者が実現している選択に関する心理学的法則の実例が付随している心的性質を、その者が現実世界において持っているという仮定である。元々の前提である心的性質の物理的性質の付随と、法則に関するヒューム主義的付随に加えて、問題としている者が選択に関する心理学的法則を実現しているということが受け入れられるならば、(5) は認められる。ペロフスキーは、選択に関する心理学的法則が存在することを否定しはしないので、その法則を実現している誰かがいるであろうということと、心理学的法則に関するヒューム主義的付随を否定しないだろう。よって、ペロフスキーは (5) を受け入れざるを得ない。法則に関するヒューム主義的付随と心的性質の物理的性質への強い付随を受け入れたままで (5) を批判する方策としては、心理学的法則の存在を否定し、心理学的法則のような存在しないものの実例が付随している心的性質は存在しないとして $F's$ を否定するという反論が考えられる。だがその場合には、(19) から (20) のステップを放棄して、(18) $N_s F's$ を結論とすればいい。このとき、(5) $F's$ はある物理的性質に付随している選択と関わる心的性質を s が例化しているということの意味している。要するに、この場合 (5) は、心的性質の物理的性質への強い付随を認める限りは、何か選択をしている者がいるという極めて穏当な仮定となる。よって、(5) $F's$ への批判は成功していない。

次に (III) の論点に移ろう。(10) $\forall s \forall G \in \mathbb{P}(Gs \supset ((P_0 \& L_{phy}) \rightarrow Gs))$ という物理的決定論の帰結については、両立論の擁護をするという目的に照らせば受け入れなければならない。加えて、 L_{phy} は基本的でない物理法則や他の条件が等しいならばという条項がついた物理法則を含んでいるため、ペロフスキーが物理的決定論に課す条件は満たされている。(11) から (13) のステップに関しては支障はない。(14) $N_s P_0$ は、ヒューム主義的両立論者の主要な批判対象ではない^{*81}。

(15) $N_s L_{phy}$ が最も問題となる前提であろう。というのも、ペロフスキーは大抵の物理法則は破れないと主張するものの、合理的意思決定に関する心理学的法則を下支えしている物理法則に関しては破ることができる⁸²と論じていたからである。しかしながらその一方でペロフスキーは、光速より速く移動するものはないという法則や、ガリレオの運動法則、知覚に関する法則については破ることができないと主張している。ここで問題となるのは、これらの破ることができないとされる法則と、合理的意思決定に関する心理学的法則を下支えしている物理法則との違いは何かというものである。ここでの下支えしている物理法則というのは、神経系に関する化学の法則、及びそれを下支えしている物理法則であろう。だが、これらの神経系に関する化学・物理法則と、破ることができないとされる法則とを区別する特徴があるとは思われない。そして、これらの法則を区別する特徴がないのであれば、これらの法則が我々に課す制約は同等であると考えられる。つまり、神経系に関する化学・物理法則は、大抵の物理法則や知覚に関する法則同様破ることのできないものであろう。だとしたら、合理的意思決定に関する心理学的法則を下支えしている物理法則を破ることができるとするだけでも、到底持ちようがない能力を我々に帰属させてしまうことになってしまう。

この反論に対してペロフスキーは、人間は 100m を 9.7 秒よりも短い時間では走れないという広い意味での物理法則でもある生理学的法則が破られたという事例に訴えて、人間の能力の制約に関して、物理法則に特権的な点はないと論じている (Berofsky, 2012, p.153)。ところで、余地両立論の擁護によって余地の存在を確保しようとするのは、自由意志の行使という我々が確かに自明の想定としていることを確保するためである。だが、この生理学的法則の侵犯は極少数の者によってしか果たされていない^{*82}。それ故、この法則の侵犯は、余

^{*81} ビービーとミーリーは、遠い過去に起こったことについては我々次第ではないと述べている (Beebe and Mele, 2002, p.209)。ペロフスキーは拡張された帰結論証の前提 $N_s P_0$ に対して本格的な反論を展開していない (Berofsky, 2012, p.142)。

^{*82} 2024 年現在、公式上 100m を 9.7 秒よりも短い時間で走ったのは、ウサイン・ボルト、タイソン・ゲイ、ヨハン・ブレイクの 3 人である。

地両立論の満足のいく擁護には繋がらない。

では、何か別の反論は考えられないだろうか。ペロフスキーは、何かをするよう努力すればその努力は成功するということが帰納によって確証されていると論じていた。そこで、こうした確証によって、合理的意思決定に関する心理学的法則を下支えしている物理法則を破ることができることの根拠は現に与えられているという応答が考えられる。だが、こうした帰納によってはそうした物理法則を破ることができることは支持されない。なぜなら、何かをするよう努力すればその努力は成功するということと、合理的意思決定に関する心理学的法則を下支えしている物理法則が成立していることは両立するからである。例えば、私が菓子を買わないように努力することで菓子を買わないでこれたとしよう。そして、そうしたことは数多く生じてきたともしよう。だとしても、そうした成功が私の神経系を支配する化学・物理法則によって生じているという可能性は十分にある。このような可能性があるとして期待できる以上は、努力の成功に関する帰納は、合理的意思決定に関する心理学的法則を下支えしている物理法則を破ることができることを支持しない。従って、ペロフスキーによる (15) N_sLphy への批判は決定的ではない。

ただ、同じくヒューム主義的両立論者であるビービーとミーリーは、ペロフスキーとは異なる N_sLphy への批判を展開している。その批判について考察するために、まずはこの2人による NL への批判を確認しておこう。ビービーとミーリーによれば、法則についてのヒューム主義が正しいことにより、法則がどのようなものであるかは、過去や現在だけでなく未来についての事実も法則を定めるのに必要となる (Beebee and Mele, 2002, pp.203-4)。よって、未来についての事実なしに単に過去や現在についての事実が与えられるだけでは、法則がどのようなものになるかは定まらない。以上の理由から、決定論が正しいことにより、ある行為をするという言明が過去の事実と法則についての言明によって含意されるのだとしても、その行為以外の行為を行うことができないということは導かれない。なぜなら、過去の事実と法則についての言明によってある行為をするという言明が含意されるのは、単にその行為をするという未来の事実についての言明が、法則が法則であるが故に含まれているからにすぎず、こうした論理的含意は余地の脅威にならないからである (ibid., pp.207-8; cf. Beebee, 2000, pp.578-9)。このように、ヒューム主義的な仕方理解された法則は余地の脅威にならないので、 NL は偽なのである。

しかしながら、例えば自分の手を光速より速く上げるといった物理法則の侵犯は明らかにできないように思われるという問題に、この NL への批判は直面する。そこでビービーとミーリーは、ある行為を行う最低限の行為可能性 (bare actional possibility) があることと、我々の決定に従って行うことができるという意味での b -できる (b -able) ことを区別する。

最低限の行為可能性 普通の意識ある人間の行為者 S が時点 t_2 に A するという最低限の行為可能性を持つのは、時点 t_1 において、過去と論理法則の組み合わせが時点 t_2 に S が A することと整合的であるとき、そのときに限る。(Beebee and Mele, 2002, p.214)

b -できる 時刻 t に普通の意識ある人間の行為者 S が、比較的基礎的で明示的な行為 A の遂行を直ちに b -できるのは、時刻 t に、 S は直ちに A すると決めることができ、もし S が直ちに A すると決めたならば、 S は直ちに A するだろうというとき、そのときに限る。(ibid., p.214)

その上でこの2人は、自分の手を光速よりも速く上げる最低限の行為可能性があるという意味では手を光速よりも速く上げることはできるが、自分の手を光速よりも速く上げることは b -できないという意味では手を光速よりも速く上げることはできないと論じる。そして、前者の意味に基づく法則の侵犯が法則についてのヒューム主義者が認めるものであり、後者の意味に基づく法則の侵犯の不可能性は法則についてのヒューム主義と両立する。従って、我々の持つ能力についての直観的な判断をヒューム主義的両立論は否定しないという

のが、申し立てられた問題に対するビービーとミーリーの対応である。

以上の議論を鑑みると、ビービーとミーリーは、 $N_s Lphy$ は物理法則を表す文を偽にする最低限の行為可能性がないという意味では偽だが、物理法則を表す文を偽にすることは b -できないという意味では真だと論じらるだろう。では、物理法則を表す文を偽にする最低限の行為可能性がないと論じることが、 $N_s Lphy$ への十分な批判となるだろうか。演算子「 N 」が果たすべき役割を考えれば、これが十分な批判とはならないことが分かる。ビービー・ミーリー流の演算子「 N 」の解釈を採用すると、帰結論証の結論である NP は、 P という文を偽にする最低限の行為可能性がないことだと解されることになる、しかし、演算子「 N 」が帰結論証において果たすべき役割とは、余地を否定することである。よって、この演算子「 N 」の解釈を採用すると、他のようにすることができるといふ余地を、他のようにする論理的可能性があることだといふ極めて弱い仕方での解釈することになってしまう。だが、自由意志の一要素とされる余地は、そのような弱い能力だとされるべきではないし、考慮において前提とされている余地ともみなされるべきではない。昼食をそばにするかどうかという考慮の際に、時間内にそばを食べられる唯一の選択肢であるそば屋が臨時休業だと判明した場合には、うどんを昼食にするという選択が為されるだろう。そこで、そのそば屋でそばを食べられる論理的可能性や、突然そばを食べる別の機会に恵まれるという論理的可能性があるからといって、そばが昼食の選択肢に残り続けるということにはならない。選択肢が実現される論理的可能性があるということは、考慮において前提とされている余地としては弱すぎるのである。よって、 $N_s Lphy$ は物理法則を表す文を偽にする最低限の行為可能性がないという意味では偽であるというビービーとミーリーの主張は、(15) $N_s Lphy$ への適切な反論とはならない。以上のように、(15) $N_s Lphy$ に対して、ヒューム主義的両立論者は効果的な反論ができていない。

では、 (α^*) や (β^*) 、 $(\alpha^\star)$ といった推論規則に関してはどうか。推論規則 (β^*) 、 $N_s p, N_s q \vdash N_s(p \& q)$ に関しては特に支障はない^{*83}。推論規則 (α^*) 、 $N_s p, p \rightarrow q \vdash N_s q$ については、その妥当性が証明されている (Pruss, 2013, p.436)。その証明は 2.4 で示したが、一応再び示しておく。 $N_s p$ と $p \rightarrow q$ が現実世界で真であると仮定しよう。 $N_s p$ の定義より、 p であり、 s が行うことができる全ての行為 A について、 s が A を行ったとしても p である。後半の反事実的条件文が現実世界で真であるため、 s が行う行為以外の条件が現実世界と最も類似している上、 s が行える行為のそれぞれが実現しているそれぞれ異なる可能世界の全てで p である。この可能世界の集合を Wp としよう^{*84}。 Wp の要素の全てで p であり、 $p \rightarrow q$ であるので、 Wp の要素の全てで q である。従って、 $N_s q$ である。

しかしその一方で、推論規則 $(\alpha^\star)$ 、 $N_s q, p^\star \Rightarrow q^\star \vdash N_s p$ は妥当な推論規則ではない。このことを示すために、現実世界で $N_s q$ と $p^\star \Rightarrow q^\star$ が真だが、 $N_s p$ が偽であるような場合があることを示す。まずは、 $N_s q$ と $p^\star \Rightarrow q^\star$ が現実世界で真であると仮定しよう。ただし、 $p^\star$ は s において例化している心的性質、 $q^\star$ は s において例化している物理的性質だとする。 $N_s q$ の定義より、 q であり、 s が行うことができる全ての行為 A について、 s が A を行ったとしても A である。後半の反事実的条件文が現実世界で真であるため、 s が行う行為以外の条件が現実世界と最も類似している上、 s が行える行為のそれぞれが実現しているそれぞれ異なる可能世界の全てで q である。この可能世界の集合を Wq としよう^{*85}。 $p^\star \Rightarrow q^\star$ なので、 $\Box_N \forall x \forall p \in p^\star (px \supset \exists q \in q^\star (qx \& \Box_N \forall y (qy \supset py)))$ である。この付随は法則的に必然なので、 $\forall x \forall p \in p^\star (px \supset \exists q \in q^\star (qx \& \Box_N \forall y (qy \supset py)))$ が Wq の要素の全てで真であるとは限らない。なぜなら、 Wq

^{*83} 少なくともヒュームによる演算子「 N 」の解釈を採用する限りは、ヴァン・インワゲンによる演算子「 N 」の解釈が抱えていた凝集律に関する問題は生じない。

^{*84} 注 59 で述べたように、便宜上、 s の不作為も s が行える行為に含むこととする。この場合、 s は現実世界において不作為でない行為にせよ不作為であるような行為にせよ、必ず何らかの行為を行っていることになるため、現実世界も Wp の要素となる。

^{*85} 注 59 や注 84 で述べた理由から、現実世界は Wq の要素だとする。

の要素では s が行える行為のそれぞれが実現している以上、 Wq の要素である可能世界では、現実世界の法則の局所的奇跡に基づく侵犯が生じているため、 Wq の要素はそれぞれ現実世界と異なる法則を持っているからである^{*86}。ただ、 $\forall x \forall p \in p^\star (px \supset \exists q \in q^\star (qx \& \Box_N \forall y (qy \supset py)))$ が Wq の要素で真である可能性自体はあるので、この式から 2 つの全称量化子を除去した式 $ps \supset \exists q \in q^\star (qs \& \Box_N \forall y (qy \supset py))$ が Wq の要素のどれかで空虚に真であると仮定しよう。なお、 s は心的性質と物理的性質の両方を例化できる任意の存在者とする。このとき、その Wq の要素では ps が偽であるので、 Wq の要素である可能世界において p でないことがあり得ることになる。従って、 Wq の要素全てで p であるということが成立しないことがあり得る。つまり、 $N_s p$ でないことはあり得る。よって、推論規則 ($\alpha^\star$)、 $N_s q$ 、 $p^\star \Rightarrow q^\star \vdash N_s p$ は妥当な推論規則ではない。

しかし、推論規則 ($\alpha^\star$) が妥当になる状況がない訳ではない。 Wq の要素全てで自然法則が同一だと仮定してみよう。このとき、 $\forall x \forall p \in p^\star (px \supset \exists q \in q^\star (qx \& \Box_N \forall y (qy \supset py)))$ が Wq の要素全てで真である。よって、 $ps \supset \exists q \in q^\star (qs \& \Box_N \forall y (qy \supset py))$ が Wq の要素全てで真である。そして、この式が空虚でない仕方で Wq の要素全てで真であるとしよう。このとき、 Wq の要素全てで ps と $\exists q \in q^\star (qs \& \Box_N \forall y (qy \supset py))$ が真である。よって、 ps が Wq の要素全てで真なので、 $N_s p$ である。以上のことから分かるように、推論規則 ($\alpha^\star$)、 $N_s q$ 、 $p^\star \Rightarrow q^\star \vdash N_s p$ は、 Wq の要素全てで同一の自然法則が成り立っており、 $ps \supset \exists q \in q^\star (qs \& \Box_N \forall y (qy \supset py))$ が Wq の要素全てで空虚でない仕方で真であるならば、妥当になる。では、この 2 つの仮定を置くことは許されるのだろうか。1 つ目の仮定については、考慮における所与テーゼによって認められる。

考慮における所与テーゼ 考慮に際しては、考慮している事柄以外のことは所与とみなされ、特段の事情がない限りは変更がないものとして扱われる。

3.2 での局所的奇跡両立論への批判において、自然法則は考慮の対象外であるために、考慮においては変更がないものとして扱われると論じた。このことにより Wq の要素全てで自然法則が同一だという仮定は認められるだろう。2 つ目の仮定については、まず $N_s q$ を仮定しているということを思い返そう。そして、心的性質の物理的性質への強い付随を受け入れるのであれば、物理的性質に違いがなければ心的性質に違いはないという付随の最も基本的な定式化は受け入れられるはずである。この定式化と $N_s q$ を認めるのであれば、 $qs \& \Box_N \forall y (qy \supset py)$ は独立に認められるだろう。そしてその場合には、 $qs \& \Box_N \forall y (qy \supset py)$ から、 ps を導くことができる。このように、余地とは全く同一の状況において他のようにすることができることだということと、心的性質の物理的性質への強い付随の基本的な発想を受け入れるのであれば、推論規則 ($\alpha^\star$) を妥当な推論規則として扱うことは許容される。

こうした推論規則 ($\alpha^\star$) の擁護に対して、ヒューム主義的両立論者はどのように反論できるだろうか。 Wq の要素全てで同一の過去や現在についての事実が成立していたとしても、 qs が真であることは ps が真であることを保証しないので、 $qs \& \Box_N \forall y (qy \supset py)$ から ps への導出は許されないという反論をビービーとミーリーは採用し得るように思われる。この 2 人は決定論が余地の脅威へとならないことを示す議論として、先程の議論とは異なる別の議論も提示している (Beebe, and Mele, 2002, p.208)。ある行為をしたとして、その行為以外の行為もすることができたかどうかを考えることとしよう。もしその行為以外の行為を行えたとするならば、その行為をした世界 w から到達できる上、その行為以外の行為をしていた可能世界がある。そうした到達できる可能世界はどのようなものだろうか。まず、それらの可能世界は w と同じ過去を持っていないなければならない。しかし、 w と同じ自然法則を持っている必要はない。自然法則のヒューム主義が正しいならば、自然

^{*86} ここでいう現実世界の法則の局所的奇跡に基づく侵犯とは、現実世界の自然法則と正確に同じではないがほぼ同じような自然法則が他の可能世界で成立しているということである (cf. Lewis, 1979[1986], p.45)。

法則がどのようなものであるかは過去や現在だけでなく未来についての事実によって決まる。だが、 w と適切に類似した可能世界を特定するためには、あくまでも現在までの世界の状況が重要なのであり、それらの可能世界が終わりの時を迎えたときまでにどのような出来事が生じてきたかは重要ではない。よって、関連する可能世界を決める際には、未来についての事実は無視してよい。従って、 w と同じ自然法則が成り立つ可能世界を w と適切に類似した可能世界として選ぶ必要はない。そして、過去や現在に起きたことは未来に何が起こるかを保証 (guarantee) しないので、関連する可能世界の中には現実に行った行為が為されている可能世界もあれば、それ以外の行為が為されている可能世界もある。このように、単なる規則性である自然法則は他の可能性を排除しないので、決定論は余地の脅威とはならない。

ビービーとミーリーがこのような議論をしていることを踏まえると、 $N_s q$ を受け入れて、 s が行う行為以外の条件が同一という点で現実世界と最も類似している上、 s が行える行為のそれぞれが実現しているそれぞれ異なる可能世界の全てで q であることを認めたとしても、現実世界と最も類似している可能世界における事実は法則が同一であるということを保証しないので、 $qs \& \Box_N \forall y (qy \supset py)$ から ps への導出はできないと論じられるかもしれない^{*87}。だが、こうした保証を否定することは、物理法則の侵犯を我々にはできないという直観を救うためにビービーとミーリーが行った対応とそぐわない。というのも、そうした保証を否定してしまうならば、光速よりも速く手を上げようとしてもそうはできないということへの保証もなくなり、我々は物理法則の侵犯を b -できないということの擁護ができなくなってしまうからである。物理法則の侵犯を b -できないということを擁護するのであれば、むしろそうした保証は否定するべきではないのである。

ただ、この点に関してビービーは以下のように述べている。

しかし、ヒューム主義者は典型的には同じ仕事を為す何か [帰納法の問題を解決するもの] があることを信じている。それは不朽の自然の規則性である。… ヒューム主義者の信念は、過去の規則性が未来にも持続すると考える優れた理由を提供する。… (Beebee, 2011, pp.525-6)

これは要するに、過去や現在に起きることがその本性上未来に何が起こるかを保証しないことにより物理法則の侵犯が b -できないことの保証が得られないのだとしても、過去や現在に起きることは未来に何が起きるかの証拠は提供するので、物理法則の侵犯を b -できないと信じることへの正当化は与えられるということであろう。だが、仮にそうした優れた理由があるのだとしたら、その理由は過去や現在に起きることが未来に何が起こるのかを保証すると信じることへの優れた理由にもなっているように思われる。そうした理由の存在を認めておきながら、わざわざ過去や現在に起きることが未来に何が起きるのかを保証しないと信じるという点において、法則についてのヒューム主義者は信念に関して合理的でないように思われる。少なくとも法則についてのヒューム主義者は、そうした優れた理由の存在を否定するか、この優れた理由を上回るさらに優れた法則についてのヒューム主義を信じる独自の理由を提示しなければならないだろう。このように、ヒューム主義的両立論者は $qs \& \Box_N \forall y (qy \supset py)$ から ps への導出をうまく批判できない。よって、推論規則 (α^*) への批判もできていない。

ただ実の所、推論規則 (α^*) が必要とされるのは、(19) から (20) へのステップであり、(18) $N_s F's$ の導出に推論規則 (α^*) は何ら重要な役割を果たしていない。それ故究極的には、余地とは全く同一の状況において他

^{*87} 厳密に言うと、 $qs \& \Box_N \forall y (qy \supset py)$ から ps への導出で問題となっている法則は、物理的なものと心的なものに成り立つ法則であり、この法則は単一の時点で成り立っていても構わないものである。それ故、過去・現在と未来の間のように別の時点における物事の関係について論じているビービー・ミーリーがこうした単一の時点で成り立つ法則についての批判を行うと想定するのは行きすぎたことかもしれない。ただ、法則は原理上必然性を伴わない規則性にすぎないという法則についてのヒューム主義の基本的な発想を踏まえるならば、物理的なものと心的なものに成り立つ法則もまた必然性を伴わない規則性にすぎないので、この2つのものの間の関係も変わり得ると想定することは許容されるように思われる。

のようにすることができることだということと、心的性質の物理的性質への強い付随の基本的な発想という 2 つの仮定を捨てて、この議論を (18) $N_s F's$ を結論とする議論と解することも可能である。このような変更を加えたとしても、この議論は余地と決定論の両立を否定する議論として十分に通用する。

最後に (IV) の問題、すなわち推論規則 (Nomic)、 $N_s p, \Box_N(p \supset q) \vdash N_s q$ の妥当性へと話を移そう。(Nomic) は推論規則 (α^*) の $p \rightarrow q$ という論理的含意を表す仮定を $\Box_N(p \supset q)$ という法則的必然性を表す仮定に置き換えたものである。ところで、 $\Box_N(p \supset q)$ が述べているのは、 $p \supset q$ が法則的に必然であること、すなわち、 $p \supset q$ は現実世界から到達可能で、法則を同じくする全ての可能世界で真であるということである。つまり、 $\Box_N(p \supset q)$ は、 p と法則からは q が論理的に含意されるということを表しているので、結局のところ $\Box_N(p \supset q)$ は $(p \& L) \rightarrow q$ と同値である。つまり、単調性を認めるのであれば、推論規則 (α^*) の妥当性を認めた段階で、推論規則 (Nomic) の妥当性も認めなければならない。そして、推論規則 (α^*) の妥当性は示されているので、(Nomic) もまた妥当である。従って、推論規則 (Nomic) には問題がない。

以上のように、ヒューム主義的両立論者は、法則に関するヒューム主義的付随と心的性質の物理的性質への強い付随を認めるという条件の下では、(I) から (IV) の問題への対応を満足 of いく仕方で行うことができないのである。

ベロフスキーはヒューム主義的両立論を擁護するために、拡張された帰結論証を提示し、その前提である我々が何をしようとも自然法則を表す文は真であるという主張を否定した。加えて、法則に関するヒューム主義的付随と心的性質の物理的性質への強い付随も合わせて受け入れていた。しかし、この 2 つの見解はヒューム主義的両立論の擁護にとっては問題となる。この 2 つの主張に加えて、物理的決定論と拡張された帰結論証の前提と推論規則、ベロフスキーが受け入れられる仮定や論理、推論規則 (Nomic) を導入すると、どう行為しようとも選択に関する心理学的法則の自身における実例を表す文や、自身における心的性質の例化を表す文は真であることが成り立ってしまうからである。そして、法則に関するヒューム主義と心的性質の物理的性質への強い付随以外の想定に対して、ヒューム主義的両立論者は満足 of いく反論を行えない。ここから示唆される対応は、法則に関するヒューム主義的付随か心的性質の物理的性質への強い付随のどちらかを放棄するというものである。しかし、法則に関するヒューム主義的付随は、ヒューム主義者の中心的な主張である必然性の否定を支える重要な主張である。また、心的性質の物理的性質への強い付随は物理主義の最低要件とみなすことができるので、この見解を放棄した上で物理主義を擁護できるかは定かでない。だが、物理主義を捨て去ることは余地と決定論の両立を擁護するための代償としてはあまりにも重すぎるように思われる。このように、ヒューム主義的両立論は放棄すべきではないような見解を放棄することを強いられている。この苦境からすると、両立論を擁護する上で積極的にヒューム主義的両立論を採用する理由はないであろう。

3.4 総括

この章では、帰結論証の前提 (4) NP_0 や (6) NL といった、遠い過去や自然法則を表す文は何をしたとしても真であるという主張に反対する余地両立論について批判的に検討してきた。そこでまず、 NP_0 を拒絶し他のように行為したときには過去の状態が変わっていたらという余地に訴える引き返し余地両立論と、 NL を拒絶し他のように行為したときには自然法則が破れていたらという余地に訴える局所的奇跡両立論はいずれも、考慮の前提である余地を説明できないと論じた。その根拠は、考慮においては、考慮している事柄以外のことは所与として変更できないものとして扱われるため、遠い過去や自然法則は固定されたものとみなされるというものである。そのため、他のようにしていた場合に遠い過去や自然法則が変わっているだろうかという仮想上の考察は、将来にどのような行為を行うのかという考慮の際に為されることはない。このように、こ

これらの両立論が唱える余地は、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義を捉えられていないため、考慮において前提されている余地とはみなせない。

ヒューム主義的両立論は、自然法則は単なる規則性であるにすぎないという法則に関するヒューム主義を擁護することで NL を否定し、余地と決定論の両立を確保しようとする。しかし、ヒューム主義を守るための法則に関するヒューム主義的付随と、物理主義を守るための心的性質の物理的性質への付随に加えて、いくつかの擁護可能な前提と推論規則に訴えれば、決定論下においては余地を行使できないということが導ける。ヒューム主義的両立論者による再反論は、考慮の前提である余地を他のようにする論理的可能性があるというように過度に弱いものとして扱ってしまったり、考慮における所与テーゼに背かないと効果的な再反論にならなかったりする等の難点がある。さらにヒューム主義的両立論は、ヒューム主義を維持したまま余地と決定論の両立を擁護しようとする、物理主義を否定しかねないという問題も抱えている。

これらのことを踏まえると、引き返し余地両立論、局所的奇跡両立論、ヒューム主義的両立論は、考慮において前提とされている余地を捉える上では適切とは言えない。

4. 非還元的物理主義に訴える余地への批判

この章では、余地両立論の中でも、非還元的物理主義に訴えるものについて批判的に検討する。4.1 では、この両立論がどのようなものかを、この見解の主要な擁護者である C. リストの議論をもとにして確認する。4.2 では、この両立論の擁護においてリストが依拠しているレベル毎の可能世界という考えによっては、可能性を適切に表すことができないという問題があるということを示す。4.3 では、リストの見解はリバタリアニズムとの区別が困難であるために、両立論者が手放して受け入れられるような見解ではないということを示す。これらの2つの問題故に、非還元的物理主義に訴えることで得られる余地は、余地両立論の助けとはならないと論じる。

4.1 リストによる余地両立論の擁護

リストは非還元的物理主義に訴える余地両立論を提唱した。この両立論によれば、余地両立論が正しいのは、非還元的物理主義 (non-reductive physicalism) が正しいからである。非還元的物理主義が正しい場合には、たとえ物理的決定論が成り立っていても、心理学的ないしは行為に関する非決定論が成り立ち得る。そのため、物理的決定論が正しくとも、余地が確保されることになる。つまり、この両立論は以下の2つの特徴を持つ。

非還元的物理主義に訴える余地両立論 (i) 非還元的物理主義は正しく、(ii) 非還元的物理主義が正しいことにより、物理的決定論と心理学的非決定論が両立するため、余地は物理的決定論と両立する。

この余地両立論は明確に非還元的物理主義に依拠するという点に大きな特色がある。また、決定論一般と余地が両立すると論じるのではなく、物理的決定論と余地は両立するとした上で、心理学的非決定論は正しいと論じるというように、決定論と余地の部分的両立を主張するという点も特徴的である^{*88}。ところで、このリストによる見解はリバタリアニズムの一種だとされることがある。例えばリスト自身は、この見解がリバタリアニズム同様に余地を重要だとしつつも、余地が決定論と両立すると論じるという点から、自身の見解を「両立論的リバタリアニズム (compatibilist libertarianism)」と呼んでいる (List, 2019b, p.9)。また、この見解を批判する N. エルザインと T. K. ペルヌはこの見解を「付随的リバタリアニズム (supervenient libertarianism)」と呼んでいる (Elzein and Pernu, 2017, p.220)。この論文では、リストの見解を余地両立論の一種として扱い、この見解を「非還元的物理主義に訴える余地両立論」と呼ぶこととする。その理由は、この見解の特色が非還元的物理主義に訴えるという点にあるのに加えて、余地が物理的決定論と両立するということを強調しているからである。リバタリアニズムは、リストの見解とは異なり、決定論が部分的には余地と両立するとは論じない。そのため、もしリストの見解を両立論と非両立論のいずれかに分類するのだとしたら、両立論の一種とみなすのが適切であるように思われる。この論点については、4.3 で再び立ち返る。

リストは、非還元的物理主義に訴える余地両立論を擁護する議論を、形式的な動的モデルを導入した上で展開している。このモデルがどのようなものかを見ることは、この両立論が具体的にどのような見解であるかを把握するための役に立つ。そこで、まずはこのモデルから確認していく。

このモデルでは、全ての可能な状態の集合である状態空間 S と、線形に順序づけられた全ての時点の集合

^{*88} 3.3 で見たように、ペロフスキーによる余地両立論も非還元的物理主義に訴えるものであった。しかしペロフスキーは、物理的決定論と心理学的決定論を明確に区別するわけではない。

T が与えられている。 S と T によって、それぞれの時点毎の状態の集まりとしての世界の歴史 (world history) が与えられる。形式的に言うと世界の歴史は、 T の要素である t に対して S の要素である $h(t)$ を与える関数である。こうした全ての可能な世界の歴史の集合が Ω である。また、時点 t に至るまでの世界の歴史は h_t として表される。この世界の歴史が、可能世界と同様に世界の可能性を表す役割を果たす。可能世界の間に到達可能性関係を定義できるように、世界の歴史の間にも到達可能性関係を定義できる。

到達可能性関係 Ω の要素である任意の 2 つの歴史 h, h' と T の要素である任意の時点 t について、 $hR_t h'$ であるのは、 $h_t = h'_t$ であるとき、そのときに限る。(List, 2014, p.164)

要するに、 h から h' に到達可能なのは、ある時点 t に至るまでに h と h' が完全に一致しているときである。 t 以降もなお h と h' が完全に一致しているならば、この 2 つの歴史は同一の歴史である。一方、 t 以降に h と h' が異なる歴史となるのであれば、 t 以降のどこかの時点で分岐が発生していることになる。到達可能性関係が定義できたので、可能性と必然性を次のように定義することができる (List, 2019b, p.261)。

可能性 歴史 h の時点 t において p が可能であるのは、 t において h から到達可能なある歴史 h' において p が真であるとき、そのときに限る。

必然性 歴史 h の時点 t において p が必然であるのは、 t において h から到達可能な全ての歴史 h' において p が真であるとき、そのときに限る。

これはつまり、 h と h' が同一である場合以外で考えると、分岐先のどこかで p が真であるのか、分岐先の全てで p が真であるのかによって、 p が可能であるか必然であるかが決まるということである。

以上の道具立てにより、決定論と非決定論は以下のように定義される (List, 2014, p.163)。

決定論 Ω の要素である任意の 2 つの歴史 h, h' と T の要素である任意の時点 t について、もし $h_t = h'_t$ ならば、 $h = h'$ である。

非決定論 $h_t = h'_t$ だが $h \neq h'$ であるような、 Ω の要素である h, h' と T の要素 t が存在する。

この定義によれば、もし決定論が真であるならば、ある時点までの状態が全て一致している 2 つの歴史は、それ以外の時点における状態も全て一致する。仮にその特定の時点を現在とすれば、これはつまり現在に至るまでの過去の状態が全て定まれば、それ以降の時点において可能な状態はただ 1 つだけになるということである。要するにこの決定論の定義は、これまでの決定論の定義における決定が過去のみによって生じるということ述べている。非決定論の定義は、単に決定論が偽であるということ述べている。つまり、ある時点までの歴史が同じであっても、それ以降のどこかの時点において可能な状態が 2 通り以上あるということである。

これらの定義に基づき、リストは非還元的物理主義が正しいならば余地両立論も正しいと論じる。リストは非還元的物理主義が正しい場合には、行為に関する状態が物理的状态に付随する一方で、それらは物理的状态によって多型実現すると主張する。

リストによる非還元的物理主義の定義 非還元的物理主義が正しいならば、(1) 心理学的状態や行為に関する状態は物理的状态に付随し、(2) 心理学的状態や行為に関する状態は物理的状态によって多型実現される。(List, 2014, p.162)

(1) の付随は、物理的状态に変化がなければ、心理学的状態や行為に関する状態 — 人間の行為に関する理論によって特定される行為者とマクロな環境に関する状態 — に変化がないということである。(2) の多型実現は、同一の行為に関する状態は複数の物理的に異なる状態によって実現され得るということを述べている。そのた

め、例えば、異なる物理的環境に置かれていたとしても同一の心的状態にあるということがあり得るというように、物理的状态に変化が生じたとしても、行為に関する状態に変化が生じるとは限らない。

この2つの主張を先の動的モデルで表現するために、リストは物理的レベルと行為に関するレベルという2つのレベルを導入した。物理的レベルは、粒子や場、力といったミクロな物理的状态についての方程式などで表される根本的物理法則に関わるレベルである (cf. List, 2014, p.161; List, 2019b, p.257)。その一方、行為に関するレベルは、心理学によって探求される意図や行為、信念、欲求、目標、目的などが関わるレベルである (cf. List, 2019c, pp.89-90)。このレベルにおける行為の状態は、行為者の内的状態とマクロな環境によって特徴づけられる (List, 2014, p.162)。この2つのレベルは、次のような仕方で動的モデルに取り入れられる。全ての物理的に可能な状態の集合を S とし、行為に関するレベルにおいて可能な全ての状態の集合を $\mathbb{S}$ とする。このとき、物理的歴史を T から S への関数 h 、行為に関する歴史を T から $\mathbb{S}$ への関数 h とする。そして、 Ω を全ての物理的に可能な歴史の集合、 Ω を全ての可能な行為に関する歴史の集合とする。以上の定義を踏まえると、非還元的物理主義は次のように定式化される。

動的モデルにおける非還元的物理主義 Ω の要素である全ての物理的歴史について、 $\sigma(h) = h$ であるような付随のマッピング σ が存在する。 (List, 2014, p.165)

マッピング σ によって、任意の物理的歴史はそれに対応する行為に関する歴史が1つだけ与えられることになる。このことにより、行為に関する歴史の物理的歴史への付随が表される。また、ある物理的歴史に対応する行為に関する歴史は、他の物理的歴史に対応する行為に関する歴史であっても構わないため、多形実現の要請も満たされている。

この段階において、非還元的物理主義に訴える余地両立論の中心的論点をこのモデルで表す準備が整った。物理的決定論と行為に関する非決定論は、先の定義を踏まえると次のように定義される。

物理的決定論 Ω の要素である任意の2つの歴史 h, h' と T の要素である任意の時点 t について、もし $h_t = h'_t$ ならば、 $h = h'$ である。

行為に関する非決定論 $h_t = h'_t$ だが $h \neq h'$ であるような、 Ω の要素である h, h' と T の要素 t が存在する。

この定義を踏まえて、リストは物理的決定論と行為に関する非決定論が両立すると主張する。次の図を確認しよう (List, 2014, p.166)。

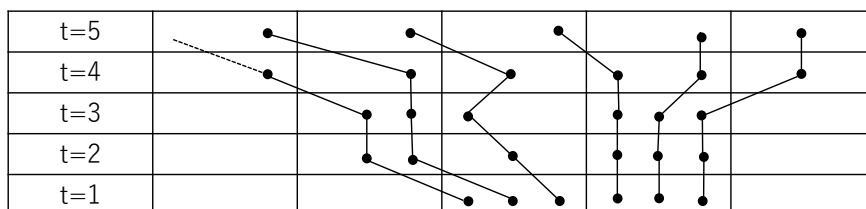


図 1. 物理的レベルの世界の歴史 (cf. List, 2014, p.166)

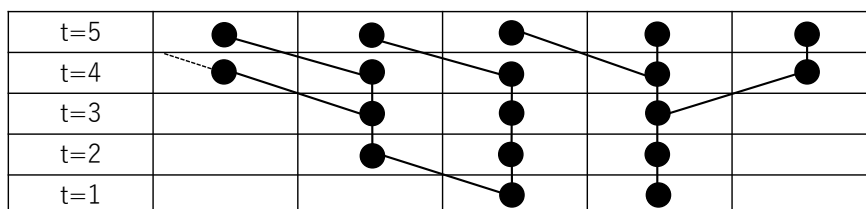


図 2. 行為に関するレベルの世界の歴史 (cf. ibid., p.166)

上の図 1 は物理的レベルの世界の歴史を表しており、下の図 2 は行為に関するレベルの世界の歴史を表している。それぞれの図の四角の中にある丸は、ある時点 t における異なる状態を表しており、線は歴史を表している。よって、図 1 における丸は S の要素であり、 Ω は図 1 における全ての線の集合、図 2 における丸は $\mathbb{S}$ の要素、 Ω は図 2 における全ての線の集合である。また、図 1 の物理的レベルは、図 2 の行為に関するレベルの世界の歴史に付随している。なぜなら、全ての物理的レベルの歴史に対して、対応する行為のレベルの歴史が与えられているからである。

この例では、物理的決定論が成り立っている。なぜなら、図 1 のどの線についても、分岐はないからである。その一方で、この例では行為に関する非決定論が成り立っている。なぜなら、図 2 の $t=1$ の中央の四角での丸からは分岐が生じているからである。なぜこのような違いが生じているかというと、多型実現が正しいということに基づいて、異なる物理的状態が同一の行為に関する状態を実現しているというように扱われているからである。図 1 の $t=1$ における中央の四角においては、異なる物理的状態を表す丸が 3 つ存在している。一方、図 2 の $t=1$ における中央の四角においては、行為に関する状態を表している丸は 1 つしか存在していない。これはつまり、異なる 3 つの物理的状態が同一の 1 つの行為に関する状態を実現しているが故に、1 つにまとめられているということである。このように、行為に関する状態が物理的状態によって多型実現されているが故に、物理的決定論と行為に関する非決定論は両立するとリストは論じている。

先のリストの議論では、物理的決定論と行為に関する非決定論が共存し得るという理論的可能性が擁護されている。しかし、こうした可能性が現実のものだということが示されなければ、余地両立論の十分な擁護にはならない。リストはこの点を受け入れた上で、余地が現実存在することを示すための論証を別に提示している。その論証でリストが訴えているのが自然主義的な存在論的態度である。

自然主義的な存在論的態度 どのような領域においても、存在論的な問いについての最良の導き手は、その

領域と関わる最良の科学的理論によって与えられる。(List, 2014, p.167)

自然主義的な存在論的態度に従えば、余地が実在するかという存在論的な問いは、余地に関する最良の科学的理論によって答えが示される。では、余地に関する最良の科学的理論とは何だろうか。リストは、非還元的物理主義が正しいため、物理学は心理学的現象である余地が実在するかという問いの最良の導き手ではないと主張する。むしろ、選択についての探求を行う心理学や行動科学、社会科学こそが、最良の導き手だと主張される(List, 2014, p.168)。例えば、そうした科学の一例である意思決定理論ないしはゲーム理論では、行為者は可能な複数の選択肢・戦略を持っており、その選択肢・戦略のいずれも実行できるということが前提とされている。つまり、意思決定理論ないしはゲーム理論では、行為者が余地を持っているということが前提とされている。そのため、非還元的物理主義に加えて、自然主義的な存在論的態度を受け入れるならば、余地は現に存在するということを認めなければならない。以上が、余地が現実存在することを示そうとするリストの議論である。

まとめると、リストは余地両立論を擁護するための議論を2つ提示している。1つ目の議論は、非還元的物理主義により物理的決定論は行為に関する非決定論と共存するため、物理的決定論は余地と両立するということものである。2つ目の議論は、単なる余地と物理的決定論の両立可能性だけでなく、余地の実在を非還元的物理主義と自然主義的な存在論的態度に訴えて擁護しようとするものである。この議論で引き合いに出されたのは、心理学的な意思決定理論においては余地の実在が前提とされているということであった。続く節では、リストの論証の内1つ目のものに焦点を合わせて、この議論には2つの問題があると論じる。このことにより、リストが提唱する余地両立論は、両立論者が手放しで受け入れられるものではないことを示す。

4.2. 可能性の個別化

リストはたとえ物理的決定論が正しく心的ないしは行為に関するものが物理的なものに付随していようと、行為に関する非決定論が成り立つ可能性がある」と論じた。このことを示そうとする1つ目の議論で前提とされていたのが、ある時点において異なる物理的状態を持つが故に異なる世界の歴史が、その時点において同一の行為に関する状態を有しているため、同一の世界の歴史として扱うことができるということであった。しかし、ある時点において異なる状態を持つものは同一であることができないように思われる。このことは、不可識別者同一の法則によって支持される。

不可識別者同一の法則 もし x が y と同一ならば、 x が持ついかなる性質も y は持っている。^{*89}

不可識別者同一の法則によれば、もしある世界の歴史が同一のものであるならば、その歴史はお互いに全く同じ性質を持っている。この対偶は、もしどちらか一方の世界の歴史がもう一方の世界の歴史の有していない性質を持っているならば、この2つの歴史は数的に異なるというものである^{*90}。そのため、異なる物理的状態を持つが同一の心的状態を実現しているような世界の歴史は、数的にも質的にも同一の歴史ではない。よって、この2つの歴史はそれぞれ異なる可能性を表していると考えられる。そのため、この2つの歴史は同一の可能性を表すとするリストの考えには不備があるように見受けられる。

^{*89} 不可識別者同一の法則の定式化については、Magidor (2011) や、Ladyman, Linnebo and Pettigrew (2012) を参照されたい。

^{*90} このことを形式的に表現すると次のようになる。不可識別者同一の法則は、 $\forall h \forall h' (h = h' \rightarrow \forall P (P(h) \leftrightarrow P(h')))$ という見解である。その対偶は、 $\forall h \forall h' (\neg \forall P (P(h) \leftrightarrow P(h')) \rightarrow h \neq h')$ である。これはすなわち、 $\forall h \forall h' (\exists P (\neg (P(h) \leftrightarrow P(h')) \vee \neg (P(h') \leftrightarrow P(h))) \rightarrow h \neq h')$ である。これは、 $\forall h \forall h' (\exists P ((P(h) \wedge \neg P(h')) \vee (P(h') \wedge \neg P(h))) \rightarrow h \neq h')$ と同値である。このことは、任意の2つの世界の歴史 h と h' について、もしどちらか一方の世界の歴史にしか持たれていない性質があるのなら、 h と h' は異なっているということを意味している。

このことを先の図を用いて説明する。図 1 と図 2 は次のようなものであった。

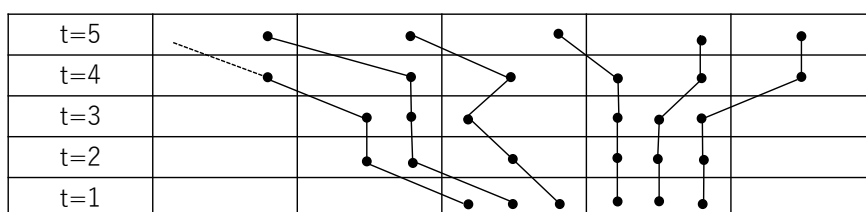


図 1. 物理的レベルの世界の歴史 (cf. List, 2014, p.166)

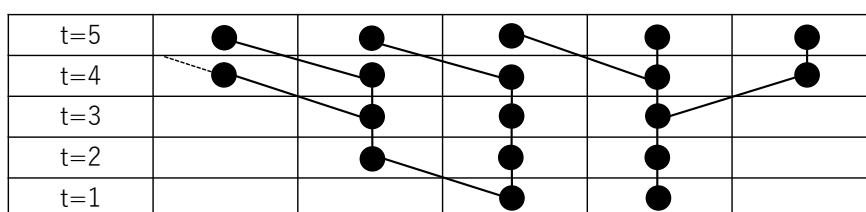


図 2. 行為に関するレベルの世界の歴史 (cf. ibid., p.166)

ここで、図 1 の $t=1$ での中央の四角内にある 3 つの物理的状態は、図 2 の対応する四角内にある 1 つの行為に関する状態にまとめられている。こうしたまとめ上げが為されているのは、この 3 つの物理的状態が同一の行為に関する状態を実現しているからであった。しかし、不可識別者同一の法則が正しいならば、異なる物理的状態を持つ歴史は数的に異なる。そして、数的に異なる歴史は同一の存在者ではないのだから、同一の歴史としてまとめることができない。従って、図 1 が付随先となっているような行為に関する歴史は、図 2 ではなく図 3 のように表されるべきである。

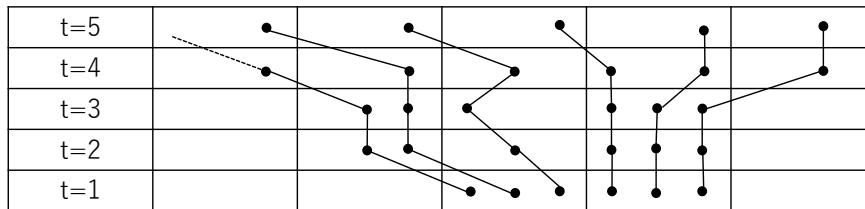


図 1. 物理的レベルの世界の歴史

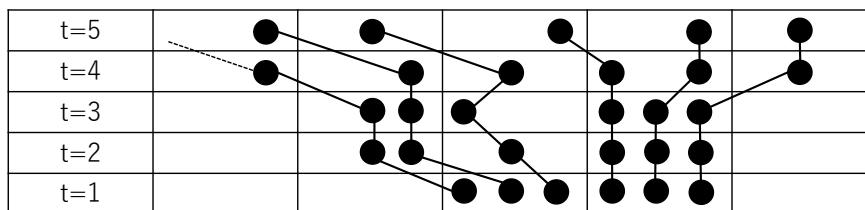


図 3. 行為に関するレベルの世界の歴史

図 3 は図 1 と全く同様の歴史の形状を持っている。そのため、図 1 の歴史が決定論的である以上、図 3 の歴史も決定論的である。このように、異なる状態を持つ歴史は不可識別者同一の法則によって異なる存在者であるため、単一の歴史にまとめられることはできないのである^{*91}。

この議論に対してリストは、レベル毎に特定された可能性に訴えることによって反論すると思われる。別の箇所ではリストは、レベルによって特定された可能世界というものを提唱している。

我々はある特定のレベルでの可能世界を、そのレベルにおいて世界がとり得るかもしれないあり方を完全に特定したものとして定義できる。(List, 2019a, p.858: 強調はリストによる)

このレベル毎の可能世界という考えを受け入れた上で、心的なものは物理的なものによって多型実現するということを踏まえると、より基礎的な低いレベルでの可能世界は詳細に特定されるのに対して、高いレベルでの可能世界は大まかにしか特定されない。というのも、例えば高いレベルにある 2 つの心理学的状態を調べて、この 2 つが同一の状態であることが判明したとしても、より低いレベルである物理的レベルに降りて調べると、異なる物理的状态にあるということが判明し得るからである (List, 2019, p.91)。いわば、低いレベルはきめが細かいのに対して、高いレベルはきめが荒いのである。とはいえ、レベル毎の可能世界はそのレベルにおける全ての事実を含んでいるのだから、そのレベルにおける可能性も突き止められるとされる。もしこのようなレベル毎の可能世界というものが妥当であるならば、異なる物理的状态を持つが同一の行為に関する状態を持つ可能な世界の歴史は、行為に関するレベルについては同一の可能性を表していると考えられる。

^{*91} Gebharter (2020) と Menges (2022) は、ここで展開した議論と類似する議論を提示している。Gebharter (2020) は、物理的決定論が正しいならば行為に関する決定論も成り立つような確率モデルを作り上げている。Menges (2022) は、物理的決定論が正しいと行為に関する決定論が成り立つような具体例を提示している。本論文での議論は、不可識別者同一の法則に訴えて、物理的決定論が正しいと行為に関する決定論も正しいということを一般的に示そうとしている点に特色がある。

しかしながら、レベル毎にしか特定化されていない可能世界は様相を十分に表せないように思われる。というのも、可能性の表象には、レベル毎の事実以上の豊富な資源が必要となるからである。一般に、何が私にとって可能なのかを突き止めるには、私の内的状態だけでなく、私の外的環境も調べなければならない。例えば、目的地に車で時間通りに辿り着けるかという問いについて考えよう。この問いに答えるには、私の運転能力や健康状態といった内的状態がどのようなものかを突き止めるだけでなく、渋滞が起きているかや、通り道の信号がどれほど赤なのか、交通事故に巻き込まれるかどうかといった環境のあり方もまた突き止める必要がある。つまり、私にとって何が可能なのかは、私の内的状態だけによって決まることではない。

実際ここまでの話は、行為に関する状態が行為者の内的状態とマクロな環境によって特徴づけていたことからして、リストも受け入れる論点だと見込まれる。しかし、ここで問題となるのが、行為に関する状態が関わるマクロな環境とはどのようなものなのかということである。行為に関するレベルの可能世界は行為と関わる心理学的状態の全てを含んでいるが、それ以外の状態は一切含んでいない。そのため、行為のレベルの可能世界は、行為と関わる心理学的状態である運転能力や健康状態などをおそらくは含んではいる。また、行為に依存して発生する渋滞や事故の状況も含んでいるとしてもよいかもしれない。では、信号の状況のようなものはどうだろうか。信号が青であるか赤であるかが交通状況に左右されるというのであれば、マクロな環境として、行為に関するレベルの可能世界に入ってくるかもしれない。しかし、信号が回線の異常によって故障した場合はどうだろうか。この場合、信号の状態は物理的な状態のみに依存しているので、行為に関するレベルの可能世界には信号の故障は含まれていないことになる。しかし、信号の状況は私が時間通りに目的地へたどり着けるかに影響を及ぼすため、その状況を念頭に置くことなしには、目的地まで時間内にたどり着けるかの判定はできない。つまり、レベル毎の可能世界は、可能性を表すために必要な情報を十分に備えていないことがあるため、可能性の表象という可能世界が果たすべき役割を果たすことができない。そのため、レベル毎の可能世界は可能世界として通用しない。よって、レベル毎の可能性の表象に訴えるリストによる余地両立論の擁護は成功していない。

4.3 物理主義と両立論

前の節では、行為に関するレベルの可能世界は、我々にとって何が可能かに影響を与える物理的環境を捨象してしまうので、様相の満足な表象ができないということから、リストによる余地両立論は満足のいくものではないと論じた。しかしこの批判には、物理的レベルと行為に関するレベルの可能世界の間に付随関係を導入すれば、対処ができるように思われる。リストは心理学的ないしは行為に関する状態が物理的状态に付随することを認めていた。そのため、4.1 で見たように、 $\sigma(h) = h$ という行為の歴史が物理的歴史に付随するというマッピングを導入できる。このとき、物理的歴史が定まれば、行為の歴史も定まるという付随関係が成り立つ。ここで、私が車で時間通りに目的地までたどり着けるかどうかについて考えよう。行為に関するレベルでの可能世界は、信号の状況を含んでいないため、目的地までたどり着けるかどうかを判定することができなかった。しかし、行為に関するレベルが物理的レベルに付随するという関係があるため、物理的レベルでの可能世界が定まれば、行為のレベルでの可能世界がどのようなものになるかも定まる。そのため、信号の状況のような物理的レベルに属する事柄が決まると、行為に関するレベルにおける事柄も定まることになる。こうして、私が時間通りにたどり着けるかどうかということに関して、物理的なレベルにおける事柄が影響を及ぼせるようになる。

しかし、こうした捨象が物理主義の中心的な主張に従っているかは疑問が残ることになる。なぜ物理主義者は心的性質の物理的性質への付随を支持するのだろうか。それは、物理主義の中心的主張として、物理的なも

のが全ての大元だという発想があるからである。このことをもう少し具体的に述べると次のようになる。

物理主義の中心的主張 物理的なものは基本的な存在者であり、それ以外の存在者は存在しないか、派生的な意味で存在するにすぎない。

基本的 (fundamental) とは、最も基礎的であり、他の何ものにも基礎づけられていないということである (cf. Demarest, 2015, p.334)。派生的な仕方では存在するというのは、物理的なものとある特別な関係に立つということである。そうした関係の候補としては、同一性や実現、必然性、還元などが挙げられる。

なぜこういった主張が物理主義の中心的主張なのかは、物理主義と対立する見解がどのようなものかを見れば明らかとなる。例えば、観念論 (idealism) によれば、心的なものが基本的な存在者であり、それ以外のものは存在しないか、派生的な意味でしか存在しない。よって、観念論によれば、物理的なものは存在しないか、ある種の心的なものと同じ視されたり、還元されたりした場合にのみ存在する。また、二元論 (dualism) によれば、世界には基本的な存在者として、物理的なものと心的なものの2つが存在する。そのため、二元論によれば、物理的でない上に、物理的なものから派生して存在しているわけでもないものが存在している。観念論と二元論は物理主義とは相容れない見解なので、物理主義者は、物理的なものの以外に基本的なものは存在せず、それ以外のものは物理的なものによって派生的に存在させられることになると主張する必要がある。

では、物理主義の中心的主張と、心的なものが物理的なものに付随することはどう関わるのだろうか。心的なものが物理的なものに付随するということは、物理的なものに変化がなければ心的なものに変化はないということである。これはつまり、物理的なものが心的なもののあり様に影響を及ぼすということである。こうした付随の特徴が、物理主義の中心的主張をうまく捉えているのではないかという見込みから、付随は物理主義者によって擁護されているのである。以上の点は、エルザインとペルヌによって次のような仕方では指摘されている。

しかしながら、付随説は正確に言うと、基盤となる物理的レベルの事実がいかにして付随しているレベルにおいて可能となることを制約するかに関する主張である。この見解はつまり、基盤となるレベルの事実を定めるやいなや、それよりも高いレベルでの事実が全て基盤から導かれるというものである。(Elzein and Pernu, 2017, p.232)

このように、物理主義者が心的性質の物理的性質への付随を支持するのは、物理的なものが全ての大元だという考えを擁護するが故である。しかし、心的なものの物理的なものへの付随は、物理主義の中心的主張を捉えきれていないということが知られている。なぜなら、物理主義と両立しない見解もまたこのような付随を認めることができるからである。例えば、強い創発説という見解がある。この見解によれば、心的なものは物理的に付随しているが、心的なものは物理的なものとは存在論的に独立のカテゴリーに属し、自律的な因果的力能を持つとされる (cf. Wilson, 2015; Yates, 2016; O'Connor, 2020)。強い創発説は、心的なものが物理的なものから創発すると主張するため、心的なものの物理的なものへの付随を受け入れる。しかし強い創発説は、心的なものは物理的なものとは存在論的に異なるカテゴリーに属するという物理主義とは相容れない主張もあわせて行う。このように、心的なものの物理的なものへの付随は物理主義とは両立しない見解であっても受け入れられるものなので、付随を受け入れるということだけでは物理主義の要件を満たすことにはならない。とはいえ、付随を受け入れなければ、物理的なものとは独立に心的なものが変わりうるということを受け入れることになってしまう。そのため、心的なものの物理的なものへの付随は、物理主義者が必ず認めなくてはならないような必要条件ではある。

ところで、リストは非還元的物理主義を、(1) 心的なものが物理的なものに付随することと、(2) 心的

なものが物理的なものによって多型実現するということによって特徴づけていた。この内、(1) が物理的なものが全ての大元であるという物理主義の中心的主張を捉えようとするものである。その一方で、(2) の多型実現は、心的なものの物理的なものへの非還元性を捉えようとするものである。このように、リストが非還元的物理主義の物理主義性を特徴づける際に持ち出しているのは、心的なものの物理的なものへの付随のみである。しかし、先に確認したように、この付随は物理主義者が必ず受け入れなければならない必要条件にすぎない。そのため、リストの見解が物理主義としてふさわしいのかどうかに関しては疑問が残るのである。

この議論に対しては、リストによって非還元的物理主義とされていた見解が十全な物理主義でないからといって何が問題なのかと思われるかもしれない。現在問題となっているのは、物理主義の妥当性そのものというよりも、余地が決定論と両立するかどうかということである。そのため、リストの見解が真正な物理主義かどうかという論点は、余地両立論の是非にとって重要ではないのではないだろうか。

しかしながら、リストの見解が真正な物理主義かどうかという論点は、両立論にとって重要な意義を持つのである。このことは、オコナーによるリバタリアニズムを見ることで明らかとなる。オコナーは、非両立論を支持するが故に、自由意志を行使するためには、決定論が偽でなければならないと考える。しかし、どの行為を行うかが自分以外の何かによって決まってしまうならば、自分のコントロールを超えた運によって行為が左右されることになってしまう。そのため、自由意志の行使は、行為者の状態のような出来事ではなく、行為者自身が原因となるという行為者因果 (agent causation) に基づくものでなければならないとオコナーは主張する (O'Connor, 2009, pp.192-3)。オコナーによれば、行為者因果は力能によって因果としての役割を果たすため、行為者因果とは、行為者因果的力能 (agent-causal power) である (ibid., p.193)。こうした行為者因果的力能は創発によって生じるとオコナーは主張する。存在論的に基本的な力能が創発的であるというのは、次の3つの条件が満たされるということである (ibid., pp.193-4)。(i) そうした力能は、(組織の持ついかなる構造的な性質からもトークン的に区別される) 存在論的に基礎的な性質である。(ii) 基礎的な性質として、その力能は自身を持つシステムに、そのシステムが有する集合的な力能に余剰でないような — つまり、システムのマイクロ物理的な部分が持つ性質の集積または関係によっては決まらないような — 因果的力能をもたらす。(iii) 創発的な力能の現出が、そのシステムの基本的な部分の特性と関係による共同の結果として引き起こされ持続するのは、システムの総体が適切な — つまり、経験的に定められるが、マイクロ物理的なレベルでの持続的で小規模な動的变化に左右されないような — 種類の階層を組織づくる複雑性を維持するとき、そのときに限る。こうした行為者因果的力能のために必要となる創発は、物理主義と両立するようなものではない。なぜなら、行為者因果的力能は、(i) で存在論的に基礎的な性質だとされているため、物理主義の中心的主張、すなわち、物理的なものが基本的であり、それ以外の存在者は存在しないか、何らかの意味で派生的な意味で存在するにすぎないという主張に反するからである。ところで、オコナーは心的なものが物理的なものに付随するということを認めていない。というのも、非決定論が正しい場合には、同一の物理的な状態に置かれているものであっても、異なる心的性質を創発するということがあり得るからである (O'Connor and Wong, 2005, p.668)。このように、オコナーのリバタリアニズムは、創発に訴え、物理的なものへの心的なものの付随を拒絶するという点で、物理主義に反するもののなのである。

しかしながら、このオコナーによるリバタリアニズムは、リストによる見解と似ており区別することが困難であるように見える。確かにリストは物理的なものへの心的なものの付随を認める一方で、オコナーは付随を拒絶するという違いはある。しかし、この違いはオコナーが決定論を拒絶するが故に生じていることであり、現にオコナーは決定論が正しいという条件のもとでは、宇宙全体の物理的な状態に心的な性質が付随するというグローバルな付随を受け入れている (O'Connor and Wong, 2005, p.667)。そのため、物理的決定論が正しいという条件のもとでは、この2人はいずれも心的なものが物理的なものに付随ということを受け入れ

ている。しかしだとしたら、リストの見解とオコナーのリバタリアニズムの違いは、リストが物理的決定論と余地は両立すると主張している点に尽きる。これはつまり、4.2で示したような難点がうまく解決されない限りは、リストの見解はリバタリアニズムと区別し難いということである。ただ、4.1で見たように、リストは自身の見解を「両立論的リバタリアニズム」と呼び、リバタリアニズムとの近似性を受け入れていた。そのため、リスト自身にとっては、自身の見解がリバタリアニズムと区別し難いということは重大な問題ではない。しかし、余地と決定論が両立するということを確認させたい者にとっては、両立論的であるような見解が実の所リバタリアニズムと区別がし難いということは問題となる。なぜなら、ある見解がそれと両立しない見解と区別し難いのであれば、その見解が適切に定式化されているかは疑わしいからである。

以上のように、リストの見解は、物理主義と相容れない創発に訴えるリバタリアニズムと区別し難いため、両立論者が手放しで受け入れられるものではないのである。

4.4 総括

リストは、物理的決定論と行為に関する非決定論が両立するため、余地と物理的決定論が両立するという見解を擁護した。リストはこの見解の擁護において、異なる物理的状态を持つ世界の歴史は、多型実現によって同一の行為に関する状態を持つ場合には、同一の歴史となることによって同一の可能性を表しているということに訴えていた。この議論に対して、異なる物理的状态を持つ歴史は、不可識別者同一の法則により異なる存在者であるため、異なる可能性を表していると反論した。この反論には、リストはレベル毎の可能世界に訴えて応じると見込まれる。このリストの応答に対しては、物理的なものとは何かということが定まらない限り、レベル毎の可能世界は可能性を十分に表象できないという問題を抱えていると返すことができる。そして、この問題が解決されない限りは、リストの見解はリバタリアニズムと区別し難いという問題を抱えることになる。以上の理由から、リストの見解は両立論を擁護する上で積極的に受け入れられるようなものではない。

5. 傾向性両立論による余地への批判

この章では、余地両立論の中でも、余地とは他のようにする能力としての傾向性であると論じる傾向性両立論 (dispositional compatibilism) について批判的に検討する。傾向性両立論は、自由意志一般についての理論として提案されているものの、その擁護者は主に道徳的責任の正当な帰属に求められる条件としての自由意志に関心を向けている。そうした中で、傾向性両立論の主要な擁護者の1人である K. ヴィヴェリンは、道徳的責任だけでなく、選択 (choice) において前提とされている余地が自由意志とどのように関わっているかにも目を向けている。そこでこの章では、ヴィヴェリンによる議論を中心に扱う。5.1 では、傾向性両立論がどのような見解なのかを概観する。5.2 では、選択において前提とされている余地が傾向性両立論によってどのように説明されるのかを、ヴィヴェリンの議論に依拠して確かめる。5.3 では、考慮の前提である余地だとヴィヴェリンが考える広い能力 — 内在的傾向性としての能力とその能力の顕在化によって適切な環境が揃っていること — は、刺激が生じ得るかどうかなどという点を不問としているため、考慮の前提である余地としては満足のいくものではないと論じる。

5.1 傾向性両立論とは何か

傾向性両立論 (dispositional compatibilism) は、余地両立論の一種であり、その基本的な主張は以下のものである^{*92}。

傾向性両立論 余地とは、他のように行う能力であるような傾向性であり、この傾向性は決定論と両立する。

この世界には傾向性を持つものがありふれている。塩が水に溶けやすいこと、銅が電導性をもつこと、ガラスが割れやすいことなどは、傾向性を持つものが存在するということを示す典型的な例である。こうした傾向性は刺激 (stimulus) と顕在化 (manifestations) によって特徴づけられるとされる。例えば、塩が水溶性を持っていることは、水に入れるという刺激を塩に与えると溶けるという顕在化を塩が与えるというように理解できる。このことを一般化すると次のような主張が得られる。

傾向性の単純な条件文分析 あるものが *C* のときに *M* するよう傾向づけられているのは、もしそのものが *C* であったとしたら *M* するであろうとき、そのときに限る。(Choi and Fara, 2018)

ところで、我々も傾向性を持つものの一種であるように思われる。ある者が英語を話せたりピアノが弾けたりするといったことは、その者がある種の傾向的な性質を持っていることだと考えられる。例えば、英語を話せるということは、ある種の英語の文を発したいと思ったならば、その種の英語の文を発することができるということであろう。傾向性両立論によれば、我々が持つ他のようにする能力としての余地も、そうした傾向性の一種である。その最も一般的な定式化は次のようなものである。

傾向性両立論による余地 もしある行為者が自由に行為するならば、他のように行為するように試みたときには他のようにするだろうというようにその行為者は傾向づけられている (cf. Fara, 2008, p.853)。

^{*92} 私の知る限り、「傾向性両立論 (dispositional compatibilism)」という名称は、Haji(2008)において初めて使用された。Whittle(2010)は「傾向性両立論者 (dispositional compatibilists)」という名称を用いている。後にこの名称は、傾向性両立論の主要な擁護者の1人であるヴィヴェリンによっても採用された (Vihvelin, 2017)。なお、傾向性両立論は R. クラークによって「新しい傾向性主義 (The New Dispositionalism)」とも呼ばれている (Clarke, 2009)。

傾向性両立論によれば、余地とは、試みるという内的な刺激が与えられることに対して行為を行うという顕在化を返す傾向性であるような能力である。もし余地が傾向性の一種なのであれば、余地は決定論と両立する。なぜなら、たとえ決定論が正しくても、傾向性を持つものが存在することに変わりはないからである。決定論が正しかったとしても、塩は水溶性を持つし銅は電動性を持つだろう^{*93}。

傾向性両立論は、仮に他のようにするよう試みたならば他のようにしていただろうという反事実的な事態によって余地を理解しようとしている。この点において、傾向性両立論は古典的両立論 (classical compatibilism) の基本的な発想を継承している。

古典的両立論 ある者が余地を持っているのは、もし他のように行為するように試みたならば他のようにするであろうとき、そのときに限る (cf. Moore, 1912; Ayer, 1954; Nowell-Smith, 1954)。^{*94}

古典的両立論は余地をうまく捉えることができていないということが共通了解となっている。その根拠の1つは、たとえ余地を持っていたとしても、他のように試みたときに他のようにするだろうとは限らないというものである (Austin, 1956[1970])。凄腕のゴルファーがパットを決めようと試みたものの、強風によって惜しくもパットを外したとしよう。このとき、「そのゴルファーがパットを決めようと試みたならば、そのパットを決めただろう」という条件文は偽である。しかし、そのゴルファーの力量からして、そのゴルファーはパットを決める余地を持っていたはずである^{*95}。このように、古典的両立論者が提唱した条件文が真であることは、余地を持っていることの必要条件ではない。

傾向性両立論者は、古典的両立論が抱えていたこの問題を解決できると主張する。確かにゴルファーの例において、「そのゴルファーがパットを決めようと試みたならば、そのパットを決めただろう」という条件文は偽である。しかしだからといって、このゴルファーがパットを決めるように試みたならばパットを決めるだろうという傾向性を持っていることを否定する必要はない。なぜなら、このゴルファーの傾向性としての能力は突然の強風によってその顕在化を妨げられたにすぎないからである。ある特定の傾向性を持っているものにその傾向性の特徴づける刺激が与えられた場合に、そのものが特有の顕在化を返すことを妨げるものは「マスク (mask)」と呼ばれる (cf. Johnston, 1992; Bird, 1998)。割れやすいガラスが梱包材に包まれている場合には、ガラスは割れやすいにも関わらず、梱包材に覆われたガラスに強い衝撃を与えても割れることはない。このとき、梱包材はマスクとして働いている。傾向性両立論者は、他のようにすることがマスクによって妨げられたとしても、傾向性としての能力が失われている訳ではないと主張する。たとえガラスが梱包材に包まれていたとしても、ガラスが割れやすいことに変わりはない。それと同様に、たとえ他のように試みたときに他のようにしていただろうということがマスクによって妨げられたとしても、余地があることには変わりはないという訳である。

傾向性両立論は余地一般の理論として提唱されているものの、マスクに訴える戦略の中でも特に注目を集めてきたのは、フランクファート型事例の傾向性両立論による説明である^{*96}。そこで、一般的なフランクファート型事例を改めて確認しよう。

^{*93} 塩の水溶性や銅の伝導性は結局のところ非決定論的な量子レベルでの物理学的作用に基づくものなので、決定論が正しい場合にはこうした傾向的性質は失われると論じられるかもしれない。だとしても、その場合には特定の傾向的性質が失われるだけで、代わりに別の傾向的性質が生じるだろう。塩に何らかの刺激を与えたときに何らかの顕在化を返すということは決定論的世界でも成り立つだろう。

^{*94} 古典的両立論の主要な発想としては、自由とは欲求の実現が妨げられないことだと考えもある (cf. McKenna and Coates, 2019)。

^{*95} このゴルファーの例は J. L. オースティンが提示した例に改変を加えたものである (Austin, 1956[1970], p.218 (邦訳: p.374))。

^{*96} 傾向性両立論によるフランクファート型事例の説明を批判するものとしては、Cohen and Handfield (2007) や、Haji (2008)、Whittle (2010; 2021)、Franklin (2011, 2018)、Sartorio (2014) などが挙げられる。

フランクファート型事例 神経科学者ブラックは、ジョーンズにある特定の行為をしてほしいと思っている。

ブラックはその為には相当のことをする用意はあるものの、不必要に手の内を見せたくはない。その為、ジョーンズが何をするかを決心するそのときまでブラックは待つ。その上で、ジョーンズがすることを決めようとしている行為がブラックのしてほしいものとは異なることが明らかにならない限りはブラックは何もしない(ブラックはそうしたことに關しては卓越した判定者である)。もしジョーンズが他の行為をすると決めようとしていることが明らかになったならば、ブラックはジョーンズの脳における関連する過程に直接介入するといった効果的な方法を用いて、ブラックがジョーンズにしてほしいことを確実にジョーンズが行うと決めるようにする。結果として、ブラックは自身の手の内を晒すことはなかった。なぜなら、ジョーンズは自分自身の理由に基づいてブラックがしてほしいとしたその当の行為をすることに決めたからである。(Sartorio, 2017, p.180; cf. Frankfurt, 1969[1998], pp.6-8 (邦訳: pp.91-3))

この事例において、ジョーンズは他のようにすることができないように思われる。というのも、ジョーンズが他の行為をするように試みた場合には、ブラックが介入し他の行為をすることを妨げるからである。それにも関わらず、もしジョーンズの行った行為が不正なものであった場合には、その行為の道徳的責任を負うのはジョーンズであるということはもっともらしい。従って、道徳的責任の正当な帰属には余地が必要となるという他の可能性原理 (PAP) は誤っていると論じられる。

傾向性両立論者はこの結論に反対して、ジョーンズには余地があるため PAP は正しいと論じる (Smith, 1997[2004]; Fara, 2008; Vihvelin, 2000, 2004, 2013)^{*97}。この事例においてブラックはマスクにすぎない。すなわち、たとえジョーンズが他のように試みたときに他のようにするであろうということがブラックによって妨げられたとしても、ジョーンズが他のようにする能力としての傾向性を持っていることには変わりはない。よって、ジョーンズは他のようにすることができる。そして、こうした傾向性としての他のようにする能力が道徳的責任の帰属を正当にする余地であるため、PAP は正しいと傾向性両立論者は主張する。

このように、余地とは他のようにする能力としての傾向性だと主張する傾向性両立論者は、マスクの存在に訴えて道徳的責任の正当な帰属に必要な余地を確保しようとする。しかしそれにとどまらず、傾向性両立論の主要な擁護者の1人であるヴィヴェリンは、こうした戦略の先を行き、選択において前提とされている余地も傾向性としての能力であると主張する。5.2 では、選択における前提に関するヴィヴェリンの議論を見ていく。

5.2 ヴィヴェリンにおける考慮の前提である余地

私が昼食をそばとうどんのどちらにするかを迷っていて、どちらを食べるかを決めようとしているとしよう。このとき私は、店までの距離や混み具合、自分の体調、懐具合、メニューの値段などを鑑みた上で、どちらを食べるかを決定する。このとき私は、そばを食べることもできるしうどんを食べることもできると信じている。こうした見解は BAT と呼ばれるのであった。

能力についての信念説 (BAT) もし S が合理的であり、(相互に排他的な) 行為 $A_1, \dots, A_n$ の内どれを行うかについて考慮しているならば、 S は $A_1, \dots, A_n$ のいずれも行うことができると信じている。(cf. Coffman and Warfield, 2005, p.26)

ヴィヴェリンもこうした考慮ないしは選択における余地の想定を、自由意志を持つ行為者に関する常識だと論

^{*97} フランクファート型事例におけるジョーンズのような立場に置かれた者にも余地はあると論じるという点で、傾向性両立論は自由の微光 (Flickers of freedom) に基づく戦略をとっていると言える (cf. Fischer, 1994)。

じている。第1章で確認したように、次の5つの主張がそうした常識に属するとヴィヴェリンは述べていた (Vihvelin, 2013, pp.14-5)。

選択 (Choice)

- (1) 我々は選択肢 (他の行為) を持っていると感じている。つまり、我々の行えることが少なくとも2つ以上あると感じている。その少なくとも2つある選択肢を *A* と *B* とする。
- (2) 我々は *A* と *B* についての考慮 (もしくは、熟考・反芻・思い巡らしなど) を行う。
- (3) 我々はある選択肢 (ここでは *A*) を行うことに決める (決心する、選択を下す、意図を形成する)。
- (4) 我々は *A* を行う。
- (5) 決心を固める前に持っていた信念 — 考慮しているとき、我々は本当に *A* することもできたし *B* することもできた — は真である。

ヴィヴェリンによれば、自由意志と特に関連がある選択は、次のムーアの選択 (Moorean Choice) である。

ムーアの選択 ある人がムーアの選択を行っているという状況にあるのは、その人が考慮の後に決定を下し、その決定に基づく行為を成功させたのに加えて、決定し他のようにする狭い能力と広い能力をその決定以前の時刻に持っている場合に限る (Vihvelin, 2013, p.169)^{*98}。

ここでの狭い能力と広い能力とは次のようなものである。なおヴィヴェリンは、狭い能力について簡潔な定式化と詳細な定式化の2つを与えているので、ここでは両方の定式化を示す。

狭い能力 (narrow ability) 狭い能力とは、技能やその技能を用いるための心理学的・物理的潜在性といった内在的性質によって持つような能力である。 (cf. Vihvelin, 2013, p.11)

LCA-PROP-Ability *S* が *R* するよう試みるという刺激に応じて時刻 *t* に *R* するというような狭い能力を持っているのは、もし *S* が *t* にテストケースに置かれている場合に、*S* が *t* において持っている内在的性質 *B* を *t* より後の時刻 *t'* においても持ち続けた上で、*R* するよう試みたならば、適切な割合のテストケースにおいて、*S* による *R* をするための試みと *B* の保持が、*S* が *R* することの *S*-完全な原因となるとき、そのときに限る。 (ibid., p.187)

広い能力 (wide ability) 広い能力とは、狭い能力を持つことに加えて、手段と機会、外的抵抗がないことによって持つような能力である。 (cf. ibid., p.11)^{*99}

LCA-PROP-Ability におけるテストケースというのは、傾向性を持っているかどうかのテストに用いられるような状況である。例えば、あるグラスが割れやすいかを確かめる場合には、そのグラスに刺激を加えて割れるかどうかを見ることになる。テストケースは、刺激の強さや環境に存在するもの等に変化を加えた様々な状況の集まりである (cf. Manley and Wasserman, 2008, pp.74-6)。こうしたテストケースの適切な割合でグラスが割れているならば、そのグラスは割れやすいことになる。あるものが *S*-完全な原因であるのは、*S* の持つ内在的性質が原因にとって必要とされるもの全てを兼ね備えているような場合である (cf. Lewis, 1997[1999],

^{*98} ヴィヴェリンがこうした選択を「ムーアの選択」と呼ぶのは、決定論の真偽に関わらず、「できる (can)」のある意味において我々は選択し他のようにすることができるとムーアが先駆けて論じていたと、ヴィヴェリンが考えるためである (Vihvelin, 2013, p.113)。

^{*99} LCA-PROP-Ability の「LCA」は「Lewis's Conditional Analysis」の頭文字であり、「PROP」は「割合 (proportion)」に由来する。LCA はルイスが提案したものであり (Lewis, 1997)、PROP は D. マンリーと R. ワサーマンが提案した (Manley and Wasserman, 2008)。LCA-PROP-Ability は、この2つの見解を合わせた上で、狭い能力についての見解にするための修正を施したものである。

p.149)。狭い能力を持つには、技能やその発揮に必要な内在的性質を持つだけで十分であり、環境がどのようなものであるかは関係がない。その一方、広い能力を持つには、ある者が狭い能力を持つだけでなく、手段や機会がある上、外的抵抗はないというように、環境も適切なものになっているのでなければならない。

なぜ考慮の際に前提とされる余地は単なる狭い能力ではいけないのだろうか。例として、ピアノのない飛行機に乗って移動中のピアニストについて考えよう。このピアニストは、ピアノを弾く狭い能力を持っているとしよう。すなわち、このピアニストはピアノを弾くための技能とその発揮に必要な内在的性質を持っているとしよう。しかし、飛行機にはピアノがないため、このピアニストはピアノを弾く広い能力を持っていない。そして、飛行機にピアノはないとこのピアニストは知っているとしよう。こうした状況では、このピアニストは飛行機に乗っているときには、ピアノを弾くかどうかの考慮をまともな限りでは行えないだろう。よって、選択肢を行う狭い能力を持っているという意味での余地は、考慮に基づく選択の際に前提されている余地としては十分でない。一方、ピアノがそばにあり、ピアノを弾くことを妨げる事情がない限りは、このピアニストはピアノを弾くかどうかについて考慮した結果、ピアノを弾くことを選んでもおかしくはない。従って、選択肢を行う広い能力を持っているという意味での余地は、考慮において前提とされているものだとしても支障はないだろう^{*100}。

ヴィヴェリンは選択に必要とされる広い能力は決定論と両立すると主張している。その主張を擁護するために、ヴィヴェリンは次の論証を提示した (Vihvelin, 2013, p.193)。

他のようにする広い能力論証

- (1) 我々が持つと考えている行為の自由や意志の自由 — ムーアの選択の状況において我々が持つことを当然のものともみなしている自由も含む — があるのは、選択し行為するための狭い能力を持った上でそれを行行使するのに加えて、選択し他のように行うための広い能力を持つとき、すなわち、選択し行為するための狭い能力の行使にとっての妨害がなく、狭い能力を行使するために必要な機会や手段を環境がもたらしているときに限る。
- (2) 狭い能力を持つこととは、内在的傾向性ないしはその束を持つことである。
- (3) 内在的傾向性の存在と顕在化は決定論と両立する。
- (4) 従って、狭い能力の存在とその行使は決定論と両立する。
- (5) 決定論は顕在化をしていない内在的傾向性の時間を通じた持続と両立する。そして、決定論はフィंकとマスクがない一方で外在的可能者はあるような傾向性の存在・持続と両立する。
- (6) 従って、決定論は行使されていない狭い能力の時間を通じた持続と両立する。そして、決定論はフィंकとマスクがない一方で外在的可能者はあるような狭い能力の存在・持続と両立する。
- (7) もしフィंकやマスクがない一方で外在的可能者はあるものの、行使はされていない狭い能力をある人が持っているならば、狭い能力の行使に妨害はなく、その人の環境はその狭い能力の行使に必要なものをもたらしている。そして、これらが全て真ならばその人はあることをする広い能力を持っている。
- (8) 従って、決定論は選択し他のようにする広い能力と両立する。

この論証を段階毎に詳しく見ていこう。(1) は選択においては広い能力を持つことが前提とされているという

^{*100} 強風という妨害によってパットを決めることに失敗したゴルファーは、パットを決める広い能力を持ってはいなかった。それ故、このゴルファーはパットを決めるかどうかについての考慮はできない。しかし、パットを決めるための良い手段は何かに関する考慮を行うことはできる。というのも、そのゴルファーはパットを決める良い手段について考慮するために必要な広い能力は持っているはずだからである。

これまでに確認してきたことである。(2)はヴィヴェリンが「内在的傾向性説 (Intrinsic Disposition Thesis)」と呼び擁護しているものである (Vihvelin, 2013, p.175)。(3)は内在的傾向性とその顕在化は決定論と両立するという主張であり、誰もこの前提を否定する者はいないとヴィヴェリンは述べている (ibid., p.195)。(4)は(2)と(3)の帰結である。(5)は決定論と傾向性の持続が両立すること、及びフィンク・マスクがないことと外在的可能者があることが決定論と両立することを述べている。フィンク (fink) とは、本来顕在化を与えるはずの刺激が与えられたときに傾向性を失わせるものである (Martin, 1994)^{*101}。電源コードは機器とコンセントに繋がれるという刺激が与えられたときに電気を流すという顕在化を返す。ここで、電源コードが繋がれたときにそのコードを壊すような装置がコンセントにつけられていたとしよう。このとき、この電源コードは機器とコンセントに繋がれると、電気を流すことはない。こうした状況において、この装置はフィンクとして働いている (ibid., pp.2-3)。外在的可能者 (extrinsic enabler) とは傾向性の顕在化に求められる手段や機会といったもののことである。つまり、(5)は内在的傾向性の顕在化に求められる外的条件が揃っていることは決定論と両立すると述べている。(6)は(2)の内在的傾向性説と(5)からの帰結である。(7)はもしある人が狭い能力を持ち、フィンクとマスクがない一方で外在的可能者があるならば、その人は広い能力を持っているというものである。ヴィヴェリンは(7)は否定し難いとだけ述べている (Vihvelin, 2013, p.195)。結論である(8)は、(6)と(7)からの帰結であり、決定論と選択し他のようにする広い能力は両立するというものである。もしこの論証が健全なものであるならば、選択に際して前提とされている広い能力と決定論の両立が示されたことになる。

これまでの所、選択に際しては余地が前提とされているということ、ヴィヴェリンはその余地を選択し他のようにする広い能力だと解したこと、そうした広い能力は決定論と両立するという論証をヴィヴェリンが提示したことを見てきた。次節では、ヴィヴェリンの議論を批判する。

5.3 ヴィヴェリンによる議論への批判

他のようにする広い能力論証の結論である(8)は、決定論は選択し他のようにする広い能力と両立するというものであった。そして、ある者が他のようにする広い能力を持っているというのは、その者が選択し他のようにする狭い能力を持っており、かつフィンクとマスクがない一方で外在的可能者は揃っているということであった。

しかし、単に広い能力があるという意味での余地は、考慮において前提とされてはいるだろうが、それだけでは不十分である。この点については、古典的両立論に向けられていた別の反論が参考となる。古典的両立論によって提案された条件文 — 「もし他のように行為するように試みたならば、他のようにするであろう」 — が真であることは、余地を持つための必要条件ではないという反論については5.1で見た。しかしそれだけでなく、この条件文が真であることは余地を持つための十分条件でもないという反論も提示されている (Chisholm, 1964; Lehrer, 1966, 1968)。蜘蛛恐怖症の人のそばに蜘蛛がいたとしよう。その人は蜘蛛を取り去りたいが怖くてできない。そして、恐怖故に蜘蛛を取り去るよう試みることもできない。しかし、もしこの人が蜘蛛を取り去ろうと試みることに成功すれば、その人は蜘蛛を取り去るとしよう。このとき、「もしその人が蜘蛛を取り去るよう試みれば、その人は蜘蛛を取り去るだろう」という条件文は真であるのに、この人は蜘蛛を取り去ることはできない。このように、古典的両立論が提唱する条件文が真であることは、余地を持つことの十分条件ではない。

^{*101} 厳密に言うところ、ここでのフィンクは「逆回転フィンク (reverse-cycle fink)」と呼ばれるものであり、元々のフィンクは本来刺激を与えても顕在化を返さないはずのものに顕在化を返させるようなものである (Martin, 1994, pp.2-3)。

以上のことを踏まえた上で、この蜘蛛恐怖症の人が蜘蛛を取り去るかどうかについての考慮ができるかを考えよう。こうした考慮ができるためには、蜘蛛を取り去ることと取り去らないことの両方が実現し得る可能性として考慮者にとって前提とされているのでなければならない。しかし、この考慮者は蜘蛛を取り去るという選択肢を実現し得るものとはみなせないだろう。なぜなら、自分に勇気や強い意志がなく試みることができないとわかっているならば、蜘蛛を取り去るという選択肢をこの考慮者はまともなものとはみなせないからである。ところで、この蜘蛛恐怖症の人は蜘蛛を取り去る広い能力を持っているとしてもよい。すなわち、もし蜘蛛を取り去るよう試みさえすれば、妨害がない上に外在的可能者が揃っていることにより、この人は蜘蛛を取り去るだろうということは成り立っていても構わない。だが、この考慮者にとっては、蜘蛛を取り去るという選択肢は開かれていないのであった。このように、選択肢を行う広い能力を持っているということは、考慮の前提である余地としては不十分であるように思われる。

こうした議論に対して、傾向性両立論者はどのように応答できるだろうか。ヴィヴェリンは古典的両立論の十分性に関する問題に対して大きく分けて2通りの反論をしている。1つ目の反論は、古典的両立論の十分性に対する反例での登場人物は、実の所他のようにする能力を持っているというものである (Vihvelin, 2013, pp.206-7)。先の蜘蛛恐怖症の人に関して言えば、たとえ蜘蛛を取り去るよう試みることができなくとも、例えば助力の結果として試みことに成功した場合には蜘蛛を取り去るだろうということが成り立つのであれば、実際の所この人は蜘蛛を取り去ることができるとヴィヴェリンは主張する。もしこのヴィヴェリンの主張が正しいければ、先の例は余地がないにも関わらず広い能力を持っているという事例ではなく、余地を持っておりその余地とは広い能力であるという事例になる。またヴィヴェリンは、なぜ先の例における登場人物が他のようにする能力を持っていないと誤って判断されてしまうのかの理由も提示している。それは、先のような例で蜘蛛を取り去るよう試みれば蜘蛛を取り去っていただろうということが成り立つのは、蜘蛛を取り去るよう試みているときには恐怖症はなくなっているので、蜘蛛を取り去ることに成功するというように考えられているからである (ibid., p.207)。こうした考えは、蜘蛛恐怖症が蜘蛛を取り去るよう試みることを阻害している原因であることを無視してしまうため、因果に関する反事実的条件文の適切な評価を妨げる不当な引き返しを用いている。以上の理由から、本来先の例の登場人物は他のようにすることができるのに、そうではないという誤った判断が下されてしまうとヴィヴェリンは論じる。

しかしこうした議論は、考慮の前提である余地は広い能力であるということを擁護する助けとはならない。まず、ヴィヴェリンのこの反論は元々 LCA-PROP-Ability、すなわち狭い能力を擁護するために出されたものである (Vihvelin, 2013, p.202)。そのため、選択し他のようにする広い能力はこの反論では救っていない。実際、たとえ蜘蛛恐怖症の人が助力のかいもあって他のようにするよう試みことに成功したのだとしても、蜘蛛を取り去る広い能力があるかどうかにとって、そうした助力によって他のように試みることができるということは関わりのないことである。また、蜘蛛を取り去るよう試みたならば蜘蛛を取り去るだろうということの根拠が、蜘蛛を取り去る際には恐怖症はなくなっているというようなことである必要はない。むしろ求められているのは、たとえ恐怖症があったとしても、何らかのきっかけがあったり意志が強かったりすることによって試みることが生じるということであって、恐怖症そのものをなくすほどの改変は求められていない。それ故、引き返しに訴える反論も効力を持たない。このように、1つ目の反論は成功していない。

2つ目の反論は、他のように行うよう試みる能力を現に我々は持っている論じるものである。ヴィヴェリンは、我々は他のように試みる能力であるような傾向性の束を持っており、こうした傾向性としての能力は行為のコントロールに貢献すると述べている (Vihvelin, 2013, p.180)。そうした傾向性としてヴィヴェリンが挙げるものは、信念や欲求、全てを考えた上でのなすべき行為に関する価値判断、ある行為を行うという決断、状況に応じた直観的把握といった刺激に対して試みるという心的行為を返すような傾向性である。もしこうし

た能力も考慮に基づく選択に際して必要とされるのであれば、蜘蛛恐怖症の者が蜘蛛を取り去るという選択肢をまともなものとして受け入れられないことの説明はつく。というのも、信念や欲求、価値判断、直観的把握という刺激が与えられたときに試みるという顕在化を返す傾向性を、この蜘蛛恐怖症の者は持っていないであろうからである。このように、信念や欲求、価値判断、直観的把握に応じて試みるという行為を返す傾向性に訴えれば、恐怖症を持たない者が余地を持つことを説明できるとヴィヴェリンは論じる。

しかし、広い能力に加えて、信念や欲求、価値判断、直観的把握という刺激が与えられたときに試みるという行為を顕在化として返す傾向性を持っていたとしても、考慮において前提とされている余地には十分ではない。ここで、そばとうどんの内、どちらを昼食に選ぶかを決めようとしている場面について考えよう。このとき、そばを食べるということとうどんを食べるということのどちらも生じ得る可能性だとみなされている。そのため、そばを食べるということとうどんを食べるということの両方が実現し得る可能性となっているのであれば、考慮の前提である余地は得られていない。ここで、選択し他のようにする広い能力をこの考慮者は持っているとしよう。さらに、信念や欲求、価値判断、直観的把握という刺激に応じて試みるという心的行為を行う傾向性としての能力もこの考慮者は持っているとしよう。これで前提とされている余地にとって十分だろうか。十分ではないように思われる。少なくともこの考慮者は、信念や欲求、価値判断、直観的把握が考慮の場面において生じ得るということをあてにしているように思われる。というのも、考慮の際には自分が引き起こした何か、ないしは自分の中で生じた何かが端緒となっているように思われるからである。例えば、そばにするかうどんにするかの考慮をしている際には、ある特定の心的作用がきっかけとなって考慮が発生し選択肢が為されるということが前提とされている^{*102}。つまり、考慮者はもし何かが生じたならばという仮定が満たされたときに他のように行うという仮言的能力 (hypothetical ability) ではなく、何かが生じたならばという仮定のことには基づかず、端的にある行為を行うという定言的能力 (categorical ability) を前提としているように思われる^{*103}。もしこうした想定が正しいのなら、考慮中の前提となっている余地の傾向性両立論に基づく説明には不足があることになる。なぜなら、仮言的能力に訴えるだけでは、こうした端緒が考慮に際して前提とされている余地に必要とされているということが捉えられていないからである^{*104}。

実際、考慮の際には仮言的能力だけでなく定言的能力も前提とされているということは、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義からも支持される。この2つの見解は、次のようなものであった。

考慮における所与テーゼ 考慮に際しては、考慮している事柄以外のことは所与とみなされ、特段の事情がない限りは変更がないものとして扱われる。

考慮における現実主義 考慮に際しては、現に生じたことを踏まえてどの選択肢を行うのが決められるのであって、現実には起きていないことは参考とされない。

ある選択肢を行う仮言的能力というのは、もしその選択肢を行うよう試みたならば、その選択肢を行うというような能力である。ここで、選択肢を行う仮言的能力は持っているが、選択肢を行う定言的能力は持っていないとしよう。このとき、他のように行うためには、現実には生じていない試みるという心的行為や、その試みの原因となる信念・欲求、価値判断、直観的把握が必要とされる。しかし、こうした現実には生じていない心

^{*102} なお、ここでの心的作用の発揮が究極的には自分の外側と言えるようなものによって引き起こされているのだとしても問題はない。ただ、考慮に基づく決定の際には、そうした外側の要因は捨象されているということである。こうした考えはディーリーによって支持されている (cf. Deery, 2021, p.172)。

^{*103} 「仮言的能力 (hypothetical ability)」と「定言的能力 (categorical ability)」という用語は、キャンベルが用いている (Campbell, 2011, pp.86-8 (邦訳: pp.101-3))。

^{*104} 類似した議論は、我々次第 (up to us) であることに関して R. クラークによって展開されている (Clarke, 2019)。

的事象は、考慮している当の事柄でもなければ、現実には起きていることでもない。従って、これらの心的事象は、変更を受け付けられない所与であり、考慮において参考とされない事柄である。このように、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義に従うと、仮言的能力によるだけでは、他のようにするために必要な心的減現象が得られないことになる。従って、たとえ他のようにする広い能力を持っていたとしても、選択肢を行う定言的能力がなければ、考慮の前提である余地には十分ではないため、2つ目の反論も失敗している。

5.4 総括

ヴィヴェリンは傾向性両立論者の中でも特別に、道徳的責任の正当な帰属に必要とされる余地だけでなく、考慮に基づく選択に際して前提とされている余地をも説明しようとした。そこで持ち出されたのが、選択し他のようにする広い能力であった。しかし、選択し他のようにする広い能力は、考慮の前提である余地にとっては十分ではない。なぜなら、考慮中の選択肢が実現し得るとみなすためには、単に選択し他のようにする広い能力を持つだけでなく、その広い能力の顕在化に必要となる刺激を実現する定言的能力も必要となるからである。このことは、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義によっても支持される。このように、少なくとも、単に仮言的能力である傾向性に訴えるだけでは、考慮の前提である余地を満足のいく仕方では説明できない。

6. 信念的偶然性に基づく余地の擁護

この章では、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論の両方を擁護する上では、信念的偶然性によって理解された余地に訴えることが望ましいと論じる。6.1 では、考慮の基本的特徴がどのようにしてこの2つの両立論に関する問題を生じさせるのかを改めて確認する。6.2 では、信念的偶然性によって理解された余地は、第3章から第5章において提示された余地の解明とは異なり、考慮の基本的特徴を捉えている上、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論のいずれとも親和的だということを示す。その上で、この2つの両立論を擁護する上で適切であるような信念的偶然性の定式化を与える。第3節から第5節にかけては、信念に基づいて理解された余地は、考慮において前提とされている余地としては通用しないのではないかという反論に応答する。6.3 では、考慮において前提とされている余地を信念に基づいて理解することの妨げであるかのように見えるヴァン・インワーゲンが提示した例を取り上げる。そしてこの例には、考慮の因果的効力性についての信念に訴えれば対処ができると論じる。6.4 では、信念的偶然性としての余地と考慮の因果的効力性についての信念に訴える考慮両立論の擁護は、認知的・概念的に過剰な要請をしているので、動物や小さな子どもの合理的考慮を捉えられないのではないかという批判に対処する。6.5 では、考慮において前提とされている余地を非両立論的なものとして理解しているのでない限り、考慮が因果的効力を有するとは信じられないという反論に依り、決定論者であっても考慮が行為を産出していることは信じられると論じる^{*105}。

6.1 考慮の基本的特徴と2つの両立論

第1章において、考慮は以下のような仕方で定式化された。

考慮 考慮とは、重要でない選択肢を排除した後に、選択肢を選ぶべきか選ばないべきかに関する理由を突き止めるよう試みた上で、その理由を踏まえて実行する選択肢を選ぶないしは決めるように試みる過程である。

この考慮の定式化によれば、考慮には、(i) 重要でない選択肢を排除する過程、(ii) 選択肢を選ぶべきか選ばないべきかに関する理由を突き止めるように試みる過程、(iii) どの選択肢を行うかを選ぶように試みる過程という3つの主要な過程が含まれる。例えば、昼食を何にするかという考慮においては、(i) 時間や懐具合、体調、好みなどに応じて昼食をそばとうどんに制限し、(ii) そばとうどんのどちらにするべきかに関する理由を突き止めるよう試みた後に、(iii) どちらを食べるかを決めるよう試みるといった過程が生じる。

我々が何をするかについての考慮をしている際には、その考慮の選択肢となっている行為を行うことができるということを信じている、または前提としているように思われる。昼食をそばとうどんのどちらにするかという考慮をしている者は、そばを食べることもできるし、うどんを食べることもできると信じているはずである。ヴァン・インワーゲンは考慮のこうした特徴について以下のように述べている。

私の考えでは、もし誰かが A をするか B にするかについて考慮しているならば、その者の行動は、A することは私にとって可能である——私は A をすることができる、私は A を自身力の内に持っている——という信念と、B することは私にとって可能であるという信念を顕しているということが導かれる (van Inwagen, 1983, p.155: 強調原著者)。

^{*105} 第6章の内容は、部分的に本間 (2019) に依拠する。

また、J. サールは以下のように述べる。

何であれ合理的決定をするときや行為するときの状況について考えてみよ。そうすれば、他の可能性が開かれているという感覚があること、そしてそうした他の可能性が前提されない限り行為や考慮は意味をなさないということが分かるだろう。(Searle, 2001, p.15 (邦訳: pp.16-7))*¹⁰⁶

このように、ある者が複数の行為について考慮している際には、その者は当の考慮している行為をすることができると思っていると信じているという見解は、「能力への信念説 (Belief in Ability Thesis: BAT)」と呼ばれるのであった。

能力についての信念説 (BAT) もし S が合理的であり、(相互に排他的な) 行為 $A_1, \dots, A_n$ の内どれを行うかについて考慮しているならば、S は $A_1, \dots, A_n$ のいずれも行いうことができると信じている (cf. Coffman and Warfield, 2005, p.26)。

BAT によって信じられているとされていること、すなわち相互に排他的な行為のいずれも行いうことができるということは、仮にある 1 つの選択肢を選んで行ったとしても、その選択肢とは両立しない異なる選択肢も選ぶ取ることができたということを含意する。そのため、BAT に従う考慮者は余地を持つことを信じている。実際、BAT は自由意志や余地と関連づけられる仕方で擁護されている。例えば、BAT の擁護として、考慮の対象となっている行為を行うことは考慮者にとって開かれている (open)、すなわち他の可能性として存在しているように思われているということが引き合いに出されている (Kapitan, 1986, p. 230; Pereboom, 2014, pp. 105-6)。また、合理的な考慮を行う際には、考慮者は自分が自由であると思われているようににも思われるということにも訴えられている (Nelkin, 2011, p. 120; cf. カント, 2000[1785], p. 92 (IV 448))。つまり、考慮者が考慮中の行為を開かれていると思っている上、自分が自由だとも信じているのは、考慮中の行為のどれも行えると思われているからだという訳である。このように、BAT は余地があることや自由であることと深く関連している。

しかし、決定論が正しい場合には、余地は存在し得ないように思われる。決定論とは次のような見解であった。

法則的決定論 ある世界が決定論的であるのは、任意の時点について、自然法則とある過去の時点での世界の状態が与えられたときに、それに引き続く時点での世界の可能な状態が一通りに定まるとき、そのときに限る。(cf. van Inwagen, 1983, p.65, p.94; Hofer, 2016)

決定論が正しいと、自然法則と過去のあり様が定まったときには、他の可能性は存在しないことになる。しかし、余地、すなわち他のようにすることができることは、他の可能性を必要とする。そのため、決定論は余地を排除してしまう。こうした議論は次のようにまとめられるのであった。

考慮の前提である余地と決定論の非両立

- (1) 相互に排他的な行為について考慮している際には、余地が実在するということが前提されている (BAT)。
- (2) もし決定論が正しいならば、余地は実在しない。
- (3) 従って、もし決定論が正しいならば、相互に排他的な行為について考慮している際には、実在しないものが実在するということが前提されている。
- (4) 従って、もし決定論が正しいならば、相互に排他的な行為について考慮している際には、偽なる信念が

*¹⁰⁶ この引用は訳書をもとにして適宜変更を加えたものである。

抱かれている。

この論証が健全なものであるならば、相互に排他的な行為についての考慮を行うと、決定論が正しいとすれば、考慮中のどの選択肢も行うことができるという誤った信念を抱くことになってしまう。しかし、そばを食べるかうどんを食べるかといった日常的な考慮にせよ、どの企業に勤めるかといった重大な帰結を人生に与える考慮にせよ、相互に排他的な行為についての考慮は人間の生活においてなしでは済ませられないようなものである。そのため、決定論は日常的な考慮にとっての脅威ともなる。この脅威を取り去るには、次の考慮の前提である余地に関する両立論を擁護する必要がある。

考慮の前提である余地に関する両立論 決定論が真であることと、ある者が考慮において前提としている余地が実在することは両立する。

また、もし BAT が正しく余地が考慮において前提とされているのであれば、決定論者は考慮をする限り合理的になれないように思われる。決定論が正しいことにより、自然法則とある過去の時点での世界の状態によって、その時点の直近の時点における世界の可能な状態が 1 通りに定まるとしよう。そして、帰結論証に従い、自然法則や遠い過去の状態を変えることができず、この 2 つの帰結についても変えることができないとしよう。このとき決定論者は、ある時点において実現し得る可能性は 1 通りしかないと信じていることになる。ここで、先ほどの昼食についての考慮者が決定論者だと仮定しよう。BAT により、この考慮者はそばを食べることもうどんを食べることもできると信じている。よって、この考慮者は、実現し得る可能性が注文の時点においては少なくとも 2 通りあると信じている。その一方で、この考慮者は決定論者でもあるので、実現し得る可能性は注文の時点においては 1 通りしかないとも信じている。つまりこの考慮者は、考慮をする際に整合的でない信念を抱くため、合理的ではなくなってしまうように思われるのである。ある者が整合的でない信念を抱いているならば、その者は少なくとも 1 つの偽なる信念を抱いている (cf. van Inwagen, 1983, p.158; Geach, 1972, p.279)。その場合、その者は可能な限り真なことを信じよという信念に関する合理的規範に背くことになるため、合理的ではないのである。このように、BAT が正しい場合には、決定論が真だと信じている決定論者は相互に排他的な行為についての考慮をする限り、矛盾した信念を抱くことにより合理的でなくなってしまうように思われる。つまり、BAT は次の考慮非両立論が正しいことの根拠となっているように思われる。

考慮非両立論 S が考慮し合理的であることは、自身の行為が決定されていると S が信じるものと両立しない。 (cf. Pereboom, 2014, p.106)

考慮非両立論が正しいと、自由意志と決定論は両立するという両立論には問題があることになる。両立論が真ならば、決定論が正しくても自由意志は行使できる。だとしたら、両立論は決定論を信じることを許容しているはずである。しかし、もし考慮非両立論が正しいのだとしたら、ある者が決定論は正しいと信じている場合には、その者が行う考慮と合理性は両立しないことになる。そして先に確認したように、両立論は決定論を信じる者がいることを許容しているので、両立論は考慮と合理性が両立しないということをも許容してしまっている。このように、考慮非両立論は両立論にとって不利な結論を導くので、両立論を擁護するには考慮非両立論を退け、次の考慮両立論を擁護する必要がある。

考慮両立論 S が考慮し合理的であることは、自身の行為が決定されていると S が信じるものと両立する。 (cf. Pereboom, 2014, p.106)

この論文では、考慮両立論だけでなく、考慮の前提である余地に関しての両立論もあわせて擁護する。そのた

め、考慮両立論の擁護において提示される余地の解明は、決定論と両立するものでなければならない。

まとめると、この章で目的とすることは、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論のいずれの擁護にも貢献するような信念に基づく余地の解明を提示し、それを擁護することである。

6.2 信念的偶然性に基づく余地による 2 つの両立論の擁護

考慮両立論を擁護するには、考慮を行う決定論者が合理的であり得ることを示さなければならない。そのためには、少なくとも、決定論者が複数の行為についての考慮を行う際に整合的な信念を持てることを示す必要がある。しかし、このことを示すだけでは、考慮を行う決定論者が合理的であり得ることを示したことにはならない。というのも、考慮を行う決定論者が合理的であり得ることを示すには、少なくとも、ある決定論者の考慮と合理性が両立するための十分条件を突き止めた上で、その十分条件がその決定論者でも満たせるようなものだということを示さなければならないからである (cf. Pereboom, 2014, p. 108)。とはいえ、決定論者の場合に限らずとも、ある者の考慮と合理性が両立するための十分条件を突き止めるのは困難である。そこでこの論文では、決定論を信じることと BAT との対立という考慮両立論にとっての明らかな問題を解決することだけを目指す。

決定論者が相互に排他的な複数の行為について考慮する際に整合的な信念を持つことができるということを擁護する方針としては、BAT を否定することで、複数の行為について考慮する際に 2 通り以上の出来事が起こると信じている必要はないと論じる方針も考えられる (Clarke, 1992)。しかし、BAT は大抵の場合において成り立つもっともらしい見解だと考えられるので、BAT を完全に否定するような方針は妥当ではない。その代わりに、BAT を信念的偶然性についての見解であると解釈することで、BAT を否定することなく考慮両立論を擁護する方針をこの論文では追求する。こうした方針は D. デネットが提案し (Dennett, 1984[2015], ch.5)、以下のような見解を擁護することを目指して進展されてきた。

- (PC) ある行為者が ϕ することを、自身にとって開かれた選択肢だと想定 (presume) するのは、S がその行為者の信念の任意の集合であるときに、 ϕ することが S に相対的に偶然であるとその行為者が想定しているときに限る。 (Kapitan, 1986, p.240)
- (K) 合理的考慮者は、合理的考慮者の本性からして、自身の知っていることと整合的な複数の選り取れる選択肢を持っていると信じていなければならない。 (Nelkin, 2011, p. 126)^{*107}
- (S) 異なる行為 $A_1, \dots, A_n$ について合理的に考慮するためには、それぞれの A_i について、私は A_i をするだろうという命題や私は A_i をしないだろうという命題を、S が確からしいと思うことはあってはならないのに加えて、(a) 私は A_i をするだろうという命題は、現在の文脈において、S にとって安定した (settled) 全ての命題と整合的であるか、(b) もしそうした命題と整合的でないならば、不整合があることを S が信じることもあり得ないかの内、どちらか一方が正しいのでなければならない。 (Pereboom, 2014, p. 113)

なお、ここでの安定した命題とは以下のようなものである。

- (settled) ある行為者にとってある命題が安定しているのは、その行為者がその命題を信じており、その命題が真であることについてのいかなる (考慮の目的にとっての) 不確かさをも意に介さない場合に限る。

^{*107} ネルキン (K) を支持しておらず、あくまで擁護され得る見解の候補として (K) を挙げているだけである。

(ibid., p. 113)

こうした見解は、決定論者が相互に排他的な行為についての考慮を行う際に整合的な信念を抱くことができるということをどのようにして保証してくれるのだろうか。そばとうどんの内どちらを食べるかについて考慮している決定論者について再び考えよう。この考慮者は決定論者として、実現し得る可能性は1つしかないと思っている。しかし、この考慮している決定論者のもつ信念に照らすと、自分がそばを食べることとうどんを食べることのどちらも可能だということは起こり得る。例えば、この決定論を信じる考慮者が、自分の好みや手持ちの金、店のメニュー、自分の現在の計画等についての信念によっては、そばを食べることとうどんを食べることのどちらが決定論によって定まっている現実世界のあり様なのかを特定できないということは起こり得る (cf. Pettit, 1989, p.43; Pereboom, 2014, p.107)。そのため、考慮において前提とされている余地が信念に基づく仕方では理解されるなら、決定論が正しいという信念と、自分は考慮中のどの行為も行うことができるという信念は整合的になる。この場合、決定論者は考慮の際に矛盾した信念を抱かずに済んでいる。そして、選択肢のどれが決定論によって定まっているのかを特定できないということは、決定論が正しくとも生じることである。よって、信念に基づいて理解される余地は、決定論と両立する。

これらの BAT の具体的な解明の内、(PC) では想定すること、(K) では知っていること、(S) では確からしいことが採用されていた。考慮両立論を擁護する上では、どの心的状態にとつての偶然性とするのが適切なのだろうか。考慮中の諸行為を想定するという事は、考慮中の選択肢を行う行為の候補として扱うということだと考えられる。だとしたら、考慮中の諸行為の想定とは、考慮中の行為のいずれかを行うと信じていることであると解しても問題はないだろう。この場合、考慮中の諸行為を行うことが知識によって特定できないとするのか、それとも信念によって特定できないとするのかのどちらが、考慮両立論の擁護にとって相応しいのが問題となる。

知識と信念の主な違いは、異論の余地はあるが、知識は正当化された真なる信念でなければならないのに対して、信念は正当化されている必要も真である必要もないということである。もしこの見解が正しいのだとしたら、限られた知的能力しか持たない考慮者の持つ信念の中には、正当化されていなかったり真でなかったりするような信念も含まれているだろう。すると、そうした考慮者の選択肢に含まれる諸行為は、その考慮者の知識ではなく信念に照らして行うことと行わないことの両方が可能だということがあり得る。しかし、考慮中の諸行為を行うことが単なる信念的偶然にすぎない場合には、その考慮の合理性が損なわれる恐れがある。なぜなら、考慮が合理的であるためには、その考慮に用いられる信念の内重要なものが正当化されていたり真であったりする必要があるが、ある行為を行うことがある者にとって信念的に偶然であるということからは、考慮において重要な信念が正当化されていることも真であることも必ずしも導かれないからである。例えば、昼食に何を食べるかについて考慮している考慮者にとって、そば屋に行くという行為を行うことが、そば屋は開いているという信念に照らして信念的に可能であるとしよう。そして、そうした信念的可能性に基づいてそば屋に行ったとしても、そば屋は開いているという信念がそば屋の定休日をうっかり忘れていたといったことで正当化されていない偽なる信念であったが故に、休み時間を無駄に過ごしてしまうということもあり得る。このように、信念が正当化されていなかったり偽であったりすることにより、考慮の結果として利益が得られない恐れがあるという点で、この考慮は完全には合理的ではない。また、この考慮者は可能な限り真なることを信じよという信念に関する合理的規範に従い損ねているという点でも完全に合理的という訳ではない。このように、考慮が信念的偶然性に基づいている場合には、その偶然性の根拠となっている信念が正当化されていなかったり偽であったりすることで利益を得損なう可能性が残っているという点で考慮が完全に合理的でなかったり、真なることを信じ損ねているという点で考慮者が完全に合理的でなかったりすることがあり得る。

る。同様のことは、考慮中の諸行為を行うことについての想定からも起こり得る。というのも、ある行為者が考慮中の行為のいずれかを行うということを信じている場合に、その考慮者の考慮に使われている信念が真でなかったり、正当化されていなかったりすることが起こり得るからである。一方、もし考慮中の諸行為を行うことが認識的に偶然ならば、考慮は正当化された真なる信念に基づいているので、少なくとも持っている信念の不手際によって利益を得損なうという可能性や、考慮に用いられている信念が間違っているという可能性はないだろう。ただし、考慮中の諸行為を行うことが認識的に偶然であったとしても、考慮によって利益を得るために必要となる知識を欠いていたり、必要な知識を持っていたり、その知識を用いた推論を上手くし損なったりすることによって考慮や考慮者が完全には合理的ではないということは起こり得る。しかし、こうした問題は、信念的偶然性に訴える見解においても生じる問題である。以上のことを踏まえると、考慮両立論を擁護する上では、認識的偶然性の方が望ましい。

しかしながら、人間の持つ能力を踏まえると、考慮の全てが知識に基づいているということはほぼあり得ない。そして、仮に考慮が信念的偶然性に根ざしているようなものであったとしても、その考慮の結果として満足化 (satisficing) にとって十分な利益が得られる確率が高い上、考慮者がその確率を高めるのに貢献する信念を十分に持っていたり、真なることを信じる可能性が高かったりするのであれば、その考慮や考慮者はいわゆる限定合理性 (bounded rationality) が課するような条件を満たしているだろう^{*108}。加えて、こうした限定合理性の要請は決定論者でも満たすことができるようなものである。以上のことをまとめると、理想的には認識的偶然性の方が考慮や信念の合理性を擁護する上では望ましいが、考慮が信念的偶然性に基づいていたとしても、考慮や考慮者が利益や真なる信念の獲得に際して、限定合理性が課するような条件を満たしている限りでは、考慮両立論の擁護には十分だろう。

このように、考慮において前提とされている余地が信念に基づく仕方で理解できるのであれば、限定合理性の要件を満たしている限りでは、考慮両立論と考慮の前提である余地に関する両立論の両方を擁護できる。では、信念に基づく余地はどのように定式化するのが適切なのだろうか。ここで出発点としたいのが先に説明した、現状最も詳細で有望とみなされているペレブームによる (S) である。

- (S) 異なる行為 $A_1, \dots, A_n$ について合理的に考慮するためには、それぞれの A_i について、私は A_i をするだろうという命題や私は A_i をしないだろうという命題を、S が確からしいと思うことはあってはならないのに加えて、(a) 私は A_i をするだろうという命題は、現在の文脈において、S にとって安定した全ての命題と整合的であるか、(b) もしそうした命題と整合的でないならば、不整合があることを S が信じることがあり得ないかの内、どちらか一方が正しいのでなければならない。(Pereboom, 2014, p. 113)

安定した命題とは次のようなものであった。

- (settled) ある行為者にとってある命題が安定しているのは、その行為者がその命題を信じており、その命題が真であることについてのいかなる (考慮の目的にとっての) 不確かさをも意に介さない場合に限る。(ibid., p. 113)

(S) によれば、考慮者にとって選択肢が信念的に偶然であるというときには、選択肢のどれを行うかを考慮者が確からしい (certain) とは思っていない。例を挙げると、そばとうどんの内どちらを昼食にするかという考慮においては、そばを食べることも確からしいとは思っていないし、うどんを食べることも確からしい

^{*108} 限定合理性については、Simon (1997) や、Grüne-Yanoff (2007)、Wheeler (2018) を見よ。

とも思っていないということが満たされていなければならないということである。そして、この条件が満たされている上に、(a) か (b) のいずれかの条件が満たされていなければならないとされる。

(a) は、(b) が満たされていない限りは、私はある特定の選択肢 A_i を行うだろうという命題が、現在の文脈において、考慮者にとって安定した全ての命題と整合的でなければならないというものである。この点に関連してペレブームは、全てを捨ててアフリカで傭兵になるかどうかという考慮を取り上げている (Pereboom, 2014, p.114)。こうした考慮は合理的である限りは行われまいという思われる。(S) の (a) はなぜこの考慮が合理的でないかを説明できる。それは、私は全てを捨ててアフリカで傭兵になるという命題は、私は全てを捨ててアフリカで傭兵になりはしないという安定している命題と整合的でないからである。すなわち、私は全てを捨ててアフリカで傭兵になりはしないという命題を考慮者は信じている上、現在の文脈においてそれが真であることについてのいかなる不確かさをも意に介していないため、アフリカで傭兵になるかどうかという考慮は合理的でないという訳である。つまり (a) は、自分が固く信じている命題と整合的でないような行為は考慮の対象とされないというもっともらしい見解を捉えようとしているのである。実際、こうした作用は重要でない選択肢を考慮の対象から排除する際に働いていると見込まれる。

(b) は、ある特定の選択肢 A_i を行うという命題が安定した命題と整合的でないならば、そうした不整合があることを考慮者は信じていてはならないという条件である。この条件は (a) に提示された反例に対処するために付け加えられた。その反例とは、ある特定の選択肢を行うという命題は安定している命題と整合的ではないのだが、相当思考を巡らせないとそのことに気づけないという状況において、実際に思考を巡らせて安定していないことに気づき、安定している命題との整合性を担保できる別の選択肢に切り替えたというような考慮である^{*109}。この考慮の場面において、ある特定の選択肢を行うという命題は安定した命題と整合的ではない。そのため、この考慮は (a) を満たしていない。しかし、考慮者は不整合があることに気づき、整合性を維持できるような別の選択肢に切り替えている。そのため、この考慮を合理的とみなすことに支障はないように思われる。この考慮を合理的なものとなしめるようにするために、ペレブームは (b) を追加した。つまり、不整合があるにも関わらず考慮がなされていたのは、ある特定の選択肢を行うという命題が安定した命題と整合的でないということを考慮者が信じていなかったからだという訳である。実際、考慮中の諸行為は自分の固く信じている命題と整合的であるということを考慮者は当然のこととしているように思われる。このことは、安定した命題との整合性を維持できない選択肢を行えるだろうと信じてしまい得ることが合理的とは思われないということからも言える。なぜなら、自分が行わないと固く信じていることと相容れないことを行うかについての考慮をすることは、合理的とは思われないからである。このように、(S) は考慮における信念的偶然性を説明する上で満足のいくものであるように思われる。

しかしながら、(S) に全く問題がない訳ではない。とりわけ、考慮中の選択肢を行うことのいずれも確からしくないと考慮者は信じていないという条件は強すぎるように思われる。というのも、合理的考慮の中にはある特定の選択肢を行うことが確からしいと信じられているものもあるように思われるからである。そうした事例はクラークとネルキンによって挙げられている。

エドナは今年の休みをどこで過ごすかを決めようとしている。このことについて彼女は、たまたまエドナが持っていないような情報を持っているエドに話をした。エドは、エドナがエディンバラにいる友達のエディに予想よりも安く会えるということに気付くだろうということを知っている。そして、エドナと、エドナの持つ他の選択肢についてエドの知っていることからすると、エドナはエディに会える機

^{*109} この例は S. マクグラフによって提示されたペレブームによって報告されている (Pereboom, 2014, p.114)。

会に気付いたならば、エドナはこの機会を逃さないだろうということをエドは知っている。しかしながら、エドは遊び好きであり、エドナに事の全てを伝えはしなかった。エドはエドナに、休みにエディンバラでエディと過ごしたくなるようなことをエドナは学ぶだろうということを私は知っているというこ
としか告げなかった。エドナはエドが自分のことをよく知っているということを知っており、エドがこ
の種のことを言うときにはいつでも彼は正しいということも知っているとしよう。このとき彼女は、休
みをエディンバラで過ごすだろうということを正当化された仕方では信じている。(Clarke, 1992, p. 108)

例えば、(バスケットボールのチャンピオンシップゲームの延長戦やコンサート、人生で1度しかチャ
ンスのないようなトレッキングといった)長く待ち望んでいたアクティビティに従事できるという状況
について考えよう。そこであなたは、家族が突然死んでしまったため誰かと話すことを切望している友
人から電話を受けた。かつてあなたは、友人が苦境にあるときにどうすべきかということについて常に
考慮していた時期があり、そこでは友達に寄り添おうという結論を常に出していた。実際、あなたはそ
ういうことをする人である。こうした考えなどに基づいて、あなたは今回友達の話聞くということを知
っている。しかしながら、あなたはまだ考慮も決定もしていない。だが、そうした考慮や決定はでき
るし行うことであろう。(Nelkin, 2011, pp.126-7)

同様の例としては次のようなものも考えられる。そばとうどんのどちらを昼食にするかという考慮の結果とし
て、そばを食べることに傾いて、そばを食べることを確からしいと思うようになった。しかし、うどんの方が
良いということに関する情報の見落としはないかと思い、念の為そばとうどんのどちらを食べるかという考慮
を行った。これらの事例において、考慮者は自分が何を行うかを確からしいと思っているとみなしても構わな
い。すなわち、エドナは休日エディンバラでエディと共に過ごすということを確認からしく思っているし、ネ
ルキンの例の考慮者は友人と電話で話すということを確認からしく思っているし、昼食についての考慮者はそ
ばを食べるということを確認からしいと思っているとしても構わない。ペレブームは、この種の事例における
考慮者はどの選択肢を行うかを確からしく思っていないということから、(S)における信念的偶然性を、考慮
中のどの行為についてもそれを行うとは確からしいとは思っていないというように定めた(Pereboom, 2014,
p.114)。しかしこの対応は、この種の事例における考慮者が、ある特定の選択肢を行うということを確認から
しく思っていないということからして、もっともらしい対応とは思われない。

なぜこの種の事例の考慮者は、ある特定の選択肢を行うということを確認からしいと思っているにも関わら
ず、合理性を損なうことなく考慮を行うことができるのだろうか。それは、考慮を行うことによって、より
利益をもたらす行為を選べると考慮者が見込んでいるからである。たとえばうどんを食べることはありそうも
ないと考慮者が思っていたとしても、例えばそば屋が臨時休業であるというように、大きな不利益をもたらす
と見込まれる事態への見落としがあり得ると考慮者が適切な仕方では信じているならば、考慮をしてみる価値は
ある。つまり、たとえある選択肢を選びそれを行うということを確認からしいと考慮者が思っていたとしても、
別の選択肢がもたらす利益が十分に大きいと考慮者が理に適った仕方で見込んでいる場合には、考慮を行うこ
とは合理的に認められるように思われる。同様の説明は、クラークやネルキンの例にも適用できる。クラーク
の例でエドナがエディンバラに行くかどうかの考慮を行えるのは、エディンバラに行く以外の選択肢の利益が
どれほどのものかエドナは見定められていないからである。ネルキンの例で友達と連絡を取るかについての考
慮ができるのは、アクティビティに参加することの利益が大きいと期待されるからである。つまり、考慮にお
いては、ある特定の選択肢を行うことが確からしいと思われていないのではなく、ある特定の選択肢を行うと
きの期待効用が他の選択肢の期待効用よりも多いということが確からしく思われていないのである。以上のこ
とを踏まえた上で(S)を改良すると、次のようになる。

(S') 相互に排他的な行為 $A_1, \dots, A_n$ について決定論に由来する矛盾した信念を抱かずに考慮するためには、任意の選択肢 A_i と A_j について、 A_i を行うことによる期待効用が A_j を行うことによる期待効用よりも高いということを考慮者 S が確からしいと思うことはあってはならないのに加えて、任意の選択肢 A_k について、(a) 私は A_k をするだろうという命題は、現在の文脈において、 S にとって安定した全ての命題と整合的であるか、(b) もしそうした命題と整合的でないならば、不整合があることを S が信じることもあり得ないかの内、どちらか一方が正しいのでなければならない。

(S') によれば、考慮において前提とされている余地とは、どの選択肢を行うのかを信念に基づいて特定できないということである。そして、そうした特定ができていない理由は、自分の持つ信念によってはどの選択肢の期待効用が最も高いのかが見通せないことに由来する。どの選択肢の期待効用が最も高いのかを特定できないということは決定論が正しくても成り立つので、この理解による余地は決定論とも決定論が正しいという信念とも両立する。また、(S') で設けられている条件は合理性を妨害しない。その結果として、(S') は合理性を損なうことなく考慮することを可能にしている。よって、(S') は考慮両立論の擁護に貢献する。

さらに、(S') は考慮における所与テーゼと考慮における現実主義とも親和的である。この2つの見解は次のようなものであった。

考慮における所与テーゼ 考慮に際しては、考慮している事柄以外のことは所与とみなされ、特段の事情がない限りは変更がないものとして扱われる。

考慮における現実主義 考慮に際しては、現に生じたことを踏まえてどの選択肢を行うのかが決められるのであって、現実起きていないことは参考とされない。

考慮している事柄以外のことは変更がないものとみなされるということは、(S') の (a) と (b) における安定した命題によって取り入れられている。つまり、考慮している事柄以外のことに関する命題については、真であることについてのいかなる (考慮の目的にとっての) 不確かさをも意に介さないという仕方では取り扱われるということである。また、(S') によると、どの選択肢を行うのかは、現実になり立っていることを踏まえて決められるのであって、現実には起きなかったことを踏まえる訳ではない。そのため、信念的可能性は考慮における現実主義と相性が良い。このように、(S') はこれまで検討してきた余地両立論とは異なり、考慮において前提とされている余地を扱うのに適しているのである。

これまで、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論の両方を擁護するために、信念的可能性に基づく余地の適切な説明とはどのようなものかを追求してきた。その結果、ペレブームが提案した (S) の改良形である (S') が、この2つの両立論の擁護に適しているということが示された。さらに、(S') は考慮における所与テーゼと考慮における現実主義も取り入れることができる。このように、(S') は考慮の特徴をうまく捉えた上で、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論を擁護するのに貢献するのである。

6.3 ヴァン・インワーゲンの例への応答

信念的偶然性に訴える BAT の解釈は、ヴァン・インワーゲンが提示した例についての適切な説明ができないという困難を抱えていると論じられてきた。ヴァン・インワーゲンは、ある行為を行うことが自分にとって可能だということを信じていない限り、その行為を行うかどうかの考慮はできないということを示す例として以下のような例を挙げた。

... 彼は2つのドアがある部屋にいる。そのうち一方は鍵がかかっておらず、もう一方は鍵がかかっており通れないと彼は信じているが、どちらがどちらかは分からない。ここで、どちらのドアから出るかについての考慮をしているところを想像するように彼に試みてもらおう (van Inwagen, 1983, p. 154)。

ヴァン・インワゲンによれば、この部屋にいる者は合理的である限り、どのドアから出るかという考慮をすることができない。なぜなら、一方のドアは鍵がかかっておりそこからは出られないと部屋にいる者は信じているので、ある特定のドアから出ることができるということを信じていないからである^{*110}。しかし例えば、(S')における信念の要請はこの事例において満たされているとしても構わない。部屋の中にいる者は、1つ目のドアから出ることによる期待効用と、2つ目のドアから出ることによる期待効用のどちらかがもう一方よりも高いということを確からしいとは思っていないとしてよい。また、私は1つ目のドアから出るという命題と私は2つ目のドアから出るという命題のどちらも、例えば1つ目のドアか2つ目のドアが開いているというような考慮者にとっての安定した命題と整合的だとしても支障はない。しかし、この事例ではどちらの選択肢も考慮者にとって可能だとは信じられていなかったので、本来考慮者の信念の状態を表す(S')は満たされてはいけなければならない。さらに、ヴァン・インワゲンが挙げた例は、一見すると決定論者が考慮しているときの状況と解しても問題はないように思われる。つまり、決定論者がある2つの行為について考慮している際に、その内一方は決定されており行えないが、どちらが決定されているかは分からないという状況は、ヴァン・インワゲンの挙げた例と同じ状況であるかのように思われる (Pereboom, 2014, p.116)。だとすると、考慮両立論の擁護のために用いられている見解が、このヴァン・インワゲンの例に適切に対処できていないのであれば、その見解は決定論者の考慮についても対処できていないことになる。

この問題を解決するために、考慮両立論の擁護には、考慮中の諸行為を行うことが信念的に偶然であることだけでなく、考慮の因果的効力性についての信念もまた必要であると論じられてきた。

(PE) ある行為者が ϕ することを自分にとって開かれた選択肢だと想定しているのは、自分が ϕ することを選んだとき、そしてそのときに限り、 ϕ するだろうということを、その行為者が想定しているときに限る。(Kapitan, 1986, p. 234; cf. Clarke, 1992, p. 103)

(EN) 合理的行為者は、合理的考慮者の本性からして、複数の選べる選択肢を持っており、自身の考慮が自身の選択肢にとっての説明的結節点 (explanatory nexus) [違いの作り手 (difference maker) のこと] だと信じていなければならない。(Nelkin, 2011, p. 142)

(DE) A_1 と A_2 が別の行為であるときに、 A_1 をするか A_2 をするかについての合理的考慮を行うためには、もし A_1 をするか A_2 をするかを考慮の結果として A_1 をするのが最善だと判断したならば、通常の条件では、この考慮に基づいて A_1 をするだろうということを考慮者は信じているのでなければならない。 A_2 についても同様である。(Pereboom, 2014, pp. 118-9)^{*111}

なお、(DE) での「この考慮に基づいて」は、因果的な意味である。こうした因果的効力性についての信念によって、ヴァン・インワゲンの例は考慮両立論にとっての問題とはならないことが示せる。ここでは、ペレ

^{*110} フィッシャーやウィデカーはこのヴァン・インワゲンの例のような状況においても、どちらのドアを開けるのかを選ぶことに関する考慮ができると論じている (Fischer, 2006, p. 326; Widerker, 2019, p.338)。しかし、フィッシャーやウィデカーのいう考慮は、どのドアを開けるように試みるかを選ぶことに関するものであり、どのドアから出るかという考慮とは別の考慮でしかない (Nelkin, 2011, p. 130; cf. Bok, 1998, p. 106)。

^{*111} ペレブームは、最善の判断でなく、他のものより好ましいという場合や、同じくらい善い場合において均衡を破る場合、意志の弱さに関わる場合等に対処できるように、(DE) は細かい修正がされる必要があると述べている (Pereboom, 2014, pp. 119-20)。

ブームの (DE) によるヴァン・インワーゲンの例への対応を確認しよう (ibid., p. 119)。ヴァン・インワーゲンの例では、考慮に必要な (DE) は成り立っていない。なぜなら、2つのドアの内一方のドアについては、そのドアから出ることが最善だと判断したときに、その考慮が原因となってそのドアから出ようということを、部屋にいる者は信じていないからである。一方、考慮している決定論者は (DE) を満たせる。なぜなら、通常の条件では、 $A_1(A_2)$ をするのが最善だと判断したときには、この考慮者は、決定論が正しく実現し得る可能性が1つしかないことで、考慮に基づいて A_1 を行うか考慮に基づいて A_2 を行うかのどちらか一方しか行い得ないと信じており、かつどちらが決定論によって行い得ないのかを知らないが、 A_1 をするか A_2 をするかについての考慮が原因となって $A_1(A_2)$ を行うということを合理的に信じられるからである (ibid., p.119)。このことをもう少し詳しく確認していこう。ヴァン・インワーゲンが挙げた例では、1つ目のドアを開けるという決定をしたという状況での、1つ目のドアを開けるという決定に基づいてそのドアを開けるだろうという信念の度合いは、どちらのドアが閉まっているか分からないことにより無差別なのだから、0.5であろう。2つ目のドアについても同様である。しかし、決定論者がそばを食べるかうどんを食べるかについて考慮している場合では、そばを食べたほうが良いという決定をしたという状況での、そばを食べるという決定に基づいてそばを食べるだろうという信念の度合いは 0.5 を大きく超えていてよい。なぜなら、決定論下において、そばを食べたほうが良いという決定をしてざるそばを食べるように促されたということは、そばを食べよう決定づけられていることの証拠となるからである。そしてこのことから、ヴァン・インワーゲンが挙げた例は、決定論者が考慮しているときの状況と解するべきではないということも分かる。ヴァン・インワーゲンの例では、たとえ考慮者が一方のドアを開けたほうが良いという判断をして、そのドアを開けるという決断をしたとしても、その決断はドアが開いていることとは関係がないため、そうした決断をしたことはドアが開いていることの証拠にならない。しかし、決定論者が通常行うような考慮においては、ある行為を行ったほうが良いという判断をして、その行為を行うという決断を下したときには、その決断は考慮の結果行う行為と関係があることにより、そうした決断をしたことはその行為を行うことの証拠になるのである。

このように、考慮の際に、考慮中の諸行為を行うことが信念的に偶然であるということだけでなく、考慮が因果的効力を有するという信念を考慮者が抱いているのであれば、ヴァン・インワーゲンの例に対処ができるようになる。また、考慮が因果的効力を有するという信念は、考慮者が抱くことができるというだけでなく、実際に抱いている信念でもあるだろう。

よって、(S') に考慮の因果的効力性についての信念を加えれば、考慮両立論の擁護ができる。この論文では、これまでの考慮についての考えをもとに細かい修正を施した (DE') を用いることとする。

(DE') 相互に排他的な行為 $A_1, \dots, A_n$ について決定論に由来する矛盾した信念を抱かずに考慮するためには、もし考慮の結果として $A_i (1 \leq i \leq n)$ をするのが最善だと判断したならば、通常の条件では、この考慮が原因となって A_i をするだろうということを考慮者は信じているのでなければならない。

6.4 動物・幼児の考慮に訴える反論への応答

これまでは考慮両立論を、考慮中の諸行為を行うことが信念的に偶然であることと考慮の因果的効力性についての信念に訴えて擁護しようとしてきた。こうした試みに対してコフマンとウォーフィールドは、この2つの要件に訴える考慮両立論の擁護に従うと、実際には考慮ができるはずのある種の動物や小さな子どもは考慮ができないという帰結が導かれてしまうという批判を行った (Coffman and Warfield, 2005, pp.38-40)。BAT の信念的偶然性による解釈への批判として、この2人は次のような BAT の解釈の問題点を指摘している。

認識的可能性についての信念説 (Belief in Epistemic Possibility Thesis: BEP) S が異なる行為について考慮するのは、それらの行為をすることのいずれもが S の信じている特定の命題と整合的であると S が信じているときに限る。(cf. Coffman and Warfield, 2005, p.38)

BEP は、考慮者が自分の信念と考慮中の行為を行うことが整合的だということを信じていなければならないとするために、考慮者が整合性の概念や高階の信念、認識的可能性の概念をもっていることを要請する。しかし、チンパンジーやアカゲザル、イヌといった動物や小さな子ども (small children) はそうした概念をもっていないにも関わらず考慮を行える。そのため、BEP のように整合性や高階の信念、認識的可能性への理解を合理的考慮に必要とするような見解は間違っているとこの 2 人は論じる。

また、因果的効力性についての信念を合理的考慮の必要条件として要請するような立場に対しても、この 2 人は同様の批判を行っている。この 2 人が取り上げるのは次の見解である。

選択についての反事実的条件文についての信念説 (Belief in Counterfactual about Choice Thesis: BCC) S

が異なる行為について考慮するのは、任意の考慮中の行為について、もしその行為を行うよう選んだのならばその行為を行っていたらというのを S が信じているときに限る。(cf. Coffman and Warfield, 2005, p.40)

BCC によれば、任意の考慮中の行為について、もしその行為を行うことに決めたのならばその行為を行うだろうということが考慮においては信じられているのでなければならない。つまり、「もし～ならば、・・・だろう」という反事実的条件文が理解できることが求められている。しかし、考慮ができるチンパンジーやアカゲザル、イヌといった動物や小さな子どもは、反事実的条件文を処理する能力を持っていないと考えられる。もし反事実的条件文を処理する能力がなければ考慮の因果的効力性についての信念をもつことができないにも関わらず、そうした処理能力をもたないある種の動物や小さな子どもが考慮を行えるのであれば、考慮の因果的効力性についての信念が考慮に必要なだということは間違っている (ibid., pp.40-1)。

つまり、コフマンとウォーフィールドの議論が正しいと、考慮中の諸行為を行うことが信念的に偶然であることと、考慮の因果的効力性についての信念に訴えて考慮両立論を擁護しようという試みは、考慮を行うための条件に関して過剰な認知的・概念的な要請をしているという問題を抱えていることになる。

このコフマンとウォーフィールドによる批判に対して、ネルキンとペレブームはそれぞれ異なる応答をしている。ネルキンは、人間が自由へのコミットメントを示すということに関心をおく限りでは、認知的洗練を前提とする人間の考慮についての理解を採用することはもっともらしいと応じている (Nelkin, 2011, p.139)。つまり、自由と深い関わりのある人間 (の成人) が行う考慮こそが問題なのだから、ある種の動物や小さな子どもが合理的考慮の必要条件を満たせなくても、考慮両立論の擁護には支障はないとネルキンは応答している。

一方ペレブームは、BAT の信念的偶然性に基づく解釈と考慮の因果的効力性についての信念に関して要請されている条件は、ある種の動物や小さな子どもでも満たせると応じている (Pereboom, 2014, p.124)。ペレブームによれば、BAT の信念的偶然性に基づく解釈においては、考慮者が整合性の概念を持っていることや高階の信念を持っていることは要請されていないので、考慮者が整合性の概念を持ち整合性について理解していることや、こうした信念のあり様に関する高階の信念をもっていることは必要とされない (ibid., p. 124)。また、因果的効力性についての信念に関しては、考慮ができるある種の動物や小さな子どもは、考慮に伴う原初的レベルでの因果的推論に必要な心的シミュレーションや非言語・概念的表象の能力をもっているとペレブームは主張する (ibid., pp. 123-4)。その擁護として、「もし私が左にジャンプしたらあのネズミは逃げるが、もし右にジャンプしたらあのネズミは壁に追い詰められるだろう」と我々が表象するであろう心的状態をネコ

は持つことができるという例を挙げている (ibid, p.124)。要するに、実際にはある種の動物や小さな子どもにとって考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であるということはある上、そうした者は因果的効力性についての信念をもつのに必要となる原初的な因果的推論の能力を持っているとペレブームは応答している。

このように、BAT の信念的偶然性による解釈と考慮の因果的効力性についての信念に訴える考慮両立論の擁護は過剰な認知的・概念的要請を課しているというコフマンとウォーフィールドの批判に対して、ネルキン は自由と関わる考慮に必要とされる能力は人間 (の成人) だけが持つことができるためそうした要請の過剰さは容認できると応じている一方で、ペレブームはある種の動物や小さな子どもでもそうした能力を持つことができるため過剰な要請は為されていないと応じている。つまり、以上の議論で焦点となっているのは、(i) 考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることや、考慮の因果的効力性についての信念を持つことといった考慮両立論の擁護に持ち出された条件は、ある種の動物や小さな子どもにとって過剰な認知的・概念的な要請なのか、つまり、この2つの条件をある種の動物や小さな子どもは満たすことができるのか、(ii) そもそも、ある種の動物や小さな子どもはコフマンとウォーフィールドやペレブームの想定通り、合理的な考慮を行えるのか、(iii) ネルキンの関心である人間 (の成人) の考慮の独自性は何に存するのか、といった問いである。以下では、この3つの問いについて検討していく。そして、これら3つの問いについての答えからは、信念的偶然性に基づく余地と考慮の因果的効力性についての信念に訴えて考慮両立論を擁護しようとする試みについての問題は生じないということを示す。

まずは、(ii) ある種の動物や小さな子どもは合理的な考慮を行えるのかという問いから検討する。そのためにはまず、考慮を合理的にする条件とは何かを特定しなければならない。考慮の合理性は、考慮が行為の選択に関わる以上、どのような行為を行うべきかに関する規範によって評価されるものである。そうした規範には少なくとも2つのものがある。1つ目の規範は、帰結主義的 (consequentialist) なものであり、この規範によれば、ある考慮が合理的であるのは、その考慮によってより少ない労力でより多くの利益が得られる確率が上がる場合であり、その場合に限る。2つ目の規範は、義務論的 (deontologist) なものであり、この規範によれば、ある考慮が合理的であるのは、その考慮が論理法則や、確率や効用に関する意思決定理論の原理に従っている場合であり、その場合に限る^{*112}。合理的に考慮する能力というのは、こうした規範が課す制約に従い考慮する能力であろう。

もしこうした規範が合理的な考慮の評価に使われる規範であるならば、ある種の動物や小さな子どもが合理的に考慮できるかという問いに答えるには、ある種の動物や小さな子どもが帰結主義的規範や義務論的規範に則った考慮を行えるかを確かめればよい。ところで考慮とは、重要でない選択肢を排除した上で、選択肢を選ぶべきか選ばないべきかに関する理由を突き止めるよう試みた後に、その理由を踏まえて実行する選択肢を選ばないしは決めるように試みる過程のことであった。そして、少なくともある種の類人猿や2歳前後の人間の子どもはそうした考慮ができるということを示唆する実験がある。オランウータンや、チンパンジー、2歳前後の人間の子どもは、ピアジェが「対象の永続性の第6段階」と呼んだ直接知覚できない対象の移動についての理解を必要とするテストに成功することが示されている (cf. Call, 2001; Collier-Baker and Suddendorf, 2006)。ここでは、二重の見えない置き換え (double invisible displacement) と呼ばれる手続きを用いるテストを取り上げる。まず、不透明な入れ物に報酬 (餌やおもちゃ) を入れるところを被験者^{*113}に見せ、その入れ物

^{*112} 合理性の規範には帰結主義的なものと義務論的なものがあるとする考えについては、Samuels et. al (2002) を参考にした。ただし、この論文で焦点になっているのは考慮ではなく推論の合理性である。また、この論文では帰結主義的な規範が利益の最大化によって定式化されているが、ここでは利益の最大化にこだわらず、より限定合理性に配慮した定式化を用いている。

^{*113} コールの実験では、7匹のチンパンジーと5匹のオランウータン、12人の生後24-26ヶ月以内の幼児が、コリア=ベイカーとズデンドルフの実験では、2匹のチンパンジーと10人の生後24-26ヶ月の幼児が、被験者としてテストを受けた (Call, 2001, p.160,

を被験者から見て水平で一直線状に並んだ3つの透明でない箱からランダムに選んだ2つの箱に順々に入れる。その際、2つの箱の内1つの箱に被験者から見えなように報酬を移し、空になった入れ物を被験者に見せる。そして、被験者が複数回の試行において報酬の入った箱を選択するかを確かめる。この際、報酬の入った箱の候補は2つあるので、被験者が2つの候補の内一方を選び外した場合はもう一度選択の機会が与えられる。その結果、オランウータンや、チンパンジー、2歳前後の人間の子どもは、単なる偶然の選択よりは良い成績を上げることが判明した^{*114}。

先程論じたように、このテストは直接知覚できない対象が移動したことを被験者が理解できるかどうかを検証するためのものである。ただ、この実験結果は、ある種の類人猿や2歳前後の人間の子どもが合理的に考慮できるということの証拠としても解釈できるように思われる。こうした実験において、ある種の類人猿や2歳前後の人間の子どもは、箱を選ばないという行為をしないようにした後、実験者が報酬を入れた候補である箱という理由に基づいて箱を選び取っている。そのため、重要でない選択肢を排除した後、どの選択肢を選ぶべきかについての理由を突き止めるように試みた上で、実行する行為を決めるように試みる過程が被験者に生じているであろうからである。また、こうした課題の達成は被験者に報酬を得させる上、被験者が1回目の選択で報酬を獲損ねた場合には実験者が入れ物を入れた別の箱を選ぶというようにある種の選言的推論に従っていることから、被験者は帰結主義的規範や義務論的規範に従い考慮する能力も備えているようにも思われる。

以上のように、ある種の類人猿や2歳前後の人間の子どもは合理性を損なわずに考慮するために必要となる認知的・概念的能力を持っているということの一応の証拠はある。よって、(ii)の問いに対する答えは、おそらくある種の動物や小さな子供は合理的考慮ができるだろうというものになる。

次に、(iii) 自由と関わるような人間 (の成人) の考慮の独自性は何に存するのかという問いについて検討する。この問いに答えるには、スリパーダが行っている議論が参考となる (Sripada, 2016b)。スリパーダは、行為者に意思決定を可能とさせる心理学的能力を、様々な行為の計画の候補とそうした計画の帰結についての心的表象の集合を作り上げる建設的過程 (constructive process) と、それらの集合に価値付けの重みを課し最も重みのある行為を実行に移すような選択的過程 (selective process) に分ける^{*115}。そして、建設的過程と深く関わる帰結の幅 (latitude) が、人間に特徴的な自由をもたらす心理学的特性であると主張する (ibid., pp.2915-6)。帰結の幅とは、建設に関する力が優勢となることで、選択肢の集合のサイズが大きくなったときに、行為者が獲得するもののことである。帰結の幅がどれだけ大きいかは、選択肢の集合のサイズがどれだけ大きいかによって決まるが、その集合のサイズの大きさは、何かへのケアを行為によって顕すという自己表現 (self-expression) を行うための機会の数と多様性がどれほどその集合に含まれているかによって決まるとされる (ibid., p. 2916, p. 2924)。

スリパーダは、帰結の幅を増やすような建設的過程を人間に行うことを可能とさせている要素として、以下の5つの要素を挙げている (ibid., pp.2918-2921)^{*116}。

p.166; Collier- Baker and Suddendorf, 2006, p.90, p.95)。

^{*114} コールの実験においては、チンパンジーとオランウータンは1回、人間の幼児は4回二重の見えない置き換えを伴うテストを受け、どちらも報酬を得る確率はそれぞれの総計で約60%であった (Call, 2001, p.162, p.167)。コリア=ベーカーとズデンドルフの実験では、チンパンジーと人間の幼児は共にウォームアップの後に12回二重の見えない置き換えを伴うテストを受け、報酬を得る確率はチンパンジーの場合では総計で約50%、人間の幼児の場合では総計で約70%であった (Collier-Baker and Suddendorf, 2006, p.91, p.95)。ただし、ランダムに選んだ箱が隣り合っていない場合には、チンパンジーとオランウータンの成績は極めて悪くなった (Call, 2001, pp.162-3; Collier-Baker and Suddendorf, 2006, p.91)。

^{*115} スリパーダは、この2つの過程には動的な相互作用があると述べている (Sripada, 2016b, p.2917)。

^{*116} スリパーダは、以下で示す5つの要素は人間の絶対的な独自性を示すというよりは、むしろ人間以外の動物と人間の間にある連続的な違いを示していると考えている (Sripada, 2016b, p.2918)。

- (1) いくつかの副次的目標を達成するための秩序立った方法と結びつく行為の構造づけられた系列からなる上、柔軟な調整をも許すような階層的計画 (hierarchical plans) を形成する能力
- (2) 遠い過去や未来の時間でさえも心的に表象する拡張された時間の地平 (extended time horizon)
- (3) 自身の心理学的状態を心的に表象するメタ表象 (meta-representation) の能力
- (4) 一見すると不可能に思えることでも達成するような創造性 (creativity)
- (5) 我々の環境に溢れており、行える行為の範囲を広げるような精巧な技術的インフラ (elaborate technological infrastructure)

スリパーダによれば、人間がもつこれらの5つの心理学的能力が、人間の自由と関わる帰結の幅を人間以外の動物よりも大きくしている要因なのである。

前で論じたように、考慮とは、重要でない選択肢を排除した後に、選択肢を選ぶべきか選ばないべきかに関する理由を突き止めるよう試みた上で、その理由を踏まえて実行する選択肢を選ぶないしは決めるように試みる過程である。よって、考慮はおおよそスリパーダがいうところの建設的過程と選択的過程に対応する。だとすると、上述の5つの要素が人間(の成人)の考慮の独自性を特徴づけるものでもあることは許されるだろう。すると、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることは、人間(の成人)が行う考慮の独自性と深く関わるのが分かる。なぜなら、BATの信念的偶然性による解釈では、考慮者が考慮中の行為を行うことと行わないことの両方を自身の信念と照らし合わせることが要請されているが、この要請を果たすにはメタ表象の能力が必要だと考えられるからである。実際、(S')は安定した命題とある特定の選択肢を行うという命題が整合的かどうかに応じて信念を調整せよという要請を行うため、(S')に従うには自分の信念についてのメタ表象が必要となる。加えて、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることは、人間(の成人)が行う考慮において大抵の場合生じている上、選択肢の精査を促しもするので、この偶然性が人間(の成人)による考慮の独自性を特徴づけるものだというのもっともらしい。

考慮の因果的効力性についての信念も、考慮という心的過程についてのメタ表象の一種なので、一見すると人間(の成人)の考慮の独自性を特徴づける一要素であるかのように思われる。しかし、ある要素が人間(の成人)の考慮の独自性を特徴づけるのだとしたら、その要素は人間(の成人)の考慮に何かしらの貢献をなすものでなければならない。しかし、考慮の因果的効力性についての信念は、人間(の成人)の考慮に特別な貢献を果たすものではない。相互に排他的な行為についての考慮をしている者が、考慮の因果的効力性についての信念を持っていないと仮定しよう。仮にそうだとすると、考慮両立論を支持するということを除いては、この考慮者は自身の考慮において何かしら不利を被ることはないであろう。むしろこの信念は、ただ考慮の際に素朴に信じられているのにすぎないように思われる。よって、考慮の因果的効力性についての信念は、人間(の成人)の考慮の独自性を特徴づけるものではない。以上の議論から、少なくとも、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることは、人間(の成人)が行う考慮の独自性を特徴づけるのもっともらしい候補であることが分かる。よって、(iii)の問いには、先に挙げた5つの要素と考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることが、人間(の成人)の考慮を特徴づけるものだと答えられる。

これまでの議論を踏まえて最後に、(i)ある種の動物や小さな子どもは、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることや考慮の因果的効力性についての信念を持つことのような要請に従えるのかという問いに取り組む。先に論じたように、考慮中の行為を行うことを信念的に偶然とする能力や考慮の因果的効力性についての信念を生み出す能力は、どちらもメタ表象の能力を必要とする。しかし、人間以外の動物や類人猿と同程度の心的能力しか持たない人間の幼児は自分の心的状態についてのメタ表象の能力を持たないだろう。せいぜいこれらの者が表象できるものは、外界にある物体や自身の身体、他者の心に限られるだろう。よって、類人

猿や2歳程度の幼児は、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であるようにする能力や考慮の因果的効力性についての信念を得る能力を持たないであろう。よって、(i)の問いには、ある種の動物や小さな子どもは考慮両立論の擁護に用いられた2つの条件は満たすことができないと答えられる。

これまで、コフマンとウォーフィールドによる批判に関する論争で焦点となっていた3つの問い、すなわち、(i) 考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることや、考慮の因果的効力性についての信念といった考慮両立論の擁護に持ち出された条件は、ある種の動物や小さな子どもが満たせるようなものなのか、(ii) ある種の動物や小さな子どもは合理的な考慮を行えるのか、(iii) 人間(の成人)の考慮の独自性は何に存するのか、といった問いについて検討してきた。そして、(i)の問いには、満たすことはできない、(ii)の問いには、行うことができる、(iii)の問いには、スリパーダが提唱した5つの条件と、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることに存すると答えられると論じてきた。

ここからコフマンとウォーフィールドによる批判に対して何が言えるだろうか。この2人による批判とは、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることと考慮の因果的効力性についての信念に訴える考慮両立論の擁護は、認知的・概念的に過剰な要請をしているために、ある種の動物や小さい子どもの考慮をうまく取り扱えていないというものであった。(ii)の問いの答えより、チンパンジーのような動物や小さな子どもは合理的考慮を行うことができる。しかし、(i)の問いの答えより、これらの動物や子どもは、メタ表象の能力を持っていないと見込まれるため、考慮両立論の擁護に用いられた2つの要件を満たせないと考えられる。よって、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることと考慮の因果的効力性についての信念は、合理的考慮の必要条件ではないことが分かる。もしこの2つの要件がネルキンとペレブームが想定するように合理的考慮の必要条件なのだとしたら、コフマンとウォーフィールドの批判は成功していることになる。しかし、考慮両立論の擁護に持ち出されたこの2つの条件を合理的考慮の必要条件としないのであれば、この批判をかわすことができる。考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることと考慮の因果的効力性についての信念が考慮両立論の擁護に持ち出される理由は、この2つの要件が合理的考慮の必要条件だからではなく、決定論者が考慮の際に矛盾した信念を抱かないようにするためである。(S')を再び振り返ろう。

(S') 相互に排他的な行為 $A_1, \dots, A_n$ について決定論に由来する矛盾した信念を抱かずに考慮するためには、任意の選択肢 A_i と A_j について、 A_i を行うことによる期待効用が A_j を行うことによる期待効用よりも高いということを考慮者 S が確からしいと思うことはあってはならないのに加えて、任意の選択肢 A_k について、(a) 私は A_k をするだろうという命題は、現在の文脈において、 S にとって安定した全ての命題と整合的であるか、(b) もしそうした命題と整合的でないならば、不整合があることを S が信じるがあり得ないかの内、どちらか一方が正しいのでなければならない。

(S')において、考慮中の行為が信念的に偶然であることは、決定論者が考慮する際に矛盾した信念を抱かないようにさせるという役割を持たされている。このことにより、矛盾した信念を抱くという信念に関する合理性の侵犯は避けられる。考慮中の選択肢の内どの選択肢の期待効用が最も高いかを特定できないということや、特定の選択肢を行うという命題が安定した命題と整合的であること、もしくは整合的でないときに不整合があるとは信じ得ないということのいずれも、決定論が正しいことと両立する。よって、決定論者が(S')に従っている場合には、決定論が正しいという信念に由来する信念の矛盾は回避されている。このように、(S')が守ろうとする合理性とは、考慮の合理性という実践的なものではなく、信念の合理性という理論的なものである。また、考慮の因果的効力性の信念が求められるのは、ヴァン・インワージェンの例に対処するためであって、考慮の合理性に貢献するからという訳ではない。以上のように、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることと考慮の因果的効力性についての信念という2つの条件を、考慮の合理性の必要条件ではなく、考

慮において合理性を損なわないようにする条件と考えるのであれば、コフマンとウォーフィールドの批判に対処できるのである。

これまで、(i) 考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることや、考慮の因果的効力性についての信念といった考慮両立論の擁護に持ち出された条件は、ある種の動物や小さな子どもが満たせるようなものなのか、という問いと、(ii) ある種の動物や小さな子どもは合理的な考慮を行えるのか、という問いが考慮両立論とどう関わるのかについて考えてきた。では、(iii) 人間 (の成人) の考慮の独自性は何に存するのか、という問いについてはどうだろうか。この問いは、ネルキンが人間 (の成人) に特有の自由を捉えようとしていたところから議論されたものである。この問いについては、スリパーダが提唱した5つの条件と、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることに存すると答えた。そこで、考慮の因果的効力性についての信念は考慮に貢献する訳ではないという理由から、人間 (の成人) の考慮の独自性を特徴付けるものではないと結論づけた。よって、考慮両立論の擁護に使われた2つの条件全体は、人間 (の成人) の考慮の独自性を特徴づける条件ではない。以上のことからすると、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることと考慮の因果的効力性についての信念を、人間の考慮の独自性を構成するものだと考えることは、考慮両立論の擁護とは独立のものだということが分かる。少なくとも、考慮両立論を擁護するという目的に照らせば、不必要なコミットメントは避けるべきだろう。

ここまでの議論をまとめよう。(i) 考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることや、考慮の因果的効力性についての信念といった考慮両立論の擁護に持ち出された条件は、ある種の動物や小さな子どもが満たせるようなものなのかという問いには、満たすことはできないと、(ii) ある種の動物や小さな子どもは合理的な考慮を行えるのかという問いには、行うことができると、(iii) 人間 (の成人) の考慮の独自性は何に存するのかという問いには、スリパーダが提唱した5つの条件、及び考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることに存する、というように答えられる。もし事情がこのようなのであれば、ネルキンやペレブームのように、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることと考慮の因果的効力性についての信念を合理的考慮の必要条件と考えるときには、コフマンとウォーフィールドによる批判は成功していることになる。しかし、この2つの条件を合理的考慮の必要条件と考える必要はないし、人間 (の成人) の考慮の独自性を特徴づける条件と考える必要もない。あくまでも、ヴァン・インワージェンの例に対処しつつ、決定論者が矛盾した信念を抱くことなく考慮するための条件だと考えれば考慮両立論の擁護には十分であり、そう考えればコフマンとウォーフィールドの批判はかわせるのである。

6.5 非決定論的な因果に訴える反論への応答

これまでの所、考慮において前提とされている余地を考慮中の諸行為が信念的に偶然であることとして理解した上で、考慮の因果的効力性についての信念に訴えれば、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論の両方を擁護できると論じてきた。こうした擁護に対しては、考慮において前提とされている余地は非決定論的なもの、すなわち、決定論が偽であることにより少なくとも2つ以上の選択肢が因果的に開かれているというものとして理解されなければならないという反論が為されている。

まずは、ヘンデンによって提示された議論から見ていく (Henden, 2010, pp.327-32)。ヘンデンによれば、考慮の中には、どの選択肢を選ぶかについての理由が決め手を欠くため、選択肢の決定についての意図的な努力が必要になるような真剣な考慮 (serious deliberation) というものが存在する。真剣な考慮の目的は、選択肢を支持する決め手となる理由がない中でどの選択肢を選ぶかを確定し、究極的にはその選択に基づいて行う行為を決めることにありとされる。そして、真剣な考慮を行う者は、このことが真剣な考慮の目的だと信じている

上、この信念を正しいものとしている事柄を前提としているはずだとヘンデンは考える。そうした前提とされている事柄の候補としてヘンデンが有望とするのは、何故ある選択肢ではなくてこの選択肢が選ばれたのかを説明する因果的違いについての事実である。では、そうした違いの作り手 (difference maker) は一体何なのか。理由が決め手となっていないということから、選択自体を目的とした追加の努力を行うという考慮者の行為が違いの作り手になっているとヘンデンは主張する。つまり、真剣な考慮を行う者は、選択肢を選ぶことを目指す追加の努力を行うという自分の行為が違いの作り手であるということを前提としている。しかし、この前提は決定論が正しいという信念と両立しないとヘンデンは論じる。なぜなら、因果的決定論が正しいと信じているならば、先行する状態や出来事によって選択が因果的に必然化されるということも信じているので、合理的な決定論者は意図的な追加の努力を行うという行為ではなく、その行為に先行する状態や出来事が違いの作り手であると信じなければならないからである。意図的な追加の努力を行うという行為が、ある行為をするかしないかを決めると信じるためには、その行為をする力だけではなく、その行為をしない力も持っていると信じていなければならない。それ故、真剣な考慮における考慮中の諸行為を行うことができるという信念は、行為を不可能にする決定論のような先行条件は存在しないという信念でなければならないとヘンデンは論じる。まとめると、このヘンデンの反論は、決定論を信じる者は自らの考慮が違いの作り手だという信念を持つことは許されていないという反論である。

同様の議論はウィデカーによっても為されている。ウィデカーは次のような例に訴えて、決定論を信じている者は自分の考慮によって行う行為が決められたということを信じられないと論じた (Widerker, 2019, p.343)。ある実験にジョーンズは参加した。研究者はジョーンズの意識がない間に神経系を調整して、ポエムを作ろうとジョーンズが思うように設定した。その後研究者は、あなたは考慮を行った後、ある特定の決まった行為を実行するというような調整を施されましたとジョーンズに伝えた。ジョーンズは研究者のその報告を信じた。こうした状況においてジョーンズは、自分が何を行うかを定める立場にあるということを信じられないとウィデカーは主張する。ウィデカーによれば、たとえ何をするかを自分が決めているという自律的であるように思われる活動 ('seemingly autonomous' activity) がジョーンズに現れるのだとしても、ジョーンズはこの現れを幻想だとみなす。もしこの主張が正しいのならば、決定論者も、自分の考慮が行う行為を決めているとは信じられない。なぜなら、決定論を正しいと信じる者は、ある特定の決まった行為を行うということを信じているからである。

もしこれらの議論が正しいのだとしたら、決定論者は自身の考慮が因果的効力性を有すると信じられないことになる。だとしたら、考慮の因果的効力性についての信念に訴えて考慮両立論を擁護する試みには問題があることになる。

しかし、これらの反論に対しては、決定論者であっても考慮の因果的効力性についての信念を抱くことは許容されていると応答できる。確かにヘンデンの言うように、決定論者は選択肢を選ぶことを目指す追加の努力を行うという自分の行為が、違いの作り手だと信じることはできない。しかし、ヘンデンの言い分に反して、意図的な追加の努力を行うという行為に先行する状態や出来事が違いの作り手であると信じることを許すような根拠はない。その一方で、決定論者は選択肢を選ぶことを目指す追加の努力を行うという行為が、考慮の結果として行う行為を産出しているとは信じられるのである。

まずは、選択肢を選ぶことを目指して追加の努力を行うという行為 (以下、努力行為) や、その行為に先行する状態や出来事 (以下、先行条件) を違いの作り手だと信じる根拠がないことを示す。あるものが違いの作り手であるのは、次の条件を満たしているときに限る。

違いの作り手 C と E が異なる要素 (factors) である場合に、C が E に違いを作り出すのは、もし C が起きた

ら E が起きるであろうし、かつもし C が起きなかったら E が起きないであろうとき、そのときに限る (Menzies, 2004, p. 152; cf. Lewis, 1973a[1986])*¹¹⁷。

最初に、努力行為がこの条件を満たすことを信じる根拠がないことを示す。このとき、示すべきことは次の反事実的条件文が真であることを信じる根拠がないことである。なお、決定論者による努力行為と、努力行為の先行条件、考慮の結果として行う行為（以下、結果の行為）は、評価の基準となる決定論的世界 w で実際に起きたと仮定する*¹¹⁸。

努力行為に関する反事実的条件文 「もし決定論者による努力行為が起きたら、結果の行為が起きるであろうし、かつ、もし決定論者による努力行為が起きなかったら、結果の行為は起きないであろう」

1 つ目の反事実的条件文である「もし決定論者による努力行為が起きたら、結果の行為が起きるであろう」は、決定論者による努力行為と結果の行為は共に w で起きており、w は w 自身に最も似ているので、真である*¹¹⁹。そして、2 つ目の反事実的条件文である「決定論者による努力行為が起きなかったら、結果の行為は起きないであろう」が真であるのは、決定論者による努力行為と結果の行為が共に起きなかったある可能世界が、決定論者による努力行為は起きなかったが結果の行為は起きたどの可能世界よりも w に似ているときである。この 2 つ目の反事実的条件文の真偽を判定するために、この 2 つの可能世界は共に決定論的であり、決定論を信じる w の考慮者が努力行為をする寸前までの世界の状態が完全に w と一致しているとしよう。そして、この 2 つの可能世界では w において努力行為が起きたその瞬間に努力行為が起きなかったとしよう*¹²⁰。この想定の下では、この 2 つの可能世界の内どちらが w に似ているかは、努力行為が生じなかった場合に、w において結果の行為が起きやすいのかどうかによって決まる。しかし、この状況下では、前者の可能世界が後者の可能世界よりも w に似ていると考えるべき根拠が与えられていない。この 2 つの世界で結果の行為を引き起こしている原因の候補としてもっともらしいのは、行うべき行為を決める努力行為以外の何らかの心的過程のはずである。しかしこの心的過程は、結果の行為を生じさせることと生じさせないことのどちらかを積極的に引き起こすと考えるべき根拠が与えられていない。つまり、たとえ努力行為以外の心的過程によって何を行うかを決めたとしても、その行うと決めた行為が結果の行為であるともそうではないとも結論づけられないということである。よって、決定論者による努力行為と結果の行為が共に起きなかったある可能世界が、決定論者による努力行為は起きなかったが結果の行為は起きたどの可能世界よりも w に似ているということを信じる根拠はない。従って、2 つ目の反事実的条件文を真だと信じる根拠はない。以上のことから、努力行為に関する反事実的条件文を真だと信じる根拠はない。

次に、先行条件が結果の行為に関する違いの作り手だと信じる根拠がないことを示す。このとき示すべきことは、次の反事実的条件文を真だと信じる根拠がないということである。

先行条件に関する反事実的条件文 「もし決定論者による努力行為の先行条件が起きたら、結果の行為が起きるであろうし、かつ、もし決定論者による努力行為の先行条件が起きなかったら、結果の行為は起きないであろう」

*¹¹⁷ ここでの要素は、出来事や事態、不在、不作為、何かが生じないことなどの、常識が原因や結果だと権威付けるもの全てを含むものだとしている (Menzies, 2004, p.152)。

*¹¹⁸ 考慮の結果として行う行為は、考慮以外の原因によっても生じることが可能だとする。

*¹¹⁹ ここで採用している反事実的条件文の定義は、D. ルイスによるものである (Lewis, 1973a)。

*¹²⁰ ある世界 w において、w で起こっていないこと E が起こったという文を前件に持つ反事実的条件文が真かどうかを判定するためには、E が起きる前の過去の状態が同じで、E が起きる前の過去の状態を同じにさせるが、E が起きることは許すような法則が成り立っている世界で後件が真かを確かめよという方針は、ルイスに従う (Lewis, 1979[1986])。

1つ目の反事実的条件文は、決定論者による努力行為の先行条件と結果の行為が共に w で起きており、 w は w 自身に最も似ているので、真である。2つ目の反事実的条件文が真であるのは、決定論者による努力行為の先行条件と結果の行為が共に起きなかったある可能世界が、決定論者による努力行為の先行条件は起きなかったが結果の行為は起きたどの可能世界よりも w に似ているときである。ここで、努力行為の先行条件は何かといえば、選択肢のどちらかを積極的に選び取る理由がないということを突き止める心的過程のはずである。だとしたら、努力行為の先行条件が生じていないこの2つの可能世界において結果の行為を引き起こしたのは、先程の場合と同様に、行すべき行為を決める努力行為ではない何らかの心的過程のはずである。すると、先程と同じ理由で、この2つの可能世界の内どちらが w に似ているかの根拠が与えられていないため、2つ目の反事実的条件文を真であると信じる根拠がない。こうした議論は、努力行為の先行条件をさらに遡って、例えば考慮者が生まれる前の何らかの物理的状态だとしたときにも適用できる。というのも、その物理的状态が結果の行為を生じさせるのか生じさせないのかは分からないからである。従って、先行条件に関する反事実的条件文を真と信じる根拠もない。

このように、努力行為や、努力行為の先行条件を、違いの作り手だと信じるべき根拠はない。では、決定論者は自身の努力行為が因果的効力性を持つということを信じられないのだろうか。少なくとも、自身の努力行為が結果の行為を産出しているということは信じられる。C が E を産出しているのは次の場合である。

産出者 C と E が異なる要素である場合に、C が E の産出 (production) であるのは、(i) C と E が現実において生じており、(ii) ある現実の因果的構造の縮図 (reduction) において、(a) C と E が生じており、(b) E が C に反事実に依存している、すなわち、もし C が起きなかったとしたら E が起きないであろうとき、そのときに限る。(Hall, 2007, p.129; Hitchcock, 2009, pp.342-3)

ある因果的構造の縮図とは、その因果的構造をそのまま保持しているか、部分的にしか保持していないような可能な状況ないしは可能な因果的構造のことである (Hall, 2007, p.129; Hitchcock, 2009, pp.343)。そのため、縮図の因果的構造は現実においても存在するが、その逆は成り立たない。

C が E に関しての違いの作り手であるのは、現実において、もし C が起きたら E が起きるであろうし、かつもし C が起きなかったら E が起きないであろうとき、そのときに限る。その一方、C が E の産出であるのは、ある現実の因果的構造の縮図において、C と E が生じており、C が起きなかったら E が起きないであろうとき、そのときに限る。よって、C が E の産出であるかにとって重要となるのは、現実において C が起きなかったら E が起きないであろうということよりかは、むしろある現実の因果的構造の縮図において C が起きなかったら E が起きないであろうということである。例として、そばとうどんの内どちらを昼食に取るかという考慮について考えよう。ここで、現実においては、そばとうどんのどちらを食べるかを定めるための努力行為と結果の行為（そばを食べるという行為とする）が生じたと仮定する。この状況では、努力行為がそばを食べるという行為に関しての違いの作り手であるということを信じる根拠は与えられていない。なぜなら、努力行為が生じなかった可能世界を、そばを食べている可能世界とそばを食べていない可能世界に分けたときに、どちらが現実世界に近いかを特定する根拠が与えられていないからである。その一方で、努力行為がそばを食べるという結果の行為を産出すること、及び努力行為がうどんを食べるという結果の行為を産出することは信じられる。現実の因果的構造から、そばを支持するような理由に気づきその理由を吟味するというような因果的過程が省かれている中で、努力行為を行いその結果としてそばを食べたような縮図について考えよう。この縮図において、努力行為とそばを食べるという行為は両方生じている。加えて、この縮図においては、もし努力行為が生じなかったならばそばを食べなかったであろうということは成り立っていると考えられる。なぜなら、そばを食べるように傾けさせる理由への気づきがこの縮図においては存在しないため、そばを

食べていない可能世界の方がそばを食べている可能世界よりも縮図に類似していると考えられるからである。同様の議論は、うどんを現実食べていた場合においても適用できる。よって、努力行為は結果の行為を産出していると、考慮中の行為のそれぞれについて信じられる。

努力行為が結果の行為に関しての違いの作り手だと信じる根拠が与えられていないことは対照的に、努力行為が結果の行為を産出していると信じるための根拠は与えられている。その違いは、努力行為が結果の行為を産出しているかの評価において、現実世界ではなくて、現実の因果的構造の縮図が用いられるという点に由来する。ある要素が産出であるかを評価する際には、その要素自体に着目するために、それ以外の不要な要素を排除する必要がある。そのため、努力行為がそばを食べる行為を産出しているかの評価においては、そばを支持するような理由に気づきその理由を吟味するという因果的過程を排除した縮図を用いてもよい。こうした排除によって、努力行為それ自体が因果的効力を有するかの判定が下せるようになっているのである。

以上のように、決定論が間違っていると信じていない限り自身の考慮が因果的効力性を有するとは信じられないという反論に対しては、決定論者であっても自身の考慮が結果の行為を産出しているということは信じられると応答できる。

6.6 総括

この章では、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論を、考慮中に前提されている余地を信念に基づく仕方理解することで擁護した。具体的には、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることは、次の (S') のように理解されると論じた。

(S') 相互に排他的な行為 $A_1, \dots, A_n$ について決定論に由来する矛盾した信念を抱かずに考慮するためには、任意の選択肢 A_i と A_j について、 A_i を行うことによる期待効用が A_j を行うことによる期待効用よりも高いということを考慮者 S が確からしいと思うことはあってはならないのに加えて、任意の選択肢 A_k について、(a) 私は A_k をするだろうという命題は、現在の文脈において、 S にとって安定した全ての命題と整合的であるか、(b) もしそうした命題と整合的でないならば、不整合があることを S が信じるがあり得ないかの内、どちらか一方が正しいのでなければならない。

(S') によれば、どの選択肢も行うことができるという考慮の際の前提は、考慮中の選択肢のいずれについても、それが最も高い期待効用をもたらすということが確からしいとは思われていないというように理解される。考慮中の選択肢の期待効用が最も高いということが確からしく思われていないことは、決定論が正しいこととも決定論が正しいという信念とも両立するため、(S') は考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論の両方の擁護に適している。また、考慮中の選択肢が信念的に偶然であることは、考慮における所与テーゼや考慮における現実主義のような考慮の特徴と親和的である。そのため、(S') は考慮の特徴を捉えた上で両立論を擁護することができる。

考慮の前提となっている余地を信念に基づく仕方理解しようとする方針に対しては、様々な反論が提示されていた。この方針では、ヴァン・インワーゲンによる例の適切な説明ができないという反論に対しては、考慮中の因果的効力性についての信念に訴えれば対処できると応じた。この論文では、次の (DE') に訴えた。

(DE') 相互に排他的な行為 $A_1, \dots, A_n$ について決定論に由来する矛盾した信念を抱かずに考慮するためには、もし考慮の結果として $A_i (1 \leq i \leq n)$ をするのが最善だと判断したならば、通常の条件では、この考慮が原因となって A_i をするだろうということを考慮者は信じているのでなければならない。

考慮中の行為が信念的に偶然であることと考慮の因果的効力性についての信念に訴える方針は、過剰な認知的・概念的要求をしているため、動物や小さな子どもの考慮を捉えることができていないという反論がコフマンとウォーフィールドによって為されていた。この反論に対しては、考慮両立論の擁護に使われている2つの要件を、合理的考慮の必要条件や人間（の成人）の考慮の独自性を特徴づける条件と考えずに、考慮に際して合理性を損なわないようにするための条件と考えられるのであれば、問題は生じないと応じた。

考慮が因果的効力性を有すると信じるためには、決定論が正しいという信念を持つことは許容されないという反論がヘンデンとウィデカーによって展開されていた。この反論に対しては、決定論者であっても、自身の考慮が行うと決めた行為を産出していることは信じられると応じた。

以上の議論を踏まえると、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論を、考慮の特徴を捉えた上で擁護するためには、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることと考慮の因果的効力性についての信念に訴えることが有望である。

結論

本論文の目的は、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論を擁護することであった。この2つの両立論とは次のような見解であった。

考慮の前提である余地に関する両立論 決定論が真であることと、ある者が考慮において前提としている余地が実在することは両立する。

考慮両立論 Sが考慮し合理的であることは、自身の行為が決定されていると信じるものと両立する。(cf. Pereboom, 2014, p.106)

そしてそのためには、考慮において前提とされている余地を、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であること、すなわち、考慮によってどの行為を行うかが信念によっては特定されていないことであるというように理解するべきだと論じた。具体的には、第6章において、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることを表す(S')と、考慮の因果的効力性についての信念を表す(DE')という2つの見解に訴えて、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論を擁護した。

(S') 相互に排他的な行為 $A_1, \dots, A_n$ について決定論に由来する矛盾した信念を抱かずに考慮するためには、任意の選択肢 A_i と A_j について、 A_i を行うことによる期待効用が A_j を行うことによる期待効用よりも高いということを考慮者 S が確からしいと思うことはあってはならないのに加えて、任意の選択肢 A_k について、(a) 私は A_k をするだろうという命題は、現在の文脈において、S にとって安定した全ての命題と整合的であるか、(b) もしそうした命題と整合的でないならば、不整合があることを S が信じることもあり得ないかの内、どちらか一方が正しいのでなければならない。

(DE') 相互に排他的な行為 $A_1, \dots, A_n$ について決定論に由来する矛盾した信念を抱かずに考慮するためには、もし考慮の結果として $A_i (1 \leq i \leq n)$ をするのが最善だと判断したならば、通常の条件では、この考慮が原因となって A_i をするだろうということを考慮者は信じているのでなければならない。

(S') に訴えることで、考慮の前提である余地に関する両立論を擁護することができる。なぜなら、考慮中の選択肢のいずれについてもその期待効用が最大であると確からしく思い得ないということは、決定論と両立するからである。また、(S') に訴えれば、考慮両立論を擁護することができる。なぜなら、考慮中の選択肢のいずれについてもその期待効用が最大であると確からしく思い得ないという信念は、決定論が正しいという信念と両立するので、決定論が正しいという信念によって矛盾した信念が考慮の場面において生じるということを阻止できるからである。(S') に訴えるような方針は、ヴァン・インワーゲンが提示した例を適切に扱えないという反論が出されていたが、この例には考慮の因果的効力性についての信念、すなわち (DE') に訴えれば対処ができる。

この2つの要件に訴える方針に対してコフマンとウォーフィールドは、この方針は認知的・概念的に過剰な要請をしているため、動物や小さな子どもが合理的に考慮できるという事実を適切に説明できないという批判をした。この反論に対しては、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることと考慮の因果的効力性についての信念を、決定論者が考慮の際に矛盾した信念を抱かないようにする条件だと考えれば、この2つの要件に基づく両立論の擁護にとっての問題は生じないと応じた。また、ヘンデンやウィデカーはこの方針に対して、考慮において前提されている余地を非両立論的なものと考えていない限りは、決定論者は考慮の因果的効

力性についての信念を抱くことができないという反論を展開した。この反論に対しては、決定論を信じる考慮者であっても自身の考慮が行為を産出していることは信じられると応じた。

考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることは、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義と相性が良い。この2つの主張はそれぞれ次のようなものであった。

考慮における所与テーゼ 考慮に際しては、考慮している事柄以外のことは所与とみなされ、特段の事情がない限りは変更がないものとして扱われる。

考慮における現実主義 考慮に際しては、現に生じたことを踏まえてどの選択肢を行うのが決められるのであって、現実起きていないことは参考とされない。

考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることが、考慮における所与テーゼという見解と親和的であることは、(S')において、任意の選択肢 A_k を行うという命題が、安定した命題と整合的であるか、そうでないならば不整合があることを考慮者は信じてはならないとする点から見てとれる。安定した命題とは次のようなものであった。

(settled) ある行為者にとってある命題が安定しているのは、その行為者がその命題を信じており、その命題が真であることについてのいかなる(考慮の目的にとっての)不確かさをも意に介さない場合に限る (ibid., p. 113)。

考慮している事柄以外のことは特別なことがない限り変更のない所与として扱われるということは、考慮している事柄以外のことについての命題は真であり、その諸命題が真であることについて生じるいかなる(考慮の目的にとっての)不確かさをも意に介すことはないということだと考えられる。そのため、(S')によって考慮における所与テーゼは捉えられている。また、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることは、自分が真と信じる信念に照らして行為が可能かどうかということによって決まるのであって、現実には生じていなかったことに照らして行為が可能かどうか定まるのではない。よって、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることは、考慮における現実主義と親和的である。このように、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることに訴える余地両立論の擁護は、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義を適切に捉えることができる。

考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることに訴えることで、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義を取り入れられるという点が、他の余地両立論との大きな違いとなっている。この違いに着目して、これまでとは異なる順序でその違いを見ていこう。

第3章で見た引き返し余地両立論は、「もし仮に現に行った行為とは異なる行為をしていたならば、過去は異なっていただろう」という引き返しの反事実的条件文が正しいという仕方で余地を理解する。引き返し余地両立論は、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義のいずれにも反している。例えば、そばとうどんのどちらを昼食にするかという考慮において、引き返し余地両立論は、もしうどんを食べていたならばうどんのほうがより魅力的に見えていただろうという仕方で、うどんを食べることができることを理解する。しかし、考慮においては、考慮している事柄以外のことは変更がないものとして扱われ、現実起きていないことは参考とされない。そのため、うどんの方がより魅力的に見えていただろうというような過去の変更は、考慮においては念頭に置かれていない。そのため、引き返し余地両立論は考慮の前提である余地を捉えることができていない。

同じく第3章で見た局所的奇跡両立論は、「もし仮に現に行った行為とは異なる行為をしていたならば、局

所的奇跡が生じていただろう」という反事実的条件文が正しいという仕方でも余地を理解する。局所的奇跡両立論もまた、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義のいずれにも反している。そばとうどんのどちらを昼食にするかという考慮において、局所的奇跡両立論は、もしうどんを食べていたならば、局所的奇跡によって自然法則が部分的に破れていただろうという仕方でも、うどんを食べることができることを理解する。しかし、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義からは、自然法則が破れていただろうというような自然法則の変更は、考慮においては念頭に置かれていないということが出てくる。そのため、局所的奇跡両立論も考慮の前提である余地を捉えることができていない。

第5章で検討した傾向性両立論は、考慮の前提である余地を広い能力——選択肢を行うための内在的傾向性としての狭い能力を持つことに加えて、その能力の行使のための手段や機会があり、外的抵抗がないこと——として理解する。例えば、傾向性両立論に従うと、そばとうどんの内どちらを昼食にとるかという考慮においてうどんを食べられるということは、もしうどんを食べるように試みたならば、適切な割合のテストケースにおいて、うどんを食べるための試みと内在的傾向性が十全な原因となつてうどんを食べることが実現されるだろうということだとされる。しかし、選択肢を行う広い能力は、考慮の前提である余地には十分ではない。なぜなら、選択肢を行う広い能力を持つためには、選択肢を行うよう試みることは必要とされていないが、考慮においては、選択肢を行うよう試みるのが自らによって引き起こされ得るということが前提とされているからである。このことは、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義からも示される。他のようにする仮言的能力の発揮には、他のようにする試みを生じさせるための信念・欲求や価値判断、直観的判断などの心的現象が、現実が生じることが必要となる。しかしそうした心的現象は、考慮されている対象でもなく現実に生じている訳でもないため、考慮において変更を受け入れず参考にもされないものとして扱われる。よって、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義が正しい限り、仮言的能力だけでは他のようにするために必要な心的現象を確保できない。このように、傾向性両立論は、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義を踏まえると、考慮の前提である余地を説明できないという問題がある。

総じて、引き返し余地両立論と局所的奇跡両立論、傾向性両立論は、考慮における所与テーゼと考慮における現実主義を適切に取り入れられないという問題点があるのである。

その一方で、ヒューム主義的両立論と非還元物理主義に訴える余地両立論については、余地の捉え方が適切でなかったり、物理主義に反する特徴が潜在していたりするという難点がある。第3章で見たヒューム主義的両立論は、自然法則は単なる規則性にすぎないという自然法則のヒューム主義に訴えて、自然法則は我々が変えることができるものであるため、決定論下においても余地が存在し得ると主張する。もしヒューム主義的両立論が、ヒューム主義と物理主義に従うために、法則に関するヒューム主義的付随と心的性質の物理的性質への付随を受け入れるのであれば、いくつかの擁護可能な前提と推論規則に訴えることで、決定論下においては余地を行使できないということを示す論証が作れるのであった。そして、この論証にヒューム主義的両立論者が再反論しようとする、余地を他のようにする論理的可能性があるというように過度に弱いものとみなしたり、考慮における所与テーゼに背いたりするということに、考慮の前提である余地を捉えられなくなる。さらに、ヒューム主義を維持したままでヒューム主義的両立論を擁護するためには、心的性質の物理的性質への付随を拒絶する必要があるが、その場合には物理主義を捨てるという代償を支払うことになる。

第4章で検討した非還元物理主義に訴える余地両立論は、非還元物理主義が正しいことにより、物理的決定論と心理学的非決定論が共に成立するため、余地は物理的決定論と両立すると論じる。この余地両立論は、異なる物理的状態を同一の行為に関する状態にまとめ上げている。そのため、同一の可能性とみなされるべきではないものを同一の可能性と扱うというように、可能性の個別化を適切にしていないという問題を抱えている。またこの両立論は、物理主義の要件を心的性質の物理的性質への付随としないため、創発に訴え

るリバタリアニズムと区別しづらい。よって、リストの見解は、両立論よりも非両立論に近いという問題がある。

以上で示したように、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることと考慮の因果的効力性についての信念に訴えると、引き返し余地両立論や局所的奇跡両立論、傾向性両立論とは異なり、考慮における所与テーゼや考慮における現実主義を捉えた上で、考慮の前提である余地に関する両立論と考慮両立論を擁護できる。また、考慮中の余地を、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であることと解する場合には、ヒューム主義的両立論と非還元的物理主義に訴える両立論とは異なり、物理主義に反する要素を打ち出すことがない。そのため、物理主義を否定するという過剰なコミットメントを避けることができる。このように、信念的偶然性に基づいて余地を理解するような余地両立論は、こと考慮の前提である余地を捉えるという点においては、他の余地両立論よりも有利な立場にあるのである。

参考文献

- Atmanspacher, Harald and Stefan Rotter. (2011). "On Determinacy or its Absence in the Brain," in Richard Swinburne (ed.) (2011). *Free Will and Modern Science*, Oxford University Press: 84-101.
- Austin, J. L. (1956[1970]). "Ifs and Cans," *Proceedings of the Aristotelian Society*, 42: 109-132. Reprinted in J. L. Austin (1970), *Philosophical Papers*, 2nd ed, J. O. Urmson and Geoffrey Warnock (eds.) Oxford University Press. (邦訳: 「もし」と「できる」, 坂井秀寿・守屋唱進 (訳)、J. L. オースティン『オースティン哲学論文集』坂本百大 (監訳)、勁草書房、1991 年所収: 332-88.)
- Ayer, A. J. (1954), "Freedom and Necessity," in *Philosophical Essays*, Palgrave Macmillan: 271-84.
- Balaguer, Mark. (2010). *Free Will as an Open Scientific Problem*, MIT Press.
- Beebe, Helen. (2000). "The Non-Governing Conception of Laws of Nature," *Philosophy and Phenomenological Research*, 61(3): 571-94.
- . (2003). "Local Miracle Compatibilism," *Noûs*, 37(2): 258-77.
- . (2011). "Necessary Connections and the Problems of Induction," *Noûs*, 45(3): 504-27.
- . (2013). *Free Will: An Introduction*, Palgrave.
- Beebe, Helen and Alfred Mele. (2002). "Humean Compatibilism," *Mind*, 111: 201-23.
- Bernstein, Mark. "Fatalism," in Robert Kane (ed.) *The Oxford Handbook of Free Will*, Oxford University Press: 65-81.
- Berofsky, Bernard. (2012). *Nature's Challenge to Free Will*, Oxford University Press.
- . (2017). "Classical Compatibilism," in Timpe, Griffith and Levy (eds.) (2017): 41-51.
- Bird, Alexander. (1998). "Dispositions and Antidotes," *The Philosophical Quarterly*, 48: 227-34.
- . (2007). *Nature's Metaphysics*, Oxford University Press.
- Bishop, Robert. (2011). "Chaos, Indeterminism and Free Will," in Kane (ed.) (2011b): 84-100.
- Bok, Hilary. (1998). *Freedom and Responsibility*, Princeton University Press.
- Brueckner, Anthony. (2008). "Retooling the Consequence Argument," *Analysis*, 68(1): 10-3.
- Call, Josep. (2001). "Object Permanence in Orangutans (*Pongo pygmaeus*), Chimpanzees (*Pantrolodytes*), and Children (*Homo sapiens*)," *Journal of Comparative Psychology*, 115(2): 159-71.
- Campbell, Joseph Keim. (2007). "Free Will and the Necessity of the Past," *Analysis*, 67(2): 105-11.
- . (2008). "Reply to Brueckner," *Analysis*, 68(3): 264-69.
- . (2010). "Incompatibilism and Fatalism: Reply to Loss," *Analysis*, 70(1): 71-6.
- . (2011). *Free Will*, Polity. (邦訳: ジョゼフ・K. キャンベル『自由意志』、高崎将平 (訳)、岩波書店、2019 年.)
- . (2017). "The Consequence Argument," in Timpe, Griffith and Levy (eds.) (2017): 41-51.
- Carlson, Eric. (2000). "Incompatibilism and the Transfer of Power Necessity," *Noûs*, 34(2): 277-90.
- . (2003). "Counterexamples to Principle Beta: A Response to Crisp and Warfield," *Philosophy and Phenomenological Research*, 66(3): 730-7.
- Carroll, John. (1994). *Laws of Nature*, Cambridge University Press.
- Castañeda, Hector-Neri. (1975). *Thinking and Doing*, D. Reidel Publishing Company.
- Chalmers, David. (1996). *The Conscious Mind*, Oxford University Press. (邦訳: デイヴィッド・J・チャルマー

- ズ『意識する心』、林一（訳）、白揚社、2001年。）
- Chisholm, Roderick M. (1964). “Human Freedom and the Self,” *The University of Kansas Lindley Lecture*: 3-15.
（邦訳：「人間の自由と自己」、柏端達也（訳）、青山拓央・柏端達也（監修）『自由意志』、岩波書店、2020年所収：223-52.）
- Choi, Sungcho and Micheal Fara. (2018). “Dispositions,” *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Spring 2021 Edition), Edward N. Zalta (ed), URL = <<https://plato.stanford.edu/archives/spr2021/entries/dispositions/>>.
- Clarke, Randolph. (1992). “Deliberation and Beliefs about One’s Abilities,” *Pacific Philosophical Quarterly*, 73: 101-13.
- . (2003). *Libertarian Accounts of Free Will*, Oxford University Press.
- . (2009). “Dispositions, Abilities to Act, and Free Will: The New Dispositionalism,” *Mind*, 135: 363-74.
- . (2019). “Free Will and Abilities to Act,” in Klaus von Stosch, Saskia Wendel, Martin Breul and Aaron Langenfeld (eds.) *Streit um die Freiheit*, Ferdinand Schöningh.
- Coffman, E. J. (2017). “Deliberation,” in Timpe, Griffith, Levy (eds.) (2017): 590-9.
- Coffman, E. J. and Ted A. Warfield. (2005). “Deliberation and Metaphysical Freedom,” *Midwest Studies in Philosophy*, 29: 25-44.
- Collier-Baker, Emma and Thomas Suddendorf. (2006). “Do Chimpanzees (*Pan troglodytes*) and 2-Year-Old Children (*Homo sapiens*) Understand Double Invisible Displacement?” *Journal of Comparative Psychology*, 120(2): 89-97.
- Crisp, Thomas M. and Ted A. Warfield. (2000). “The Irrelevance to Indeterministic Counterexamples to Principle Beta,” *Philosophy and Phenomenological Research*, 61(1): 173-84.
- Cohen, Daniel and Toby Handfield. (2007). “Finking Frankfurt,” *Philosophical Studies*, 118: 323-51.
- Deery, Oisín, Matt Bedke and Shaun Nichols. (2013). “Phenomenal Abilities: Incompatibilism and the Experience of Agency,” in Shoemaker (ed.) (2013): 126-50.
- . (2021). *Naturally Free Action*, Oxford University Press.
- Demarest, Heather. (2015). “Fundamental Properties and the Laws of Nature,” *Philosophy Compass*, 10(5): 334-44.
- Dennett, Daniel. (1984[2015]). *Elbow Room*, MIT Press. （邦訳：ダニエル・C・デネット、『自由の余地』、戸田山和久（訳）、名古屋大学出版会、2020年。）
- Dorr, Cian. (2016). “Against Counterfactual Miracles,” *Philosophical Review*, 125(2): 241-86.
- Earman, John. (1984). “Laws of Nature: The Empiricist Challenge,” in Radu J. Bogdan (ed.) *D.M. Armstrong*, D. Reidal Publishing Company: 191-224.
- Edwards, Paul. (1958). “Hard and Soft Determinism,” in Sydney Hook (ed.) *Determinism and Freedom in the Age of Modern Science*, Collier Book: 117-25.
- Ekstrom, Laura. (2000). *Free Will*, Westview.
- Ellis, Brian. (2001). *Scientific Essentialism*, Cambridge University Press.
- Elzein, Nadine and Tuomas K. Pernu. (2017). “Supervenient Freedom and the Free Will Deadlock,” *Disputatio*, 45: 219-43.
- Fara, Michael. (2008). “Masked Abilities and Compatibilism,” *Mind*, 117: 843-65.
- Finch, Alicia. (2017). “Logical Fatalism,” in Timpe, Griffith and Levy (eds.) (2017): 191-202.
- Finch, Alicia and Ted A. Warfield. (1998). “The Mind Argument and Libertarianism,” *Mind*, 107: 515-28.

- Fischer, John M. (1994). *The Metaphysics of Free Will*, Blackwell.
- . (2006). “Free Will and Moral Responsibility,” in David Copp (ed.) *The Oxford Handbook of Ethical Theory*, Oxford University Press: 321-54.
- . (2010). “The Frankfurt Cases: The Moral of the Stories,” *Philosophical Review*, 119: 315-36.
- Fischer, John M. and Garrett Pendergraft. (2013). “Does the Consequence Argument beg the Question?” *Philosophical Studies*, 166: 575-95.
- Fischer, John M. and Mark Ravizza. (1998). *Responsibility and Control*, Cambridge University Press.
- Foley, Richard. (1982). “Compatibilism and Control over the Past,” *Analysis*, 39: 70-4.
- Frankfurt, Harry. (1969). “Alternate Possibilities and Moral Responsibility,” *Journal of Philosophy*, 66(23): 829-39. Reprinted in Frankfurt (1998): 1-10. (邦訳：「選択可能性と道德的責任」、三ツ野陽介（訳）、門脇俊介・野矢茂樹（編・監修）『自由と行為の哲学』、春秋社、2010 年所収：81-98.)
- . (1971). “Freedom of the Will and the Concept of a Person,” *Journal of Philosophy*, 68(1): 5-20. Reprinted in Frankfurt (1988): 11-25. (邦訳：「意志の自由と人格という概念」、近藤智彦（訳）、門脇俊介・野矢茂樹（編・監修）『自由と行為の哲学』、春秋社、2010 年所収：99-127.)
- . (1988) *The Importance of What We Care about*, Cambridge University Press.
- Franklin, Christopher Evan. (2011). “Masks, Abilities, and Opportunities: Why the New Dispositionalism cannot Succeed,” *The Modern Schoolman*, 88: 89-103.
- . (2018). *A Minimal Libertarianism*, Oxford University Press.
- Gallois, André. (1977). “van Inwagen on Free Will and Determinism,” *Philosophical Studies*, 32: 99-105.
- Geach, Peter. (1972). *Logic Matters*, University of California Press.
- Gebharder, Alexander. (2020). “Free Will as a Higher-level Phenomenon?” *Thought*, 9: 177-87.
- Gigerenzer, Gerd. (2001). “The Adaptive Toolbox,” in Gerd Gigerenzer and Reinhard Selten (eds.) *Bounded Rationality*, MIT Press: 37-50.
- Ginet, Carl. (1962). “Can the Will Be Caused?” *The Philosophical Review*, 71: 49-55.
- . (1966). “Might We Have No Choice?” in Keith Lehrer (ed.) *Freedom and Determinism*, Random House: 87-104.
- . (1980). “The Conditional Analysis of Freedom,” in Peter van Inwagen (ed.) *Time and Causes*, D. Reidel Publishing Company: 171-86.
- . (1983). “In Defense of Incompatibilism,” *Philosophical Studies*, 44: 391-400.
- . (1990). *On Action*, Cambridge University Press.
- . (1996). “In Defense of the Principle of Alternative Possibilities: Why I don’t Find Frankfurt’s Argument Convincing,” *Philosophical Perspectives*, 10: 403-17.
- . (2002). “Review of Living without Free Will,” *Journal of Ethics*, 6: 305-9.
- Goetz, Stewart. (2008). *Freedom, Teleology and Evil*, Continuum.
- Graham, Peter A. (2008). “A Defense of Local Miracle Compatibilism,” *Philosophical Studies*, 140: 65-82.
- Grüne-Yanoff, Till. (2007). “Bounded Rationality,” *Philosophy Compass*, 2(3): 534-63.
- Gustafsson, Johan E. (2017). “A Strengthening of the Consequence Argument for Incompatibilism,” *Analysis*, 77(4): 705-15.
- Haji, Ishtiyaque. (1998). *Moral Appraisability*, Oxford University Press.
- . (2008). “Dispositional Compatibilism and Frankfurt-type Examples,” *Pacific Philosophical Quarterly*, 89:

226-41.

- Hall, Ned. (2007). "Structural Equations and Causation," *Philosophical Studies*, 132: 109-36.
- Hampshire, Stuart and H. L. A. Hart. (1958). "Decision, Intention and Certainty," *Mind*, 67: 1-12.
- Hasker, William. (2011). "Divine Knowledge and Human Freedom," in Kane (ed.) (2011b): 39-54.
- Hill, Christopher S. (1992). "van Inwagen on the Consequence Argument," *Analysis*, 52(2): 49-55.
- Hitchcock, Christopher. (2009). "Structural Equations and Causation: Six Counterexamples," *Philosophical Studies*, 144: 391-401.
- Hofer, Carl. (2016). "Causal Determinism," *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Spring 2023 Edition), Edward N. Zalta and Uri Nodelman (eds.), URL= < <https://plato.stanford.edu/entries/determinism-causal/> >.
- Honderich, Ted. (1993). *How Free Are You?*, Oxford University Press. (邦訳: テッド・ホンデリック『あなたは自由ですか』、松田克進(訳)、法政大学出版局、1996年。)
- 本間宗一郎. (2019). 「考慮両立論の擁護」、研究論集、19: 65-85.
- . (2022a). 「帰結論証の定式化の進展と演算子「N」の強弱」、*Contemporary and Applied Philosophy*, 13: 233-63.
- . (2022b). 「拡張された帰結論証とヒューム主義的両立論」、科学基礎論研究、50(1): 17-32.
- Horgan, Terence. (1985). "Compatibilism and the Consequence Argument," *Philosophical Studies*, 47: 339-56.
- Huemer, Michael. (2000). "Van Inwagen's Consequence Argument," *The Philosophical Review*, 109: 525-44.
- Hunt, David P. (2017). "Free Will and Theological Fatalism," in Timpe, Griffith, Levy (eds.) (2017): 500-11.
- Hunt, David P and Linda Zagzebski. (2021). "Foreknowledge and Free Will," *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Summer 2022 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL= < <https://plato.stanford.edu/entries/free-will-foreknowledge/> >.
- 入不二基義. (2015). 『あるようにあり、なるようになる』、講談社。
- Jackson, Frank. (1998). *From Metaphysics to Ethics*, Oxford University Press.
- Johnston, Mark. (1992). "How to Speak of the Colors," *Philosophical Studies*, 68: 221-63.
- Kane, Robert. (1996). *The Significance of Free Will*, Oxford University Press.
- . (2011a). "Introduction: The Contours of Contemporary Free-Will Debates (Part 2)," in Kane (ed.) (2011b): 3-35.
- Kane, Robert (ed.) (2011b). *The Oxford Handbook of Free Will*, 2nd ed, Oxford University Press.
- カント. (2000[1785]). 『人倫の形而上学の基礎付け』、平田俊博(訳)、カント全集 7、岩波書店。
- Kapitan, Tomis. (1986). "Deliberation and Presumption of Open Alternatives," *Philosophical Quarterly*, 36: 230-51.
- Kim, Jaegwon. (1984). "Concepts of Supervenience," *Philosophy and Phenomenological Research*, 45: 154-76. Reprinted in Kim, Jaegwon(1993). *Supervenience and Mind*, Cambridge University Press: 53-78.
- Ladyman, James, Øystein Linnebo and Richard Pettigrew. (2012). "Identity and Discernibility in Philosophy and Logic," *Review of Symbolic Logic*, 5(1): 162-86.
- Lamb, James. (1977). "On a Proof of Incompatibilism," *Philosophical Review*, 86: 20-35.
- Lehrer, Keith. (1966). "An Empirical Disproof of Determinism?" in Keith Lehrer (ed.) (1966). *Freedom and Determinism*, Random House: 175-202.
- . (1968). "Cans without Ifs," *Analysis*, 29: 29-32.
- Leuenberger, Stephen. (2008). "Supervenience in Metaphysics," *Philosophy Compass*, 3(4): 749-62.

- Levy, Neil and Michael McKenna. (2009). "Recent Work on Free Will and Moral Responsibility," *Philosophy Compass*, 4/1: 96-133.
- Lewis, David. (1973a). "Causation," *Journal of Philosophy*, 70: 556-67. Reprinted in Lewis (1986): pp.159-72.
- . (1973b). *Counterfactuals*, Blackwell. (邦訳: デイヴィッド・ルイス『反事実的条件法』、吉満昭宏 (訳)、勁草書房、2007 年.)
- . (1979). "Counterfactual Dependence and Time's Arrow," *Noûs*, 13: 455-76. Reprinted in Lewis (1986): 32-52.
- . (1981). "Are We Free to Break the Laws?" *Theoria*, 47: 113-21. Reprinted in D. Lewis (1986): 291-8.
- . (1983). "New Works for a Theory of Universals," *Australasian Journal of Philosophy*, 61: 343-77. Reprinted in Lewis (1999): 8-55. (邦訳: デイヴィッド・ルイス「普遍者のための新しい仕事」、柏端達也・青山拓央・谷川卓 (編訳)『現代形而上学論文集』、勁草書房、2006 年所収: 141-228.)
- . (1986). *Philosophical Papers Vol.II*, Oxford University Press.
- . (1994). "Humean Supervenience Debugged," *Mind*, 103: 473-90. Reprinted in Lewis (1999): 224-47.
- . (1997). "Finkish Dispositions," *The Philosophical Quarterly*, 47: 143-58. Reprinted in David Lewis (1999): 133-51.
- . (1999). *Papers in Metaphysics and Epistemology*, Cambridge University Press.
- List, Christian. (2014). "Free Will, Determinism, and the Possibility of Doing Otherwise," *Noûs*, 48(1): 156-78.
- . (2019a). "Levels: Descriptive, Explanatory, and Ontological", *Noûs*, 53(4): 852-83.
- . (2019b). "What's Wrong with the Consequence Argument?: In Defence of Compatibilist Libertarianism," *Proceedings of the Aristotelian Society*, 119(3): 253-74.
- . (2019c). *Why Free Will is Real*, Harvard University Press.
- Loss, Roberto. (2009). "Free Will and the Necessity of the Present," *Analysis*, 69(1): 63-9.
- . (2010). "Fatalism and the Necessity of the Present: Reply to Campbell," *Analysis*, 70(1): 76-8.
- Magidor, Ofra. (2011). "Arguments by Leibniz's Law in Metaphysics," *Philosophy Compass*, 6(3): 180-95.
- Manley, David and Ryan Wasserman. (2008). "On Linking Dispositions and Conditionals," *Mind*, 117: 59-84.
- Martin, Charlie B. (1994). "Dispositions and Conditionals," *The Philosophical Quarterly*, 44: 1-8.
- McCann, Hugh. (1998). *The Works of Agency*, Cornell University Press.
- McKay, Thomas J. and David Johnson. (1996). "A Reconsideration of an Argument against Compatibilism," *Philosophical Topics*, 24(2): 113-21.
- McKenna, Micheal. (2003). "Robustness, Control and the Demand for Morally Significant Alternatives," in David Widerker and Michael McKenna (eds.) (2003). *Moral Responsibility and Alternative Possibilities*, Ashgate Press: 201-18.
- . (2008). "Frankfurt's Argument against Alternative Possibilities: Looking beyond the Examples," *Noûs*, 42: 770-93.
- . (2013). "Reason-Responsiveness, Agents and Mechanism," in Shoemaker (ed.) (2013): 151-84.
- McKenna, Michael and D. Justin Coates. (2019). "Compatibilism," *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2021 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = <<https://plato.stanford.edu/archives/fall2021/entries/compatibilism/>>.
- McKenna, Michael and Derk Pereboom. (2016). *Free Will: A Contemporary Introduction*, Routledge.
- McLaughlin, Brian and Karen Bennett. (2018). "Supervenience," in *The Stanford Encyclopedia of Phi-*

- osophy, (Summer 2021 Edition) Edward N. Zalta (ed.), URL = <<https://plato.stanford.edu/archives/sum2021/entries/supervenience/>>.
- Mele, Alfred. (2006). *Free Will and Luck*, Oxford university Press.
- Menges, Leonhard. (2022). "Free Will, Determinism, and the Right Levels of Description," *Philosophical Explorations*, 25(1): 1-18.
- Menzies, Peter. (2004). "Difference-Making in Context," in John Collins, Ned Hall and L.A. Paul (eds.) *Causation and Counterfactuals*, MIT Press: 139-80.
- Mill, John Stuart. (1843[1974]). *A System of Logic*, John M. Robson (ed.) University of Toronto Press.
- Moore, G. E. (1912[2005]), *Ethics*, Oxford University Press. (邦訳：ジョージ・エドワード・ムーア『倫理学』、深谷昭三 (訳)、法政大学出版局、1977 年.)
- Narveson, Jan. "Compatibilism Defended," *Philosophical Studies*, 32: 83-7.
- Nelkin, Dana Kay. (2011). *Making Sense of Freedom and Responsibility*, Oxford University Press.
- Nichols, Shaun. (2012). "The Indeterminist Intuition: Source and Status," *The Monist*, 95(2): 290-307.
- Nowell-Smith P. H. (1954), *Ethics*, Penguin Books.
- Nozick, Robert. (1981). *Philosophical Explanations*, Harvard University Press. (邦訳：ロバート・ノージック『考えることを考える』上・下、坂本百大他 (訳)、青土社、1997 年.)
- Oakley, Shane. (2006). "Defending Lewis's Local Miracle Compatibilism," *Philosophical Studies*, 130: 337-49.
- O'Connor, Timothy. (1993). "On the Transfer of Necessity," *Noûs*, 27(2): 204-18.
- . (2000). *Persons and Causes*, Oxford University Press.
- . (2009). "Agent Causal Power," in Toby Handfield (ed.) *Disposition and Causes*, Oxford university Press: 189-214.
- . (2020). "Emergent Properties," *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Winter 2021 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL= <<https://plato.stanford.edu/entries/properties-emergent/>>.
- O'Connor, Timothy and Hong Yu Wong. (2005). "The Metaphysics of Emergence," *Noûs*, 39(4): 658-78.
- Pendergraft, Garrett. (2011). "The Explanatory Power of Local Miracle Compatibilism," *Philosophical Studies*, 156(2): 249-66.
- Pereboom, Derk. (2000). "Alternative Possibilities and Causal Histories," *Philosophical Perspectives*, 14: 119-37.
- . (2001). *Living without Free Will*, Cambridge University Press.
- . (2014). *Free Will, Agency and Meaning in Life*, Oxford University Press.
- Perszyk, Ken. (2017). "Free Will and Providence," in Timpe, Griffith, Levy (eds.) (2017): 543-52.
- Pettit, Philip. (1989). "Determinism with Deliberation," *Analysis*, 49: 42-4.
- Pike, Nelson. (1965). "Divine Omniscience and Voluntary Action," *Philosophical Review*, 74: 27-46.
- Pruss, Alexander R. (2013). "Incompatibilism Proved," *Canadian Journal of Philosophy*, 43(4): 430-7.
- Ramsey, F. P. (1928). "Universal of Law and of Fact," in D.H. Mellor (ed.) (1990). *Philosophical Papers*, Cambridge University Press: 140-4. (邦訳：F.P. ラムジー「法則的普遍と事実の普遍」、D.H. メラー編『ラムジー哲学論文集』、伊藤邦武・橋本康二 (訳)、勁草書房、1996 年所収: 205-13.)
- Roberts, John. (2008). *The Laws-Governed Universe*, Oxford University Press.
- Samuels Richard, Stephen Stich and Luc Faucher. (2004). "Reason and Rationality," in Ilkka Niiniluoto, Matti Sintonen and Jan Wolenski (eds.) *Handbook of Epistemology*, Kluwer Academic Publishers.
- Sartorio, Carolina. (2014). "Vihvelin on Frankfurt-Style Cases and the Actual-Sequence View," *Criminal Law and*

- Philosophy*, : 226-41.
- . (2016). *Causation and Free Will*, Oxford University Press.
- . (2017). “Frankfurt-Type Cases,” in Timpe, Griffith, and Levy (eds.) (2017): 179-90.
- Saunders, John Turk. (1968). “The Temptations of “Powerlessness,”” *American Philosophical Quarterly*, 5(2): 100-8.
- Shoemaker, David (ed.) (2013). *Oxford Studies in Agency and Responsibility, vol I*, Oxford University Press.
- Searle, John. (2001). *Rationality in Action*, MIT Press. (邦訳: ジョン・R・サール、『合理性と行為』、塩野直之 (訳)、勁草書房、2008 年.)
- Silins, Nichols. (2016). “Cognitive Penetration and the Epistemology of Perception,” *Philosophy Compass*, 11(1), 24-42.
- Simon, Herbert A. (1997). *Administrative Behavior*, 4th ed, Free Press. (邦訳: ハーバート・A・サイモン、『新版 経営行動』、二村敏子・桑田耕太郎・高尾義明・西脇暢子・高柳美香 (訳)、ダイヤモンド社、2009 年.)
- Slote, Michael. (1982). “Selective Necessity and Free Will,” *Journal of Philosophy*, 79(1): 5-24.
- Smith, Michael. (1997). “A Theory of Freedom and Responsibility,” in Garrett Cullity and Berys Gaut (eds.) *Ethics and Practical Reason*, Clarendon Press: 293-319. Reprinted in Smith (2004): 84-113.
- . (2003). “Rational Capacities,” in Sarah Stroud and Christine Tappolet (eds.) *Weakness of Will and Practical Irrationality*, Oxford University Press: 17-38. Reprinted in Smith (2004): 114-35.
- . (2004). *Ethics and the A Priori*, Oxford University Press.
- Speak, Daniel. (2011). “The Consequence Argument Revisited,” in Robert Kane (ed.) (2011b): 115-30.
- Sripada, Chandra. (2016a). “Self-Expression: A Deep Self Theory of Moral Responsibility,” *Philosophical Studies*, 173(5): 1203-32.
- . (2016b). “Free Will and the Construction of Options,” *Philosophical Studies*, 173(11): 2913-33.
- Stalnaker, Robert C. (1968). “A Theory of Conditionals,” in Nichols Rescher (ed.) *Studies in Logical Theory (American Philosophical Quarterly Monograph Series 2)*, Blackwell: 98-112.
- Stokes, Dustin. (2013). “Cognitive Penetrability of Perception,” *Philosophy Compass*, 8(7), 646-63.
- Stoljar, Daniel. (2021). “Physicalism,” in *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*, (Summer 2021 Edition) Edward N. Zalta (ed.) <https://plato.stanford.edu/archives/sum2021/entries/physicalism/>.
- Taylor, Richard. (1964). “Deliberation and Foreknowledge,” *American Philosophical Quarterly*, 1(1): 73-80.
- Tiehen, Justin. (2018). “Physicalism,” *Analysis*, 78(3): 537-51.
- Timpe, Kevin. (2017). “Leeway vs. Sourcehood Conceptions of Free Will,” in Timpe, Griffith and Levy (eds.) (2017): 213-24.
- Timpe, Kevin, Meghan Griffith and Neil Levy (eds.) (2017). *Routledge Companion to Free Will*, Routledge.
- van Inwagen, Peter. (1974). “A Formal Approach to the Problem of Free Will and Determinism,” *Theoria*, 40(1): 9-22.
- . (1975). “The Incompatibility of Free Will and Determinism,” *Philosophical Studies*, 27: 185-99. (邦訳: 「自由意志と決定論の両立不可能性」、小池翔一 (訳)、門脇俊介・野矢茂樹 (編・監修) 『自由と行為の哲学』、春秋社、2010 年所収: 129-53.)
- . (1983). *An Essay on Free Will*, Oxford University Press.
- . (1989). “When is the Will Free,” *Philosophical Perspectives*, 3: 399-422. Reprinted in van Inwagen (2017b): 60-80.

- . (1992). “Reply to Christopher Hill,” *Analysis*, 52(2): 56-61.
- . (2000). “Free Will Remains a Mystery,” *Philosophical Perspectives*, 14: 1-19. Reprinted in van Inwagen (2017b): 90-110.
- . (2004). “Freedom to Break the Laws,” *Midwest Studies in Philosophy*, 28(1): 334-50. Reprinted in van Inwagen (2017b): 129-48.
- . (2017a). “Introduction: Van Inwagen on Free Will”, in van Inwagen (2017b): 1-19.
- . (2017b). *Thinking about Free Will*, Oxford University Press.
- Vargas, Manuel. (2013). *Building Better Beings*, Oxford University Press.
- Vihvelin, Kadri. (1988). “The Modal Argument for Incompatibilism,” *Philosophical Studies*, 53: 227-44.
- . (2000). “Freedom, Foreknowledge, and the Principle of Alternate Possibilities” *Canadian Journal of Philosophy*, 30(1): 1-23.
- . (2004). “Free Will Demystified: A Dispositional Account,” *Philosophical Topics*, 32: 427-50.
- . (2013). *Causes, Laws, and Free Will*, Oxford University Press.
- . (2017). “Dispositional Compatibilism,” in Timpe, Griffith and Levy (eds.) (2017): 52-61.
- Watson, Gary. (1975). “Free Agency,” *Journal of Philosophy*, 72(1): 205-20.
- Weatherson, Brian. (2015). “Humean Supervenience,” in Barry Loewer and Jonathan Schaffer (eds.) *A Companion to Lewis*, Blackwell: 101-15.
- Wheeler, Gregory. (2018). “Bounded Rationality,” *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2020 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL= < <https://plato.stanford.edu/entries/bounded-rationality/> >.
- Whittle, Ann. (2010). “Dispositional Abilities,” *Philosophical Imprint*, 10(12): 1-23.
- . (2021). *Freedom and Responsibility in Context*, Oxford University Press.
- Widerker, David. (1987). “On an Argument for Incompatibilism,” *Analysis*, 47(1): 37-41.
- . (1995). “Libertarianism and Frankfurt’s Attack on the Principle of Alternative Possibilities,” *Philosophical Review*, 104: 247-61.
- . (2019). “Pereboom’s Defense of Deliberation Compatibilism: A Problem Remains,” *The Journal of Ethics*, 23: 333-45.
- Wilson, Jessica. (2015). “Metaphysical Emergence: Weak and Strong,” in Tomasz Bigaj and Christian Wüthrich (eds.) *Metaphysics in Contemporary Physics*, Poznan Studies in the Philosophy of the Sciences and the Humanities: 345-402.
- Wiggins, David. (1973). “Toward a Reasonable Libertarianism,” in Ted Honderich (ed.) *Essays on Freedom and Action*, Routledge & Kegan Paul: 31-61.
- Wyma, Keith D. (1997). “Moral Responsibility and Leeway for Action,” *American Philosophical Quarterly*, 34(1): 57-70.
- Yates, David. (2016). “Demystifying Emergence,” *Ergo*, 3(31): 809-41.
- Zagzebski, Linda. (1991). *The Dilemma of Freedom and Foreknowledge*, Oxford University Press.